のむラップ・ファンド

のむラップ・ファンド（保守型）
のむラップ・ファンド（やや保守型）
のむラップ・ファンド（普通型）
のむラップ・ファンド（やや積極型）
のむラップ・ファンド（積極型）

追加型投信　内外　資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年11月15日）

この目論見書により行なうのむラップ・ファンド（保守型）/（やや保守型）/（普通型）/（やや積極型）/（積極型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月16日に関東財務局長に提出しており、2025年5月17日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 24
４【手数料等及び税金】 29
５【運用状況】 33
第２【管理及び運営】 62
１【申込（販売）手続等】 62
２【換金（解約）手続等】 63
３【資産管理等の概要】 64
４【受益者の権利等】 67
第３【ファンドの経理状況】 69
１【財務諸表】 69
【中間財務諸表】 312
２【ファンドの現況】 353
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 356
第三部【委託会社等の情報】 357
第１【委託会社等の概況】 357
１【委託会社等の概況】 357
２【事業の内容及び営業の概況】 359
３【委託会社等の経理状況】 360
４【利害関係人との取引制限】 398
５【その他】 398
約款 399

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

のむラップ・ファンド（保守型）
のむラップ・ファンド（やや保守型）
のむラップ・ファンド（普通型）
のむラップ・ファンド（やや積極型）
のむラップ・ファンド（積極型）
（以上を総称して「のむラップ・ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々、「のむラップ・ファンド（保守型）」を「保守型」、「のむラップ・ファンド（やや保守型）」を「やや保守型」、「のむラップ・ファンド（普通型）」を「普通型」、「のむラップ・ファンド（やや積極型）」を「やや積極型」、「のむラップ・ファンド（積極型）」を「積極型」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（税抜 1.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（6）【申込単位】

一般コース （分配金を受取るコース）	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口＝1 円)または 1 万円以上 1 円単位
自動けいぞく投資コース （分配金が再投資されるコース）	1 万円以上 1 円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には 1 口単位とします。

（7）【申込期間】

2025 年 5 月 17 日から 2026 年 5 月 15 日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（9）【払込期日】

取得申込日から起算して 5 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「のむラップ・ファンド」は、リスク水準が異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。

◆国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象※1とし、以下の投資方針に基づき分散投資を行ないます。

保守型※2	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
やや保守型※2	安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
普通型※2	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
やや積極型※2	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
積極型※2	信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

◆各資産への分散投資を行なうにあたっては、ファンドの投資助言会社である野村證券株式会社※3が、独自に開発したモデルを用い最適化した結果を踏まえ、各ファンドごとに投資配分比率を決定します。

※1　各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス　マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2　「保守型」、「やや保守型」、「普通型」、「やや積極型」、「積極型」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものです。また、いずれの名称も、元本を確保することを意味するものではありません。

※3　野村證券株式会社は金融商品取引法に基づき、投資運用業および投資助言・代理業の登録を行なっています。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき１兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（のむラップ・ファンド（保守型））
（のむラップ・ファンド（やや保守型））
（のむラップ・ファンド（普通型））
（のむラップ・ファンド（やや積極型））
（のむラップ・ファンド（積極型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　）

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。
[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2010年3月15日　「保守型」「普通型」「積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2016年11月11日　「やや保守型」「やや積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

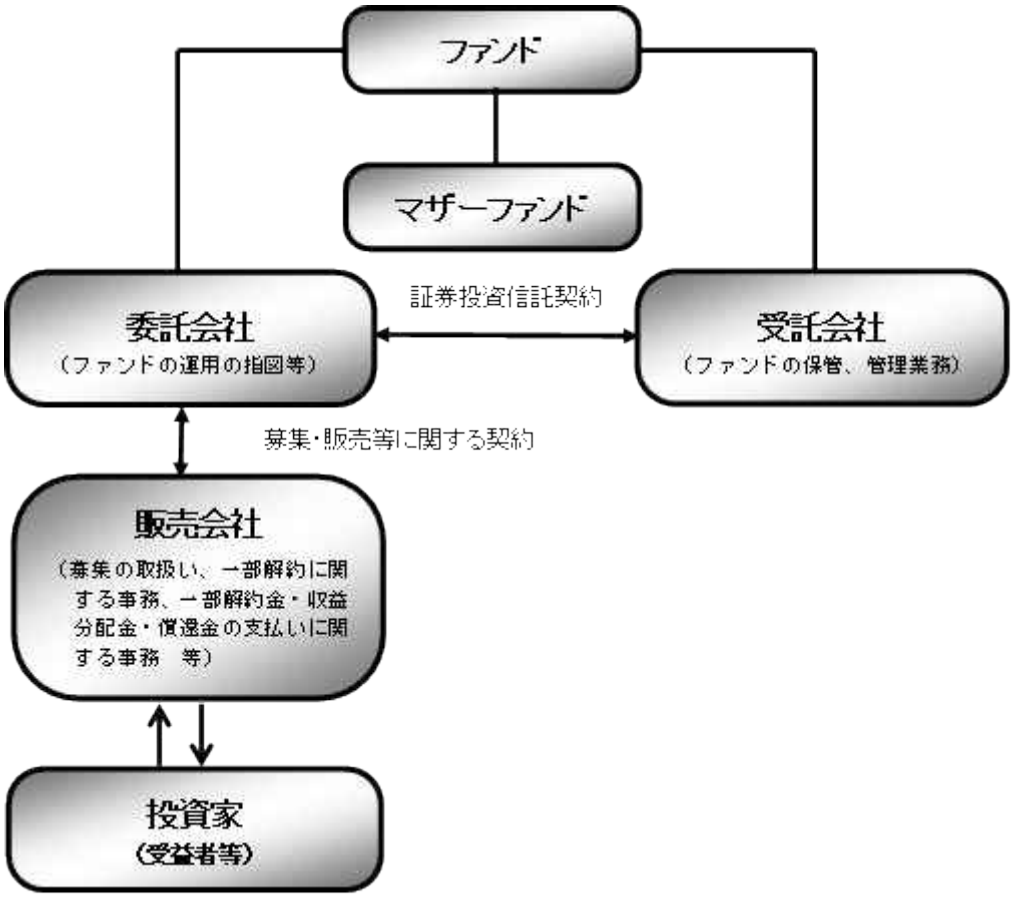

ファンド	のむラップ・ファンド（保守型） のむラップ・ファンド（やや保守型） のむラップ・ファンド（普通型）

	のむラップ・ファンド（やや積極型） のむラップ・ファンド（積極型）
マザーファンド （親投資信託）	国内株式マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 世界 REIT インデックス　マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

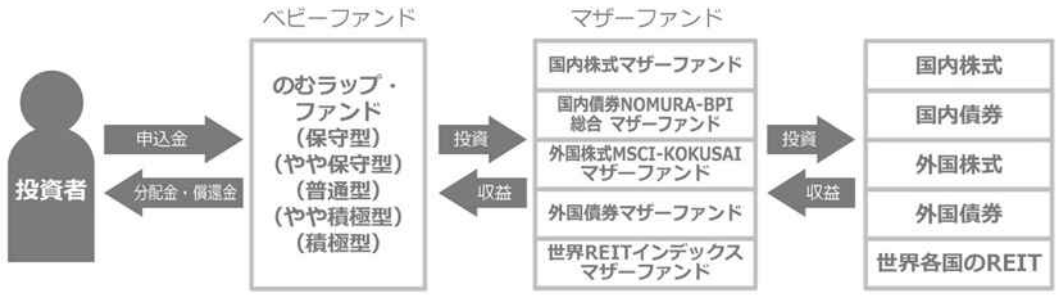

■委託会社の概況(2025 年 9 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

[1] マザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）に分散投資を行ないます。

◆各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

<国内株式> 国内株式マザーファンド	○主要投資対象 わが国の株式 ○対象指数 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
<国内債券> 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	○主要投資対象 わが国の公社債 ○対象指数 NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）
<外国株式> 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	○主要投資対象 外国の株式 ○対象指数 MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）* ＊MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
<外国債券> 外国債券マザーファンド	○主要投資対象 外国の公社債 ○対象指数 FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
<世界各国のREIT> 世界REITインデックス マザーファンド	○主要投資対象 世界各国のREIT ○対象指数 S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）* ＊S&P先進国REIT指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

[2] 各マザーファンドへの投資配分比率は、ファンドの投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

[3] 各ファンドにおける、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「世界 REIT インデックス　マザーファンド」の各受益証券への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して以下のとおりとします。

保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
原則 50%以内	原則 60%以内	原則 75%以内	原則 85%以内	制限なし

◆各ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、上記制限のもと、下記を上限の目処とします。

	保守型	やや 保守型	普通型	やや 積極型	積極型
国内株式マザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	80%	70%	60%	50%	40%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	30%	35%	45%	50%	60%
外国債券マザーファンド	50%	50%	50%	50%	50%
世界 REIT インデックス マザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%

※上記の各マザーファンドへの投資比率の上限の目処は、今後変更される場合があります。また、一時的に上限の目処を超える場合があります。

[4] 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。

◆市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

[5] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ポートフォリオ構築プロセス■

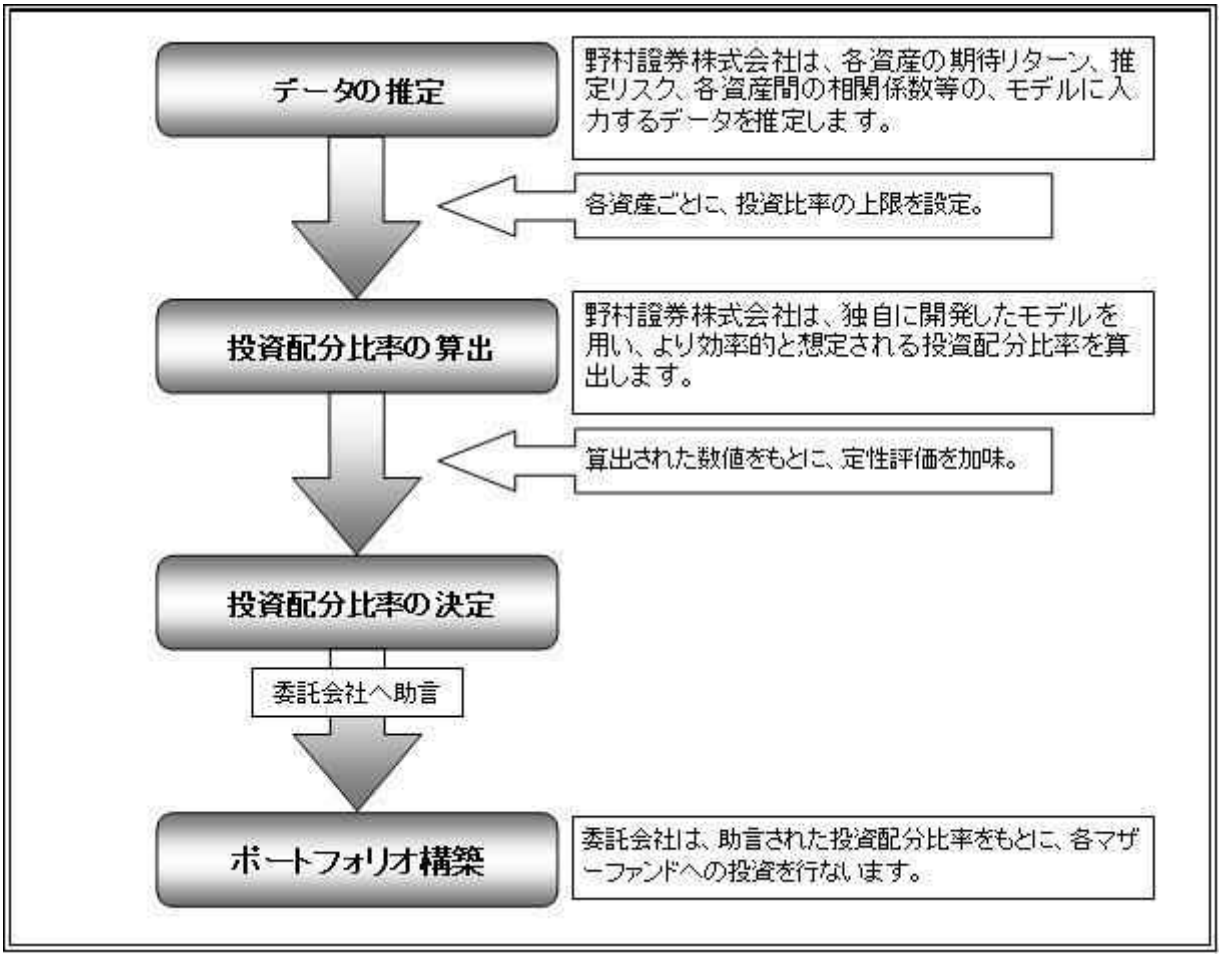

＊上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.（MSCI）、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではない

ことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）※を実質的な主要投資対象とします。

◆各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス　マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

＜各ファンドに共通＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス　マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法
(1) 投資対象
外国の公社債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②　有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③　スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（世界 REIT インデックス　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

①　REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　不動産投信指数先物取引は約款第 15 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

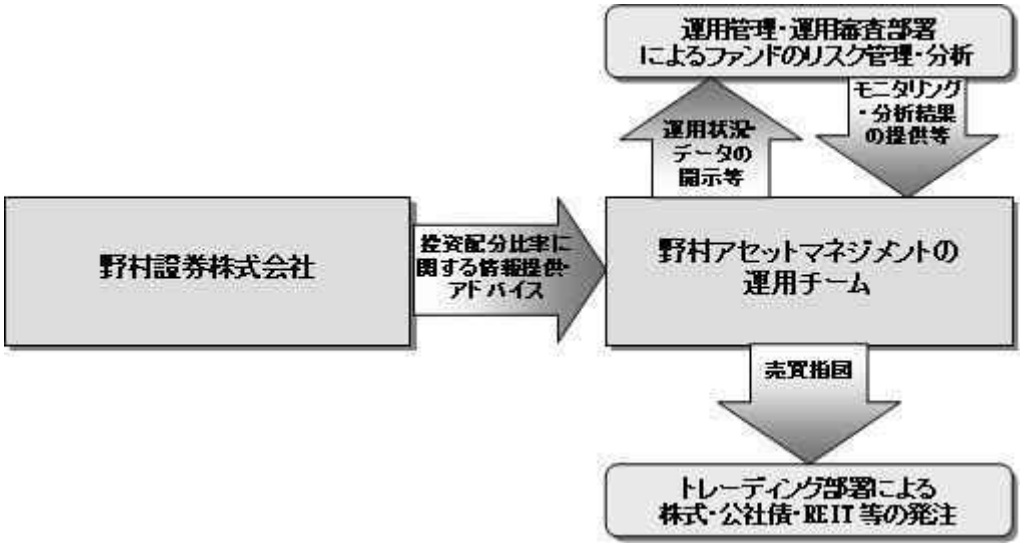

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

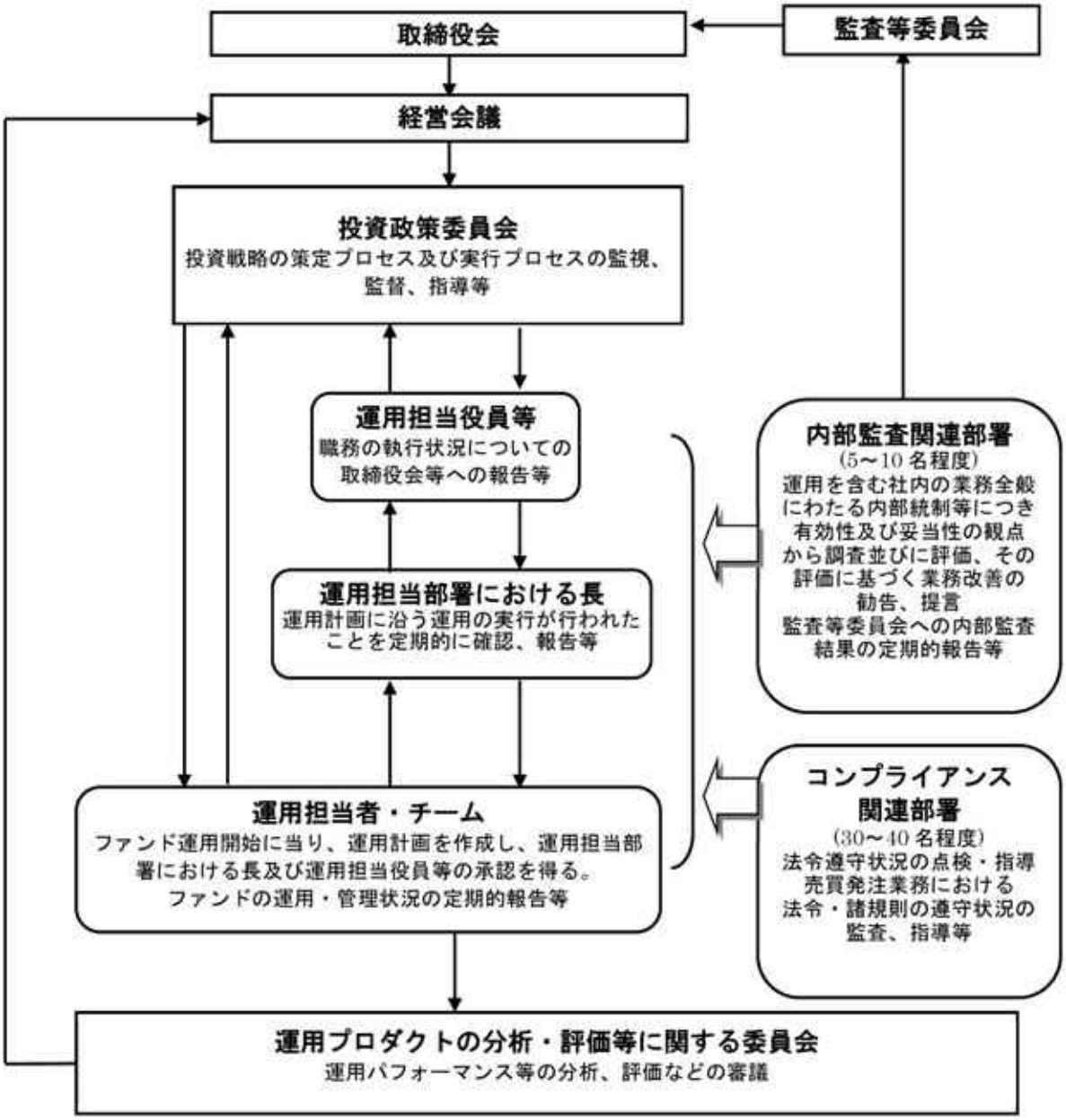

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年２月18日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

（５）【投資制限】

＜各ファンドに共通＞

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②デリバティブの使用(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③株式への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第19条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただ

し、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドで使用するモデルは、委託会社が信頼できると判断したデータ等の評価に基づき採用しておりますが、今後の運用成果を保証するものではありません。また、今後使用するモデルが変更となる場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

<u>リスク管理関連の委員会</u>

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

<u>リスク管理体制図</u>

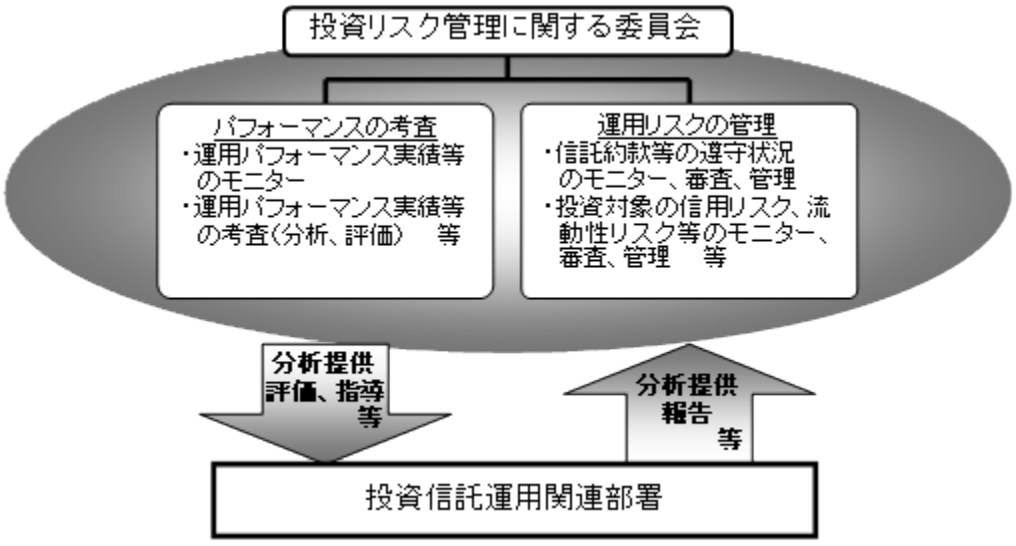

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年10月末～2025年9月末：月次）

保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

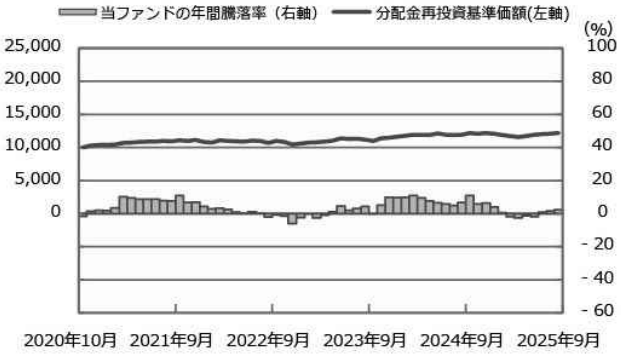

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

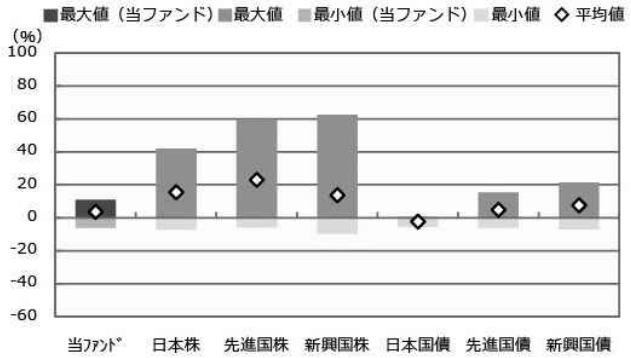

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**10.9**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.0**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**3.6**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

やや保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

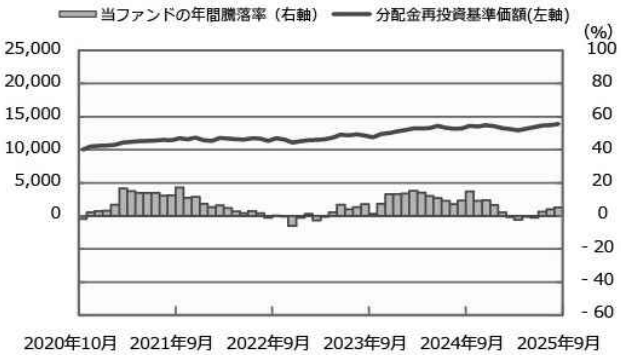

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

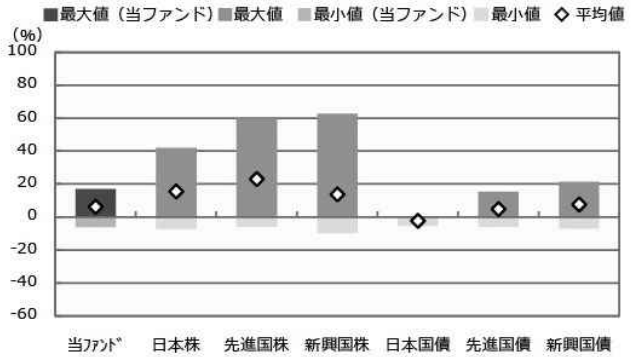

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**17.1**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.2**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**6.2**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

▌普通型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

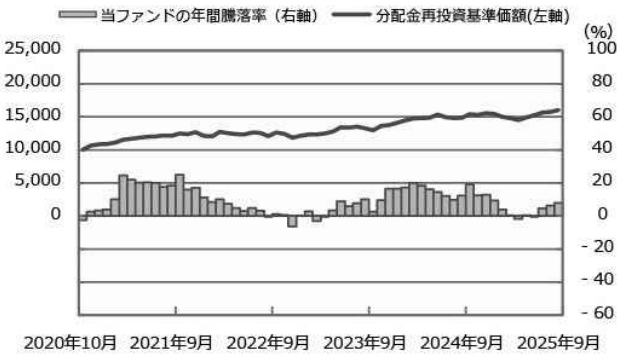

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

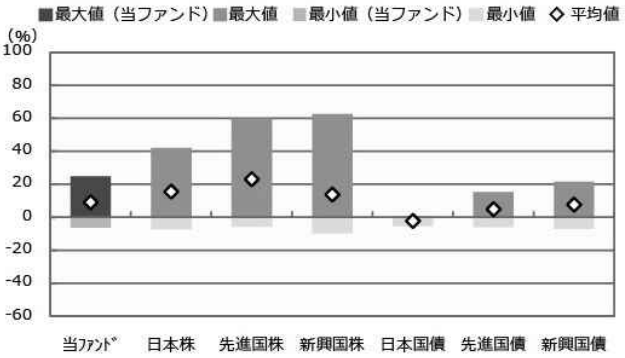

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**24.8**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.4**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**9.0**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

▌やや積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

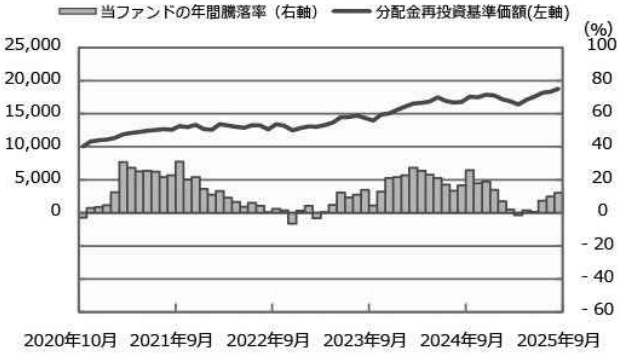

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

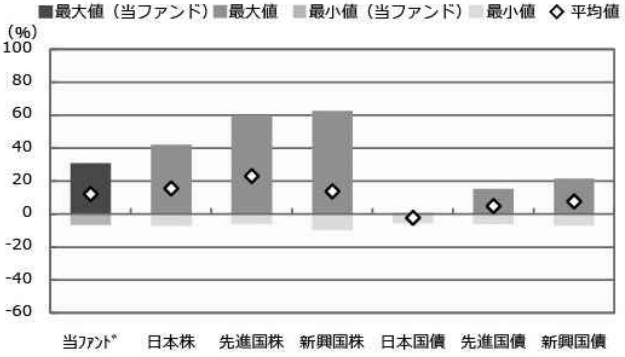

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**30.8**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.6**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**12.2**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

▌積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

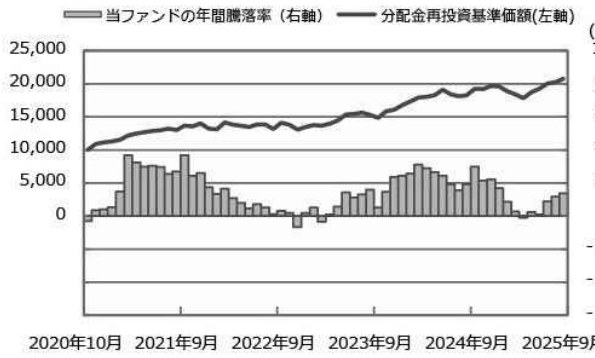

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

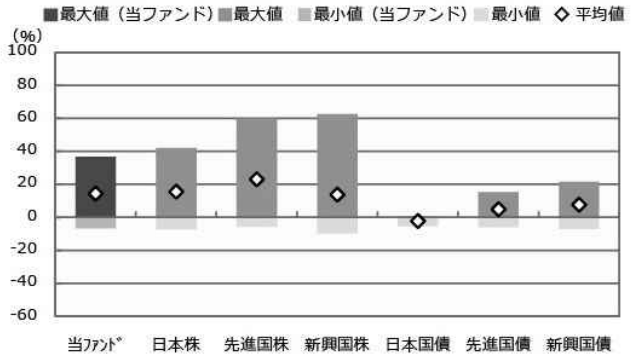

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**36.7**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.8**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**14.4**	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜1.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

ファンド	信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
保守型	年1.188% (税抜年1.08%)	年0.70%	年0.35%	年0.03%
やや保守型	年1.2705% (税抜年1.155%)	年0.75%	年0.375%	年0.03%
普通型	年1.353% (税抜年1.23%)	年0.80%	年0.40%	年0.03%
やや積極型	年1.4355% (税抜年1.305%)	年0.85%	年0.425%	年0.03%
積極型	年1.518% (税抜年1.38%)	年0.90%	年0.45%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、各ファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

ファンド	率
保守型	年0.35%
やや保守型	年0.375%
普通型	年0.40%
やや積極型	年0.425%
積極型	年0.45%

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。保守型、やや保守型、普通型、やや積極型は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象であり、積極型は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

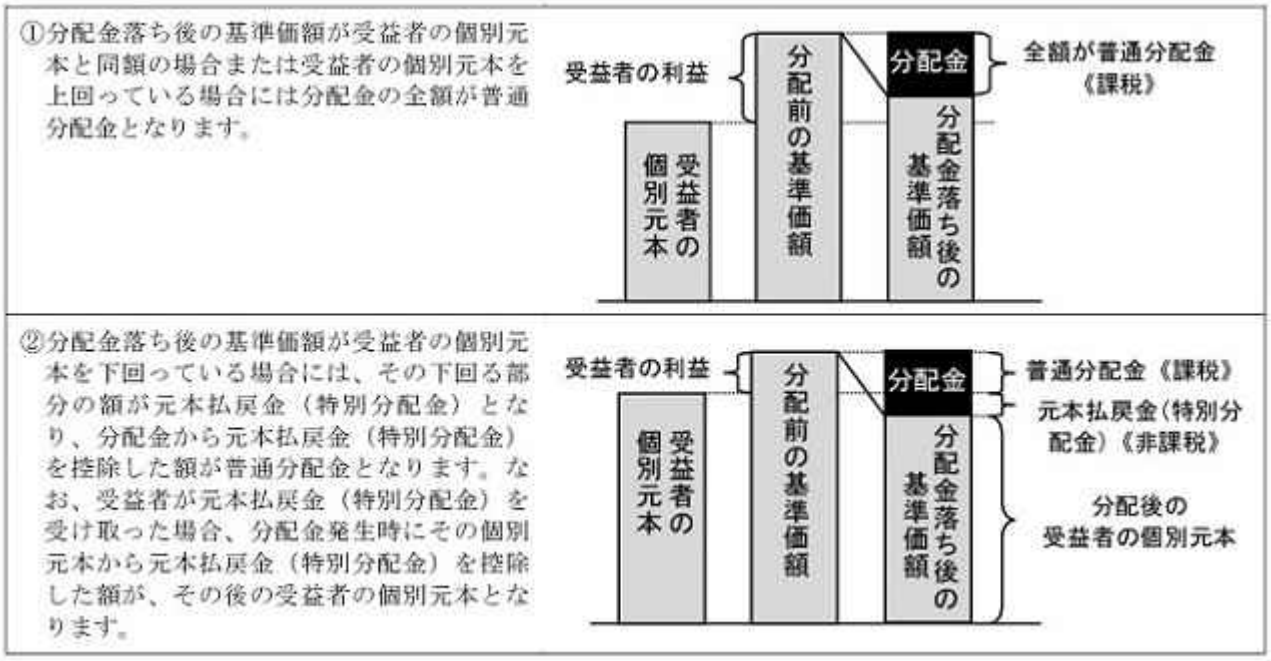

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
保守型	1.19	1.18	0.01
やや保守型	1.27	1.26	0.01
普通型	1.36	1.35	0.01
やや積極型	1.44	1.43	0.01
積極型	1.52	1.51	0.01

（2024年2月20日～2025年2月18日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

のむラップ・ファンド（保守型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	66,216,306,328	98.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	885,034,875	1.31
合計（純資産総額）		67,101,341,203	100.00

のむラップ・ファンド（やや保守型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	22,119,068,504	98.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	268,917,174	1.20
合計（純資産総額）		22,387,985,678	100.00

のむラップ・ファンド（普通型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	618,330,283,480	98.75
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,766,035,049	1.24
合計（純資産総額）		626,096,318,529	100.00

のむラップ・ファンド（やや積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	90,258,204,717	98.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,122,816,035	1.22
合計（純資産総額）		91,381,020,752	100.00

のむラップ・ファンド（積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	446,468,805,939	98.59
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,366,234,315	1.40
合計（純資産総額）		452,835,040,254	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	866,112,651,180	97.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	18,235,189,464	2.06
合計（純資産総額）		884,347,840,644	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	17,369,730,000	1.96

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,015,758,919,350	84.22
地方債証券	日本	61,267,170,263	5.07
特殊債券	日本	68,660,648,474	5.69
社債券	日本	56,496,193,100	4.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,884,468,145	0.32
合計（純資産総額）		1,206,067,399,332	100.00

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,525,376,083,062	74.78
	カナダ	115,980,974,638	3.43
	ドイツ	83,719,795,192	2.47
	イタリア	27,363,158,253	0.81
	フランス	90,585,626,737	2.68
	オランダ	44,538,409,453	1.31
	スペイン	29,476,119,942	0.87

	ベルギー	7,058,849,105	0.20
	オーストリア	1,852,712,633	0.05
	ルクセンブルグ	474,697,976	0.01
	フィンランド	9,251,029,236	0.27
	アイルランド	3,785,801,849	0.11
	ポルトガル	1,789,769,124	0.05
	スイス	704,553,477	0.02
	ジャージー	145,293,382	0.00
	イギリス	124,816,695,925	3.69
	スイス	78,972,897,767	2.33
	スウェーデン	26,217,188,752	0.77
	ノルウェー	5,228,043,534	0.15
	デンマーク	16,420,339,216	0.48
	オーストラリア	55,016,433,721	1.62
	ニュージーランド	1,543,470,952	0.04
	香港	15,938,628,370	0.47
	シンガポール	10,794,943,358	0.31
	イスラエル	5,525,250,587	0.16
	小計	3,282,576,766,241	97.20
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	47,325,187,866	1.40
	フランス	1,273,946,790	0.03
	イギリス	763,792,970	0.02
	オーストラリア	3,303,748,344	0.09
	香港	584,168,984	0.01
	シンガポール	878,780,503	0.02
	小計	54,129,625,457	1.60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	40,364,771,942	1.19
合計（純資産総額）		3,377,071,163,640	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	30,484,929,340	0.90
	買建	カナダ	1,361,537,334	0.04
	買建	ドイツ	3,598,775,243	0.10
	買建	イギリス	1,496,631,620	0.04
	買建	スイス	942,410,952	0.02
	買建	オーストラリア	696,506,926	0.02

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	489,896,235,142	45.52
	カナダ	21,210,202,493	1.97
	メキシコ	9,280,364,706	0.86
	ドイツ	57,037,780,740	5.30
	イタリア	84,561,434,240	7.85
	フランス	69,396,539,804	6.44
	オランダ	12,333,353,727	1.14
	スペイン	53,986,068,002	5.01
	ベルギー	15,612,256,488	1.45
	オーストリア	10,839,139,878	1.00
	フィンランド	5,329,460,673	0.49
	アイルランド	4,900,959,127	0.45
	ポルトガル	4,513,363,557	0.41
	イギリス	59,989,087,671	5.57
	スウェーデン	1,995,084,170	0.18
	ノルウェー	1,779,377,376	0.16
	デンマーク	2,415,659,503	0.22
	ポーランド	7,085,767,122	0.65
	オーストラリア	13,668,427,755	1.27
	ニュージーランド	3,156,368,297	0.29
	シンガポール	4,332,259,729	0.40
	マレーシア	5,401,140,876	0.50
	中国	120,930,183,703	11.23
	イスラエル	4,046,175,090	0.37
	小計	1,063,696,689,869	98.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	12,333,902,456	1.14
合計（純資産総額）		1,076,030,592,325	100.00

（参考）世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	15,764,349,200	6.46
	アメリカ	176,233,424,142	72.23
	カナダ	2,906,899,043	1.19
	ドイツ	76,616,756	0.03
	イタリア	35,812,585	0.01
	フランス	5,060,317,934	2.07
	オランダ	385,441,567	0.15
	スペイン	1,214,923,590	0.49
	ベルギー	2,436,526,798	0.99
	アイルランド	82,754,610	0.03

	シンガポール	107,299,050	0.04
	ガーンジー	167,524,349	0.06
	イギリス	9,158,024,804	3.75
	オーストラリア	17,757,316,480	7.27
	ニュージーランド	279,360,480	0.11
	香港	2,300,245,184	0.94
	シンガポール	7,281,457,485	2.98
	韓国	467,838,148	0.19
	イスラエル	387,243,644	0.15
	小計	242,103,375,849	99.23
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,863,585,501	0.76
合計（純資産総額）		243,966,961,350	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	137,700,000	0.05
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,597,792,061	0.65

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

のむラップ・ファンド（保守型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	29,460,999,922	1.2066	35,547,642,506	1.1811	34,796,387,007	51.85
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	3,607,989,452	2.9922	10,795,826,039	3.1396	11,327,643,683	16.88
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,299,840,864	7.7097	10,021,383,110	8.5376	11,097,521,360	16.53
4	日本	親投資信託受益証券	世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,464,716,275	2.9925	4,383,163,453	3.0869	4,521,432,669	6.73
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1,221,684,949	3.1547	3,854,049,509	3.6616	4,473,321,609	6.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.68
合　　計	98.68

のむラップ・ファンド（やや保守型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総	7,308,648,169	1.2037	8,797,953,373	1.1811	8,632,244,352	38.55

		受益証券	合　マザーファンド						
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	614,688,349	7.6803	4,721,045,721	8.5376	5,247,963,248	23.44
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,457,904,482	2.9927	4,363,109,602	3.1396	4,577,236,911	20.44
4	日本	親投資信託受益証券	世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	615,657,799	3.0035	1,849,157,158	3.0869	1,900,474,059	8.48
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	480,978,243	3.1603	1,520,050,462	3.6616	1,761,149,934	7.86

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.79
合　　計	98.79

のむラップ・ファンド（普通型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	22,944,641,350	7.6854	176,340,601,198	8.5376	195,892,169,989	31.28
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	48,845,249,086	2.9940	146,246,820,393	3.1396	153,354,544,030	24.49
3	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	124,443,269,598	1.2043	149,876,750,083	1.1811	146,979,945,722	23.47
4	日本	親投資信託受益証券	世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	20,969,667,039	3.0044	63,002,455,156	3.0869	64,731,265,182	10.33
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	15,668,658,116	3.1638	49,572,500,548	3.6616	57,372,358,557	9.16

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.75
合　　計	98.75

のむラップ・ファンド（やや積極型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	4,685,355,082	7.7339	36,236,309,473	8.5376	40,001,687,548	43.77
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	6,538,870,459	2.9999	19,616,508,683	3.1396	20,529,437,693	22.46
3	日本	親投資信託受益証券	世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	3,778,798,926	2.9908	11,301,732,838	3.0869	11,664,774,404	12.76
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	2,887,470,706	3.1774	9,174,867,123	3.6616	10,572,762,737	11.56
5	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	6,341,158,526	1.2010	7,615,851,421	1.1811	7,489,542,335	8.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.77
合　　計	98.77

のむラップ・ファンド（積極型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	28,911,629,043	7.7706	224,661,821,469	8.5376	246,835,924,117	54.50
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	21,855,817,041	2.9960	65,481,131,317	3.1396	68,618,523,181	15.15
3	日本	親投資信託受益証券	世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	20,138,090,314	2.9924	60,261,964,935	3.0869	62,164,270,990	13.72
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	13,098,344,872	3.1498	41,257,341,106	3.6616	47,960,899,583	10.59
5	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	17,686,214,604	1.2036	21,288,252,851	1.1811	20,889,188,068	4.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.59
合　　計	98.59

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,385,900	2,751.57	28,577,630,498	2,849.50	29,594,622,050	3.34
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,343,400	1,844.34	22,765,495,666	2,394.00	29,550,099,600	3.34
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,739,600	2,857.97	19,261,607,615	4,259.00	28,703,956,400	3.24
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,019,600	3,842.16	19,286,125,604	3,930.00	19,727,028,000	2.23
5	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	966,600	7,556.83	7,304,434,200	18,685.00	18,060,921,000	2.04
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,945,000	3,462.21	13,658,418,450	4,176.00	16,474,320,000	1.86
7	日本	株式	任天堂	その他製品	1,233,500	11,603.79	14,313,282,754	12,805.00	15,794,967,500	1.78
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,820,100	2,799.89	10,695,861,092	3,531.00	13,488,773,100	1.52
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,450,700	2,756.02	9,510,225,545	3,879.00	13,385,265,300	1.51
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,571,200	3,708.94	9,536,444,328	4,988.00	12,825,145,600	1.45
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,485,400	8,336.22	12,382,635,270	7,963.00	11,828,240,200	1.33
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,500	7,493.16	10,411,754,194	8,426.00	11,707,927,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,836,900	5,937.72	10,907,008,954	6,269.00	11,515,526,100	1.30
14	日本	株式	三井物産	卸売業	2,971,700	2,914.69	8,661,612,778	3,680.00	10,935,856,000	1.23
15	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,500	22,908.63	9,472,718,964	26,360.00	10,899,860,000	1.23
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	63,279.24	12,371,091,956	55,180.00	10,787,690,000	1.21
17	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	615,700	7,346.26	4,523,093,384	14,650.00	9,020,005,000	1.01
18	日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	58,285,400	156.54	9,124,539,810	154.70	9,016,751,380	1.01
19	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,300	4,495.40	7,823,348,932	4,853.00	8,445,675,900	0.95
20	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	376,000	17,723.53	6,664,049,970	20,475.00	7,698,600,000	0.87
21	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,100	2,863.69	5,747,723,103	3,803.00	7,633,001,300	0.86
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,600	4,008.78	6,989,710,925	4,315.00	7,523,634,000	0.85

23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,100	1,487.77	6,887,056,872	1,531.00	7,087,152,100	0.80
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,476,200	221.85	6,983,259,736	217.70	6,852,368,740	0.77
25	日本	株式	日本電気	電気機器	1,395,400	3,743.70	5,223,971,412	4,739.00	6,612,800,600	0.74
26	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2,753,700	2,653.87	7,307,972,763	2,360.50	6,500,108,850	0.73
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,815,800	3,331.51	6,049,365,774	3,484.00	6,326,247,200	0.71
28	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	139,500	48,646.64	6,786,206,812	45,040.00	6,283,080,000	0.71
29	日本	株式	丸紅	卸売業	1,698,700	2,771.96	4,708,731,642	3,698.00	6,281,792,600	0.71
30	日本	株式	第一三共	医薬品	1,799,200	3,266.69	5,877,438,976	3,315.00	5,964,348,000	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.31
		建設業	2.29
		食料品	2.84
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.64
		医薬品	3.50
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.47
		機械	5.94
		電気機器	17.18
		輸送用機器	6.69
		精密機器	1.92
		その他製品	2.96
		電気・ガス業	1.28
		陸運業	2.38
		海運業	0.52
		空運業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.87
		卸売業	7.16
		小売業	4.40
		銀行業	9.40
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.21

		その他金融業	1.13
		不動産業	1.93
		サービス業	4.05
合　計			97.93

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	24,000,000,000	92.93	22,303,200,000	92.19	22,127,760,000	0.4	2033/6/20	1.83
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	23,500,000,000	94.08	22,108,800,000	93.28	21,922,210,000	0.5	2033/3/20	1.81
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６６回	21,200,000,000	99.67	21,131,932,000	99.66	21,129,192,000	0.5	2026/11/1	1.75
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	98.00	18,620,950,000	98.13	18,645,270,000	0.2	2028/3/20	1.54
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	98.11	16,680,060,000	98.18	16,691,280,000	0.4	2028/9/20	1.38
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	16,000,000,000	94.71	15,154,680,000	94.55	15,128,320,000	0.1	2030/9/20	1.25
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	97.78	14,178,390,000	97.89	14,194,920,000	0.3	2028/9/20	1.17
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	95.75	13,406,120,000	95.94	13,431,600,000	0.1	2029/9/20	1.11
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	95.74	12,446,980,000	94.81	12,325,820,000	0.8	2033/9/20	1.02
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５９回	12,300,000,000	95.36	11,729,291,000	94.87	11,669,748,000	0.1	2030/6/20	0.96
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	97.73	11,385,545,000	97.89	11,404,534,500	0.1	2028/3/20	0.94
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	10,500,000,000	98.39	10,330,950,000	98.34	10,326,435,000	0.6	2029/3/20	0.85
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	94.42	10,386,200,000	93.63	10,300,180,000	0.5	2032/12/20	0.85
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.39	9,839,400,000	0.1	2027/9/20	0.81
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	10,000,000,000	97.99	9,799,750,000	97.87	9,787,400,000	0.6	2029/9/20	0.81
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	97.50	9,750,600,000	97.61	9,761,800,000	0.3	2028/12/20	0.80
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	95.06	9,506,800,000	94.17	9,417,500,000	0.8	2034/3/20	0.78

19	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	93.78	9,378,200,000	92.97	9,297,200,000	0.6	2033/12/20	0.77
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	10,600,000,000	86.55	9,174,534,000	85.12	9,022,826,000	0.7	2038/9/20	0.74
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７８回	9,000,000,000	100.44	9,040,485,000	99.13	8,921,790,000	1	2030/3/20	0.73
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	98.38	8,854,830,000	98.62	8,876,610,000	0.1	2027/6/20	0.73
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	98.18	8,836,200,000	98.46	8,862,210,000	0.005	2027/6/20	0.73
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	98.37	8,854,110,000	98.25	8,842,860,000	0.7	2029/9/20	0.73
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７５回	9,000,000,000	97.50	8,775,620,000	96.24	8,662,320,000	1.1	2034/6/20	0.71
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６０回	9,700,000,000	89.37	8,669,689,000	88.32	8,567,816,000	0.7	2037/3/20	0.71
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７９回	8,500,000,000	99.47	8,455,695,000	98.99	8,414,660,000	1	2030/6/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６７回	8,600,000,000	97.61	8,394,460,000	97.67	8,400,394,000	0.4	2029/3/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,500,000,000	97.61	8,297,260,000	96.59	8,210,320,000	1.2	2034/12/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１５８回	9,270,000,000	88.40	8,195,327,000	87.37	8,099,199,000	0.5	2036/9/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.22
地方債証券	5.07
特殊債券	5.69
社債券	4.68
合　　計	99.67

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,206,800	16,422.10	118,350,811,929	27,073.82	195,115,663,630	5.77
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,411,500	32,403.29	142,947,138,023	37,879.53	167,105,583,652	4.94
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,085,500	56,706.50	118,261,421,342	76,613.64	159,777,762,904	4.73
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,822,100	28,712.06	81,028,325,671	33,076.66	93,345,669,278	2.76
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティ	641,300	86,065.10	55,193,553,820	110,677.39	70,977,411,490	2.10

				ブ・メディアおよびサービス						
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,319,800	25,564.86	33,740,509,779	48,817.75	64,429,669,090	1.90
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,719,000	23,111.63	39,728,893,405	36,334.16	62,458,427,916	1.84
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	856,200	39,528.75	33,844,522,466	65,985.10	56,496,446,730	1.67
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,451,100	23,364.00	33,903,509,565	36,380.31	52,791,477,709	1.56
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	820,800	36,243.33	29,748,530,656	46,999.92	38,577,540,246	1.14
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	400,300	78,237.69	31,318,549,406	74,328.34	29,753,634,502	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	237,900	122,135.86	29,056,121,457	108,162.80	25,731,932,214	0.76
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,400	51,043.23	25,797,251,000	50,643.02	25,594,982,712	0.75
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	125,700	140,131.32	17,614,507,552	179,610.32	22,577,017,325	0.66
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,272,900	17,466.14	22,232,660,469	17,005.07	21,645,758,185	0.64
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	252,900	80,897.53	20,458,986,356	84,584.68	21,391,466,381	0.63
17	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	500,400	21,292.82	10,654,929,413	42,097.30	21,065,493,324	0.62
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,296,300	12,757.30	16,537,297,157	15,346.55	19,893,733,284	0.58
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	710,700	24,340.47	17,298,775,728	27,039.58	19,217,033,486	0.56
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	130,950	138,788.75	18,174,387,290	136,503.60	17,875,147,153	0.52
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	668,800	13,707.78	9,167,766,792	26,628.67	17,809,259,044	0.52
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	293,900	53,410.21	15,697,263,613	60,564.38	17,799,872,458	0.52
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	521,700	30,455.73	15,888,757,103	33,224.06	17,332,992,519	0.51
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	116,300	109,372.99	12,720,079,582	144,024.98	16,750,105,755	0.49
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,113,000	6,168.69	13,034,451,743	7,804.28	16,490,463,925	0.48
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	692,500	24,977.19	17,296,704,212	22,857.54	15,828,850,882	0.46
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	航空宇宙・防衛	315,000	29,876.36	9,411,055,554	43,715.63	13,770,424,836	0.40
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	267,900	76,413.17	20,471,089,816	51,390.39	13,767,487,731	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	578,962	24,278.02	14,056,056,796	23,240.16	13,455,174,146	0.39

30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	308,400	42,999.37	13,261,007,030	39,351.70	12,136,066,901	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.62
		メディア	0.33
		娯楽	1.57
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.17
		石油・ガス・消耗燃料	3.40
		化学	1.27
		建設資材	0.34
		容器・包装	0.16
		金属・鉱業	1.34
		紙製品・林産品	0.04
		航空宇宙・防衛	2.66
		建設関連製品	0.56
		建設・土木	0.38
		電気設備	1.26
		コングロマリット	0.63
		機械	1.61
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.55
		航空貨物・物流サービス	0.30
		旅客航空輸送	0.08
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.85
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
		家庭用耐久財	0.22
		繊維・アパレル・贅沢品	0.74
		ホテル・レストラン・レジャー	1.78
		販売	0.04
		大規模小売り	3.25
		専門小売り	1.54
		生活必需品流通・小売り	1.66
		飲料	1.02
		食品	0.87
		タバコ	0.66
		家庭用品	0.76

		パーソナルケア用品	0.40
		ヘルスケア機器・用品	1.83
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.28
		バイオテクノロジー	1.47
		医薬品	3.64
		銀行	6.59
		金融サービス	3.00
		保険	2.94
		情報技術サービス	1.24
		ソフトウェア	9.12
		通信機器	0.73
		コンピュータ・周辺機器	5.31
		電子装置・機器・部品	0.62
		半導体・半導体製造装置	10.70
		各種電気通信サービス	0.92
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.62
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.70
		水道	0.07
		消費者金融	0.51
		資本市場	3.62
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.67
		専門サービス	0.78
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.60
合　　計			98.80

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,550,000	14,937.63	10,687,877,058	14,949.35	10,696,262,392	4.125	2026/10/31	0.99
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	59,850,000	17,656.87	10,567,640,350	17,513.29	10,481,709,212	2.75	2030/2/25	0.97
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,933.65	10,266,886,137	15,240.13	10,477,593,116	4.375	2034/5/15	0.97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	15,060.72	10,128,336,306	15,078.46	10,140,264,817	4.5	2027/5/15	0.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	14,455.89	9,989,025,609	14,585.87	10,078,841,571	2.375	2027/5/15	0.93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	14,844.25	9,975,340,198	14,888.74	10,005,239,238	3.75	2026/8/31	0.92
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,400,000	15,346.06	9,882,863,389	15,499.80	9,981,873,135	4.625	2031/5/31	0.92

8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,400,000	13,849.45	9,750,013,010	14,030.77	9,877,666,134	0.375	2027/7/31	0.91
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,104.97	9,699,708,381	2,102.24	9,687,151,840	1.85	2027/5/15	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,650,000	14,861.38	9,310,656,877	15,067.12	9,439,550,996	4.25	2034/11/15	0.87
11	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	52,100,000	17,827.88	9,288,329,467	17,787.19	9,267,126,162	3.1	2031/7/30	0.86
12	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000	20,494.14	9,406,813,500	20,156.51	9,251,842,267	5.5	2031/1/4	0.85
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,100,000	14,571.67	9,049,011,299	14,650.14	9,097,737,176	2.75	2027/7/31	0.84
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,706.84	8,803,906,949	14,000.82	8,992,730,262	2.875	2032/5/15	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,521.03	8,625,493,680	14,637.92	8,694,929,085	2.625	2027/5/31	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,600,000	13,595.72	8,374,964,505	13,838.86	8,524,738,071	1	2028/7/31	0.79
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,050,000	19,695.91	8,676,052,011	19,301.21	8,502,186,665	4.75	2035/4/25	0.79
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,545.75	8,021,981,229	14,859.21	8,194,855,729	4	2034/2/15	0.76
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,800,000	12,623.40	7,548,797,613	12,941.21	7,738,848,556	0.625	2030/5/15	0.71
20	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,300,000	17,615.88	7,627,677,667	17,552.55	7,600,256,035	2.7	2030/1/31	0.70
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,473.89	7,432,342,655	14,605.36	7,499,852,489	2.875	2028/5/15	0.69
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	14,165.40	7,337,681,314	14,460.55	7,490,565,227	3.5	2033/2/15	0.69
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,950,000	17,629.58	7,395,609,632	17,560.39	7,366,586,446	2.5	2027/5/31	0.68
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,057.23	7,218,391,554	14,260.78	7,322,912,301	2.375	2029/3/31	0.68
25	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,350,000	19,248.29	7,381,722,938	18,582.79	7,126,503,685	4.5	2041/4/25	0.66
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,850,000	14,642.73	7,006,548,362	14,826.06	7,094,271,118	3.625	2030/3/31	0.65
27	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	34,750,000	20,302.07	7,054,971,169	20,176.59	7,011,365,890	4.375	2030/3/7	0.65
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	14,475.38	6,738,289,654	14,773.72	6,877,167,912	3.875	2033/8/15	0.63
29	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	39,280,000	17,425.90	6,844,897,065	17,323.12	6,804,524,010	2.7	2031/2/25	0.63
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,050,000	13,502.41	6,622,936,206	13,792.91	6,765,426,095	4.25	2054/8/15	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.85
合　　計	98.85

（参考）世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	664,900	20,113.43	13,373,423,402	26,232.65	17,442,092,974	7.14
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	922,700	16,309.17	15,048,475,072	17,008.05	15,693,328,842	6.43
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	97,210	134,860.13	13,109,754,144	116,382.47	11,313,540,259	4.63
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	324,300	25,883.09	8,393,888,696	27,669.34	8,973,169,556	3.67
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	908,400	8,180.71	7,431,362,619	9,014.68	8,188,938,946	3.35
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	318,500	26,276.39	8,369,032,032	25,325.97	8,066,323,611	3.30
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	156,900	44,021.12	6,906,914,608	42,956.34	6,739,850,750	2.76
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	2,020,000	3,620.38	7,313,171,884	3,235.26	6,535,234,290	2.67

9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	1,060,000	4,413.32	4,678,120,759	4,847.53	5,138,384,768	2.10
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	452,200	8,947.15	4,045,903,110	10,302.49	4,658,788,691	1.90
11	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	211,200	22,342.24	4,718,682,658	21,059.07	4,447,676,851	1.82
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	293,600	16,031.11	4,706,735,495	14,940.10	4,386,415,709	1.79
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	141,400	32,227.97	4,557,036,358	28,817.21	4,074,753,890	1.67
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	345,600	10,352.19	3,577,719,242	9,546.18	3,299,161,743	1.35
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	63,900	42,134.34	2,692,384,480	39,634.83	2,532,665,867	1.03
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	560,000	4,678.46	2,619,940,886	4,323.47	2,421,146,112	0.99
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	116,500	22,453.95	2,615,885,916	20,636.25	2,404,123,917	0.98
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	116,700	18,740.67	2,187,036,626	19,221.89	2,243,195,357	0.91
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	218,100	8,415.92	1,835,513,090	10,135.75	2,210,607,162	0.90
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	672,000	3,297.32	2,215,805,248	3,226.22	2,168,026,291	0.88
21	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	5,165,000	350.44	1,810,054,623	401.34	2,072,967,585	0.84
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	282,000	7,147.12	2,015,490,312	6,978.00	1,967,797,579	0.80
23	香港	投資証券	LINK REIT	2,559,100	635.37	1,625,982,848	768.64	1,967,035,325	0.80
24	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	690,000	3,049.89	2,104,424,755	2,830.20	1,952,844,072	0.80
25	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	154,900	14,827.54	2,296,786,201	12,568.44	1,946,852,843	0.79
26	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	120,900	13,009.34	1,572,829,742	15,513.87	1,875,627,173	0.76
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	293,000	5,587.24	1,637,061,925	6,185.96	1,812,487,452	0.74
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	1,343,000	1,425.08	1,913,885,252	1,302.28	1,748,972,462	0.71
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	162,300	10,611.04	1,722,171,986	10,752.11	1,745,068,037	0.71
30	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	192,400	9,842.92	1,893,779,383	8,859.84	1,704,634,909	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.23
合　　計	99.23

②【投資不動産物件】

のむラップ・ファンド（保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

のむラップ・ファンド（保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 12 月限)	買建	553	日本円	17,368,682,934	17,369,730,000	1.96

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	610	米ドル	203,958,252.5	30,365,304,633	204,761,750	30,484,929,340	0.90
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	36	カナダドル	12,564,280	1,343,247,173	12,735,360	1,361,537,334	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	373	ユーロ	20,390,510	3,557,532,281	20,626,900	3,598,775,243	0.10
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	32	豪ドル	7,124,925	697,458,908	7,115,200	696,506,926	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	80	英ポンド	7,466,765	1,492,307,651	7,488,400	1,496,631,620	0.04
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	42	スイスフラン	5,081,390	947,780,865	5,052,600	942,410,952	0.02

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	日本	大阪取引所	REIT 指数先物(2025 年 12 月限)	買建	72	日本円	136,404,720	136,404,720	137,700,000	137,700,000	0.05
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025 年 12 月限)	買建	291	米ドル	10,758,000	1,601,651,039	10,732,080	1,597,792,061	0.65

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

2025 年 9 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 6 計算期間　（2016 年 2 月 18 日）	21,912	21,929	1.3443	1.3453
第 7 計算期間　（2017 年 2 月 20 日）	30,711	30,733	1.3697	1.3707
第 8 計算期間　（2018 年 2 月 19 日）	35,454	35,480	1.4018	1.4028

第9計算期間	(2019年 2月18日)	40,084	40,112	1.4138	1.4148
第10計算期間	(2020年 2月18日)	42,494	42,523	1.4787	1.4797
第11計算期間	(2021年 2月18日)	41,691	41,719	1.5157	1.5167
第12計算期間	(2022年 2月18日)	48,732	48,763	1.5470	1.5480
第13計算期間	(2023年 2月20日)	56,567	56,604	1.5386	1.5396
第14計算期間	(2024年 2月19日)	60,448	60,484	1.6850	1.6860
第15計算期間	(2025年 2月18日)	66,975	67,013	1.7198	1.7208
	2024年 9月末日	65,038	—	1.7116	—
	10月末日	66,815	—	1.7469	—
	11月末日	66,623	—	1.7322	—
	12月末日	67,656	—	1.7512	—
	2025年 1月末日	67,108	—	1.7359	—
	2月末日	66,407	—	1.7014	—
	3月末日	66,101	—	1.6824	—
	4月末日	64,913	—	1.6655	—
	5月末日	65,674	—	1.6840	—
	6月末日	66,720	—	1.7101	—
	7月末日	67,162	—	1.7285	—
	8月末日	67,041	—	1.7323	—
	9月末日	67,101	—	1.7515	—

のむラップ・ファンド（やや保守型）

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2017年 2月20日)	1,754	1,756	1.0428	1.0438
第2計算期間	(2018年 2月19日)	2,561	2,564	1.0771	1.0781
第3計算期間	(2019年 2月18日)	3,292	3,295	1.0905	1.0915
第4計算期間	(2020年 2月18日)	4,330	4,334	1.1619	1.1629
第5計算期間	(2021年 2月18日)	4,097	4,101	1.2108	1.2118
第6計算期間	(2022年 2月18日)	6,168	6,173	1.2645	1.2655
第7計算期間	(2023年 2月20日)	7,996	8,002	1.2751	1.2761
第8計算期間	(2024年 2月19日)	10,361	10,368	1.4380	1.4390
第9計算期間	(2025年 2月18日)	18,642	18,654	1.5002	1.5012
	2024年 9月末日	15,964	—	1.4741	—
	10月末日	16,756	—	1.5168	—
	11月末日	17,141	—	1.5044	—
	12月末日	17,938	—	1.5268	—

2025年 1月末日	18,403	—	1.5135	—
2月末日	18,551	—	1.4775	—
3月末日	18,875	—	1.4597	—
4月末日	18,967	—	1.4375	—
5月末日	19,742	—	1.4651	—
6月末日	20,331	—	1.4932	—
7月末日	21,030	—	1.5192	—
8月末日	21,513	—	1.5249	—
9月末日	22,387	—	1.5475	—

のむラップ・ファンド（普通型）

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6計算期間 (2016年 2月 18日)	37,150	37,173	1.5776	1.5786
第7計算期間 (2017年 2月 20日)	45,690	45,717	1.6899	1.6909
第8計算期間 (2018年 2月 19日)	58,457	58,490	1.7636	1.7646
第9計算期間 (2019年 2月 18日)	75,805	75,847	1.7954	1.7964
第10計算期間 (2020年 2月 18日)	92,176	92,223	1.9561	1.9571
第11計算期間 (2021年 2月 18日)	103,707	103,757	2.0652	2.0662
第12計算期間 (2022年 2月 18日)	163,445	163,518	2.2197	2.2207
第13計算期間 (2023年 2月 20日)	241,990	242,096	2.2751	2.2761
第14計算期間 (2024年 2月 19日)	346,117	346,248	2.6405	2.6415
第15計算期間 (2025年 2月 18日)	531,378	531,566	2.8197	2.8207
2024年 9月末日	465,924	—	2.7375	—
10月末日	492,991	—	2.8365	—
11月末日	499,466	—	2.8160	—
12月末日	520,721	—	2.8655	—
2025年 1月末日	528,625	—	2.8420	—
2月末日	525,627	—	2.7638	—
3月末日	527,984	—	2.7260	—
4月末日	525,373	—	2.6720	—
5月末日	550,789	—	2.7465	—
6月末日	571,012	—	2.8095	—
7月末日	594,257	—	2.8794	—
8月末日	605,088	—	2.8948	—
9月末日	626,096	—	2.9505	—

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間（2017年 2月 20日）	448	448	1.0761	1.0771
第2計算期間（2018年 2月 19日）	1,565	1,566	1.1287	1.1297
第3計算期間（2019年 2月 18日）	2,229	2,231	1.1485	1.1495
第4計算期間（2020年 2月 18日）	3,070	3,072	1.2717	1.2727
第5計算期間（2021年 2月 18日）	4,445	4,448	1.3517	1.3527
第6計算期間（2022年 2月 18日）	8,492	8,497	1.4851	1.4861
第7計算期間（2023年 2月 20日）	14,003	14,012	1.5475	1.5485
第8計算期間（2024年 2月 19日）	25,236	25,249	1.8748	1.8758
第9計算期間（2025年 2月 18日）	65,524	65,556	2.0784	2.0794
2024年 9月末日	50,722	—	1.9740	—
10月末日	55,155	—	2.0695	—
11月末日	57,235	—	2.0593	—
12月末日	61,518	—	2.1063	—
2025年 1月末日	64,454	—	2.0929	—
2月末日	65,019	—	2.0207	—
3月末日	66,472	—	1.9849	—
4月末日	66,996	—	1.9300	—
5月末日	72,182	—	2.0101	—
6月末日	75,952	—	2.0675	—
7月末日	81,525	—	2.1397	—
8月末日	85,575	—	2.1571	—
9月末日	91,381	—	2.2103	—

のむラップ・ファンド（積極型）

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6計算期間（2016年 2月 18日）	15,939	15,949	1.6702	1.6712
第7計算期間（2017年 2月 20日）	19,026	19,036	1.8662	1.8672
第8計算期間（2018年 2月 19日）	22,241	22,253	1.9744	1.9754
第9計算期間（2019年 2月 18日）	26,325	26,338	2.0233	2.0243
第10計算期間（2020年 2月 18日）	32,358	32,372	2.2782	2.2792
第11計算期間（2021年 2月 18日）	39,717	39,733	2.4423	2.4433
第12計算期間（2022年 2月 18日）	73,291	73,317	2.7430	2.7440
第13計算期間（2023年 2月 20日）	119,576	119,617	2.8906	2.8916

第14計算期間	(2024年 2月19日)	196,873	196,928	3.5767	3.5777
第15計算期間	(2025年 2月18日)	367,725	367,815	4.0615	4.0625
	2024年 9月末日	303,210	—	3.8057	—
	10月末日	327,007	—	4.0152	—
	11月末日	333,647	—	4.0061	—
	12月末日	352,096	—	4.1042	—
	2025年 1月末日	363,148	—	4.0862	—
	2月末日	360,363	—	3.9286	—
	3月末日	362,166	—	3.8384	—
	4月末日	357,566	—	3.7148	—
	5月末日	383,762	—	3.8976	—
	6月末日	401,365	—	4.0207	—
	7月末日	420,292	—	4.1823	—
	8月末日	431,275	—	4.2195	—
	9月末日	452,835	—	4.3340	—

②【分配の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第6計算期間	2015年 2月19日～2016年 2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年 2月19日～2017年 2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年 2月19日～2023年 2月20日	0.0010円
第14計算期間	2023年 2月21日～2024年 2月19日	0.0010円
第15計算期間	2024年 2月20日～2025年 2月18日	0.0010円

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年11月11日～2017年 2月20日	0.0010円
第2計算期間	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0.0010円
第3計算期間	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0.0010円
第4計算期間	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0.0010円
第5計算期間	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0.0010円
第6計算期間	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0.0010円

第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	0.0010円

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円
第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	0.0010円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	0.0010円
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	0.0010円

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円

第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	0.0010円

③【収益率の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	収益率
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△3.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2.0%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	2.4%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.9%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	4.7%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	2.6%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2.1%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	△0.5%
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	9.6%
第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	2.1%
第16期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	0.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	4.4%
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	3.4%
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.3%
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	6.6%
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	4.3%
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	4.5%
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.9%
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	12.9%
第9計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	4.4%
第10期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	1.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	収益率
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△8.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	7.2%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4.4%

第 9 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2019 年 2 月 18 日	1.9%
第 10 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2020 年 2 月 18 日	9.0%
第 11 計算期間	2020 年 2 月 19 日～2021 年 2 月 18 日	5.6%
第 12 計算期間	2021 年 2 月 19 日～2022 年 2 月 18 日	7.5%
第 13 計算期間	2022 年 2 月 19 日～2023 年 2 月 20 日	2.5%
第 14 計算期間	2023 年 2 月 21 日～2024 年 2 月 19 日	16.1%
第 15 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2025 年 2 月 18 日	6.8%
第 16 期（中間期）	2025 年 2 月 19 日～2025 年 8 月 18 日	2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 2 月 20 日	7.7%
第 2 計算期間	2017 年 2 月 21 日～2018 年 2 月 19 日	5.0%
第 3 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2019 年 2 月 18 日	1.8%
第 4 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2020 年 2 月 18 日	10.8%
第 5 計算期間	2020 年 2 月 19 日～2021 年 2 月 18 日	6.4%
第 6 計算期間	2021 年 2 月 19 日～2022 年 2 月 18 日	9.9%
第 7 計算期間	2022 年 2 月 19 日～2023 年 2 月 20 日	4.3%
第 8 計算期間	2023 年 2 月 21 日～2024 年 2 月 19 日	21.2%
第 9 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2025 年 2 月 18 日	10.9%
第 10 期（中間期）	2025 年 2 月 19 日～2025 年 8 月 18 日	3.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	収益率
第 6 計算期間	2015 年 2 月 19 日～2016 年 2 月 18 日	△11.4%
第 7 計算期間	2016 年 2 月 19 日～2017 年 2 月 20 日	11.8%
第 8 計算期間	2017 年 2 月 21 日～2018 年 2 月 19 日	5.9%
第 9 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2019 年 2 月 18 日	2.5%
第 10 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2020 年 2 月 18 日	12.6%
第 11 計算期間	2020 年 2 月 19 日～2021 年 2 月 18 日	7.2%
第 12 計算期間	2021 年 2 月 19 日～2022 年 2 月 18 日	12.4%
第 13 計算期間	2022 年 2 月 19 日～2023 年 2 月 20 日	5.4%
第 14 計算期間	2023 年 2 月 21 日～2024 年 2 月 19 日	23.8%
第 15 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2025 年 2 月 18 日	13.6%
第 16 期（中間期）	2025 年 2 月 19 日～2025 年 8 月 18 日	3.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落

の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	8,647,464,358	2,752,459,905	16,300,769,076
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	10,074,422,211	3,953,141,382	22,422,049,905
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	8,245,634,392	5,375,777,007	25,291,907,290
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	6,683,674,568	3,622,632,363	28,352,949,495
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	7,256,673,085	6,871,185,722	28,738,436,858
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	5,853,220,978	7,084,358,604	27,507,299,232
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	9,295,649,362	5,302,580,330	31,500,368,264
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	9,157,557,507	3,892,291,676	36,765,634,095
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	8,063,758,613	8,955,389,673	35,874,003,035
第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	9,118,872,601	6,049,036,044	38,943,839,592
第16期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	2,583,229,394	2,655,234,326	38,871,834,660

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	1,683,928,835	1,075,577	1,682,853,258
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,216,556,735	520,704,097	2,378,705,896
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	827,317,233	187,003,223	3,019,019,906
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,362,550,967	654,402,581	3,727,168,292
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,382,305,912	1,725,139,133	3,384,335,071
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2,299,623,862	805,460,496	4,878,498,437
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	2,060,079,927	667,367,425	6,271,210,939
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	2,295,351,129	1,361,195,557	7,205,366,511
第9計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	6,059,464,993	838,342,901	12,426,488,603
第10期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	2,135,509,643	607,985,420	13,954,012,826

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	14,624,481,293	3,298,164,142	23,549,149,844
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	8,370,562,015	4,882,793,242	27,036,918,617
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	13,898,310,644	7,788,778,406	33,146,450,855
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	14,762,704,987	5,687,029,247	42,222,126,595
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	17,015,753,904	12,114,213,571	47,123,666,928

第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	17,367,085,936	14,274,396,250	50,216,356,614
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	35,642,462,288	12,225,527,102	73,633,291,800
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	42,856,076,867	10,124,771,864	106,364,596,803
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	50,685,178,559	25,969,844,276	131,079,931,086
第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	77,818,593,684	20,443,326,127	188,455,198,643
第16期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	29,080,293,135	10,019,858,237	207,515,633,541

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	418,434,475	2,119,224	416,315,251
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,136,667,950	165,912,216	1,387,070,985
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	748,002,975	193,991,442	1,941,082,518
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,250,105,711	776,826,920	2,414,361,309
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,873,074,115	998,933,831	3,288,501,593
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	3,455,675,677	1,026,066,157	5,718,111,113
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	4,165,589,208	834,803,538	9,048,896,783
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	6,537,129,017	2,125,161,213	13,460,864,587
第9計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	20,301,967,747	2,236,253,983	31,526,578,351
第10期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	8,931,453,378	1,503,953,819	38,954,077,910

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	4,833,876,039	1,851,238,866	9,543,643,938
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2,890,629,040	2,239,285,849	10,194,987,129
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4,305,044,963	3,234,715,551	11,265,316,541
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	4,187,189,703	2,441,328,586	13,011,177,658
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	5,773,245,162	4,580,921,634	14,203,501,186
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	7,849,562,545	5,791,022,042	16,262,041,689
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	15,921,073,680	5,463,445,749	26,719,669,620
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	19,997,678,152	5,349,774,563	41,367,573,209
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	27,293,740,542	13,617,566,809	55,043,746,942
第15計算期間	2024年2月20日～2025年2月18日	47,799,903,442	12,304,158,831	90,539,491,553
第16期（中間期）	2025年2月19日～2025年8月18日	17,304,449,895	6,542,577,979	101,301,363,469

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年9月30日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸）　純資産総額（右軸）

保守型

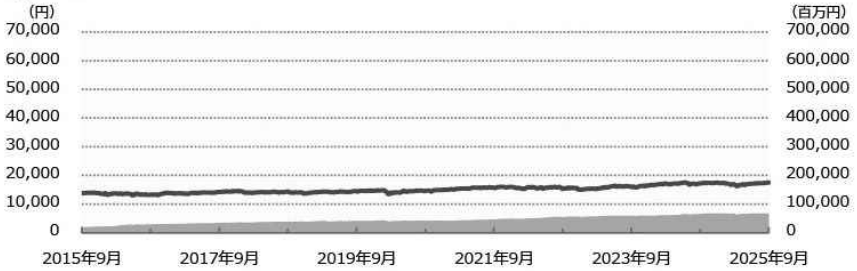

やや保守型（設定来）

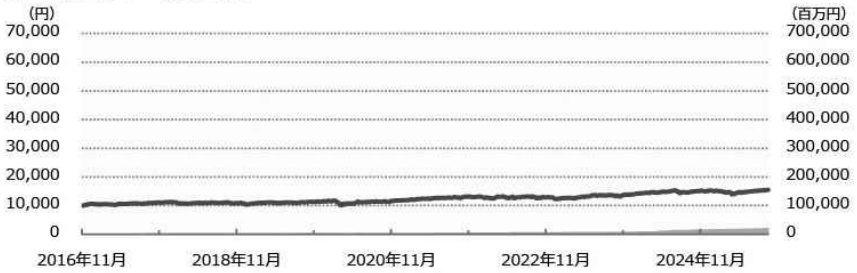

普通型

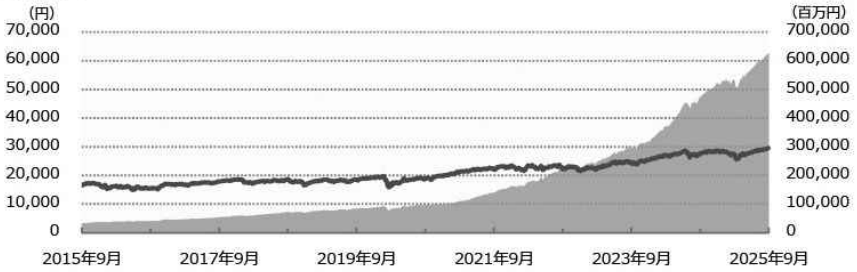

やや積極型（設定来）

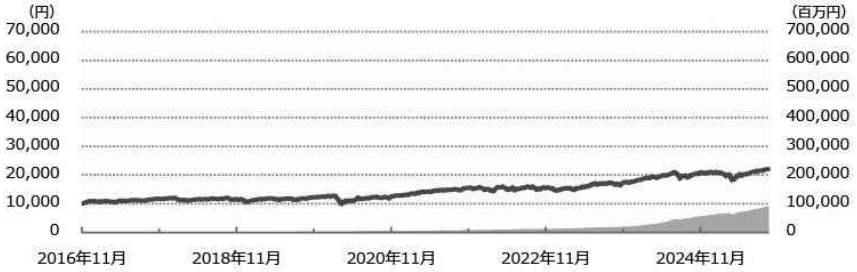

積極型

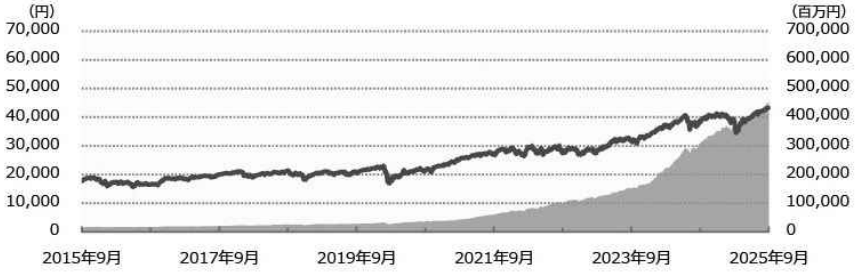

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

保守型

2025年2月	10　円
2024年2月	10　円
2023年2月	10　円
2022年2月	10　円
2021年2月	10　円
設定来累計	130　円

やや保守型

2025年2月	10　円
2024年2月	10　円
2023年2月	10　円
2022年2月	10　円
2021年2月	10　円
設定来累計	90　円

普通型

2025年2月	10　円
2024年2月	10　円
2023年2月	10　円
2022年2月	10　円
2021年2月	10　円
設定来累計	140　円

やや積極型

2025年2月	10　円
2024年2月	10　円
2023年2月	10　円
2022年2月	10　円
2021年2月	10　円
設定来累計	90　円

積極型

2025年2月	10　円
2024年2月	10　円
2023年2月	10　円
2022年2月	10　円
2021年2月	10　円
設定来累計	140　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率（%）				
	保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
国内株式マザーファンド	6.7	7.9	9.2	11.6	10.6
国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド	51.9	38.6	23.5	8.2	4.6
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	16.5	23.4	31.3	43.8	54.5
外国債券マザーファンド	16.9	20.4	24.5	22.5	15.2
世界REITインデックス マザーファンド	6.7	8.5	10.3	12.8	13.7

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
3	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3
4	日立製作所	電気機器	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.9	0.7	0.4	0.1	0.1
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.9	0.7	0.4	0.1	0.1
3	国庫債券　利付（２年）第４６６回	国債証券	0.9	0.7	0.4	0.1	0.1
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.8	0.6	0.4	0.1	0.1
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.0	1.4	1.8	2.5	3.1
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8	1.2	1.5	2.2	2.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.8	1.1	1.5	2.1	2.6
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5	0.6	0.9	1.2	1.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

・「世界REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	WELLTOWER INC	投資証券	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0
2	PROLOGIS INC	投資証券	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9
3	EQUINIX INC	投資証券	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5

年間収益率の推移（暦年ベース）

■保守型

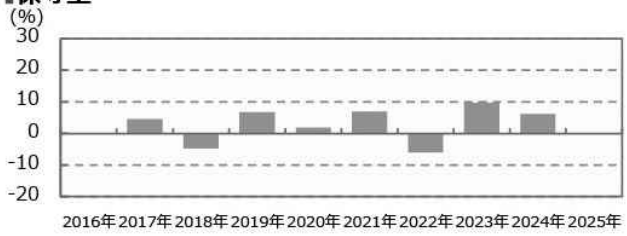

■やや保守型

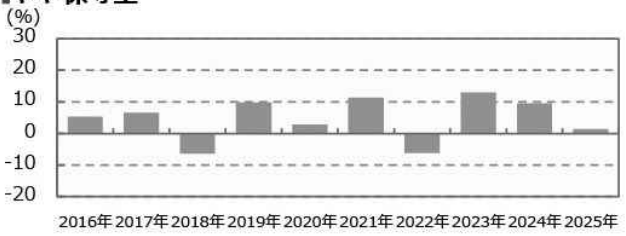

■普通型

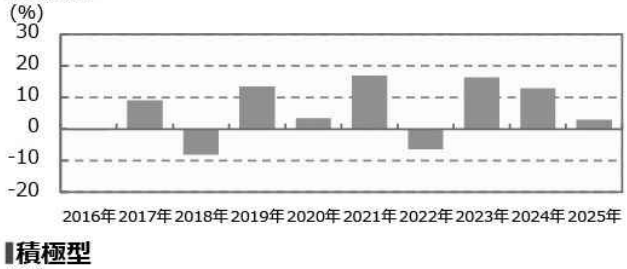

■やや積極型

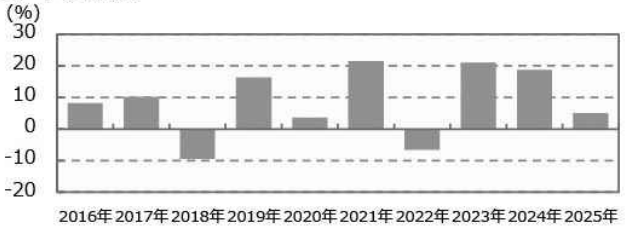

■積極型

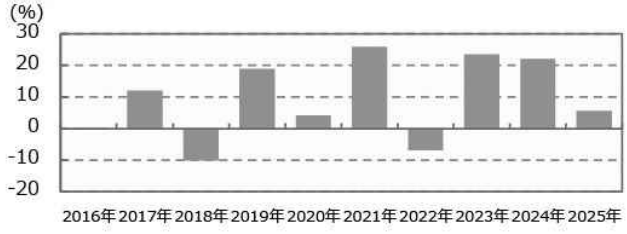

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・『(やや保守型)』『(やや積極型)』の2016年は設定日（2016年11月11日）から年末までの収益率。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの横軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4)販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

なお、販売会社によっては「のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型」「のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型」「のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型」「のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型」「のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型」の換金代金をもって、各ファンドへのスイッチングが可能です。

(8)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申

込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

(10)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(4)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。

(不動産投資信託)	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。
(保守型、普通型、積極型：2010年3月15日設定)
(やや保守型、やや積極型：2016年11月11日設定)

（4）【計算期間】

原則として、毎年2月19日から翌年2月18日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき

の当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(ⅰ)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項(上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ⅰ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

のむラップ・ファンド（保守型）
のむラップ・ファンド（普通型）
のむラップ・ファンド（積極型）

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期計算期間(2024 年 2 月 20 日から 2025 年 2 月 18 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）
のむラップ・ファンド（やや積極型）

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期計算期間(2024 年 2 月 20 日から 2025 年 2 月 18 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

２０２５年4月２２日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の２０２５年２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 (2024年 2月19日現在)	第15期 (2025年 2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,179,801,642	1,125,852,583
親投資信託受益証券	59,741,676,269	66,354,728,916
未収利息	－	15,041
流動資産合計	60,921,477,911	67,480,596,540
資産合計	60,921,477,911	67,480,596,540
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	35,874,003	38,943,839
未払解約金	78,526,067	71,971,415
未払受託者報酬	9,923,036	10,932,952
未払委託者報酬	347,306,243	382,653,220
未払利息	124	－
その他未払費用	992,238	1,093,234
流動負債合計	472,621,711	505,594,660
負債合計	472,621,711	505,594,660
純資産の部		
元本等		
元本	35,874,003,035	38,943,839,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,574,853,165	28,031,162,288
（分配準備積立金）	6,720,373,992	6,759,969,674
元本等合計	60,448,856,200	66,975,001,880
純資産合計	60,448,856,200	66,975,001,880
負債純資産合計	60,921,477,911	67,480,596,540

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自　2023年 2月21日 至　2024年 2月19日	第15期 自　2024年 2月20日 至　2025年 2月18日
営業収益		
受取利息	80	1,692,892
有価証券売買等損益	6,077,967,537	2,012,463,314
営業収益合計	6,077,967,617	2,014,156,206
営業費用		
支払利息	287,635	3,969
受託者報酬	19,362,580	21,204,185
委託者報酬	677,690,340	742,146,235

その他費用	1,936,132	2,120,290
営業費用合計	699,276,687	765,474,679
営業利益又は営業損失（△）	5,378,690,930	1,248,681,527
経常利益又は経常損失（△）	5,378,690,930	1,248,681,527
当期純利益又は当期純損失（△）	5,378,690,930	1,248,681,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	631,544,132	186,191,718
期首剰余金又は期首欠損金（△）	19,801,685,335	24,574,853,165
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,917,582,991	6,572,711,035
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,917,582,991	6,572,711,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,855,687,956	4,139,947,882
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,855,687,956	4,139,947,882
分配金	35,874,003	38,943,839
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,574,853,165	28,031,162,288

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月 20日から 2025年 2月 18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第14期 2024年 2月 19日現在	第15期 2025年 2月 18日現在
1．　計算期間の末日における受益権の総数 35,874,003,035口	1．　計算期間の末日における受益権の総数 38,943,839,592口
2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　1.6850円	1口当たり純資産額　1.7198円
（10,000口当たり純資産額）　（16,850円）	（10,000口当たり純資産額）　（17,198円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期
自 2023年 2月 21日
至 2024年 2月 19日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	954,701,965円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,163,866,788円
収益調整金額	C	17,854,479,173円
分配準備積立金額	D	2,637,679,242円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,610,727,168円
当ファンドの期末残存口数	F	35,874,003,035口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,860円
10,000口当たり分配金額	H	10円

第15期
自 2024年 2月 20日
至 2025年 2月 18日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	637,390,782円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	425,099,027円
収益調整金額	C	21,271,192,614円
分配準備積立金額	D	5,736,423,704円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,070,106,127円
当ファンドの期末残存口数	F	38,943,839,592口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,207円
10,000口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,874,003 円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	38,943,839 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 15 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 14 期 2024 年 2 月 19 日現在	第 15 期 2025 年 2 月 18 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 15 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日		第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日	
期首元本額	36,765,634,095円	期首元本額	35,874,003,035円
期中追加設定元本額	8,063,758,613円	期中追加設定元本額	9,118,872,601円
期中一部解約元本額	8,955,389,673円	期中一部解約元本額	6,049,036,044円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,262,110,871	1,742,836,995
合計	5,262,110,871	1,742,836,995

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,423,200,295	4,505,282,853	
		外国債券マザーファンド	4,298,960,455	12,864,639,161	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,286,162,147	10,091,099,589	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	28,197,856,152	34,063,010,231	
		世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,605,309,412	4,830,697,082	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：99.1%	36,811,488,461	66,354,728,916 100.0%	
合計				66,354,728,916	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年4月２２日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の２０２５年２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 2月 19日現在）	第９期 （2025年 2月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	192,306,633	403,608,034
親投資信託受益証券	10,255,465,678	18,367,785,288
未収利息	－	5,392
流動資産合計	10,447,772,311	18,771,398,714
資産合計	10,447,772,311	18,771,398,714
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,205,366	12,426,488
未払解約金	19,244,822	8,501,800
未払受託者報酬	1,561,020	2,797,421
未払委託者報酬	58,538,522	104,903,207
未払利息	20	－
その他未払費用	156,042	279,686
流動負債合計	86,705,792	128,908,602
負債合計	86,705,792	128,908,602
純資産の部		
元本等		
元本	7,205,366,511	12,426,488,603
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,155,700,008	6,216,001,509
（分配準備積立金）	1,318,809,266	1,672,747,868
元本等合計	10,361,066,519	18,642,490,112
純資産合計	10,361,066,519	18,642,490,112
負債純資産合計	10,447,772,311	18,771,398,714

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 2月 21日 至　2024年 2月 19日	第９期 自　2024年 2月 20日 至　2025年 2月 18日
営業収益		
受取利息	14	467,722
有価証券売買等損益	1,189,563,338	691,404,610
営業収益合計	1,189,563,352	691,872,332
営業費用		
支払利息	44,124	747
受託者報酬	2,906,459	4,847,415
委託者報酬	108,992,508	181,777,853

その他費用	290,524	484,630
営業費用合計	112,233,615	187,110,645
営業利益又は営業損失（△）	1,077,329,737	504,761,687
経常利益又は経常損失（△）	1,077,329,737	504,761,687
当期純利益又は当期純損失（△）	1,077,329,737	504,761,687
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	83,862,888	31,274,220
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,725,236,391	3,155,700,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	826,466,287	2,974,438,462
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	826,466,287	2,974,438,462
剰余金減少額又は欠損金増加額	382,264,153	375,197,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	382,264,153	375,197,940
分配金	7,205,366	12,426,488
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,155,700,008	6,216,001,509

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月 20日から 2025年 2月 18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 2月 19日現在	第9期 2025年 2月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 7,205,366,511口	1． 計算期間の末日における受益権の総数 12,426,488,603口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.4380円	1口当たり純資産額 1.5002円
（10,000口当たり純資産額） （14,380円）	（10,000口当たり純資産額） （15,002円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	169,761,797円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	795,372,457円
収益調整金額	C	1,836,890,742円
分配準備積立金額	D	360,880,378円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,162,905,374円
当ファンドの期末残存口数	F	7,205,366,511口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,389円
10,000口当たり分配金額	H	10円

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	201,066,927円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	272,420,540円
収益調整金額	C	4,543,253,641円
分配準備積立金額	D	1,211,686,889円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,228,427,997円
当ファンドの期末残存口数	F	12,426,488,603口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,012円
10,000口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,205,366 円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,426,488 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第９期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2024 年 2 月 19 日現在	第９期 2025 年 2 月 18 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第９期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日		第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日	
期首元本額	6,271,210,939円	期首元本額	7,205,366,511円
期中追加設定元本額	2,295,351,129円	期中追加設定元本額	6,059,464,993円
期中一部解約元本額	1,361,195,557円	期中一部解約元本額	838,342,901円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,090,918,159	665,529,214
合計	1,090,918,159	665,529,214

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	462,696,038	1,464,710,577	
		外国債券マザーファンド	1,473,242,343	4,408,677,711	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	500,911,367	3,930,100,494	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	5,711,637,570	6,899,658,184	
		世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	553,183,013	1,664,638,322	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：98.5%	8,701,670,331	18,367,785,288 100.0%	
合計				18,367,785,288	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年4月２２日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の２０２５年２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 (2024年 2月19日現在)	第15期 (2025年 2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,032,155,101	10,177,411,528
親投資信託受益証券	341,994,197,900	525,195,104,230
未収利息	－	135,967
流動資産合計	349,026,353,001	535,372,651,725
資産合計	349,026,353,001	535,372,651,725
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	131,079,931	188,455,198
未払解約金	652,250,705	454,951,682
未払受託者報酬	51,727,658	81,537,312
未払委託者報酬	2,069,106,392	3,261,492,401
未払利息	741	－
その他未払費用	5,172,703	8,153,669
流動負債合計	2,909,338,130	3,994,590,262
負債合計	2,909,338,130	3,994,590,262
純資産の部		
元本等		
元本	131,079,931,086	188,455,198,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	215,037,083,785	342,922,862,820
（分配準備積立金）	54,663,295,508	72,344,841,603
元本等合計	346,117,014,871	531,378,061,463
純資産合計	346,117,014,871	531,378,061,463
負債純資産合計	349,026,353,001	535,372,651,725

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自　2023年 2月21日 至　2024年 2月19日	第15期 自　2024年 2月20日 至　2025年 2月18日
営業収益		
受取利息	371	13,800,767
有価証券売買等損益	47,345,647,785	32,488,910,330
営業収益合計	47,345,648,156	32,502,711,097
営業費用		
支払利息	1,550,572	27,856
受託者報酬	94,032,648	147,366,154
委託者報酬	3,761,305,918	5,894,645,888

その他費用	9,403,145	14,736,493
営業費用合計	3,866,292,283	6,056,776,391
営業利益又は営業損失（△）	43,479,355,873	26,445,934,706
経常利益又は経常損失（△）	43,479,355,873	26,445,934,706
当期純利益又は当期純損失（△）	43,479,355,873	26,445,934,706
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,827,868,795	2,105,355,841
期首剰余金又は期首欠損金（△）	135,625,501,261	215,037,083,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,479,972,020	137,623,165,109
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,479,972,020	137,623,165,109
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,588,796,643	33,889,509,741
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,588,796,643	33,889,509,741
分配金	131,079,931	188,455,198
期末剰余金又は期末欠損金（△）	215,037,083,785	342,922,862,820

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月 20日から 2025年 2月 18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第14期 2024年 2月 19日現在	第15期 2025年 2月 18日現在
1．　計算期間の末日における受益権の総数 131,079,931,086口	1．　計算期間の末日における受益権の総数 188,455,198,643口
2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　2.6405円	1口当たり純資産額　2.8197円
（10,000口当たり純資産額）　（26,405円）	（10,000口当たり純資産額）　（28,197円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,985,214,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,666,272,506円
収益調整金額	C	160,373,788,277円
分配準備積立金額	D	15,142,888,361円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	215,168,163,716円
当ファンドの期末残存口数	F	131,079,931,086口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,415円
10,000口当たり分配金額	H	10円

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,400,691,198円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,939,887,667円
収益調整金額	C	270,578,021,217円
分配準備積立金額	D	48,192,717,936円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	343,111,318,018円
当ファンドの期末残存口数	F	188,455,198,643口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,206円
10,000口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	131,079,931 円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	188,455,198 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 15 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 14 期 2024 年 2 月 19 日現在	第 15 期 2025 年 2 月 18 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 15 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日		第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日	
期首元本額	106,364,596,803円	期首元本額	131,079,931,086円
期中追加設定元本額	50,685,178,559円	期中追加設定元本額	77,818,593,684円
期中一部解約元本額	25,969,844,276円	期中一部解約元本額	20,443,326,127円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	44,694,192,766	31,848,623,122
合計	44,694,192,766	31,848,623,122

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	15,791,445,859	49,989,401,011	
		外国債券マザーファンド	45,220,551,334	135,322,499,866	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	18,971,954,731	148,852,059,623	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	108,315,120,154	130,844,665,146	
		世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	20,000,823,669	60,186,478,584	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：98.8%	208,299,895,747	525,195,104,230 100.0%	
合計				525,195,104,230	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年4月２２日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の２０２５年２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 2月 19日現在）	第９期 （2025年 2月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	556,394,841	1,352,541,676
親投資信託受益証券	24,895,186,382	64,624,046,622
未収利息	－	18,069
流動資産合計	25,451,581,223	65,976,606,367
資産合計	25,451,581,223	65,976,606,367
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,460,864	31,526,578
未払解約金	55,182,103	14,940,988
未払受託者報酬	3,366,503	9,301,025
未払委託者報酬	143,076,190	395,293,496
未払利息	58	－
その他未払費用	336,590	930,040
流動負債合計	215,422,308	451,992,127
負債合計	215,422,308	451,992,127
純資産の部		
元本等		
元本	13,460,864,587	31,526,578,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,775,294,328	33,998,035,889
（分配準備積立金）	4,211,473,409	7,571,520,120
元本等合計	25,236,158,915	65,524,614,240
純資産合計	25,236,158,915	65,524,614,240
負債純資産合計	25,451,581,223	65,976,606,367

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 2月 21日 至　2024年 2月 19日	第９期 自　2024年 2月 20日 至　2025年 2月 18日
営業収益		
受取利息	26	1,643,947
有価証券売買等損益	3,874,914,932	4,658,279,240
営業収益合計	3,874,914,958	4,659,923,187
営業費用		
支払利息	99,887	2,273
受託者報酬	5,883,295	15,114,416
委託者報酬	250,039,740	642,362,604

その他費用	588,211	1,511,318
営業費用合計	256,611,133	658,990,611
営業利益又は営業損失（△）	3,618,303,825	4,000,932,576
経常利益又は経常損失（△）	3,618,303,825	4,000,932,576
当期純利益又は当期純損失（△）	3,618,303,825	4,000,932,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	248,586,406	207,902,357
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,954,496,389	11,775,294,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,666,169,658	20,509,123,126
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,666,169,658	20,509,123,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,201,628,274	2,047,885,206
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,201,628,274	2,047,885,206
分配金	13,460,864	31,526,578
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,775,294,328	33,998,035,889

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月 20日から2025年 2月 18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第８期 2024年 2月 19日現在	第９期 2025年 2月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 13,460,864,587口	1． 計算期間の末日における受益権の総数 31,526,578,351口
2． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	2． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額
１口当たり純資産額 1.8748円	１口当たり純資産額 2.0784円
（10,000口当たり純資産額） （18,748円）	（10,000口当たり純資産額） （20,784円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
自 2023年 2月 21日
至 2024年 2月 19日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	396,828,167円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,972,889,252円
収益調整金額	C	7,563,820,919円
分配準備積立金額	D	855,216,854円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,788,755,192円
当ファンドの期末残存口数	F	13,460,864,587口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,757円
10,000口当たり分配金額	H	10円

第９期
自 2024年 2月 20日
至 2025年 2月 18日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	853,188,608円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,939,841,611円
収益調整金額	C	26,426,515,769円
分配準備積立金額	D	3,810,016,479円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,029,562,467円
当ファンドの期末残存口数	F	31,526,578,351口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,793円
10,000口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,460,864円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	31,526,578円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 2月 19日現在	第9期 2025年 2月 18日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日		第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日	
期首元本額	9,048,896,783円	期首元本額	13,460,864,587円
期中追加設定元本額	6,537,129,017円	期中追加設定元本額	20,301,967,747円
期中一部解約元本額	2,125,161,213円	期中一部解約元本額	2,236,253,983円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,811,349,223	4,642,738,301
合計	3,811,349,223	4,642,738,301

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,550,277,052	8,073,157,035	
		外国債券マザーファンド	5,114,404,222	15,304,854,634	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	3,452,567,792	27,088,501,639	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	4,273,437,051	5,162,311,957	
		世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,989,240,116	8,995,221,357	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：98.6%	18,379,926,233	64,624,046,622 100.0%	
合計				64,624,046,622	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年4月２２日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の２０２５年２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 (2024年 2月19日現在)	第15期 (2025年 2月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,764,608,113	7,392,085,450
親投資信託受益証券	193,967,498,655	363,313,442,066
未収利息	－	98,756
流動資産合計	198,732,106,768	370,705,626,272
資産合計	198,732,106,768	370,705,626,272
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	55,043,746	90,539,491
未払解約金	545,449,826	383,706,788
未払受託者報酬	27,293,822	54,359,506
未払委託者報酬	1,228,222,205	2,446,177,542
未払利息	502	－
その他未払費用	2,729,325	5,435,887
流動負債合計	1,858,739,426	2,980,219,214
負債合計	1,858,739,426	2,980,219,214
純資産の部		
元本等		
元本	55,043,746,942	90,539,491,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	141,829,620,400	277,185,915,505
（分配準備積立金）	38,171,817,105	62,708,487,454
元本等合計	196,873,367,342	367,725,407,058
純資産合計	196,873,367,342	367,725,407,058
負債純資産合計	198,732,106,768	370,705,626,272

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自　2023年 2月21日 至　2024年 2月19日	第15期 自　2024年 2月20日 至　2025年 2月18日
営業収益		
受取利息	183	9,736,310
有価証券売買等損益	34,748,956,409	37,831,757,411
営業収益合計	34,748,956,592	37,841,493,721
営業費用		
支払利息	845,627	18,778
受託者報酬	48,177,878	94,945,420
委託者報酬	2,168,004,602	4,272,543,686

その他費用	4,817,663	9,494,420
営業費用合計	2,221,845,770	4,377,002,304
営業利益又は営業損失（△）	32,527,110,822	33,464,491,417
経常利益又は経常損失（△）	32,527,110,822	33,464,491,417
当期純利益又は当期純損失（△）	32,527,110,822	33,464,491,417
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,197,665,994	2,990,767,854
期首剰余金又は期首欠損金（△）	78,208,775,916	141,829,620,400
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,614,378,242	137,427,920,597
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,614,378,242	137,427,920,597
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,267,934,840	32,454,809,564
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,267,934,840	32,454,809,564
分配金	55,043,746	90,539,491
期末剰余金又は期末欠損金（△）	141,829,620,400	277,185,915,505

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月 20日から2025年 2月 18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第14期 2024年 2月 19日現在	第15期 2025年 2月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 55,043,746,942口	1． 計算期間の末日における受益権の総数 90,539,491,553口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 3.5767円	1口当たり純資産額 4.0615円
（10,000口当たり純資産額） (35,767円)	（10,000口当たり純資産額） (40,615円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,147,532,125円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	26,181,912,703円
収益調整金額	C	103,657,803,295円
分配準備積立金額	D	8,897,416,023円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,884,664,146円
当ファンドの期末残存口数	F	55,043,746,942口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,776円
10,000口当たり分配金額	H	10円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,316,421,263円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,157,302,300円
収益調整金額	C	214,477,428,051円
分配準備積立金額	D	32,325,303,382円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	277,276,454,996円
当ファンドの期末残存口数	F	90,539,491,553口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	30,624円
10,000口当たり分配金額	H	10円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	55,043,746円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	90,539,491円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第14期 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月19日	第15期 自 2024年 2月20日 至 2025年 2月18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第14期 2024年 2月19日現在	第15期 2025年 2月18日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月19日	第15期 自 2024年 2月20日 至 2025年 2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第14期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日		第15期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日	
期首元本額	41,367,573,209円	期首元本額	55,043,746,942円
期中追加設定元本額	27,293,740,542円	期中追加設定元本額	47,799,903,442円
期中一部解約元本額	13,617,566,809円	期中一部解約元本額	12,304,158,831円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第14期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	第15期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	34,034,576,963	37,741,931,048
合計	34,034,576,963	37,741,931,048

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	11,799,208,328	37,351,573,883	
		外国債券マザーファンド	19,209,382,959	57,484,078,504	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	25,365,634,913	199,016,234,963	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	14,411,003,546	17,408,492,283	
		世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	17,297,973,692	52,053,062,433	
	小計	銘柄数：5	88,083,203,438	363,313,442,066	
		組入時価比率：98.8%		100.0%	
合計				363,313,442,066	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「のむラップ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月 18日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,509,312,080
株式	767,199,718,950
派生商品評価勘定	130,339,028
未収配当金	1,058,412,859
未収利息	461,034
その他未収収益	47,964,784
差入委託証拠金	381,281,098
流動資産合計	803,327,489,833
資産合計	803,327,489,833
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,955,835
未払解約金	371,354,554
未払利息	5,688,276
有価証券貸借取引受入金	25,912,093,767
流動負債合計	26,293,092,432
負債合計	26,293,092,432
純資産の部	
元本等	
元本	245,465,133,072
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	531,569,264,329
元本等合計	777,034,397,401
純資産合計	777,034,397,401
負債純資産合計	803,327,489,833

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1656円
(10,000口当たり純資産額)	(31,656円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	24,726,129,390円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 18日現在	
期首	2024年 2月 20日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	230,281,270,628円
同期中における追加設定元本額	46,271,154,999円
同期中における一部解約元本額	31,087,292,555円
期末元本額	245,465,133,072円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	84,398,600円
バランスセレクト５０	202,868,563円
バランスセレクト７０	351,731,316円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,440,133,809円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,178,464,568円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	12,954,515,191円
野村資産設計ファンド２０１５	20,935,083円
野村資産設計ファンド２０２０	23,674,465円
野村資産設計ファンド２０２５	33,555,888円
野村資産設計ファンド２０３０	61,257,993円
野村資産設計ファンド２０３５	65,726,265円
野村資産設計ファンド２０４０	117,171,280円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	18,925,000,980円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,423,200,295円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,791,445,859円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,799,208,328円
野村資産設計ファンド２０４５	27,614,984円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,300,864,224円
マイ・ロード	1,810,097,739円
ネクストコア	16,278,072円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	813,102,172円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,920,005,602円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	779,013,618円
野村資産設計ファンド２０５０	30,306,671円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,308,751円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,128,791円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,004,876円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,927,414円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	462,696,038円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,550,277,052円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,315,577円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,909,070円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,136,457円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,002,156円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34,091,833円
野村６資産均等バランス	5,479,992,671円
世界６資産分散ファンド	100,431,142円
野村資産設計ファンド２０６０	31,793,609円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	852,124,487円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,108,827,100円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	131,019,417円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,575,368円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	175,702,654円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	86,808,552円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	965,789円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,178,711円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	448,178円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,204,567,228円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,374,739円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,656,292円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,978,770円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	60,726,775円

野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	108,609,072 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,116,964,130 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,311,139 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	145,725,190 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,073,453,269 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	15,835,644 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,107,910 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,768,315 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,279,856 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	36,555,460 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	80,427,251 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,766,090,475 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,009,717,114 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,040,937,732 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,787,363,701 円
マイバランスＤＣ３０	3,132,418,510 円
マイバランスＤＣ５０	6,020,301,319 円
マイバランスＤＣ７０	7,712,827,367 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,253,702,398 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,058,694,562 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	21,126,427 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,347,809,168 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,983,891,313 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,012,412,383 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,169,123 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,442,519 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	194,856,193 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	59,438,562 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	67,435,334 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	52,105,005 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,252,543,443 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,056,870,706 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	842,215,108 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,214,475,763 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	51,760,065 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	496,025,741 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	179,533,078 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	219,634,847 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	222,107,882 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	14,711,558 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025 年 2 月 18 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	4,210.00	47,994,000	貸付有価証券 100 株（100 株）
		ニッスイ	271,600	854.80	232,163,680	貸付有価証券

				3,200株（2,300株）
マルハニチロ	40,300	3,098.00	124,849,400	
雪国まいたけ	23,100	1,235.00	28,528,500	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
カネコ種苗	7,700	1,406.00	10,826,200	
サカタのタネ	33,600	3,465.00	116,424,000	貸付有価証券 800株
ホクト	24,200	1,930.00	46,706,000	貸付有価証券 100株
住石ホールディングス	34,100	816.00	27,825,600	貸付有価証券 16,100株（400株）
日鉄鉱業	10,900	5,900.00	64,310,000	
ＩＮＰＥＸ	820,900	1,876.00	1,540,008,400	貸付有価証券 45,200株
石油資源開発	148,900	1,129.00	168,108,100	貸付有価証券 1,100株（500株）
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,300	3,370.00	41,451,000	貸付有価証券 5,700株
ショーボンドホールディングス	35,700	4,845.00	172,966,500	貸付有価証券 400株（400株）
ミライト・ワン	88,800	2,344.00	208,147,200	貸付有価証券 1,700株（1,500株）
タマホーム	17,100	3,385.00	57,883,500	貸付有価証券 8,000株（4,800株）
第一カッター興業	7,000	1,443.00	10,101,000	
安藤・間	157,400	1,339.00	210,758,600	貸付有価証券 1,700株
東急建設	85,100	792.00	67,399,200	貸付有価証券 300株
コムシスホールディングス	96,300	3,298.00	317,597,400	貸付有価証券 100株（100株）
ビーアールホールディングス	39,800	346.00	13,770,800	貸付有価証券 900株（900株）
高松コンストラクショングループ	20,200	2,815.00	56,863,000	貸付有価証券 100株（100株）
東建コーポレーション	5,900	12,470.00	73,573,000	
ヤマウラ	13,800	1,305.00	18,009,000	貸付有価証券 6,400株
オリエンタル白石	100,600	388.00	39,032,800	貸付有価証券 1,000株
大成建設	172,500	6,789.00	1,171,102,500	貸付有価証券 100株
大林組	627,200	2,046.00	1,283,251,200	
清水建設	519,200	1,474.00	765,300,800	貸付有価証券 9,400株（3,200株）
長谷工コーポレーション	174,300	2,044.00	356,269,200	貸付有価証券 2,000株

松井建設	17,700	929.00	16,443,300	貸付有価証券 100株（100株）
鹿島建設	421,200	3,065.00	1,290,978,000	貸付有価証券 200株
不動テトラ	11,900	2,182.00	25,965,800	貸付有価証券 100株
鉄建建設	12,500	2,607.00	32,587,500	
西松建設	30,300	4,957.00	150,197,100	
三井住友建設	153,200	426.00	65,263,200	貸付有価証券 2,500株
大豊建設	5,200	3,670.00	19,084,000	貸付有価証券 2,400株
奥村組	33,600	4,405.00	148,008,000	貸付有価証券 300株
東鉄工業	20,900	3,135.00	65,521,500	
淺沼組	76,100	682.00	51,900,200	貸付有価証券 2,200株（200株）
戸田建設	233,700	948.10	221,570,970	貸付有価証券 1,000株
熊谷組	31,400	3,965.00	124,501,000	
矢作建設工業	25,900	1,321.00	34,213,900	貸付有価証券 7,400株（100株）
ピーエス・コンストラクション	13,800	1,572.00	21,693,600	
日本ハウスホールディングス	40,600	325.00	13,195,000	貸付有価証券 1,300株（600株）
新日本建設	26,700	1,471.00	39,275,700	
東亜道路工業	32,900	1,507.00	49,580,300	
日本道路	19,100	1,931.00	36,882,100	貸付有価証券 300株
東亜建設工業	57,400	1,392.00	79,900,800	
日本国土開発	60,800	490.00	29,792,000	貸付有価証券 1,300株
若築建設	5,600	3,580.00	20,048,000	
東洋建設	54,700	1,345.00	73,571,500	貸付有価証券 400株
五洋建設	248,600	694.00	172,528,400	貸付有価証券 6,100株
世紀東急工業	27,100	1,554.00	42,113,400	貸付有価証券 4,900株（500株）
福田組	7,200	5,350.00	38,520,000	
住友林業	164,200	4,719.00	774,859,800	貸付有価証券 76,000株（1,500株）
大和ハウス工業	573,300	5,008.00	2,871,086,400	貸付有価証券 4,600株（200株）
ライト工業	38,600	2,615.00	100,939,000	

積水ハウス	576,300	3,456.00	1,991,692,800	貸付有価証券 41,200株
日特建設	18,100	1,047.00	18,950,700	貸付有価証券 600株（300株）
北陸電気工事	13,000	1,215.00	15,795,000	貸付有価証券 100株
ユアテック	35,100	1,691.00	59,354,100	
日本リーテック	14,800	1,505.00	22,274,000	貸付有価証券 100株
四電工	23,800	1,389.00	33,058,200	貸付有価証券 200株（200株）
中電工	29,500	3,315.00	97,792,500	
関電工	104,100	2,666.00	277,530,600	
きんでん	132,100	3,235.00	427,343,500	
東京エネシス	20,300	1,116.00	22,654,800	
トーエネック	31,500	1,035.00	32,602,500	貸付有価証券 1,200株
住友電設	15,500	4,890.00	75,795,000	
日本電設工業	35,700	2,184.00	77,968,800	貸付有価証券 500株（300株）
エクシオグループ	196,500	1,768.00	347,412,000	貸付有価証券 8,300株（6,300株）
新日本空調	24,600	1,677.00	41,254,200	貸付有価証券 300株
九電工	41,100	4,703.00	193,293,300	貸付有価証券 700株
三機工業	39,600	3,510.00	138,996,000	
日揮ホールディングス	188,100	1,164.50	219,042,450	貸付有価証券 1,800株
中外炉工業	6,200	3,420.00	21,204,000	
太平電業	12,300	4,980.00	61,254,000	貸付有価証券 600株（600株）
高砂熱学工業	45,800	5,511.00	252,403,800	貸付有価証券 12,500株（800株）
朝日工業社	17,700	2,050.00	36,285,000	貸付有価証券 1,300株（300株）
明星工業	31,900	1,304.00	41,597,600	貸付有価証券 200株
大氣社	24,300	4,820.00	117,126,000	貸付有価証券 100株
ダイダン	25,000	3,925.00	98,125,000	
日比谷総合設備	15,500	3,370.00	52,235,000	貸付有価証券 100株（100株）
飛島ホールディングス	19,500	1,722.00	33,579,000	貸付有価証券 100株
フィル・カンパニー	3,800	850.00	3,230,000	貸付有価証券 900株（600株）

テスホールディングス	46,100	280.00	12,908,000	貸付有価証券 13,500株
インフロニア・ホールディングス	199,100	1,149.50	228,865,450	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
レイズネクスト	27,500	1,587.00	43,642,500	
ニップン	62,800	2,126.00	133,512,800	貸付有価証券 28,600株（26,800株）
日清製粉グループ本社	198,400	1,702.50	337,776,000	貸付有価証券 2,000株
日東富士製粉	3,400	6,540.00	22,236,000	
昭和産業	16,100	2,824.00	45,466,400	貸付有価証券 100株（100株）
中部飼料	26,400	1,273.00	33,607,200	貸付有価証券 400株
フィード・ワン	27,900	774.00	21,594,600	貸付有価証券 200株（100株）
日本甜菜製糖	10,000	2,380.00	23,800,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	18,900	3,465.00	65,488,500	
ウェルネオシュガー	10,700	2,297.00	24,577,900	貸付有価証券 100株
森永製菓	79,800	2,528.00	201,734,400	貸付有価証券 36,700株
中村屋	4,800	3,175.00	15,240,000	
江崎グリコ	54,600	4,537.00	247,720,200	貸付有価証券 17,900株
名糖産業	8,500	2,006.00	17,051,000	
井村屋グループ	10,400	2,462.00	25,604,800	
不二家	13,100	2,286.00	29,946,600	貸付有価証券 1,500株（600株）
山崎製パン	127,700	2,548.50	325,443,450	貸付有価証券 6,700株（2,200株）
モロゾフ	18,500	1,673.00	30,950,500	貸付有価証券 4,300株
亀田製菓	12,100	3,945.00	47,734,500	貸付有価証券 500株
寿スピリッツ	112,800	2,466.00	278,164,800	貸付有価証券 19,700株（500株）
カルビー	87,300	2,851.00	248,892,300	
森永乳業	71,000	3,112.00	220,952,000	貸付有価証券 2,200株（1,500株）
六甲バター	14,000	1,185.00	16,590,000	貸付有価証券 1,600株
ヤクルト本社	272,600	2,848.50	776,501,100	貸付有価証券 27,200株（6,100株）
明治ホールディングス	245,300	2,912.00	714,313,600	貸付有価証券 800株

	雪印メグミルク	51,300	2,544.00	130,507,200	貸付有価証券 400株（300株）
	プリマハム	25,600	2,155.00	55,168,000	貸付有価証券 200株
	日本ハム	82,000	4,428.00	363,096,000	貸付有価証券 1,600株
	丸大食品	19,200	1,671.00	32,083,200	貸付有価証券 100株
	Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,000	2,339.00	49,119,000	貸付有価証券 9,600株（1,200株）
	柿安本店	8,100	2,860.00	23,166,000	貸付有価証券 3,800株
	伊藤ハム米久ホールディングス	29,100	3,750.00	109,125,000	貸付有価証券 1,700株（200株）
	サッポロホールディングス	62,800	7,404.00	464,971,200	貸付有価証券 22,000株
	アサヒグループホールディングス	1,432,300	1,799.50	2,577,423,850	貸付有価証券 92,200株（5,900株）
	キリンホールディングス	794,500	1,968.00	1,563,576,000	貸付有価証券 91,500株（27,400株）
	シマダヤ	5,500	1,530.00	8,415,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
	宝ホールディングス	128,600	1,236.50	159,013,900	貸付有価証券 2,300株
	オエノンホールディングス	61,800	424.00	26,203,200	貸付有価証券 8,700株（600株）
	養命酒製造	6,300	2,596.00	16,354,800	
	コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	119,500	2,328.50	278,255,750	貸付有価証券 20,200株
	ライフドリンク　カンパニー	41,600	1,730.00	71,968,000	貸付有価証券 7,000株（800株）
	サントリー食品インターナショナル	134,300	4,587.00	616,034,100	貸付有価証券 48,600株（4,600株）
	ダイドーグループホールディングス	21,600	2,966.00	64,065,600	貸付有価証券 1,900株（700株）
	伊藤園	63,900	3,302.00	210,997,800	貸付有価証券 2,000株（900株）
	キーコーヒー	21,400	2,064.00	44,169,600	貸付有価証券 9,800株
	日清オイリオグループ	26,900	4,835.00	130,061,500	
	不二製油グループ本社	38,100	2,697.00	102,755,700	貸付有価証券 2,000株（1,400株）
	Ｊ－オイルミルズ	21,800	1,997.00	43,534,600	
	キッコーマン	632,000	1,469.50	928,724,000	貸付有価証券 2,000株（400株）
	味の素	441,900	6,260.00	2,766,294,000	
	ブルドックソース	10,100	1,726.00	17,432,600	貸付有価証券 100株（100株）

	キユーピー	102,500	2,819.00	288,947,500	貸付有価証券 2,500株
	ハウス食品グループ本社	64,200	2,774.00	178,090,800	貸付有価証券 3,800株（3,700株）
	カゴメ	81,600	2,876.00	234,681,600	貸付有価証券 34,000株（100株）
	アリアケジャパン	19,000	6,120.00	116,280,000	貸付有価証券 500株（500株）
	エバラ食品工業	5,100	2,841.00	14,489,100	
	ニチレイ	74,400	3,378.00	251,323,200	貸付有価証券 300株
	東洋水産	88,400	8,695.00	768,638,000	貸付有価証券 500株
	イートアンドホールディングス	9,900	2,108.00	20,869,200	貸付有価証券 4,600株（1,400株）
	ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	1,023.00	10,741,500	貸付有価証券 4,900株（4,700株）
	日清食品ホールディングス	241,100	2,990.00	720,889,000	貸付有価証券 16,700株（6,500株）
	フジッコ	19,600	1,636.00	32,065,600	貸付有価証券 6,200株（1,100株）
	ロック・フィールド	21,300	1,595.00	33,973,500	貸付有価証券 7,000株（2,700株）
	日本たばこ産業	1,159,000	3,761.00	4,358,999,000	貸付有価証券 109,300株（4,700株）
	ケンコーマヨネーズ	11,900	1,930.00	22,967,000	貸付有価証券 800株（600株）
	わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,134.00	27,315,200	
	なとり	12,000	2,191.00	26,292,000	貸付有価証券 100株（100株）
	ファーマフーズ	25,300	953.00	24,110,900	貸付有価証券 8,500株（200株）
	ユーグレナ	118,500	502.00	59,487,000	貸付有価証券 55,900株（11,900株）
	紀文食品	16,500	1,049.00	17,308,500	貸付有価証券 200株
	ピックルスホールディングス	11,200	1,012.00	11,334,400	貸付有価証券 4,800株
	理研ビタミン	16,500	2,354.00	38,841,000	
	片倉工業	17,900	2,000.00	35,800,000	貸付有価証券 1,200株（1,000株）
	グンゼ	13,800	5,160.00	71,208,000	
	東洋紡	83,900	972.00	81,550,800	貸付有価証券 3,200株（2,300株）
	ユニチカ	62,800	151.00	9,482,800	貸付有価証券 29,500株（12,800株）

	富士紡ホールディングス	7,600	4,845.00	36,822,000	
	倉敷紡績	13,000	5,840.00	75,920,000	貸付有価証券 2,000株
	シキボウ	13,900	1,013.00	14,080,700	貸付有価証券 3,200株（3,100株）
	日本毛織	49,700	1,345.00	66,846,500	
	帝国繊維	21,900	2,416.00	52,910,400	貸付有価証券 100株（100株）
	帝人	186,400	1,311.00	244,370,400	貸付有価証券 15,700株（10,600株）
	東レ	1,418,200	1,000.00	1,418,200,000	貸付有価証券 800株
	セーレン	37,500	2,708.00	101,550,000	貸付有価証券 200株（200株）
	小松マテーレ	28,100	810.00	22,761,000	貸付有価証券 100株（100株）
	ワコールホールディングス	40,200	5,163.00	207,552,600	
	ホギメディカル	26,100	4,855.00	126,715,500	貸付有価証券 2,000株（200株）
	ＴＳＩホールディングス	61,300	1,265.00	77,544,500	貸付有価証券 900株（900株）
	ワールド	29,900	2,400.00	71,760,000	貸付有価証券 3,200株
	三陽商会	10,100	2,850.00	28,785,000	貸付有価証券 600株（400株）
	オンワードホールディングス	125,800	571.00	71,831,800	
	ルックホールディングス	6,200	2,276.00	14,111,200	貸付有価証券 300株（100株）
	ゴールドウイン	34,400	7,436.00	255,798,400	貸付有価証券 2,700株（500株）
	特種東海製紙	9,400	3,715.00	34,921,000	貸付有価証券 300株
	王子ホールディングス	734,800	609.80	448,081,040	貸付有価証券 3,000株
	日本製紙	101,100	999.00	100,998,900	貸付有価証券 8,700株
	北越コーポレーション	109,000	1,485.00	161,865,000	貸付有価証券 51,500株（8,200株）
	大王製紙	97,900	835.00	81,746,500	貸付有価証券 2,000株
	レンゴー	176,700	815.40	144,081,180	貸付有価証券 9,800株
	トーモク	11,200	2,434.00	27,260,800	貸付有価証券 100株（100株）
	ザ・パック	14,400	3,360.00	48,384,000	
	北の達人コーポレーショ	81,800	173.00	14,151,400	貸付有価証券

ン				38,600株（1,000株）
クラレ	258,900	1,909.00	494,240,100	貸付有価証券 55,700株
旭化成	1,312,700	1,023.00	1,342,892,100	貸付有価証券 700株
レゾナック・ホールディングス	174,100	3,704.00	644,866,400	貸付有価証券 4,700株
住友化学	1,560,600	344.80	538,094,880	貸付有価証券 22,900株
住友精化	9,100	5,040.00	45,864,000	
日産化学	99,800	4,461.00	445,207,800	貸付有価証券 100株
ラサ工業	6,900	2,707.00	18,678,300	貸付有価証券 100株（100株）
クレハ	40,200	2,841.00	114,208,200	貸付有価証券 2,700株
多木化学	7,500	3,525.00	26,437,500	貸付有価証券 100株（100株）
テイカ	13,900	1,562.00	21,711,800	貸付有価証券 100株（100株）
石原産業	32,200	1,720.00	55,384,000	
日本曹達	41,100	2,999.00	123,258,900	貸付有価証券 200株
東ソー	259,000	2,064.50	534,705,500	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
トクヤマ	62,700	2,673.50	167,628,450	貸付有価証券 400株
セントラル硝子	24,500	3,255.00	79,747,500	貸付有価証券 100株
東亞合成	90,000	1,426.00	128,340,000	貸付有価証券 5,900株
大阪ソーダ	67,800	1,456.00	98,716,800	貸付有価証券 16,600株（3,200株）
関東電化工業	41,700	896.00	37,363,200	貸付有価証券 4,000株
デンカ	70,600	2,108.00	148,824,800	貸付有価証券 1,300株（400株）
信越化学工業	1,725,500	4,614.00	7,961,457,000	
日本カーバイド工業	10,200	1,908.00	19,461,600	
堺化学工業	13,500	2,735.00	36,922,500	
第一稀元素化学工業	21,200	703.00	14,903,600	
エア・ウォーター	183,100	1,927.00	352,833,700	
日本酸素ホールディングス	188,200	4,410.00	829,962,000	貸付有価証券 9,900株（1,700株）
日本化学工業	7,100	2,435.00	17,288,500	貸付有価証券 200株（200株）
日本パーカライジング	86,500	1,288.00	111,412,000	貸付有価証券

				800株
高圧ガス工業	28,200	848.00	23,913,600	貸付有価証券 100株（100株）
四国化成ホールディングス	21,900	1,991.00	43,602,900	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
戸田工業	4,400	1,175.00	5,170,000	貸付有価証券 100株
ステラ　ケミファ	10,500	4,320.00	45,360,000	
保土谷化学工業	6,100	3,235.00	19,733,500	貸付有価証券 1,900株（700株）
日本触媒	124,300	1,870.00	232,441,000	貸付有価証券 400株
大日精化工業	13,500	3,105.00	41,917,500	
カネカ	47,800	3,771.00	180,253,800	
三菱瓦斯化学	157,400	2,420.00	380,908,000	貸付有価証券 2,900株
三井化学	174,600	3,303.00	576,703,800	貸付有価証券 7,800株
東京応化工業	92,600	3,713.00	343,823,800	貸付有価証券 3,800株（2,400株）
大阪有機化学工業	16,200	2,648.00	42,897,600	貸付有価証券 1,200株
三菱ケミカルグループ	1,418,500	768.80	1,090,542,800	
ＫＨネオケム	35,000	2,458.00	86,030,000	貸付有価証券 200株
ダイセル	220,700	1,323.50	292,096,450	貸付有価証券 6,300株（2,300株）
住友ベークライト	61,100	3,609.00	220,509,900	貸付有価証券 700株（700株）
積水化学工業	386,400	2,513.50	971,216,400	貸付有価証券 200株
日本ゼオン	149,600	1,520.00	227,392,000	貸付有価証券 4,800株
アイカ工業	49,000	3,367.00	164,983,000	
ＵＢＥ	100,000	2,234.00	223,400,000	貸付有価証券 1,700株
積水樹脂	25,300	1,904.00	48,171,200	貸付有価証券 1,300株（500株）
旭有機材	12,900	4,045.00	52,180,500	貸付有価証券 2,100株（100株）
ニチバン	12,000	2,052.00	24,624,000	貸付有価証券 200株
リケンテクノス	34,700	1,016.00	35,255,200	貸付有価証券 300株（200株）
大倉工業	9,000	3,640.00	32,760,000	貸付有価証券 500株
積水化成品工業	27,200	356.00	9,683,200	貸付有価証券 1,700株（1,400株）

	群栄化学工業	4,600	2,711.00	12,470,600	
	ダイキョーニシカワ	42,800	618.00	26,450,400	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
	森六ホールディングス	10,800	2,030.00	21,924,000	
	恵和	12,600	1,209.00	15,233,400	貸付有価証券 1,000株（800株）
	日本化薬	131,500	1,374.00	180,681,000	貸付有価証券 900株
	カーリット	19,200	1,144.00	21,964,800	貸付有価証券 4,200株
	日本精化	12,900	2,265.00	29,218,500	貸付有価証券 700株
	扶桑化学工業	18,000	3,500.00	63,000,000	貸付有価証券 1,000株
	トリケミカル研究所	21,200	3,750.00	79,500,000	貸付有価証券 8,300株（100株）
	ＡＤＥＫＡ	67,700	2,794.00	189,153,800	貸付有価証券 100株
	日油	228,400	2,090.00	477,356,000	貸付有価証券 100株
	ハリマ化成グループ	15,100	867.00	13,091,700	
	花王	472,500	6,456.00	3,050,460,000	貸付有価証券 29,400株（3,000株）
	第一工業製薬	7,000	2,788.00	19,516,000	貸付有価証券 400株（200株）
	石原ケミカル	8,500	2,184.00	18,564,000	貸付有価証券 300株
	三洋化成工業	11,900	4,015.00	47,778,500	
	大日本塗料	21,500	1,260.00	27,090,000	貸付有価証券 100株
	日本ペイントホールディングス	858,600	1,030.50	884,787,300	貸付有価証券 93,300株
	関西ペイント	162,500	2,171.50	352,868,750	貸付有価証券 13,900株（9,300株）
	中国塗料	43,800	2,219.00	97,192,200	貸付有価証券 500株
	藤倉化成	24,600	500.00	12,300,000	貸付有価証券 600株（100株）
	太陽ホールディングス	33,800	3,830.00	129,454,000	貸付有価証券 400株（400株）
	ＤＩＣ	68,900	3,230.00	222,547,000	貸付有価証券 5,700株
	サカタインクス	43,200	1,825.00	78,840,000	貸付有価証券 100株
	ａｒｔｉｅｎｃｅ	34,700	3,120.00	108,264,000	貸付有価証券 1,000株（800株）
	富士フイルムホールディングス	1,171,400	3,255.00	3,812,907,000	

	資生堂	405,700	2,361.00	957,857,700	貸付有価証券 110,700株（4,800株）
	ライオン	247,200	1,860.50	459,915,600	貸付有価証券 2,000株
	高砂香料工業	13,100	6,650.00	87,115,000	
	マンダム	38,500	1,293.00	49,780,500	貸付有価証券 400株
	ミルボン	31,200	2,941.00	91,759,200	貸付有価証券 200株（200株）
	コーセー	39,500	6,000.00	237,000,000	貸付有価証券 10,600株
	コタ	19,700	1,561.00	30,751,700	貸付有価証券 100株
	ポーラ・オルビスホールディングス	99,600	1,191.50	118,673,400	貸付有価証券 11,000株（2,400株）
	ノエビアホールディングス	17,300	4,205.00	72,746,500	貸付有価証券 600株（600株）
	新日本製薬	11,100	2,178.00	24,175,800	貸付有価証券 400株
	Ｉ－ｎｅ	6,400	1,721.00	11,014,400	貸付有価証券 100株
	アクシージア	12,800	435.00	5,568,000	貸付有価証券 6,000株（4,500株）
	エステー	15,700	1,492.00	23,424,400	貸付有価証券 100株
	コニシ	61,200	1,217.00	74,480,400	貸付有価証券 1,200株（600株）
	長谷川香料	37,100	2,781.00	103,175,100	貸付有価証券 100株（100株）
	小林製薬	50,900	5,740.00	292,166,000	貸付有価証券 13,800株（3,800株）
	荒川化学工業	18,000	1,175.00	21,150,000	貸付有価証券 300株（100株）
	メック	16,000	2,692.00	43,072,000	
	日本高純度化学	4,800	3,150.00	15,120,000	
	タカラバイオ	61,100	905.00	55,295,500	貸付有価証券 5,800株（2,500株）
	ＪＣＵ	21,500	3,870.00	83,205,000	貸付有価証券 600株（500株）
	ＯＡＴアグリオ	8,000	1,906.00	15,248,000	貸付有価証券 900株（600株）
	デクセリアルズ	170,100	2,267.50	385,701,750	貸付有価証券 7,500株（7,500株）
	アース製薬	17,700	5,080.00	89,916,000	貸付有価証券 500株
	北興化学工業	17,400	1,334.00	23,211,600	貸付有価証券 700株
	大成ラミック	5,600	2,547.00	14,263,200	貸付有価証券

				200株（100株）
クミアイ化学工業	77,200	763.00	58,903,600	貸付有価証券 10,400株（3,400株）
日本農薬	29,700	767.00	22,779,900	貸付有価証券 2,300株
アキレス	10,500	1,505.00	15,802,500	貸付有価証券 200株
有沢製作所	29,200	1,440.00	42,048,000	
日東電工	614,400	2,891.00	1,776,230,400	貸付有価証券 100株
レック	24,900	1,279.00	31,847,100	貸付有価証券 1,500株（800株）
三光合成	24,500	678.00	16,611,000	貸付有価証券 500株（500株）
ＺＡＣＲＯＳ	15,400	4,195.00	64,603,000	
前澤化成工業	13,700	1,789.00	24,509,300	貸付有価証券 3,200株
未来工業	7,000	3,500.00	24,500,000	貸付有価証券 2,300株（800株）
ＪＳＰ	15,900	2,069.00	32,897,100	貸付有価証券 7,400株（700株）
エフピコ	42,900	2,958.00	126,898,200	貸付有価証券 3,400株
天馬	16,200	2,648.00	42,897,600	貸付有価証券 800株（600株）
信越ポリマー	41,900	1,585.00	66,411,500	貸付有価証券 3,400株
ニフコ	72,600	3,654.00	265,280,400	
バルカー	14,900	3,285.00	48,946,500	
ユニ・チャーム	1,214,300	1,127.50	1,369,123,250	貸付有価証券 93,600株
協和キリン	228,500	2,057.50	470,138,750	貸付有価証券 9,700株
武田薬品工業	1,728,700	4,224.00	7,302,028,800	
アステラス製薬	1,704,200	1,476.00	2,515,399,200	貸付有価証券 29,700株
住友ファーマ	172,900	794.00	137,282,600	貸付有価証券 57,300株（17,900株）
塩野義製薬	644,400	2,204.00	1,420,257,600	
日本新薬	50,900	3,931.00	200,087,900	貸付有価証券 700株
中外製薬	608,100	7,404.00	4,502,372,400	貸付有価証券 4,400株
科研製薬	33,300	4,459.00	148,484,700	貸付有価証券 700株
エーザイ	253,500	4,372.00	1,108,302,000	貸付有価証券 200株

	ロート製薬	205,300	2,299.00	471,984,700	貸付有価証券 3,700株
	小野薬品工業	397,400	1,516.00	602,458,400	貸付有価証券 30,900株
	久光製薬	43,200	4,333.00	187,185,600	
	持田製薬	24,400	3,235.00	78,934,000	貸付有価証券 400株（400株）
	参天製薬	351,900	1,356.50	477,352,350	
	扶桑薬品工業	7,500	2,457.00	18,427,500	貸付有価証券 400株
	ツムラ	66,700	4,400.00	293,480,000	貸付有価証券 3,100株（100株）
	キッセイ薬品工業	31,200	3,655.00	114,036,000	
	生化学工業	37,000	781.00	28,897,000	貸付有価証券 400株（200株）
	栄研化学	30,700	2,243.00	68,860,100	貸付有価証券 1,700株
	鳥居薬品	10,400	4,330.00	45,032,000	貸付有価証券 1,100株（300株）
	ＪＣＲファーマ	65,800	578.00	38,032,400	貸付有価証券 2,900株
	東和薬品	26,100	2,994.00	78,143,400	
	富士製薬工業	14,400	1,380.00	19,872,000	貸付有価証券 1,600株
	ゼリア新薬工業	30,800	2,030.00	62,524,000	貸付有価証券 100株
	ネクセラファーマ	91,200	887.00	80,894,400	貸付有価証券 9,500株（3,500株）
	第一三共	1,833,500	3,621.00	6,639,103,500	
	杏林製薬	42,100	1,371.00	57,719,100	貸付有価証券 1,500株（700株）
	大幸薬品	44,000	292.00	12,848,000	貸付有価証券 1,900株（300株）
	ダイト	13,300	2,061.00	27,411,300	貸付有価証券 1,100株（200株）
	大塚ホールディングス	479,900	7,483.00	3,591,091,700	貸付有価証券 1,100株
	ペプチドリーム	94,200	2,207.00	207,899,400	貸付有価証券 300株
	セルソース	12,900	825.00	10,642,500	
	あすか製薬ホールディングス	17,700	1,950.00	34,515,000	
	サワイグループホールディングス	114,300	2,065.50	236,086,650	貸付有価証券 11,000株（5,800株）
	日本コークス工業	197,100	95.00	18,724,500	貸付有価証券 33,800株（5,900株）
	ニチレキグループ	20,700	2,302.00	47,651,400	貸付有価証券 2,600株（100株）

	ユシロ化学工業	10,100	2,107.00	21,280,700	
	富士石油	51,000	318.00	16,218,000	貸付有価証券 11,300株（900株）
	出光興産	907,900	1,020.50	926,511,950	
	ＥＮＥＯＳホールディングス	3,295,400	838.80	2,764,181,520	
	コスモエネルギーホールディングス	64,000	6,633.00	424,512,000	貸付有価証券 2,200株
	横浜ゴム	98,300	3,624.00	356,239,200	貸付有価証券 18,600株
	ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	111,600	2,601.50	290,327,400	貸付有価証券 3,900株
	ブリヂストン	568,700	5,874.00	3,340,543,800	貸付有価証券 61,000株（1,300株）
	住友ゴム工業	190,500	1,758.50	334,994,250	貸付有価証券 21,900株
	藤倉コンポジット	18,700	1,503.00	28,106,100	貸付有価証券 200株
	オカモト	10,400	5,170.00	53,768,000	
	フコク	11,500	1,629.00	18,733,500	貸付有価証券 1,200株（400株）
	ニッタ	19,100	3,680.00	70,288,000	貸付有価証券 100株（100株）
	住友理工	37,700	1,755.00	66,163,500	
	三ツ星ベルト	27,000	3,865.00	104,355,000	貸付有価証券 1,800株（300株）
	バンドー化学	28,800	1,771.00	51,004,800	貸付有価証券 300株（300株）
	日東紡績	21,900	5,260.00	115,194,000	貸付有価証券 2,100株
	ＡＧＣ	189,000	4,356.00	823,284,000	貸付有価証券 5,700株
	日本板硝子	99,500	379.00	37,710,500	貸付有価証券 44,100株（700株）
	日本電気硝子	72,100	3,500.00	252,350,000	貸付有価証券 19,800株
	オハラ	9,200	1,078.00	9,917,600	貸付有価証券 500株（200株）
	住友大阪セメント	33,700	3,501.00	117,983,700	
	太平洋セメント	119,900	4,097.00	491,230,300	貸付有価証券 400株
	日本ヒューム	17,000	1,755.00	29,835,000	貸付有価証券 7,400株
	日本コンクリート工業	37,700	365.00	13,760,500	貸付有価証券 17,800株
	三谷セキサン	6,800	5,860.00	39,848,000	
	アジアパイルホールディングス	27,600	891.00	24,591,600	貸付有価証券 100株

	東海カーボン	179,200	905.30	162,229,760	貸付有価証券 29,200株（1,100株）
	日本カーボン	11,100	4,070.00	45,177,000	貸付有価証券 2,200株（100株）
	東洋炭素	13,700	4,065.00	55,690,500	貸付有価証券 6,400株（1,900株）
	ノリタケ	21,500	3,575.00	76,862,500	
	ＴＯＴＯ	141,000	3,772.00	531,852,000	貸付有価証券 18,200株（100株）
	日本碍子	215,800	1,902.00	410,451,600	貸付有価証券 600株（500株）
	日本特殊陶業	158,800	4,515.00	716,982,000	貸付有価証券 100株
	ＭＡＲＵＷＡ	8,100	38,630.00	312,903,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
	品川リフラクトリーズ	23,900	1,754.00	41,920,600	貸付有価証券 200株
	黒崎播磨	13,200	2,577.00	34,016,400	
	ヨータイ	9,900	1,715.00	16,978,500	
	フジミインコーポレーテッド	52,200	2,070.00	108,054,000	
	ニチアス	49,100	4,595.00	225,614,500	
	ニチハ	24,300	3,045.00	73,993,500	
	日本製鉄	1,012,100	3,386.00	3,426,970,600	貸付有価証券 4,900株
	神戸製鋼所	401,900	1,737.50	698,301,250	貸付有価証券 35,600株
	中山製鋼所	41,100	767.00	31,523,700	貸付有価証券 1,900株（300株）
	合同製鐵	11,200	3,965.00	44,408,000	貸付有価証券 2,000株
	ＪＦＥホールディングス	602,200	1,774.50	1,068,603,900	貸付有価証券 22,400株
	東京製鐵	55,800	1,558.00	86,936,400	貸付有価証券 2,400株
	共英製鋼	19,500	1,984.00	38,688,000	貸付有価証券 1,200株
	大和工業	37,700	8,241.00	310,685,700	貸付有価証券 300株
	東京鐵鋼	8,800	5,970.00	52,536,000	貸付有価証券 2,100株
	大阪製鐵	9,200	2,656.00	24,435,200	貸付有価証券 4,000株
	淀川製鋼所	18,400	5,980.00	110,032,000	貸付有価証券 100株
	中部鋼鈑	13,100	2,257.00	29,566,700	
	丸一鋼管	60,800	3,504.00	213,043,200	

	モリ工業	5,100	4,800.00	24,480,000	貸付有価証券 100株
	大同特殊鋼	125,900	1,192.00	150,072,800	貸付有価証券 700株
	日本冶金工業	13,500	4,225.00	57,037,500	貸付有価証券 1,700株
	山陽特殊製鋼	19,700	2,744.00	54,056,800	貸付有価証券 800株（700株）
	愛知製鋼	11,500	7,340.00	84,410,000	貸付有価証券 700株（500株）
	大平洋金属	18,400	1,549.00	28,501,600	貸付有価証券 3,600株
	新日本電工	119,300	283.00	33,761,900	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
	栗本鐵工所	9,300	4,770.00	44,361,000	
	三菱製鋼	14,800	1,677.00	24,819,600	
	日本精線	15,900	1,355.00	21,544,500	貸付有価証券 600株
	エンビプロ・ホールディングス	19,800	389.00	7,702,200	貸付有価証券 200株（200株）
	大紀アルミニウム工業所	28,400	1,006.00	28,570,400	貸付有価証券 800株
	日本軽金属ホールディングス	58,400	1,584.00	92,505,600	貸付有価証券 600株
	三井金属鉱業	49,900	4,468.00	222,953,200	貸付有価証券 500株
	三菱マテリアル	142,900	2,385.00	340,816,500	貸付有価証券 19,400株（4,400株）
	住友金属鉱山	252,800	3,453.00	872,918,400	貸付有価証券 200株
	ＤＯＷＡホールディングス	53,900	4,590.00	247,401,000	貸付有価証券 2,600株
	古河機械金属	26,400	2,334.00	61,617,600	貸付有価証券 1,000株
	大阪チタニウムテクノロジーズ	34,700	2,018.00	70,024,600	貸付有価証券 16,400株（4,300株）
	東邦チタニウム	41,300	1,013.00	41,836,900	貸付有価証券 19,400株（6,200株）
	ＵＡＣＪ	28,000	4,890.00	136,920,000	
	ＣＫサンエツ	4,800	3,960.00	19,008,000	
	古河電気工業	66,500	7,294.00	485,051,000	貸付有価証券 21,500株
	住友電気工業	690,100	2,876.50	1,985,072,650	貸付有価証券 13,600株
	フジクラ	214,300	6,890.00	1,476,527,000	貸付有価証券 1,700株
	ＳＷＣＣ	26,800	6,860.00	183,848,000	貸付有価証券 2,700株（900株）

	平河ヒューテック	12,800	1,505.00	19,264,000	貸付有価証券 1,900株
	リョービ	21,300	2,248.00	47,882,400	貸付有価証券 5,500株
	ＡＲＥホールディングス	80,800	1,871.00	151,176,800	
	稲葉製作所	11,100	1,693.00	18,792,300	貸付有価証券 4,400株
	宮地エンジニアリンググループ	24,100	1,849.00	44,560,900	貸付有価証券 1,000株（400株）
	トーカロ	57,600	1,802.00	103,795,200	貸付有価証券 1,800株
	ＳＵＭＣＯ	380,500	1,118.00	425,399,000	貸付有価証券 158,700株（5,400株）
	川田テクノロジーズ	12,900	3,115.00	40,183,500	貸付有価証券 500株（500株）
	ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,300	3,630.00	55,539,000	
	東洋製罐グループホールディングス	127,400	2,297.50	292,701,500	
	ホッカンホールディングス	10,700	1,677.00	17,943,900	貸付有価証券 300株（100株）
	コロナ	11,200	942.00	10,550,400	貸付有価証券 200株
	横河ブリッジホールディングス	34,400	2,617.00	90,024,800	
	三和ホールディングス	197,300	4,854.00	957,694,200	貸付有価証券 900株
	文化シヤッター	52,300	1,865.00	97,539,500	貸付有価証券 4,200株（2,300株）
	三協立山	25,100	603.00	15,135,300	貸付有価証券 9,000株（2,900株）
	アルインコ	15,200	1,046.00	15,899,200	
	ＬＩＸＩＬ	291,400	1,738.00	506,453,200	貸付有価証券 200株
	ノーリツ	28,100	1,689.00	47,460,900	貸付有価証券 4,800株
	長府製作所	22,300	1,902.00	42,414,600	貸付有価証券 1,800株（200株）
	リンナイ	106,300	3,289.00	349,620,700	
	日東精工	29,000	585.00	16,965,000	貸付有価証券 1,700株（100株）
	岡部	35,700	829.00	29,595,300	貸付有価証券 300株（300株）
	ジーテクト	22,300	1,652.00	36,839,600	貸付有価証券 2,000株
	東プレ	35,200	1,900.00	66,880,000	貸付有価証券 600株（400株）
	高周波熱錬	29,600	1,007.00	29,807,200	貸付有価証券

				700株（200株）
東京製綱	11,800	1,305.00	15,399,000	貸付有価証券 500株
サンコール	22,200	378.00	8,391,600	貸付有価証券 1,100株（900株）
パイオラックス	26,800	2,370.00	63,516,000	貸付有価証券 12,500株
エイチワン	20,600	1,165.00	23,999,000	
日本発條	176,800	1,791.00	316,648,800	貸付有価証券 800株
中央発條	13,000	1,608.00	20,904,000	貸付有価証券 900株（800株）
立川ブラインド工業	9,000	1,432.00	12,888,000	
日本製鋼所	59,300	5,592.00	331,605,600	貸付有価証券 2,200株（500株）
三浦工業	90,800	3,141.00	285,202,800	
タクマ	66,100	1,845.00	121,954,500	貸付有価証券 600株（200株）
ツガミ	41,700	1,636.00	68,221,200	貸付有価証券 1,600株
オークマ	34,200	3,290.00	112,518,000	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
芝浦機械	25,200	3,635.00	91,602,000	貸付有価証券 200株
アマダ	271,800	1,468.50	399,138,300	貸付有価証券 1,300株
アイダエンジニアリング	43,800	822.00	36,003,600	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
ＦＵＪＩ	85,000	2,242.00	190,570,000	貸付有価証券 800株
牧野フライス製作所	21,600	11,880.00	256,608,000	
オーエスジー	86,200	1,666.50	143,652,300	貸付有価証券 17,900株（200株）
旭ダイヤモンド工業	48,900	855.00	41,809,500	
ＤＭＧ森精機	123,400	2,427.50	299,553,500	貸付有価証券 1,100株
ソディック	51,600	889.00	45,872,400	
ディスコ	94,200	47,010.00	4,428,342,000	貸付有価証券 2,400株
日東工器	7,500	2,169.00	16,267,500	
日進工具	16,300	762.00	12,420,600	貸付有価証券 200株（200株）
冨士ダイス	14,500	805.00	11,672,500	
リケンＮＰＲ	24,600	2,628.00	64,648,800	貸付有価証券 11,500株（4,600株）
島精機製作所	31,100	946.00	29,420,600	貸付有価証券 11,100株（2,900株）

	オプトラン	32,100	1,793.00	57,555,300	貸付有価証券 7,600株
	イワキポンプ	13,000	2,372.00	30,836,000	貸付有価証券 300株（200株）
	フリュー	18,400	1,048.00	19,283,200	貸付有価証券 1,100株（300株）
	ヤマシンフィルタ	41,300	632.00	26,101,600	貸付有価証券 19,500株
	日阪製作所	23,700	1,064.00	25,216,800	貸付有価証券 200株（200株）
	やまびこ	32,000	2,520.00	80,640,000	貸付有価証券 600株（600株）
	野村マイクロ・サイエンス	32,400	2,775.00	89,910,000	貸付有価証券 15,300株（2,900株）
	平田機工	9,300	4,830.00	44,919,000	貸付有価証券 800株
	ＰＥＧＡＳＵＳ	21,600	512.00	11,059,200	貸付有価証券 400株（300株）
	マルマエ	8,500	1,485.00	12,622,500	貸付有価証券 1,400株
	タツモ	14,000	2,306.00	32,284,000	貸付有価証券 6,500株（5,500株）
	ナブテスコ	122,800	2,449.00	300,737,200	貸付有価証券 14,100株
	三井海洋開発	24,800	4,300.00	106,640,000	
	レオン自動機	20,600	1,361.00	28,036,600	貸付有価証券 500株（400株）
	ＳＭＣ	58,600	54,460.00	3,191,356,000	
	ホソカワミクロン	13,700	3,960.00	54,252,000	
	ユニオンツール	8,600	4,765.00	40,979,000	貸付有価証券 100株（100株）
	瑞光	12,500	1,309.00	16,362,500	貸付有価証券 5,200株
	オイレス工業	26,500	2,336.00	61,904,000	貸付有価証券 300株（100株）
	日精エー・エス・ビー機械	6,700	5,410.00	36,247,000	
	サトーホールディングス	24,400	2,111.00	51,508,400	貸付有価証券 800株
	技研製作所	18,400	1,446.00	26,606,400	貸付有価証券 4,000株（2,700株）
	日本エアーテック	9,200	1,069.00	9,834,800	貸付有価証券 1,500株（200株）
	日精樹脂工業	12,900	957.00	12,345,300	貸付有価証券 100株
	ワイエイシイホールディングス	19,800	975.00	19,305,000	貸付有価証券 9,300株（1,600株）
	小松製作所	964,400	4,763.00	4,593,437,200	貸付有価証券 100株

	住友重機械工業	115,700	2,950.50	341,372,850	貸付有価証券 53,100株
	日立建機	77,900	3,875.00	301,862,500	貸付有価証券 8,100株（900株）
	日工	29,000	703.00	20,387,000	貸付有価証券 1,200株
	巴工業	7,600	3,675.00	27,930,000	貸付有価証券 100株
	井関農機	18,300	988.00	18,080,400	貸付有価証券 6,000株（700株）
	ＴＯＷＡ	59,900	1,714.00	102,668,600	貸付有価証券 28,200株（1,300株）
	北川鉄工所	7,700	1,227.00	9,447,900	
	ローツェ	102,200	1,668.50	170,520,700	貸付有価証券 36,000株（6,000株）
	クボタ	1,000,400	1,904.00	1,904,761,600	貸付有価証券 155,300株（11,900株）
	荏原実業	9,400	4,205.00	39,527,000	貸付有価証券 100株（100株）
	三菱化工機	6,900	3,800.00	26,220,000	
	月島ホールディングス	26,400	1,555.00	41,052,000	貸付有価証券 1,200株（300株）
	帝国電機製作所	13,400	2,963.00	39,704,200	
	新東工業	43,500	918.00	39,933,000	貸付有価証券 800株（800株）
	澁谷工業	18,400	3,390.00	62,376,000	
	アイチ　コーポレーション	32,400	1,502.00	48,664,800	貸付有価証券 300株
	小森コーポレーション	48,200	1,318.00	63,527,600	貸付有価証券 600株（600株）
	鶴見製作所	14,900	3,265.00	48,648,500	貸付有価証券 100株（100株）
	酒井重工業	7,700	2,337.00	17,994,900	
	荏原製作所	401,600	2,702.00	1,085,123,200	貸付有価証券 30,700株（3,400株）
	酉島製作所	16,800	2,414.00	40,555,200	貸付有価証券 200株
	北越工業	19,700	2,096.00	41,291,200	貸付有価証券 300株（300株）
	ダイキン工業	254,800	16,130.00	4,109,924,000	
	オルガノ	30,200	6,900.00	208,380,000	貸付有価証券 5,600株（300株）
	トーヨーカネツ	7,000	3,860.00	27,020,000	
	栗田工業	109,400	5,104.00	558,377,600	貸付有価証券 5,400株（5,400株）
	椿本チエイン	88,600	1,847.00	163,644,200	

	木村化工機	14,900	838.00	12,486,200	貸付有価証券 900株
	アネスト岩田	33,300	1,295.00	43,123,500	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
	ダイフク	330,200	3,803.00	1,255,750,600	貸付有価証券 26,300株（4,000株）
	サムコ	4,700	3,035.00	14,264,500	貸付有価証券 700株
	タダノ	112,600	1,129.50	127,181,700	貸付有価証券 100株
	フジテック	62,900	5,795.00	364,505,500	貸付有価証券 27,900株
	ＣＫＤ	54,100	2,337.00	126,431,700	
	平和	65,100	2,340.00	152,334,000	貸付有価証券 100株
	理想科学工業	31,300	1,466.00	45,885,800	貸付有価証券 600株（500株）
	ＳＡＮＫＹＯ	226,000	2,106.50	476,069,000	貸付有価証券 1,300株
	日本金銭機械	23,600	1,165.00	27,494,000	貸付有価証券 10,900株（3,000株）
	マースグループホールディングス	13,200	3,190.00	42,108,000	貸付有価証券 4,400株（1,500株）
	フクシマガリレイ	28,800	2,782.00	80,121,600	貸付有価証券 600株（600株）
	ダイコク電機	8,600	2,660.00	22,876,000	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
	竹内製作所	35,500	5,520.00	195,960,000	貸付有価証券 16,600株
	アマノ	55,500	3,826.00	212,343,000	貸付有価証券 300株
	ＪＵＫＩ	30,300	446.00	13,513,800	貸付有価証券 1,600株（1,300株）
	ジャノメ	16,100	1,013.00	16,309,300	貸付有価証券 1,700株（200株）
	マックス	23,600	4,155.00	98,058,000	貸付有価証券 100株
	グローリー	51,200	2,670.50	136,729,600	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
	新晃工業	56,000	1,302.00	72,912,000	貸付有価証券 11,000株（4,900株）
	大和冷機工業	30,000	1,630.00	48,900,000	貸付有価証券 800株（100株）
	セガサミーホールディングス	174,700	3,047.00	532,310,900	貸付有価証券 700株
	ＴＰＲ	24,800	2,362.00	58,577,600	貸付有価証券 500株
	ツバキ・ナカシマ	48,200	461.00	22,220,200	貸付有価証券 15,900株（600株）

	ホシザキ	125,900	5,837.00	734,878,300	貸付有価証券 45,700株（4,100株）
	大豊工業	16,900	642.00	10,849,800	貸付有価証券 400株（400株）
	日本精工	362,200	635.40	230,141,880	貸付有価証券 5,900株
	ＮＴＮ	462,800	238.70	110,470,360	貸付有価証券 4,000株（2,600株）
	ジェイテクト	174,100	1,167.50	203,261,750	貸付有価証券 1,300株
	不二越	14,400	3,280.00	47,232,000	貸付有価証券 2,200株（2,100株）
	日本トムソン	53,200	481.00	25,589,200	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
	ＴＨＫ	112,900	3,731.00	421,229,900	貸付有価証券 20,600株（4,500株）
	ユーシン精機	18,100	652.00	11,801,200	貸付有価証券 200株（200株）
	前澤給装工業	14,000	1,361.00	19,054,000	
	イーグル工業	21,600	2,028.00	43,804,800	
	ＰＩＬＬＡＲ	18,100	3,790.00	68,599,000	貸付有価証券 2,200株（500株）
	キッツ	63,400	1,159.00	73,480,600	
	マキタ	243,400	4,790.00	1,165,886,000	貸付有価証券 100株
	三井Ｅ＆Ｓ	104,600	1,808.00	189,116,800	貸付有価証券 49,100株（200株）
	カナデビア	160,300	976.00	156,452,800	貸付有価証券 8,400株（5,900株）
	三菱重工業	3,421,300	2,173.00	7,434,484,900	貸付有価証券 20,900株（18,000株）
	ＩＨＩ	156,900	9,780.00	1,534,482,000	貸付有価証券 27,300株（4,000株）
	スター精密	33,000	1,877.00	61,941,000	貸付有価証券 900株（600株）
	キオクシアホールディングス	87,900	2,359.00	207,356,100	貸付有価証券 40,600株（18,600株）
	日清紡ホールディングス	147,100	924.80	136,038,080	貸付有価証券 24,100株
	イビデン	112,200	3,644.00	408,856,800	貸付有価証券 3,700株
	コニカミノルタ	436,900	546.60	238,809,540	貸付有価証券 2,100株
	ブラザー工業	261,400	2,617.50	684,214,500	貸付有価証券 22,400株（200株）
	ミネベアミツミ	340,300	2,348.50	799,194,550	貸付有価証券 900株

	日立製作所	5,038,000	4,345.00	21,890,110,000	貸付有価証券 6,400株（6,400株）
	三菱電機	1,990,000	2,382.50	4,741,175,000	
	富士電機	119,000	6,779.00	806,701,000	貸付有価証券 17,600株
	安川電機	212,500	4,179.00	888,037,500	貸付有価証券 800株
	シンフォニアテクノロジー	19,400	6,870.00	133,278,000	貸付有価証券 1,000株
	明電舎	33,000	4,675.00	154,275,000	
	山洋電気	8,500	9,500.00	80,750,000	貸付有価証券 400株
	デンヨー	14,900	2,706.00	40,319,400	貸付有価証券 100株（100株）
	ＰＨＣホールディングス	36,600	1,101.00	40,296,600	貸付有価証券 8,700株
	ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	137,200	3,212.00	440,686,400	貸付有価証券 64,400株（7,000株）
	ソシオネクスト	195,000	2,020.00	393,900,000	貸付有価証券 14,300株（1,600株）
	東芝テック	29,200	3,050.00	89,060,000	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
	芝浦メカトロニクス	14,200	9,310.00	132,202,000	貸付有価証券 1,500株（800株）
	マブチモーター	85,000	2,328.00	197,880,000	貸付有価証券 200株（200株）
	ニデック	863,900	2,650.50	2,289,766,950	貸付有価証券 2,700株
	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	309.00	3,800,700	貸付有価証券 2,300株（1,600株）
	トレックス・セミコンダクター	9,200	1,255.00	11,546,000	貸付有価証券 200株（200株）
	東光高岳	10,600	2,145.00	22,737,000	貸付有価証券 200株
	ダブル・スコープ	60,000	257.00	15,420,000	貸付有価証券 28,200株（17,400株）
	ダイヘン	18,500	7,340.00	135,790,000	貸付有価証券 1,000株（700株）
	ヤーマン	38,000	756.00	28,728,000	貸付有価証券 17,900株（6,900株）
	ＪＶＣケンウッド	154,400	1,450.50	223,957,200	貸付有価証券 4,100株
	ミマキエンジニアリング	16,200	1,570.00	25,434,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
	Ｉ－ＰＥＸ	2,700	2,937.00	7,929,900	
	大崎電気工業	42,000	785.00	32,970,000	貸付有価証券 100株
	オムロン	179,300	4,508.00	808,284,400	

日東工業	26,400	3,040.00	80,256,000	貸付有価証券 3,600株（3,000株）
ＩＤＥＣ	28,900	2,538.00	73,348,200	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	87,300	2,445.00	213,448,500	貸付有価証券 8,700株（800株）
メルコホールディングス	4,400	2,435.00	10,714,000	貸付有価証券 900株（900株）
テクノメディカ	3,800	1,758.00	6,680,400	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	7,900	568.00	4,487,200	貸付有価証券 1,000株（500株）
日本電気	276,700	15,600.00	4,316,520,000	貸付有価証券 500株
富士通	1,800,300	3,106.00	5,591,731,800	
沖電気工業	94,800	967.00	91,671,600	貸付有価証券 700株（400株）
電気興業	7,900	1,624.00	12,829,600	
サンケン電気	20,000	5,829.00	116,580,000	貸付有価証券 6,600株
アイホン	11,900	2,653.00	31,570,700	貸付有価証券 100株（100株）
ルネサスエレクトロニクス	1,490,500	2,512.00	3,744,136,000	貸付有価証券 88,800株
セイコーエプソン	251,000	2,416.00	606,416,000	貸付有価証券 3,100株
ワコム	137,500	650.00	89,375,000	貸付有価証券 400株
アルバック	42,900	5,695.00	244,315,500	貸付有価証券 9,300株
アクセル	9,700	1,220.00	11,834,000	貸付有価証券 400株（400株）
ＥＩＺＯ	25,500	2,142.00	54,621,000	貸付有価証券 100株
日本信号	44,600	903.00	40,273,800	貸付有価証券 400株
京三製作所	45,500	507.00	23,068,500	貸付有価証券 200株
能美防災	26,400	3,040.00	80,256,000	貸付有価証券 100株（100株）
ホーチキ	12,500	2,541.00	31,762,500	貸付有価証券 2,000株
エレコム	46,800	1,659.00	77,641,200	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
パナソニック　ホールディングス	2,311,400	1,900.50	4,392,815,700	貸付有価証券 17,200株
シャープ	282,700	989.90	279,844,730	貸付有価証券 20,800株
アンリツ	137,800	1,469.50	202,497,100	貸付有価証券 19,500株（6,700株）

富士通ゼネラル	55,500	2,757.00	153,013,500	貸付有価証券 2,000株（700株）
ソニーグループ	6,682,200	3,782.00	25,272,080,400	
ＴＤＫ	1,689,700	1,665.00	2,813,350,500	貸付有価証券 800株
帝国通信工業	8,600	2,457.00	21,130,200	
タムラ製作所	77,900	591.00	46,038,900	貸付有価証券 1,900株
アルプスアルパイン	158,800	1,555.50	247,013,400	貸付有価証券 5,700株
日本電波工業	18,400	925.00	17,020,000	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
鈴木	10,400	1,760.00	18,304,000	貸付有価証券 100株
メイコー	19,400	8,450.00	163,930,000	貸付有価証券 100株
日本トリム	4,400	3,800.00	16,720,000	
フォスター電機	19,900	1,508.00	30,009,200	貸付有価証券 700株
ＳＭＫ	4,700	2,815.00	13,230,500	
ヨコオ	17,300	1,496.00	25,880,800	貸付有価証券 200株
ホシデン	47,900	2,132.00	102,122,800	貸付有価証券 5,400株
ヒロセ電機	28,400	18,280.00	519,152,000	
日本航空電子工業	50,900	2,747.00	139,822,300	貸付有価証券 100株
ＴＯＡ	19,800	972.00	19,245,600	貸付有価証券 500株（200株）
マクセル	37,400	1,925.00	71,995,000	貸付有価証券 100株
古野電気	23,100	2,365.00	54,631,500	貸付有価証券 7,500株（800株）
スミダコーポレーション	26,400	981.00	25,898,400	貸付有価証券 100株
アイコム	7,500	2,765.00	20,737,500	貸付有価証券 3,500株
リオン	8,000	2,569.00	20,552,000	
横河電機	214,000	2,842.50	608,295,000	
新電元工業	7,500	2,632.00	19,740,000	貸付有価証券 700株（500株）
アズビル	528,000	1,180.00	623,040,000	
日本光電工業	173,400	2,313.00	401,074,200	貸付有価証券 11,700株（4,100株）
チノー	8,000	2,196.00	17,568,000	貸付有価証券 2,100株（700株）
日本電子材料	11,900	2,230.00	26,537,000	貸付有価証券

				3,900株（1,300株）
堀場製作所	36,700	9,721.00	356,760,700	
アドバンテスト	610,500	9,503.00	5,801,581,500	貸付有価証券 600株
エスペック	17,200	2,415.00	41,538,000	貸付有価証券 100株（100株）
キーエンス	193,800	65,000.00	12,597,000,000	貸付有価証券 100株
日置電機	10,200	7,010.00	71,502,000	
シスメックス	501,600	2,764.50	1,386,673,200	
日本マイクロニクス	31,900	4,895.00	156,150,500	貸付有価証券 14,000株（100株）
メガチップス	15,000	5,070.00	76,050,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,100	3,505.00	42,410,500	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
コーセル	23,900	1,027.00	24,545,300	貸付有価証券 1,300株（800株）
イリソ電子工業	19,600	2,679.00	52,508,400	貸付有価証券 600株
オプテックスグループ	35,500	1,665.00	59,107,500	
千代田インテグレ	6,700	3,185.00	21,339,500	
レーザーテック	75,100	15,015.00	1,127,626,500	貸付有価証券 17,800株
スタンレー電気	121,300	2,546.50	308,890,450	貸付有価証券 18,900株（1,500株）
ウシオ電機	85,700	2,086.00	178,770,200	貸付有価証券 9,500株（1,400株）
日本セラミック	17,800	2,691.00	47,899,800	
古河電池	14,300	1,381.00	19,748,300	
山一電機	15,800	2,159.00	34,112,200	貸付有価証券 5,800株（2,700株）
図研	17,700	4,835.00	85,579,500	貸付有価証券 700株（700株）
日本電子	44,800	5,330.00	238,784,000	貸付有価証券 1,900株（1,700株）
カシオ計算機	155,000	1,239.50	192,122,500	
ファナック	937,400	4,453.00	4,174,242,200	
日本シイエムケイ	56,800	507.00	28,797,600	貸付有価証券 900株
エンプラス	5,600	4,745.00	26,572,000	貸付有価証券 2,600株（1,100株）
大真空	23,600	614.00	14,490,400	貸付有価証券 1,600株（600株）
ローム	351,000	1,585.00	556,335,000	貸付有価証券 11,200株（3,600株）
浜松ホトニクス	310,900	1,734.50	539,256,050	貸付有価証券

				19,600株（3,600株）
三井ハイテック	85,800	868.00	74,474,400	貸付有価証券 19,300株
新光電気工業	68,500	5,904.00	404,424,000	貸付有価証券 32,200株
京セラ	1,203,600	1,741.00	2,095,467,600	
太陽誘電	84,900	2,589.00	219,806,100	貸付有価証券 14,000株
村田製作所	1,706,400	2,735.50	4,667,857,200	
双葉電子工業	36,900	532.00	19,630,800	貸付有価証券 1,700株（600株）
ニチコン	50,900	1,230.00	62,607,000	貸付有価証券 11,600株
日本ケミコン	23,800	898.00	21,372,400	貸付有価証券 10,000株（4,700株）
ＫＯＡ	32,300	965.00	31,169,500	貸付有価証券 3,900株
市光工業	34,900	416.00	14,518,400	貸付有価証券 8,100株（200株）
小糸製作所	200,700	1,960.00	393,372,000	貸付有価証券 15,800株（14,600株）
ミツバ	36,300	825.00	29,947,500	貸付有価証券 4,600株（2,000株）
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	80,900	10,815.00	874,933,500	貸付有価証券 1,300株（200株）
キヤノン電子	18,300	2,527.00	46,244,100	
キヤノン	966,200	5,144.00	4,970,132,800	貸付有価証券 31,700株
リコー	510,200	1,564.50	798,207,900	貸付有価証券 300株
象印マホービン	57,800	1,592.00	92,017,600	貸付有価証券 2,800株
東京エレクトロン	410,000	25,130.00	10,303,300,000	貸付有価証券 100株
イノテック	13,900	1,388.00	19,293,200	貸付有価証券 200株
トヨタ紡織	81,600	2,018.50	164,709,600	貸付有価証券 6,600株
ユニプレス	34,800	1,067.00	37,131,600	貸付有価証券 5,900株
豊田自動織機	165,200	12,670.00	2,093,084,000	貸付有価証券 400株
モリタホールディングス	30,600	2,132.00	65,239,200	
三櫻工業	26,900	650.00	17,485,000	貸付有価証券 4,900株（1,500株）
デンソー	1,897,800	1,949.00	3,698,812,200	
東海理化電機製作所	54,600	2,246.00	122,631,600	貸付有価証券

				1,000株（300株）
川崎重工業	146,000	7,905.00	1,154,130,000	
名村造船所	55,300	2,065.00	114,194,500	貸付有価証券 25,500株（3,700株）
日本車輌製造	7,400	2,138.00	15,821,200	貸付有価証券 200株
三菱ロジスネクスト	30,900	1,898.00	58,648,200	貸付有価証券 14,500株
日産自動車	2,420,300	439.50	1,063,721,850	貸付有価証券 1,143,300株（4,000株）
いすゞ自動車	598,300	2,011.00	1,203,181,300	貸付有価証券 6,600株
トヨタ自動車	10,297,500	2,804.00	28,874,190,000	貸付有価証券 122,100株（116,400株）
日野自動車	291,400	495.50	144,388,700	貸付有価証券 35,400株
三菱自動車工業	740,600	417.50	309,200,500	貸付有価証券 281,200株
武蔵精密工業	47,500	2,841.00	134,947,500	貸付有価証券 10,900株
日産車体	29,400	1,046.00	30,752,400	貸付有価証券 8,400株（800株）
新明和工業	55,800	1,395.00	77,841,000	貸付有価証券 1,900株（1,700株）
極東開発工業	26,200	2,542.00	66,600,400	
トピー工業	15,700	2,130.00	33,441,000	貸付有価証券 300株（300株）
ティラド	4,300	3,610.00	15,523,000	
タチエス	35,700	1,808.00	64,545,600	貸付有価証券 700株
ＮＯＫ	75,300	2,369.50	178,423,350	貸付有価証券 1,000株
フタバ産業	58,400	788.00	46,019,200	貸付有価証券 2,700株（2,500株）
カヤバ	32,900	2,970.00	97,713,000	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
大同メタル工業	37,900	512.00	19,404,800	貸付有価証券 600株（600株）
プレス工業	75,700	578.00	43,754,600	貸付有価証券 4,600株
太平洋工業	44,400	1,426.00	63,314,400	貸付有価証券 5,500株（2,600株）
アイシン	410,200	1,766.00	724,413,200	貸付有価証券 5,900株（4,800株）
マツダ	595,000	1,031.50	613,742,500	
本田技研工業	4,589,700	1,417.50	6,505,899,750	貸付有価証券 6,300株（4,700株）

	スズキ	1,565,400	1,926.50	3,015,743,100	貸付有価証券 7,500株
	ＳＵＢＡＲＵ	584,100	2,811.00	1,641,905,100	貸付有価証券 1,400株
	ヤマハ発動機	817,800	1,208.00	987,902,400	貸付有価証券 81,500株
	エクセディ	31,700	4,790.00	151,843,000	貸付有価証券 2,000株
	豊田合成	55,500	2,729.50	151,487,250	貸付有価証券 2,200株
	愛三工業	36,700	1,950.00	71,565,000	貸付有価証券 100株
	ヨロズ	20,000	1,058.00	21,160,000	貸付有価証券 9,400株（400株）
	エフ・シー・シー	33,900	3,260.00	110,514,000	貸付有価証券 700株
	シマノ	83,900	20,500.00	1,719,950,000	貸付有価証券 3,300株（1,500株）
	テイ・エス　テック	78,800	1,742.50	137,309,000	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
	ジャムコ	11,700	1,794.00	20,989,800	貸付有価証券 700株
	リガク・ホールディングス	97,900	1,121.00	109,745,900	貸付有価証券 1,800株
	テルモ	1,295,800	2,802.00	3,630,831,600	貸付有価証券 100株
	日機装	50,100	1,246.00	62,424,600	貸付有価証券 8,400株（7,300株）
	日本エム・ディ・エム	15,300	613.00	9,378,900	貸付有価証券 800株
	島津製作所	278,800	3,955.00	1,102,654,000	貸付有価証券 2,400株
	ＪＭＳ	17,900	476.00	8,520,400	貸付有価証券 100株（100株）
	長野計器	12,700	1,996.00	25,349,200	貸付有価証券 800株
	ブイ・テクノロジー	9,500	2,282.00	21,679,000	
	東京計器	13,600	3,475.00	47,260,000	貸付有価証券 6,200株（500株）
	愛知時計電機	9,200	1,802.00	16,578,400	
	インターアクション	11,700	1,146.00	13,408,200	貸付有価証券 300株
	東京精密	39,700	8,930.00	354,521,000	貸付有価証券 3,000株（2,400株）
	マニー	77,500	1,446.00	112,065,000	貸付有価証券 13,100株
	ニコン	305,500	1,532.00	468,026,000	貸付有価証券 35,200株（18,800株）

	トプコン	109,900	2,808.00	308,599,200	貸付有価証券 1,600株
	オリンパス	1,109,000	2,057.50	2,281,767,500	貸付有価証券 7,800株（4,300株）
	理研計器	27,400	2,945.00	80,693,000	貸付有価証券 1,100株（800株）
	タムロン	26,700	3,930.00	104,931,000	貸付有価証券 3,500株（400株）
	ＨＯＹＡ	378,500	19,040.00	7,206,640,000	
	ノーリツ鋼機	18,400	4,795.00	88,228,000	
	Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,200	2,069.00	50,069,800	
	朝日インテック	236,100	2,737.50	646,323,750	貸付有価証券 40,100株（6,000株）
	シチズン時計	178,200	891.00	158,776,200	貸付有価証券 15,000株（300株）
	メニコン	72,200	1,359.00	98,119,800	貸付有価証券 1,000株（800株）
	松風	19,400	2,290.00	44,426,000	貸付有価証券 300株（300株）
	セイコーグループ	30,000	5,080.00	152,400,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
	ニプロ	161,500	1,340.50	216,490,750	貸付有価証券 3,300株（200株）
	三井松島ホールディングス	13,200	4,560.00	60,192,000	貸付有価証券 100株（100株）
	パラマウントベッドホールディングス	41,700	2,691.00	112,214,700	貸付有価証券 1,100株（500株）
	トランザクション	12,800	2,073.00	26,534,400	貸付有価証券 6,000株
	ニホンフラッシュ	16,300	806.00	13,137,800	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
	前田工繊	39,500	1,845.00	72,877,500	
	アートネイチャー	19,900	759.00	15,104,100	貸付有価証券 600株（400株）
	フルヤ金属	16,600	3,000.00	49,800,000	貸付有価証券 1,100株
	バンダイナムコホールディングス	525,900	4,950.00	2,603,205,000	
	ＳＨＯＥＩ	54,500	1,940.00	105,730,000	貸付有価証券 5,000株（1,000株）
	フランスベッドホールディングス	27,800	1,295.00	36,001,000	貸付有価証券 2,800株（2,200株）
	パイロットコーポレーション	29,600	4,254.00	125,918,400	貸付有価証券 200株（100株）
	萩原工業	12,900	1,513.00	19,517,700	貸付有価証券 3,200株
	フジシールインターナショナル	43,600	2,805.00	122,298,000	貸付有価証券 200株

	タカラトミー	81,400	4,115.00	334,961,000	貸付有価証券 100株
	広済堂ホールディングス	73,100	506.00	36,988,600	貸付有価証券 34,300株
	プロネクサス	20,100	1,287.00	25,868,700	
	ＴＯＰＰＡＮホールディングス	254,000	4,842.00	1,229,868,000	貸付有価証券 1,900株
	大日本印刷	401,700	2,170.00	871,689,000	
	共同印刷	5,500	4,350.00	23,925,000	
	ＮＩＳＳＨＡ	33,200	1,426.00	47,343,200	貸付有価証券 5,500株（3,100株）
	ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,500	3,095.00	32,497,500	貸付有価証券 100株（100株）
	アシックス	715,200	3,717.00	2,658,398,400	貸付有価証券 132,000株（300株）
	ツツミ	4,500	2,296.00	10,332,000	貸付有価証券 100株
	ローランド	14,300	3,930.00	56,199,000	貸付有価証券 2,000株
	小松ウオール工業	12,900	1,510.00	19,479,000	貸付有価証券 100株
	ヤマハ	346,200	1,073.50	371,645,700	貸付有価証券 3,500株
	河合楽器製作所	5,900	3,185.00	18,791,500	貸付有価証券 100株
	クリナップ	19,000	655.00	12,445,000	貸付有価証券 700株（700株）
	ピジョン	123,400	1,642.00	202,622,800	貸付有価証券 57,900株
	キングジム	17,100	861.00	14,723,100	貸付有価証券 3,300株（200株）
	リンテック	36,800	2,915.00	107,272,000	貸付有価証券 100株
	イトーキ	38,700	1,751.00	67,763,700	貸付有価証券 2,100株（1,600株）
	任天堂	1,223,000	11,450.00	14,003,350,000	貸付有価証券 1,500株
	三菱鉛筆	26,500	2,611.00	69,191,500	貸付有価証券 9,200株（4,600株）
	タカラスタンダード	44,600	1,796.00	80,101,600	
	コクヨ	92,200	2,917.00	268,947,400	貸付有価証券 28,500株
	ナカバヤシ	20,900	532.00	11,118,800	貸付有価証券 100株（100株）
	グローブライド	19,100	1,926.00	36,786,600	
	オカムラ	58,300	2,041.00	118,990,300	貸付有価証券 2,100株
	美津濃	19,300	8,390.00	161,927,000	貸付有価証券

				200株
グリムス	8,600	2,198.00	18,902,800	貸付有価証券 400株
東京電力ホールディングス	1,629,700	402.10	655,302,370	貸付有価証券 424,600株（90,200株）
中部電力	713,800	1,580.00	1,127,804,000	
関西電力	944,900	1,710.00	1,615,779,000	
中国電力	336,500	855.00	287,707,500	貸付有価証券 14,700株
北陸電力	198,100	793.00	157,093,300	貸付有価証券 30,400株
東北電力	510,000	1,088.00	554,880,000	貸付有価証券 2,400株
四国電力	180,400	1,146.50	206,828,600	貸付有価証券 6,500株（6,400株）
九州電力	446,500	1,302.50	581,566,250	貸付有価証券 100株
北海道電力	202,700	727.90	147,545,330	貸付有価証券 95,200株（10,600株）
沖縄電力	49,500	930.00	46,035,000	貸付有価証券 6,400株
電源開発	145,900	2,532.50	369,491,750	貸付有価証券 200株
エフオン	14,100	381.00	5,372,100	
イーレックス	37,700	773.00	29,142,100	貸付有価証券 17,700株（700株）
レノバ	52,800	729.00	38,491,200	貸付有価証券 24,800株（5,500株）
東京瓦斯	366,200	4,733.00	1,733,224,600	貸付有価証券 3,500株
大阪瓦斯	380,500	3,245.00	1,234,722,500	貸付有価証券 7,800株（6,300株）
東邦瓦斯	76,200	3,965.00	302,133,000	貸付有価証券 4,200株（500株）
北海道瓦斯	57,800	526.00	30,402,800	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
広島ガス	41,000	352.00	14,432,000	貸付有価証券 3,100株（1,900株）
西部ガスホールディングス	20,200	1,653.00	33,390,600	貸付有価証券 5,900株（800株）
静岡ガス	44,200	1,033.00	45,658,600	
メタウォーター	26,500	1,945.00	51,542,500	
ＳＢＳホールディングス	17,300	2,710.00	46,883,000	貸付有価証券 500株（500株）
東武鉄道	204,100	2,638.00	538,415,800	
相鉄ホールディングス	64,000	2,454.50	157,088,000	貸付有価証券

				200株（200株）
東急	543,200	1,721.50	935,118,800	貸付有価証券 18,000株（8,700株）
京浜急行電鉄	239,700	1,454.00	348,523,800	貸付有価証券 40,100株（11,900株）
小田急電鉄	320,300	1,509.00	483,332,700	貸付有価証券 6,600株（800株）
京王電鉄	102,400	3,970.00	406,528,000	貸付有価証券 800株
京成電鉄	337,200	1,538.00	518,613,600	貸付有価証券 76,400株
富士急行	23,900	2,400.00	57,360,000	貸付有価証券 1,000株（600株）
東日本旅客鉄道	1,068,300	2,819.00	3,011,537,700	貸付有価証券 1,300株
西日本旅客鉄道	477,700	2,886.00	1,378,642,200	貸付有価証券 600株
東海旅客鉄道	746,100	2,856.50	2,131,234,650	貸付有価証券 100株
東京地下鉄	323,900	1,837.00	595,004,300	貸付有価証券 3,700株
西武ホールディングス	210,900	3,252.00	685,846,800	貸付有価証券 400株
鴻池運輸	33,000	2,994.00	98,802,000	貸付有価証券 900株（800株）
西日本鉄道	56,100	2,193.50	123,055,350	貸付有価証券 3,200株（2,300株）
ハマキョウレックス	66,100	1,255.00	82,955,500	貸付有価証券 200株
サカイ引越センター	24,500	2,351.00	57,599,500	貸付有価証券 100株（100株）
近鉄グループホールディングス	207,200	3,272.00	677,958,400	貸付有価証券 100株
阪急阪神ホールディングス	256,600	3,680.00	944,288,000	貸付有価証券 3,600株
南海電気鉄道	86,300	2,525.00	217,907,500	貸付有価証券 2,500株（1,700株）
京阪ホールディングス	106,600	3,376.00	359,881,600	貸付有価証券 800株（800株）
神戸電鉄	5,300	2,493.00	13,212,900	貸付有価証券 2,400株
名古屋鉄道	213,700	1,770.00	378,249,000	貸付有価証券 16,500株（9,200株）
山陽電気鉄道	14,600	2,044.00	29,842,400	貸付有価証券 6,800株
ヤマトホールディングス	235,000	1,909.00	448,615,000	貸付有価証券 7,600株（5,300株）
山九	46,700	5,819.00	271,747,300	貸付有価証券 1,800株（900株）

	丸全昭和運輸	11,900	5,830.00	69,377,000	貸付有価証券 300株（300株）
	センコーグループホールディングス	127,300	1,425.00	181,402,500	貸付有価証券 2,400株
	トナミホールディングス	4,200	6,230.00	26,166,000	
	ニッコンホールディングス	109,900	2,259.00	248,264,100	貸付有価証券 3,700株（1,600株）
	福山通運	20,700	3,615.00	74,830,500	貸付有価証券 2,800株（1,200株）
	セイノーホールディングス	95,200	2,235.50	212,819,600	貸付有価証券 26,600株（14,000株）
	神奈川中央交通	5,500	3,900.00	21,450,000	
	ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,000	1,226.00	73,560,000	貸付有価証券 11,800株（4,300株）
	九州旅客鉄道	148,100	3,648.00	540,268,800	
	ＳＧホールディングス	324,700	1,409.00	457,502,300	貸付有価証券 24,200株（2,900株）
	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	208,000	2,644.00	549,952,000	貸付有価証券 50,500株（1,900株）
	日本郵船	400,700	5,206.00	2,086,044,200	貸付有価証券 1,300株
	商船三井	367,700	5,513.00	2,027,130,100	貸付有価証券 72,200株（3,100株）
	川崎汽船	440,200	2,152.50	947,530,500	貸付有価証券 177,400株（175,500株）
	ＮＳユナイテッド海運	12,200	4,095.00	49,959,000	貸付有価証券 5,300株（3,600株）
	飯野海運	71,000	1,050.00	74,550,000	貸付有価証券 21,700株（13,100株）
	乾汽船	24,600	1,482.00	36,457,200	貸付有価証券 11,500株（7,500株）
	日本航空	443,300	2,594.50	1,150,141,850	
	ＡＮＡホールディングス	526,200	2,892.00	1,521,770,400	貸付有価証券 2,200株
	日新	13,200	4,355.00	57,486,000	
	三菱倉庫	196,800	1,031.50	202,999,200	貸付有価証券 3,700株
	三井倉庫ホールディングス	19,900	7,610.00	151,439,000	貸付有価証券 200株
	住友倉庫	57,400	2,773.00	159,170,200	貸付有価証券 400株
	澁澤倉庫	8,800	3,165.00	27,852,000	
	日本トランスシティ	38,900	985.00	38,316,500	貸付有価証券 600株（600株）
	中央倉庫	11,400	1,444.00	16,461,600	貸付有価証券 5,300株

	安田倉庫	13,200	1,863.00	24,591,600	貸付有価証券 6,200株（100株）
	上組	89,300	3,305.00	295,136,500	
	キユーソー流通システム	12,900	2,011.00	25,941,900	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
	エーアイテイー	12,100	1,672.00	20,231,200	貸付有価証券 300株（300株）
	内外トランスライン	7,700	2,505.00	19,288,500	貸付有価証券 300株
	日本コンセプト	7,000	1,833.00	12,831,000	貸付有価証券 300株（300株）
	ＮＥＣネッツエスアイ	75,700	3,300.00	249,810,000	貸付有価証券 35,500株（100株）
	クロスキャット	11,100	1,072.00	11,899,200	貸付有価証券 400株（300株）
	システナ	277,700	351.00	97,472,700	貸付有価証券 5,200株
	デジタルアーツ	12,300	6,440.00	79,212,000	貸付有価証券 900株
	日鉄ソリューションズ	66,300	4,340.00	287,742,000	貸付有価証券 31,300株
	キューブシステム	10,300	1,020.00	10,506,000	貸付有価証券 100株
	コア	8,600	1,853.00	15,935,800	貸付有価証券 500株
	手間いらず	2,800	3,015.00	8,442,000	
	ラクーンホールディングス	14,500	886.00	12,847,000	貸付有価証券 3,100株（1,400株）
	ソリトンシステムズ	10,000	1,111.00	11,110,000	貸付有価証券 700株
	ソフトクリエイトホールディングス	14,000	2,061.00	28,854,000	貸付有価証券 100株（100株）
	ＴＩＳ	205,300	3,764.00	772,749,200	貸付有価証券 4,400株
	グリーホールディングス	65,100	561.00	36,521,100	貸付有価証券 1,300株
	ＧＭＯペパボ	2,400	1,464.00	3,513,600	
	コーエーテクモホールディングス	146,100	2,063.00	301,404,300	貸付有価証券 17,100株（6,600株）
	三菱総合研究所	9,300	4,975.00	46,267,500	
	ファインデックス	15,400	745.00	11,473,000	貸付有価証券 6,100株（1,600株）
	ブレインパッド	14,500	1,310.00	18,995,000	貸付有価証券 5,400株
	ＫＬａｂ	49,200	159.00	7,822,800	貸付有価証券 17,800株
	ポールトゥウィンホールディングス	27,600	452.00	12,475,200	貸付有価証券 1,600株（1,600株）

ネクソン	427,200	2,047.50	874,692,000	貸付有価証券 79,700株
アイスタイル	59,000	513.00	30,267,000	貸付有価証券 12,100株
エムアップホールディングス	23,800	1,664.00	39,603,200	貸付有価証券 200株
エイチーム	12,900	921.00	11,880,900	貸付有価証券 6,000株
セルシス	27,600	1,294.00	35,714,400	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
エニグモ	21,600	337.00	7,279,200	貸付有価証券 2,800株（300株）
コロプラ	66,000	507.00	33,462,000	貸付有価証券 18,200株（8,300株）
ブロードリーフ	78,000	655.00	51,090,000	貸付有価証券 4,700株（4,700株）
デジタルハーツホールディングス	13,800	1,109.00	15,304,200	貸付有価証券 6,300株（1,100株）
メディアドゥ	8,800	1,709.00	15,039,200	貸付有価証券 700株（700株）
じげん	48,500	446.00	21,631,000	貸付有価証券 10,700株（6,000株）
ブイキューブ	26,700	232.00	6,194,400	貸付有価証券 1,200株
フィックスターズ	19,500	1,963.00	38,278,500	貸付有価証券 9,200株（6,400株）
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,000	1,496.00	16,456,000	貸付有価証券 5,100株
オプティム	20,000	748.00	14,960,000	貸付有価証券 9,200株（6,300株）
セレス	8,800	2,929.00	25,775,200	貸付有価証券 4,100株（100株）
ＳＨＩＦＴ	193,800	1,422.00	275,583,600	貸付有価証券 62,000株（19,500株）
セック	3,300	5,320.00	17,556,000	
テクマトリックス	41,900	2,285.00	95,741,500	貸付有価証券 100株
プロシップ	8,500	1,554.00	13,209,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	48,200	3,096.00	149,227,200	貸付有価証券 2,600株
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	44,400	8,011.00	355,688,400	貸付有価証券 1,000株
システムリサーチ	13,300	1,688.00	22,450,400	貸付有価証券 100株（100株）
インターネットイニシアティブ	106,200	2,696.00	286,315,200	貸付有価証券 200株
さくらインターネット	30,300	4,470.00	135,441,000	貸付有価証券 10,700株

	ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,311.00	13,634,900	貸付有価証券 1,500株（100株）
	ＳＲＡホールディングス	11,000	4,300.00	47,300,000	
	朝日ネット	20,900	672.00	14,044,800	貸付有価証券 500株（300株）
	ｅＢＡＳＥ	27,300	590.00	16,107,000	貸付有価証券 2,800株（1,700株）
	アバントグループ	27,300	1,918.00	52,361,400	貸付有価証券 100株（100株）
	アドソル日進	8,200	2,060.00	16,892,000	
	フリービット	10,200	1,578.00	16,095,600	
	コムチュア	25,700	1,979.00	50,860,300	
	アステリア	15,200	599.00	9,104,800	貸付有価証券 5,500株（2,400株）
	アイル	10,900	2,531.00	27,587,900	貸付有価証券 1,300株
	マークラインズ	11,500	2,396.00	27,554,000	
	メディカル・データ・ビジョン	23,200	450.00	10,440,000	貸付有価証券 5,600株（300株）
	ｇｕｍｉ	35,900	558.00	20,032,200	貸付有価証券 5,300株（1,100株）
	テラスカイ	7,500	2,471.00	18,532,500	貸付有価証券 3,500株（2,500株）
	デジタル・インフォメーション・テクノロジ	11,200	2,369.00	26,532,800	貸付有価証券 1,600株
	ネオジャパン	5,100	1,731.00	8,828,100	
	ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	2,351.00	9,168,900	貸付有価証券 1,800株
	ラクス	91,900	2,091.00	192,162,900	貸付有価証券 4,600株（3,600株）
	ダブルスタンダード	6,900	1,675.00	11,557,500	貸付有価証券 100株（100株）
	オープンドア	13,600	620.00	8,432,000	貸付有価証券 6,400株（900株）
	アカツキ	9,500	2,980.00	28,310,000	貸付有価証券 400株（400株）
	Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,200	1,454.00	9,014,800	貸付有価証券 1,200株
	カナミックネットワーク	24,400	473.00	11,541,200	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
	チェンジホールディングス	48,100	1,371.00	65,945,100	貸付有価証券 22,600株（5,200株）
	オークネット	9,000	2,527.00	22,743,000	
	マクロミル	38,300	1,246.00	47,721,800	貸付有価証券 6,000株（400株）
	オロ	8,200	2,658.00	21,795,600	貸付有価証券 3,800株

	ユーザーローカル	9,400	1,859.00	17,474,600	貸付有価証券 400株
	ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	15,600	4,145.00	64,662,000	貸付有価証券 4,300株
	マネーフォワード	47,600	4,552.00	216,675,200	貸付有価証券 10,400株（1,000株）
	Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	13,900	573.00	7,964,700	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
	プラスアルファ・コンサルティング	24,600	1,568.00	38,572,800	貸付有価証券 4,000株
	電算システムホールディングス	8,600	2,426.00	20,863,600	貸付有価証券 1,000株
	Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	59,300	1,683.00	99,801,900	貸付有価証券 15,000株
	ビジョナル	23,000	7,568.00	174,064,000	貸付有価証券 5,000株（100株）
	ハイマックス	6,100	1,369.00	8,350,900	貸付有価証券 100株
	野村総合研究所	421,000	5,337.00	2,246,877,000	貸付有価証券 35,700株（700株）
	日本システム技術	18,000	1,981.00	35,658,000	貸付有価証券 1,400株（900株）
	インテージホールディングス	11,000	1,757.00	19,327,000	貸付有価証券 5,000株（4,900株）
	東邦システムサイエンス	9,000	1,225.00	11,025,000	
	ソースネクスト	99,200	231.00	22,915,200	貸付有価証券 46,600株（6,900株）
	シンプレクス・ホールディングス	38,200	2,915.00	111,353,000	貸付有価証券 2,400株（1,500株）
	ＨＥＲＯＺ	7,600	994.00	7,554,400	貸付有価証券 3,600株（3,200株）
	ラクスル	47,100	1,252.00	58,969,200	貸付有価証券 3,900株
	メルカリ	107,100	2,292.00	245,473,200	貸付有価証券 31,000株
	ＩＰＳ	5,600	2,566.00	14,369,600	貸付有価証券 800株
	システムサポートホールディングス	6,800	2,121.00	14,422,800	
	イーソル	13,000	649.00	8,437,000	貸付有価証券 1,700株（400株）
	ウイングアーク１ｓｔ	20,200	3,580.00	72,316,000	貸付有価証券 2,400株（700株）
	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,500	940.00	6,110,000	貸付有価証券 2,900株
	サーバーワークス	3,400	2,454.00	8,343,600	貸付有価証券 400株
	Ｓａｎｓａｎ	54,900	2,459.00	134,999,100	貸付有価証券 12,900株（7,400株）

	ギフティ	17,200	1,393.00	23,959,600	貸付有価証券 300株
	メドレー	21,300	3,035.00	64,645,500	貸付有価証券 10,000株
	ベース	9,500	3,220.00	30,590,000	貸付有価証券 200株
	ＪＭＤＣ	23,700	3,285.00	77,854,500	貸付有価証券 3,400株
	フォーカスシステムズ	13,000	1,095.00	14,235,000	
	クレスコ	31,900	1,132.00	36,110,800	貸付有価証券 100株（100株）
	フジ・メディア・ホールディングス	186,600	2,850.00	531,810,000	貸付有価証券 88,100株（100株）
	オービック	360,700	4,508.00	1,626,035,600	貸付有価証券 2,700株
	ジャストシステム	27,900	3,420.00	95,418,000	貸付有価証券 100株
	ＴＤＣソフト	32,700	1,370.00	44,799,000	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
	ＬＩＮＥヤフー	3,108,500	489.60	1,521,921,600	貸付有価証券 8,200株
	トレンドマイクロ	102,100	11,680.00	1,192,528,000	貸付有価証券 3,700株（500株）
	ＩＤホールディングス	13,100	1,865.00	24,431,500	
	日本オラクル	37,200	14,420.00	536,424,000	貸付有価証券 200株（200株）
	アルファシステムズ	6,100	3,365.00	20,526,500	
	フューチャー	48,300	1,858.00	89,741,400	貸付有価証券 3,600株（600株）
	ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,900	2,027.00	24,121,300	貸付有価証券 200株（100株）
	オービックビジネスコンサルタント	32,800	7,379.00	242,031,200	貸付有価証券 1,700株
	アイティフォー	22,800	1,309.00	29,845,200	
	東計電算	5,400	4,365.00	23,571,000	貸付有価証券 500株
	大塚商会	220,200	3,578.00	787,875,600	貸付有価証券 78,100株
	サイボウズ	26,800	3,145.00	84,286,000	貸付有価証券 700株
	電通総研	18,900	6,190.00	116,991,000	貸付有価証券 500株
	ＡＣＣＥＳＳ	20,300	1,082.00	21,964,600	貸付有価証券 9,500株
	デジタルガレージ	31,100	4,425.00	137,617,500	
	ＥＭシステムズ	30,600	792.00	24,235,200	貸付有価証券 2,700株（200株）
	ウェザーニューズ	15,400	3,510.00	54,054,000	貸付有価証券

				200株（200株）
ＣＩＪ	53,200	488.00	25,961,600	貸付有価証券 3,700株（1,100株）
ビジネスエンジニアリング	4,600	4,050.00	18,630,000	
WOWOW	14,600	1,006.00	14,687,600	貸付有価証券 200株
スカラ	18,000	415.00	7,470,000	貸付有価証券 5,000株（100株）
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,400	3,320.00	87,648,000	貸付有価証券 2,500株（2,200株）
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,400	516.00	10,010,400	貸付有価証券 900株（700株）
システムソフト	67,600	66.00	4,461,600	貸付有価証券 30,700株（3,400株）
アルゴグラフィックス	17,800	5,450.00	97,010,000	
マーベラス	36,100	532.00	19,205,200	貸付有価証券 3,400株（2,100株）
エイベックス	36,500	1,320.00	48,180,000	貸付有価証券 100株
ＢＩＰＲＯＧＹ	65,600	4,341.00	284,769,600	貸付有価証券 800株
都築電気	11,700	2,438.00	28,524,600	貸付有価証券 5,400株
ＴＢＳホールディングス	96,000	4,452.00	427,392,000	貸付有価証券 6,200株
日本テレビホールディングス	172,000	2,964.00	509,808,000	貸付有価証券 10,800株（6,400株）
朝日放送グループホールディングス	18,200	687.00	12,503,400	貸付有価証券 8,600株（300株）
テレビ朝日ホールディングス	47,200	2,678.00	126,401,600	貸付有価証券 300株（200株）
スカパーＪＳＡＴホールディングス	150,900	1,130.00	170,517,000	貸付有価証券 900株
テレビ東京ホールディングス	12,000	3,645.00	43,740,000	貸付有価証券 1,000株
ビジョン	29,200	1,133.00	33,083,600	貸付有価証券 13,700株
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	65,300	1,845.00	120,478,500	貸付有価証券 12,400株
日本通信	156,300	157.00	24,539,100	貸付有価証券 32,500株（25,100株）
日本電信電話	57,789,200	149.00	8,610,590,800	貸付有価証券 306,200株（306,200株）
ＫＤＤＩ	1,429,000	4,982.00	7,119,278,000	
ソフトバンク	31,099,300	211.20	6,568,172,160	貸付有価証券 51,200株

	光通信	22,400	37,750.00	845,600,000	貸付有価証券 4,100株
	エムティーアイ	13,100	934.00	12,235,400	貸付有価証券 3,300株（3,000株）
	GMOインターネットグループ	63,300	2,995.00	189,583,500	貸付有価証券 200株
	ファイバーゲート	7,500	1,010.00	7,575,000	貸付有価証券 2,900株
	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	102,700	3,661.00	375,984,700	貸付有価証券 6,100株（5,000株）
	学研ホールディングス	35,600	995.00	35,422,000	
	ゼンリン	33,200	982.00	32,602,400	貸付有価証券 400株
	アイネット	11,800	1,957.00	23,092,600	
	松竹	11,100	11,610.00	128,871,000	貸付有価証券 5,200株
	東宝	121,600	7,225.00	878,560,000	貸付有価証券 3,300株
	東映	32,100	5,310.00	170,451,000	貸付有価証券 300株
	ＮＴＴデータグループ	508,000	3,094.00	1,571,752,000	
	ピー・シー・エー	12,700	1,928.00	24,485,600	貸付有価証券 900株（400株）
	ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,531.00	21,007,300	貸付有価証券 100株
	ＤＴＳ	34,000	4,410.00	149,940,000	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	97,600	6,984.00	681,638,400	貸付有価証券 200株
	シーイーシー	24,500	1,881.00	46,084,500	貸付有価証券 4,300株
	カプコン	386,100	3,892.00	1,502,701,200	
	アイ・エス・ビー	9,100	1,313.00	11,948,300	貸付有価証券 100株
	ＳＣＳＫ	158,600	3,590.00	569,374,000	貸付有価証券 4,800株
	ＮＳＷ	8,600	2,982.00	25,645,200	
	アイネス	15,100	1,810.00	27,331,000	
	ＴＫＣ	34,700	3,820.00	132,554,000	貸付有価証券 500株（500株）
	富士ソフト	53,700	9,815.00	527,065,500	貸付有価証券 25,200株（17,900株）
	ＮＳＤ	74,800	3,555.00	265,914,000	貸付有価証券 200株（200株）
	コナミグループ	72,800	19,000.00	1,383,200,000	
	福井コンピュータホールディングス	13,500	3,060.00	41,310,000	

	ＪＢＣＣホールディングス	12,900	4,935.00	63,661,500	
	ミロク情報サービス	17,600	1,852.00	32,595,200	
	ソフトバンクグループ	958,400	9,839.00	9,429,697,600	貸付有価証券 400株
	リョーサン菱洋ホールディングス	31,300	2,605.00	81,536,500	貸付有価証券 5,500株
	高千穂交易	8,100	4,085.00	33,088,500	貸付有価証券 3,800株（100株）
	伊藤忠食品	4,600	7,500.00	34,500,000	
	あらた	31,300	3,270.00	102,351,000	貸付有価証券 100株（100株）
	トーメンデバイス	3,000	6,140.00	18,420,000	
	東京エレクトロン　デバイス	20,400	3,245.00	66,198,000	貸付有価証券 3,300株
	円谷フィールズホールディングス	33,200	1,643.00	54,547,600	貸付有価証券 14,100株（6,800株）
	双日	228,200	3,289.00	750,549,800	貸付有価証券 2,300株（1,700株）
	アルフレッサ　ホールディングス	191,000	2,081.50	397,566,500	貸付有価証券 1,800株
	横浜冷凍	51,500	838.00	43,157,000	貸付有価証券 1,100株
	ラサ商事	11,300	1,512.00	17,085,600	
	アルコニックス	29,300	1,488.00	43,598,400	貸付有価証券 100株
	神戸物産	158,600	3,323.00	527,027,800	貸付有価証券 9,000株（3,000株）
	あい　ホールディングス	36,900	2,043.00	75,386,700	
	ダイワボウホールディングス	90,700	2,729.50	247,565,650	
	マクニカホールディングス	158,700	1,823.00	289,310,100	貸付有価証券 100株
	ラクト・ジャパン	8,700	2,903.00	25,256,100	貸付有価証券 3,300株
	バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,200	1,203.00	33,924,600	貸付有価証券 300株（300株）
	八洲電機	16,600	1,806.00	29,979,600	貸付有価証券 5,400株
	メディアスホールディングス	13,300	889.00	11,823,700	貸付有価証券 5,600株
	レスター	17,400	2,435.00	42,369,000	
	ＴＯＫＡＩホールディングス	111,300	936.00	104,176,800	貸付有価証券 2,200株（2,000株）
	三洋貿易	21,000	1,457.00	30,597,000	
	ビューティガレージ	5,500	1,375.00	7,562,500	貸付有価証券 1,400株（900株）

	ウイン・パートナーズ	14,900	1,312.00	19,548,800	貸付有価証券 7,000株
	シップヘルスケアホールディングス	81,000	2,059.00	166,779,000	貸付有価証券 100株
	明治電機工業	7,600	1,486.00	11,293,600	
	コメダホールディングス	53,600	2,722.00	145,899,200	貸付有価証券 7,300株（800株）
	アセンテック	7,900	1,142.00	9,021,800	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
	フルサト・マルカホールディングス	16,400	2,323.00	38,097,200	貸付有価証券 200株
	ヤマエグループホールディングス	22,100	2,244.00	49,592,400	貸付有価証券 3,200株
	小野建	22,500	1,480.00	33,300,000	貸付有価証券 500株（500株）
	佐鳥電機	13,000	1,685.00	21,905,000	貸付有価証券 1,400株（300株）
	伯東	11,700	4,555.00	53,293,500	貸付有価証券 4,900株（700株）
	コンドーテック	15,700	1,355.00	21,273,500	貸付有価証券 100株（100株）
	ナガイレーベン	25,900	1,864.00	48,277,600	貸付有価証券 3,400株（2,900株）
	三菱食品	18,900	4,810.00	90,909,000	貸付有価証券 1,300株
	松田産業	15,600	3,245.00	50,622,000	
	第一興商	79,300	1,622.50	128,664,250	貸付有価証券 3,300株（300株）
	メディパルホールディングス	222,300	2,274.00	505,510,200	
	ＳＰＫ	8,300	2,122.00	17,612,600	
	萩原電気ホールディングス	8,800	3,430.00	30,184,000	
	アズワン	63,500	2,482.50	157,638,750	貸付有価証券 3,700株（500株）
	スズデン	8,800	1,953.00	17,186,400	貸付有価証券 100株
	シモジマ	13,700	1,318.00	18,056,600	貸付有価証券 6,400株
	ドウシシャ	19,000	2,060.00	39,140,000	
	高速	12,200	2,193.00	26,754,600	貸付有価証券 4,800株
	たけびし	8,700	1,910.00	16,617,000	貸付有価証券 500株
	リックス	4,700	2,920.00	13,724,000	
	丸文	18,300	1,044.00	19,105,200	貸付有価証券 100株
	ハピネット	15,700	5,030.00	78,971,000	貸付有価証券

				2,700株
橋本総業ホールディングス	8,100	1,214.00	9,833,400	貸付有価証券 3,800株（200株）
日本ライフライン	54,900	1,604.00	88,059,600	貸付有価証券 100株
タカショー	16,600	402.00	6,673,200	貸付有価証券 7,800株（1,200株）
ＩＤＯＭ	69,700	1,153.00	80,364,100	貸付有価証券 100株
進和	12,500	2,856.00	35,700,000	
ダイトロン	8,900	3,315.00	29,503,500	
シークス	29,200	1,062.00	31,010,400	貸付有価証券 8,400株
オーハシテクニカ	9,600	1,980.00	19,008,000	
白銅	5,800	2,306.00	13,374,800	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,377,700	6,373.00	8,780,082,100	貸付有価証券 9,500株
丸紅	1,684,200	2,304.00	3,880,396,800	
長瀬産業	91,600	2,759.00	252,724,400	貸付有価証券 400株
蝶理	11,000	3,170.00	34,870,000	
豊田通商	615,500	2,484.00	1,528,902,000	
三共生興	26,700	642.00	17,141,400	貸付有価証券 500株（400株）
兼松	85,700	2,480.00	212,536,000	貸付有価証券 600株（500株）
三井物産	3,011,300	2,761.50	8,315,704,950	貸付有価証券 9,500株
日本紙パルプ商事	97,900	597.00	58,446,300	貸付有価証券 6,800株（6,800株）
カメイ	21,800	1,887.00	41,136,600	貸付有価証券 100株（100株）
スターゼン	14,100	2,904.00	40,946,400	
山善	69,000	1,281.00	88,389,000	貸付有価証券 32,500株（32,200株）
椿本興業	11,300	2,177.00	24,600,100	貸付有価証券 2,100株
住友商事	1,228,200	3,306.00	4,060,429,200	貸付有価証券 11,800株
内田洋行	8,300	7,080.00	58,764,000	
三菱商事	3,787,900	2,420.00	9,166,718,000	
第一実業	19,300	2,463.00	47,535,900	貸付有価証券 200株（200株）
キヤノンマーケティングジャパン	40,200	5,140.00	206,628,000	貸付有価証券 1,700株

	西華産業	9,800	4,595.00	45,031,000	貸付有価証券 200株
	佐藤商事	14,200	1,496.00	21,243,200	貸付有価証券 100株（100株）
	東京産業	20,800	723.00	15,038,400	貸付有価証券 700株（200株）
	ユアサ商事	17,600	4,580.00	80,608,000	貸付有価証券 100株（100株）
	神鋼商事	4,500	6,010.00	27,045,000	
	阪和興業	33,700	4,985.00	167,994,500	貸付有価証券 700株
	正栄食品工業	13,600	3,840.00	52,224,000	貸付有価証券 4,400株（500株）
	カナデン	15,400	1,512.00	23,284,800	貸付有価証券 100株
	ＲＹＯＤＥＮ	16,500	2,452.00	40,458,000	貸付有価証券 600株
	岩谷産業	203,600	1,585.00	322,706,000	貸付有価証券 5,500株
	極東貿易	12,200	1,719.00	20,971,800	
	アステナホールディングス	38,600	444.00	17,138,400	貸付有価証券 2,700株（1,200株）
	三愛オブリ	47,800	1,786.00	85,370,800	貸付有価証券 500株
	稲畑産業	55,500	3,135.00	173,992,500	貸付有価証券 800株
	ＧＳＩクレオス	11,000	2,129.00	23,419,000	貸付有価証券 100株
	明和産業	29,200	720.00	21,024,000	貸付有価証券 900株
	ワキタ	30,100	1,739.00	52,343,900	貸付有価証券 14,200株
	東邦ホールディングス	55,400	4,202.00	232,790,800	貸付有価証券 10,400株（5,400株）
	サンゲツ	51,500	2,954.00	152,131,000	貸付有価証券 700株
	ミツウロコグループホールディングス	26,100	1,891.00	49,355,100	貸付有価証券 200株
	シナネンホールディングス	5,700	6,190.00	35,283,000	
	伊藤忠エネクス	50,800	1,625.00	82,550,000	貸付有価証券 2,600株
	サンリオ	166,500	7,180.00	1,195,470,000	貸付有価証券 100株（100株）
	サンワテクノス	9,300	2,212.00	20,571,600	貸付有価証券 1,200株（400株）
	新光商事	27,500	1,001.00	27,527,500	貸付有価証券 1,500株
	トーホー	8,800	2,715.00	23,892,000	貸付有価証券

				700株
三信電気	8,300	2,005.00	16,641,500	貸付有価証券 2,300株（600株）
東陽テクニカ	18,900	1,434.00	27,102,600	貸付有価証券 1,200株
モスフードサービス	30,100	3,560.00	107,156,000	貸付有価証券 1,100株
加賀電子	41,600	2,803.00	116,604,800	貸付有価証券 1,500株（400株）
ソーダニッカ	20,000	1,142.00	22,840,000	貸付有価証券 9,400株
立花エレテック	12,200	2,633.00	32,122,600	貸付有価証券 200株
フォーバル	8,000	1,393.00	11,144,000	貸付有価証券 3,700株（100株）
ＰＡＬＴＡＣ	31,900	4,011.00	127,950,900	貸付有価証券 200株（100株）
三谷産業	35,800	338.00	12,100,400	貸付有価証券 8,300株（500株）
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	6,200	1,922.00	11,916,400	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
コーア商事ホールディングス	18,300	715.00	13,084,500	
ＫＰＰグループホールディングス	42,400	698.00	29,595,200	貸付有価証券 1,100株（900株）
ヤマタネ	8,200	3,790.00	31,078,000	貸付有価証券 100株（100株）
泉州電業	13,400	5,090.00	68,206,000	
トラスコ中山	43,000	2,046.00	87,978,000	貸付有価証券 200株
オートバックスセブン	71,300	1,474.00	105,096,200	貸付有価証券 1,900株（1,700株）
モリト	16,300	1,515.00	24,694,500	
加藤産業	25,400	4,410.00	112,014,000	貸付有価証券 200株（200株）
イエローハット	36,200	2,911.00	105,378,200	貸付有価証券 2,200株（1,100株）
ＪＫホールディングス	15,700	1,010.00	15,857,000	貸付有価証券 100株（100株）
日伝	11,700	2,919.00	34,152,300	貸付有価証券 2,400株（300株）
杉本商事	18,200	1,280.00	23,296,000	貸付有価証券 1,600株（500株）
因幡電機産業	57,300	3,868.00	221,636,400	
東テク	20,500	2,566.00	52,603,000	貸付有価証券 800株（100株）
ミスミグループ本社	309,700	2,356.00	729,653,200	
スズケン	67,600	4,989.00	337,256,400	

	ジェコス	12,200	1,053.00	12,846,600	
	インターメスティック	11,600	1,974.00	22,898,400	
	サンエー	34,800	2,997.00	104,295,600	貸付有価証券 5,700株
	カワチ薬品	16,000	2,650.00	42,400,000	貸付有価証券 7,500株（300株）
	エービーシー・マート	89,700	3,020.00	270,894,000	貸付有価証券 8,100株
	ハードオフコーポレーション	8,100	1,930.00	15,633,000	
	アスクル	48,500	1,628.00	78,958,000	貸付有価証券 3,000株
	ゲオホールディングス	23,000	1,741.00	40,043,000	貸付有価証券 200株
	アダストリア	28,300	3,120.00	88,296,000	貸付有価証券 13,300株
	くら寿司	24,000	2,602.00	62,448,000	貸付有価証券 11,300株（300株）
	キャンドゥ	7,300	3,355.00	24,491,500	貸付有価証券 3,400株（400株）
	パルグループホールディングス	46,900	3,255.00	152,659,500	貸付有価証券 700株
	エディオン	89,200	1,754.00	156,456,800	貸付有価証券 12,400株
	サーラコーポレーション	43,100	792.00	34,135,200	
	ハローズ	8,200	3,965.00	32,513,000	貸付有価証券 3,800株
	フジオフードグループ本社	25,600	1,140.00	29,184,000	貸付有価証券 12,000株
	あみやき亭	14,900	1,596.00	23,780,400	貸付有価証券 6,900株（100株）
	大黒天物産	7,400	7,230.00	53,502,000	貸付有価証券 3,100株
	ハニーズホールディングス	18,200	1,663.00	30,266,600	貸付有価証券 8,500株
	アルペン	19,700	2,255.00	44,423,500	
	クオールホールディングス	25,400	1,588.00	40,335,200	貸付有価証券 200株（100株）
	ジンズホールディングス	15,600	7,120.00	111,072,000	
	ビックカメラ	122,700	1,648.00	202,209,600	貸付有価証券 58,300株
	ＤＣＭホールディングス	106,100	1,393.00	147,797,300	貸付有価証券 7,600株（1,600株）
	ＭｏｎｏｔａＲＯ	290,500	2,657.50	772,003,750	貸付有価証券 62,800株
	Ｊ．フロント　リテイリング	235,200	2,042.50	480,396,000	貸付有価証券 27,300株
	ドトール・日レスホール	36,300	2,355.00	85,486,500	貸付有価証券

	ディングス				17,100株
	マツキヨココカラ&カンパニー	361,300	2,241.50	809,853,950	貸付有価証券 25,600株（13,600株）
	ブロンコビリー	12,000	3,555.00	42,660,000	貸付有価証券 700株
	ＺＯＺＯ	152,400	4,847.00	738,682,800	貸付有価証券 500株（500株）
	トレジャー・ファクトリー	14,100	1,515.00	21,361,500	貸付有価証券 900株（300株）
	物語コーポレーション	39,800	3,245.00	129,151,000	貸付有価証券 17,100株（1,900株）
	三越伊勢丹ホールディングス	306,300	2,380.00	728,994,000	貸付有価証券 1,400株
	Ｈａｍｅｅ	9,400	1,314.00	12,351,600	貸付有価証券 300株（100株）
	ウエルシアホールディングス	106,300	2,202.00	234,072,600	貸付有価証券 49,900株
	クリエイトＳＤホールディングス	29,000	2,832.00	82,128,000	貸付有価証券 6,300株（500株）
	シュッピン	20,200	1,032.00	20,846,400	貸付有価証券 1,400株
	オイシックス・ラ・大地	33,100	1,340.00	44,354,000	貸付有価証券 15,500株（7,100株）
	ネクステージ	46,800	1,489.00	69,685,200	貸付有価証券 3,400株
	ジョイフル本田	56,900	1,920.00	109,248,000	貸付有価証券 200株
	エターナルホスピタリティグループ	7,600	2,574.00	19,562,400	貸付有価証券 2,000株（1,800株）
	ホットランド	15,700	2,104.00	33,032,800	貸付有価証券 7,300株
	すかいらーくホールディングス	280,200	2,526.00	707,785,200	貸付有価証券 112,400株
	ＳＦＰホールディングス	11,600	2,169.00	25,160,400	貸付有価証券 5,400株（100株）
	綿半ホールディングス	15,900	1,640.00	26,076,000	
	ヨシックスホールディングス	6,800	2,823.00	19,196,400	貸付有価証券 600株
	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	87,500	791.00	69,212,500	貸付有価証券 41,100株
	ゴルフダイジェスト・オンライン	11,900	353.00	4,200,700	貸付有価証券 5,600株（2,200株）
	ＢＥＥＮＯＳ	12,800	3,975.00	50,880,000	貸付有価証券 500株（200株）
	あさひ	17,100	1,467.00	25,085,700	貸付有価証券 100株（100株）
	日本調剤	13,500	1,403.00	18,940,500	貸付有価証券 6,300株

	コスモス薬品	40,600	6,837.00	277,582,200	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
	セブン&アイ・ホールディングス	2,264,000	2,400.00	5,433,600,000	
	クリエイト・レストランツ・ホールディング	154,200	1,289.00	198,763,800	貸付有価証券 72,800株
	ツルハホールディングス	35,900	9,171.00	329,238,900	貸付有価証券 2,200株（1,700株）
	サンマルクホールディングス	16,500	2,321.00	38,296,500	貸付有価証券 200株（200株）
	トリドールホールディングス	57,600	3,828.00	220,492,800	貸付有価証券 27,000株
	ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,800	333.00	7,259,400	
	ＪＭホールディングス	14,800	2,382.00	35,253,600	貸付有価証券 500株（300株）
	アレンザホールディングス	15,300	1,104.00	16,891,200	貸付有価証券 7,200株
	串カツ田中ホールディングス	6,100	1,339.00	8,167,900	貸付有価証券 2,900株
	バロックジャパンリミテッド	23,900	777.00	18,570,300	貸付有価証券 11,200株（1,700株）
	クスリのアオキホールディングス	53,300	3,193.00	170,186,900	貸付有価証券 900株（200株）
	力の源ホールディングス	15,400	1,368.00	21,067,200	貸付有価証券 7,200株（3,400株）
	ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	109,300	4,220.00	461,246,000	
	メディカルシステムネットワーク	20,000	416.00	8,320,000	
	ノジマ	66,900	2,339.00	156,479,100	貸付有価証券 100株
	カッパ・クリエイト	32,200	1,462.00	47,076,400	貸付有価証券 15,200株（1,100株）
	良品計画	244,100	3,982.00	972,006,200	貸付有価証券 500株
	アドヴァングループ	17,500	940.00	16,450,000	貸付有価証券 500株（300株）
	アルビス	6,700	2,625.00	17,587,500	
	Ｇ－７ホールディングス	22,300	1,301.00	29,012,300	貸付有価証券 900株（800株）
	イオン北海道	50,500	864.00	43,632,000	貸付有価証券 23,800株（800株）
	コジマ	39,500	1,016.00	40,132,000	貸付有価証券 18,600株
	コーナン商事	22,600	3,605.00	81,473,000	貸付有価証券 10,600株（600株）
	エコス	7,600	2,000.00	15,200,000	貸付有価証券 3,500株
	ワタミ	24,700	993.00	24,527,100	貸付有価証券

				2,400株（300株）
パン・パシフィック・インターナショナルホ	414,100	4,247.00	1,758,682,700	貸付有価証券 64,500株
西松屋チェーン	45,400	2,271.00	103,103,400	貸付有価証券 21,400株
ゼンショーホールディングス	116,400	7,937.00	923,866,800	貸付有価証券 500株（500株）
幸楽苑	17,800	1,071.00	19,063,800	貸付有価証券 8,400株
サイゼリヤ	30,300	4,500.00	136,350,000	貸付有価証券 14,200株
ＶＴホールディングス	79,900	493.00	39,390,700	貸付有価証券 3,900株（1,600株）
魚力	7,100	2,425.00	17,217,500	
フジ・コーポレーション	9,300	1,919.00	17,846,700	
ユナイテッドアローズ	21,900	2,258.00	49,450,200	
ハイデイ日高	33,200	2,733.00	90,735,600	貸付有価証券 15,600株
コロワイド	115,700	1,705.50	197,326,350	貸付有価証券 49,100株（700株）
壱番屋	80,900	962.00	77,825,800	貸付有価証券 38,200株（5,100株）
スギホールディングス	110,100	2,700.50	297,325,050	貸付有価証券 3,600株（200株）
薬王堂ホールディングス	10,000	1,875.00	18,750,000	
ダブルエー	4,100	1,237.00	5,071,700	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
スクロール	30,500	1,076.00	32,818,000	貸付有価証券 300株
ヨンドシーホールディングス	19,400	1,853.00	35,948,200	貸付有価証券 9,100株
木曽路	31,000	2,166.00	67,146,000	貸付有価証券 14,500株（1,300株）
ＳＲＳホールディングス	33,800	1,244.00	42,047,200	貸付有価証券 15,900株
千趣会	41,500	235.00	9,752,500	貸付有価証券 3,900株
リテールパートナーズ	30,400	1,243.00	37,787,200	貸付有価証券 14,300株
上新電機	20,300	2,263.00	45,938,900	貸付有価証券 1,200株
日本瓦斯	98,100	2,209.50	216,751,950	貸付有価証券 800株
ロイヤルホールディングス	36,100	2,396.00	86,495,600	貸付有価証券 17,000株
チヨダ	19,600	1,127.00	22,089,200	貸付有価証券 9,200株
ライフコーポレーション	21,500	3,665.00	78,797,500	

	リンガーハット	26,400	2,261.00	59,690,400	貸付有価証券 12,500株
	ＭｒＭａｘＨＤ	25,800	682.00	17,595,600	貸付有価証券 100株（100株）
	ＡＯＫＩホールディングス	43,900	1,290.00	56,631,000	貸付有価証券 200株（200株）
	オークワ	32,800	785.00	25,748,000	貸付有価証券 15,400株（800株）
	コメリ	27,600	2,870.00	79,212,000	貸付有価証券 500株（200株）
	青山商事	43,800	2,143.00	93,863,400	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
	しまむら	48,100	9,070.00	436,267,000	貸付有価証券 1,500株
	高島屋	284,800	1,262.50	359,560,000	貸付有価証券 42,600株（21,800株）
	松屋	34,700	1,053.00	36,539,100	貸付有価証券 14,100株（4,200株）
	エイチ・ツー・オー　リテイリング	99,800	2,332.00	232,733,600	貸付有価証券 46,900株（800株）
	近鉄百貨店	11,700	2,165.00	25,330,500	貸付有価証券 900株（200株）
	丸井グループ	136,000	2,611.50	355,164,000	貸付有価証券 400株
	アクシアル　リテイリング	55,900	963.00	53,831,700	貸付有価証券 400株（400株）
	イオン	757,900	3,659.00	2,773,156,100	貸付有価証券 9,300株
	イズミ	31,100	3,018.00	93,859,800	貸付有価証券 14,600株
	平和堂	33,600	2,378.00	79,900,800	貸付有価証券 15,700株
	フジ	37,800	2,051.00	77,527,800	貸付有価証券 17,800株
	ヤオコー	24,300	9,273.00	225,333,900	
	ゼビオホールディングス	27,800	1,255.00	34,889,000	貸付有価証券 500株（100株）
	ケーズホールディングス	137,600	1,410.00	194,016,000	貸付有価証券 28,400株（7,300株）
	シルバーライフ	5,500	792.00	4,356,000	
	Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,000	2,935.00	52,830,000	貸付有価証券 3,400株（1,100株）
	ブックオフグループホールディングス	14,900	1,336.00	19,906,400	貸付有価証券 300株
	ギフトホールディングス	10,100	3,890.00	39,289,000	貸付有価証券 4,700株（1,000株）
	アインホールディングス	20,500	4,480.00	91,840,000	貸付有価証券 5,400株

	Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,600	3,180.00	36,888,000	貸付有価証券 1,000株（600株）
	ヤマダホールディングス	630,300	439.50	277,016,850	
	アークランズ	61,000	1,639.00	99,979,000	貸付有価証券 28,000株
	ニトリホールディングス	74,600	16,285.00	1,214,861,000	貸付有価証券 1,100株（500株）
	グルメ杵屋	16,600	1,090.00	18,094,000	貸付有価証券 7,800株
	ケーユーホールディングス	12,000	1,110.00	13,320,000	
	吉野家ホールディングス	80,200	2,897.00	232,339,400	貸付有価証券 37,800株
	松屋フーズホールディングス	9,700	5,850.00	56,745,000	貸付有価証券 700株
	サガミホールディングス	32,900	1,788.00	58,825,200	貸付有価証券 15,500株
	王将フードサービス	40,500	3,050.00	123,525,000	貸付有価証券 300株
	ミニストップ	17,000	1,716.00	29,172,000	貸付有価証券 8,000株
	アークス	34,500	2,743.00	94,633,500	貸付有価証券 16,200株
	バローホールディングス	39,100	2,232.00	87,271,200	貸付有価証券 200株（200株）
	ベルク	10,200	6,590.00	67,218,000	貸付有価証券 4,600株（100株）
	大庄	12,300	1,091.00	13,419,300	貸付有価証券 5,700株
	ファーストリテイリング	115,300	49,200.00	5,672,760,000	
	サンドラッグ	69,200	4,197.00	290,432,400	貸付有価証券 10,000株（8,600株）
	サックスバー　ホールディングス	19,500	923.00	17,998,500	貸付有価証券 300株（200株）
	ベルーナ	49,300	918.00	45,257,400	貸付有価証券 2,300株
	いよぎんホールディングス	249,700	1,669.50	416,874,150	
	しずおかフィナンシャルグループ	420,200	1,532.50	643,956,500	貸付有価証券 78,800株（10,800株）
	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	160,600	1,630.00	261,778,000	貸付有価証券 400株
	楽天銀行	88,500	5,934.00	525,159,000	貸付有価証券 12,000株
	京都フィナンシャルグループ	240,100	2,151.00	516,455,100	貸付有価証券 42,100株
	めぶきフィナンシャルグループ	957,800	646.10	618,834,580	貸付有価証券 31,600株（8,600株）

	東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,400	5,250.00	128,100,000	
	九州フィナンシャルグループ	335,700	772.10	259,193,970	貸付有価証券 3,800株
	ゆうちょ銀行	1,572,300	1,578.00	2,481,089,400	
	富山第一銀行	60,600	1,034.00	62,660,400	貸付有価証券 2,700株（1,300株）
	コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,015,000	920.00	933,800,000	貸付有価証券 1,900株
	西日本フィナンシャルホールディングス	117,400	2,096.00	246,070,400	貸付有価証券 2,300株
	三十三フィナンシャルグループ	17,100	2,378.00	40,663,800	貸付有価証券 400株
	第四北越フィナンシャルグループ	59,900	2,872.00	172,032,800	
	ひろぎんホールディングス	268,400	1,221.50	327,850,600	貸付有価証券 8,100株
	おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,615.00	39,225,000	貸付有価証券 300株
	十六フィナンシャルグループ	26,800	4,635.00	124,218,000	貸付有価証券 500株（500株）
	北國フィナンシャルホールディングス	18,700	5,340.00	99,858,000	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
	プロクレアホールディングス	21,800	1,772.00	38,629,600	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
	あいちフィナンシャルグループ	35,600	2,796.00	99,537,600	貸付有価証券 800株（200株）
	あおぞら銀行	131,600	2,250.00	296,100,000	貸付有価証券 38,900株（33,500株）
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,238,300	2,022.00	24,745,842,600	貸付有価証券 15,200株
	りそなホールディングス	2,356,300	1,234.00	2,907,674,200	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
	三井住友トラストグループ	679,300	3,914.00	2,658,780,200	
	三井住友フィナンシャルグループ	3,980,000	3,909.00	15,557,820,000	
	千葉銀行	590,800	1,378.00	814,122,400	貸付有価証券 21,000株
	群馬銀行	331,400	1,082.00	358,574,800	貸付有価証券 14,400株（14,400株）
	武蔵野銀行	29,000	3,310.00	95,990,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
	千葉興業銀行	45,100	1,543.00	69,589,300	貸付有価証券 100株
	筑波銀行	83,700	259.00	21,678,300	貸付有価証券 16,600株（2,400株）
	七十七銀行	61,100	4,615.00	281,976,500	貸付有価証券

				100株
秋田銀行	12,800	2,310.00	29,568,000	貸付有価証券 200株（100株）
山形銀行	21,200	1,432.00	30,358,400	
岩手銀行	12,100	3,230.00	39,083,000	
東邦銀行	164,600	319.00	52,507,400	貸付有価証券 19,800株（12,100株）
ふくおかフィナンシャルグループ	166,100	4,075.00	676,857,500	貸付有価証券 1,300株
スルガ銀行	128,500	1,312.00	168,592,000	貸付有価証券 14,300株（3,700株）
八十二銀行	446,600	1,005.00	448,833,000	貸付有価証券 2,200株（600株）
山梨中央銀行	21,400	2,251.00	48,171,400	
大垣共立銀行	36,400	2,258.00	82,191,200	貸付有価証券 4,300株（3,700株）
福井銀行	17,100	1,905.00	32,575,500	貸付有価証券 100株（100株）
清水銀行	7,600	1,546.00	11,749,600	貸付有価証券 300株
滋賀銀行	28,800	4,800.00	138,240,000	貸付有価証券 100株
南都銀行	28,700	3,630.00	104,181,000	貸付有価証券 200株（200株）
百五銀行	179,500	713.00	127,983,500	貸付有価証券 34,300株（27,200株）
紀陽銀行	68,300	2,255.00	154,016,500	貸付有価証券 2,600株（1,200株）
ほくほくフィナンシャルグループ	107,300	2,216.50	237,830,450	貸付有価証券 2,500株（2,300株）
山陰合同銀行	119,400	1,280.00	152,832,000	貸付有価証券 7,200株（7,200株）
百十四銀行	18,700	3,450.00	64,515,000	
四国銀行	28,000	1,206.00	33,768,000	
阿波銀行	26,800	2,810.00	75,308,000	貸付有価証券 100株
大分銀行	11,300	3,465.00	39,154,500	貸付有価証券 200株
宮崎銀行	12,500	3,415.00	42,687,500	貸付有価証券 200株（200株）
佐賀銀行	11,200	2,295.00	25,704,000	貸付有価証券 200株（200株）
琉球銀行	43,700	1,190.00	52,003,000	貸付有価証券 200株（100株）
セブン銀行	683,400	305.70	208,915,380	貸付有価証券 10,800株

	みずほフィナンシャルグループ	2,575,200	4,420.00	11,382,384,000	
	山口フィナンシャルグループ	187,100	1,700.00	318,070,000	貸付有価証券 1,500株
	名古屋銀行	11,900	7,720.00	91,868,000	
	北洋銀行	260,200	499.00	129,839,800	貸付有価証券 1,600株
	愛媛銀行	27,800	1,119.00	31,108,200	貸付有価証券 800株（100株）
	京葉銀行	85,700	834.00	71,473,800	貸付有価証券 8,700株（8,700株）
	栃木銀行	87,300	309.00	26,975,700	貸付有価証券 2,500株
	北日本銀行	6,700	3,515.00	23,550,500	
	東和銀行	35,000	662.00	23,170,000	貸付有価証券 400株
	トモニホールディングス	182,200	519.00	94,561,800	貸付有価証券 400株
	フィデアホールディングス	19,700	1,566.00	30,850,200	貸付有価証券 400株
	池田泉州ホールディングス	264,600	420.00	111,132,000	貸付有価証券 400株
	ＦＰＧ	67,400	2,518.00	169,713,200	貸付有価証券 1,500株
	ジャパンインベストメントアドバイザー	30,900	1,802.00	55,681,800	貸付有価証券 14,400株（6,700株）
	ＳＢＩホールディングス	307,100	4,479.00	1,375,500,900	貸付有価証券 4,000株
	ジャフコ　グループ	56,900	2,265.50	128,906,950	貸付有価証券 100株
	大和証券グループ本社	1,364,200	1,065.50	1,453,555,100	貸付有価証券 1,900株
	野村ホールディングス	3,208,300	1,021.50	3,277,278,450	
	岡三証券グループ	150,700	625.00	94,187,500	貸付有価証券 30,800株（27,400株）
	丸三証券	63,500	1,000.00	63,500,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
	東洋証券	57,000	592.00	33,744,000	貸付有価証券 14,500株（4,800株）
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	226,500	508.00	115,062,000	貸付有価証券 1,200株
	水戸証券	52,300	559.00	29,235,700	貸付有価証券 2,500株（2,300株）
	いちよし証券	38,500	794.00	30,569,000	貸付有価証券 3,200株（1,800株）
	松井証券	131,500	806.00	105,989,000	貸付有価証券 700株（700株）
	マネックスグループ	186,900	850.00	158,865,000	貸付有価証券

				6,500株（5,900株）
極東証券	23,700	1,639.00	38,844,300	貸付有価証券 700株（300株）
岩井コスモホールディングス	21,700	2,612.00	56,680,400	
アイザワ証券グループ	27,500	1,788.00	49,170,000	貸付有価証券 8,600株（2,700株）
スパークス・グループ	21,300	1,560.00	33,228,000	貸付有価証券 300株
かんぽ生命保険	222,100	2,917.00	647,865,700	貸付有価証券 2,200株
ＦＰパートナー	8,300	2,276.00	18,890,800	貸付有価証券 3,900株
ＳＯＭＰＯホールディングス	932,700	4,419.00	4,121,601,300	貸付有価証券 3,900株
アニコム　ホールディングス	64,800	559.00	36,223,200	貸付有価証券 200株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,398,100	3,195.00	4,466,929,500	
第一生命ホールディングス	897,200	4,617.00	4,142,372,400	
東京海上ホールディングス	1,862,700	5,183.00	9,654,374,100	貸付有価証券 300株
Ｔ＆Ｄホールディングス	512,300	3,170.00	1,623,991,000	貸付有価証券 4,500株（4,500株）
アドバンスクリエイト	15,000	575.00	8,625,000	貸付有価証券 7,000株（100株）
全国保証	49,900	5,460.00	272,454,000	貸付有価証券 800株
ジェイリース	14,400	1,335.00	19,224,000	
ＳＢＩアルヒ	19,400	847.00	16,431,800	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	32,200	2,290.00	73,738,000	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
ネットプロテクションズホールディングス	63,600	491.00	31,227,600	貸付有価証券 19,400株（3,200株）
クレディセゾン	120,900	3,703.00	447,692,700	貸付有価証券 300株（200株）
芙蓉総合リース	17,600	11,345.00	199,672,000	貸付有価証券 300株
みずほリース	143,300	1,037.00	148,602,100	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
東京センチュリー	142,600	1,482.50	211,404,500	貸付有価証券 4,300株
日本証券金融	70,100	1,814.00	127,161,400	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
アイフル	315,900	353.00	111,512,700	貸付有価証券 4,700株（4,200株）
リコーリース	18,100	5,270.00	95,387,000	

	イオンフィナンシャルサービス	109,500	1,272.00	139,284,000	貸付有価証券 10,100株
	アコム	453,900	397.80	180,561,420	貸付有価証券 20,300株（14,600株）
	ジャックス	22,900	3,930.00	89,997,000	貸付有価証券 400株（100株）
	オリエントコーポレーション	62,300	814.00	50,712,200	貸付有価証券 1,700株
	オリックス	1,144,100	3,072.00	3,514,675,200	貸付有価証券 200株
	三菱ＨＣキャピタル	956,300	1,008.00	963,950,400	貸付有価証券 3,900株
	日本取引所グループ	1,135,000	1,607.00	1,823,945,000	貸付有価証券 1,700株
	イー・ギャランティ	31,200	1,740.00	54,288,000	貸付有価証券 300株（300株）
	ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	3,915.00	36,801,000	
	ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,800	177.00	9,345,600	貸付有価証券 22,000株（6,900株）
	大東建託	64,924	15,545.00	1,009,243,580	
	いちご	161,400	361.00	58,265,400	貸付有価証券 7,700株
	日本駐車場開発	227,100	204.00	46,328,400	貸付有価証券 18,700株（800株）
	スター・マイカ・ホールディングス	19,700	859.00	16,922,300	
	ＳＲＥホールディングス	7,100	3,455.00	24,530,500	貸付有価証券 3,300株（1,400株）
	ヒューリック	445,000	1,375.50	612,097,500	貸付有価証券 146,400株（18,100株）
	野村不動産ホールディングス	119,600	4,144.00	495,622,400	貸付有価証券 600株
	三重交通グループホールディングス	40,800	519.00	21,175,200	貸付有価証券 19,200株（1,000株）
	ディア・ライフ	32,500	1,073.00	34,872,500	貸付有価証券 100株
	地主	16,900	2,167.00	36,622,300	
	プレサンスコーポレーション	25,300	2,387.00	60,391,100	貸付有価証券 3,300株（2,400株）
	ＪＰＭＣ	11,000	1,121.00	12,331,000	貸付有価証券 900株
	フージャースホールディングス	29,400	1,092.00	32,104,800	貸付有価証券 600株（100株）
	オープンハウスグループ	69,900	5,342.00	373,405,800	貸付有価証券 600株
	東急不動産ホールディングス	573,600	998.20	572,567,520	貸付有価証券 200株

	飯田グループホールディングス	182,800	2,290.00	418,612,000	
	Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,500	1,205.00	13,857,500	貸付有価証券 5,400株
	シーアールイー	8,500	1,696.00	14,416,000	貸付有価証券 3,900株（900株）
	ケイアイスター不動産	10,300	4,635.00	47,740,500	貸付有価証券 800株
	グッドコムアセット	15,500	856.00	13,268,000	貸付有価証券 3,900株
	ジェイ・エス・ビー	7,900	3,160.00	24,964,000	貸付有価証券 300株
	ロードスターキャピタル	10,900	2,548.00	27,773,200	
	霞ヶ関キャピタル	7,800	14,990.00	116,922,000	貸付有価証券 3,600株
	パーク２４	148,700	2,053.00	305,281,100	貸付有価証券 40,500株（19,900株）
	パラカ	6,000	1,850.00	11,100,000	
	三井不動産	2,620,000	1,322.00	3,463,640,000	
	三菱地所	1,087,300	2,201.00	2,393,147,300	貸付有価証券 12,200株（2,400株）
	平和不動産	31,000	4,765.00	147,715,000	
	東京建物	166,700	2,435.50	405,997,850	貸付有価証券 19,700株
	京阪神ビルディング	32,100	1,495.00	47,989,500	貸付有価証券 300株
	住友不動産	310,400	5,101.00	1,583,350,400	貸付有価証券 4,600株（3,100株）
	テーオーシー	34,000	653.00	22,202,000	貸付有価証券 1,600株
	レオパレス２１	167,000	600.00	100,200,000	
	スターツコーポレーション	31,300	4,145.00	129,738,500	貸付有価証券 600株（600株）
	フジ住宅	24,000	736.00	17,664,000	貸付有価証券 500株（500株）
	空港施設	26,900	593.00	15,951,700	貸付有価証券 100株（100株）
	明和地所	15,300	1,068.00	16,340,400	貸付有価証券 7,100株（200株）
	ゴールドクレスト	13,000	3,055.00	39,715,000	
	エスリード	9,000	4,505.00	40,545,000	貸付有価証券 100株
	日神グループホールディングス	30,600	544.00	16,646,400	貸付有価証券 14,400株（100株）
	日本エスコン	50,000	1,043.00	52,150,000	貸付有価証券 5,500株（100株）
	ＭＩＲＡＲＴＨホールデ	111,800	509.00	56,906,200	

	ィングス				
	イオンモール	115,400	1,932.00	222,952,800	貸付有価証券 54,200株
	カチタス	51,300	2,162.00	110,910,600	貸付有価証券 4,300株（3,900株）
	トーセイ	31,700	2,447.00	77,569,900	貸付有価証券 1,800株
	サンフロンティア不動産	31,800	1,982.00	63,027,600	貸付有価証券 900株
	ＦＪネクストホールディングス	20,100	1,192.00	23,959,200	貸付有価証券 200株
	グランディハウス	17,900	590.00	10,561,000	貸付有価証券 100株
	日本空港ビルデング	67,500	4,705.00	317,587,500	貸付有価証券 400株（300株）
	ＬＩＦＵＬＬ	48,600	175.00	8,505,000	貸付有価証券 5,200株
	ＭＩＸＩ	37,400	3,695.00	138,193,000	貸付有価証券 700株
	ジェイエイシーリクルートメント	72,000	809.00	58,248,000	貸付有価証券 1,600株（100株）
	日本M&Aセンターホールディングス	292,900	612.50	179,401,250	貸付有価証券 98,600株（3,500株）
	メンバーズ	7,800	1,254.00	9,781,200	貸付有価証券 1,000株
	ＵＴグループ	26,000	2,387.00	62,062,000	
	アイティメディア	10,700	1,687.00	18,050,900	貸付有価証券 3,500株（100株）
	ケアネット	40,700	740.00	30,118,000	貸付有価証券 3,200株
	Ｅ・Ｊホールディングス	11,600	1,611.00	18,687,600	
	オープンアップグループ	66,500	1,886.00	125,419,000	貸付有価証券 1,200株（600株）
	コシダカホールディングス	60,700	1,074.00	65,191,800	貸付有価証券 22,300株（1,100株）
	パソナグループ	24,200	2,023.00	48,956,600	貸付有価証券 4,100株
	リンクアンドモチベーション	47,400	572.00	27,112,800	貸付有価証券 2,700株（600株）
	エス・エム・エス	76,100	1,260.00	95,886,000	貸付有価証券 2,400株
	パーソルホールディングス	1,815,500	226.90	411,936,950	貸付有価証券 500株
	クックパッド	54,500	144.00	7,848,000	貸付有価証券 22,800株（9,600株）
	学情	10,100	2,080.00	21,008,000	貸付有価証券 600株（600株）
	スタジオアリス	10,000	2,114.00	21,140,000	貸付有価証券 4,300株（200株）

	ＮＪＳ	4,900	4,150.00	20,335,000	貸付有価証券 2,300株
	綜合警備保障	332,600	1,046.00	347,899,600	貸付有価証券 100株（100株）
	カカクコム	143,600	2,332.50	334,947,000	
	アイロムグループ	8,000	2,794.00	22,352,000	貸付有価証券 500株（300株）
	セントケア・ホールディング	12,700	751.00	9,537,700	貸付有価証券 5,200株
	ルネサンス	15,500	1,053.00	16,321,500	貸付有価証券 7,200株
	ディップ	34,900	2,242.00	78,245,800	貸付有価証券 15,300株（9,100株）
	デジタルホールディングス	10,100	1,468.00	14,826,800	貸付有価証券 1,200株（100株）
	新日本科学	21,100	1,620.00	34,182,000	貸付有価証券 200株
	エムスリー	393,500	1,822.00	716,957,000	貸付有価証券 8,000株
	ワールドホールディングス	7,800	2,094.00	16,333,200	
	ディー・エヌ・エー	79,600	3,558.00	283,216,800	貸付有価証券 22,700株（6,900株）
	博報堂ＤＹホールディングス	225,800	1,061.00	239,573,800	貸付有価証券 52,400株
	ぐるなび	37,100	334.00	12,391,400	貸付有価証券 9,600株（2,600株）
	タカミヤ	27,000	411.00	11,097,000	貸付有価証券 500株（500株）
	ファンコミュニケーションズ	27,900	406.00	11,327,400	貸付有価証券 2,800株
	ライク	10,400	1,421.00	14,778,400	貸付有価証券 3,400株
	エスプール	63,000	307.00	19,341,000	貸付有価証券 5,800株
	ＷＤＢホールディングス	10,200	1,802.00	18,380,400	貸付有価証券 200株
	アドウェイズ	24,300	286.00	6,949,800	貸付有価証券 2,100株（1,100株）
	バリューコマース	17,500	807.00	14,122,500	貸付有価証券 4,000株（900株）
	インフォマート	187,900	390.00	73,281,000	貸付有価証券 45,400株
	ＪＰホールディングス	50,900	543.00	27,638,700	貸付有価証券 4,100株（700株）
	ＣＬホールディングス	4,800	763.00	3,662,400	貸付有価証券 2,200株（100株）
	プレステージ・インターナショナル	93,200	725.00	67,570,000	貸付有価証券 1,400株（500株）

	プロトコーポレーション	21,200	2,130.00	45,156,000	貸付有価証券 100株（100株）
	アミューズ	12,100	1,568.00	18,972,800	貸付有価証券 100株（100株）
	ドリームインキュベータ	4,800	3,990.00	19,152,000	貸付有価証券 2,200株（700株）
	クイック	13,800	1,940.00	26,772,000	貸付有価証券 900株
	電通グループ	211,800	3,091.00	654,673,800	貸付有価証券 42,500株
	テイクアンドギヴ・ニーズ	9,500	967.00	9,186,500	
	ぴあ	6,800	3,165.00	21,522,000	貸付有価証券 3,100株
	イオンファンタジー	8,600	2,994.00	25,748,400	貸付有価証券 4,000株
	シーティーエス	27,400	821.00	22,495,400	貸付有価証券 300株（200株）
	Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	58,300	2,616.00	152,512,800	貸付有価証券 6,200株
	アルプス技研	17,300	2,565.00	44,374,500	貸付有価証券 1,000株
	日本空調サービス	21,400	995.00	21,293,000	貸付有価証券 400株
	オリエンタルランド	1,173,800	3,174.00	3,725,641,200	貸付有価証券 57,200株（2,700株）
	ダスキン	43,500	3,760.00	163,560,000	貸付有価証券 200株
	明光ネットワークジャパン	24,200	746.00	18,053,200	貸付有価証券 11,000株（1,600株）
	ファルコホールディングス	8,000	2,371.00	18,968,000	
	ラウンドワン	188,000	1,286.00	241,768,000	貸付有価証券 6,600株（1,200株）
	リゾートトラスト	78,600	3,128.00	245,860,800	
	ビー・エム・エル	24,500	2,926.00	71,687,000	貸付有価証券 1,000株
	リソー教育	124,500	278.00	34,611,000	貸付有価証券 4,700株
	早稲田アカデミー	11,000	2,014.00	22,154,000	貸付有価証券 5,100株
	ユー・エス・エス	409,600	1,393.00	570,572,800	
	東京個別指導学院	23,600	350.00	8,260,000	貸付有価証券 100株（100株）
	サイバーエージェント	440,200	1,156.50	509,091,300	貸付有価証券 700株
	楽天グループ	1,404,600	943.70	1,325,521,020	貸付有価証券 146,400株
	クリーク・アンド・リバ	10,000	1,750.00	17,500,000	貸付有価証券

一社				2,400株
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,000	704.00	27,456,000	貸付有価証券 10,300株（100株）
テー・オー・ダブリュー	35,500	323.00	11,466,500	貸付有価証券 600株（600株）
ＧＭＯインターネット	3,700	1,314.00	4,861,800	貸付有価証券 1,700株
山田コンサルティンググループ	10,100	1,782.00	17,998,200	
セントラルスポーツ	7,500	2,421.00	18,157,500	貸付有価証券 3,500株
フルキャストホールディングス	16,300	1,610.00	26,243,000	
エン・ジャパン	32,400	1,695.00	54,918,000	
テクノプロ・ホールディングス	121,100	3,112.00	376,863,200	貸付有価証券 8,200株（700株）
アイ・アールジャパンホールディングス	10,300	774.00	7,972,200	貸付有価証券 100株
ＫｅｅＰｅｒ技研	12,300	4,010.00	49,323,000	貸付有価証券 5,800株（1,100株）
Ｇｕｎｏｓｙ	15,800	618.00	9,764,400	貸付有価証券 1,400株
イー・ガーディアン	9,500	1,993.00	18,933,500	貸付有価証券 1,300株（200株）
ジャパンマテリアル	60,900	1,559.00	94,943,100	貸付有価証券 18,200株（500株）
ベクトル	27,200	1,005.00	27,336,000	貸付有価証券 3,000株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,332.00	22,111,200	貸付有価証券 1,500株
キャリアリンク	7,300	2,333.00	17,030,900	貸付有価証券 100株
ＩＢＪ	15,200	670.00	10,184,000	貸付有価証券 500株
アサンテ	9,800	1,656.00	16,228,800	貸付有価証券 1,000株
バリューＨＲ	17,900	1,481.00	26,509,900	貸付有価証券 8,400株（100株）
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,100	3,035.00	48,863,500	貸付有価証券 1,700株
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	1,049.00	8,287,100	貸付有価証券 3,700株
シグマクシス・ホールディングス	58,000	1,007.00	58,406,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ウィルグループ	16,700	1,000.00	16,700,000	貸付有価証券 200株
メドピア	15,900	530.00	8,427,000	貸付有価証券 300株
リクルートホールディングス	1,553,700	10,125.00	15,731,212,500	

	エラン	26,300	801.00	21,066,300	貸付有価証券 1,700株（1,200株）
	日本郵政	2,230,300	1,612.50	3,596,358,750	
	ベルシステム２４ホールディングス	21,400	1,266.00	27,092,400	貸付有価証券 500株（500株）
	鎌倉新書	17,000	498.00	8,466,000	貸付有価証券 7,500株（6,800株）
	エアトリ	14,600	1,170.00	17,082,000	貸付有価証券 6,800株（200株）
	アトラエ	13,900	811.00	11,272,900	貸付有価証券 6,500株（6,500株）
	ストライク	9,800	3,305.00	32,389,000	貸付有価証券 3,200株
	ソラスト	54,900	482.00	26,461,800	貸付有価証券 300株
	セラク	6,000	1,785.00	10,710,000	貸付有価証券 200株
	インソース	43,200	1,010.00	43,632,000	貸付有価証券 900株（800株）
	ベイカレント	146,400	7,023.00	1,028,167,200	貸付有価証券 800株
	Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	746.00	3,282,400	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
	アイモバイル	25,300	486.00	12,295,800	貸付有価証券 900株
	ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,900	1,029.00	11,216,100	貸付有価証券 100株（100株）
	ジャパンエレベーターサービスホールディン	77,400	3,000.00	232,200,000	貸付有価証券 6,700株（4,700株）
	エル・ティー・エス	2,700	2,165.00	5,845,500	貸付有価証券 100株（100株）
	ミダックホールディングス	12,100	1,867.00	22,590,700	貸付有価証券 300株
	キュービーネットホールディングス	11,400	1,021.00	11,639,400	貸付有価証券 300株
	オープングループ	31,700	287.00	9,097,900	貸付有価証券 2,000株
	マネジメントソリューションズ	9,700	2,014.00	19,535,800	貸付有価証券 1,000株
	プロレド・パートナーズ	4,900	437.00	2,141,300	貸付有価証券 800株（600株）
	フロンティア・マネジメント	6,000	666.00	3,996,000	貸付有価証券 300株（100株）
	アンビスホールディングス	42,600	684.00	29,138,400	貸付有価証券 1,900株
	カーブスホールディングス	54,400	697.00	37,916,800	貸付有価証券 4,300株
	フォーラムエンジニアリング	23,200	1,055.00	24,476,000	貸付有価証券 1,000株

	Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,800	1,424.00	9,683,200	
	Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,600	3,385.00	18,956,000	
	ダイレクトマーケティンググミックス	24,100	283.00	6,820,300	貸付有価証券 7,700株（7,300株）
	ポピンズ	3,700	1,180.00	4,366,000	貸付有価証券 100株
	ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,100	1,162.00	21,032,200	貸付有価証券 1,800株
	リログループ	110,800	1,904.00	210,963,200	
	東祥	16,700	693.00	11,573,100	貸付有価証券 500株（200株）
	ＩＤ＆Ｅホールディングス	13,100	6,480.00	84,888,000	貸付有価証券 1,000株（600株）
	ビーウィズ	5,100	1,419.00	7,236,900	貸付有価証券 2,300株（600株）
	サンウェルズ	7,700	602.00	4,635,400	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
	ＴＲＥホールディングス	45,700	1,559.00	71,246,300	
	人・夢・技術グループ	8,200	1,570.00	12,874,000	
	ＮＩＳＳＯホールディングス	17,300	793.00	13,718,900	貸付有価証券 8,100株
	大栄環境	43,400	2,802.00	121,606,800	貸付有価証券 3,700株（1,400株）
	ＧＥＮＯＶＡ	6,800	1,067.00	7,255,600	貸付有価証券 2,200株
	日本管財ホールディングス	20,900	2,600.00	54,340,000	
	Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,500	1,665.00	35,797,500	貸付有価証券 10,100株（3,100株）
	エイチ・アイ・エス	63,600	1,469.00	93,428,400	貸付有価証券 2,200株（600株）
	ラックランド	8,300	1,902.00	15,786,600	貸付有価証券 3,900株（100株）
	共立メンテナンス	62,500	3,040.00	190,000,000	貸付有価証券 29,300株（7,000株）
	イチネンホールディングス	19,300	1,749.00	33,755,700	
	建設技術研究所	20,500	2,429.00	49,794,500	
	スペース	14,500	1,086.00	15,747,000	貸付有価証券 200株（200株）
	燦ホールディングス	16,700	1,269.00	21,192,300	貸付有価証券 300株
	スバル興業	7,700	3,405.00	26,218,500	貸付有価証券 2,300株（400株）
	タナベコンサルティンググループ	8,600	1,298.00	11,162,800	

		ナガワ	5,300	6,670.00	35,351,000	貸付有価証券 2,500株
		東京都競馬	14,600	4,720.00	68,912,000	貸付有価証券 500株
		カナモト	30,900	3,070.00	94,863,000	貸付有価証券 1,800株
		ニシオホールディングス	16,500	4,195.00	69,217,500	
		トランス・コスモス	25,400	3,155.00	80,137,000	貸付有価証券 500株（300株）
		乃村工藝社	86,900	898.00	78,036,200	貸付有価証券 100株
		藤田観光	8,800	9,670.00	85,096,000	貸付有価証券 200株
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,900	1,167.00	13,887,300	貸付有価証券 200株
		トーカイ	17,600	2,115.00	37,224,000	
		セコム	405,600	5,166.00	2,095,329,600	貸付有価証券 300株
		セントラル警備保障	10,700	2,876.00	30,773,200	貸付有価証券 300株
		丹青社	42,100	904.00	38,058,400	貸付有価証券 1,500株
		メイテックグループホールディングス	73,500	2,980.00	219,030,000	
		応用地質	18,000	2,990.00	53,820,000	
		船井総研ホールディングス	39,800	2,400.00	95,520,000	
		学究社	7,900	2,047.00	16,171,300	
		イオンディライト	21,400	4,510.00	96,514,000	
		ナック	20,300	662.00	13,438,600	貸付有価証券 9,500株
		ダイセキ	48,000	3,795.00	182,160,000	貸付有価証券 7,300株（300株）
		ステップ	7,200	2,177.00	15,674,400	
	小計	銘柄数：1,687 組入時価比率：98.7%			767,199,718,950 100.0%	
合計					767,199,718,950	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 18日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）

		うち１年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	9,702,251,577	－	9,828,810,000	126,383,193
合計	9,702,251,577	－	9,828,810,000	126,383,193

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月 18日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,112,971,505
国債証券	1,024,876,526,100
地方債証券	58,968,635,415
特殊債券	73,075,882,716
社債券	55,539,625,300
未収利息	3,003,062,366
前払費用	168,624,449
流動資産合計	1,222,745,327,851
資産合計	1,222,745,327,851
負債の部	
流動負債	
未払金	274,113,000
未払解約金	3,418,858,550
流動負債合計	3,692,971,550
負債合計	3,692,971,550
純資産の部	
元本等	
元本	1,009,167,603,728
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	209,884,752,573
元本等合計	1,219,052,356,301
純資産合計	1,219,052,356,301
負債純資産合計	1,222,745,327,851

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2080円
(10,000口当たり純資産額)	(12,080円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 18日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	871,999,839,663円
同期中における追加設定元本額	283,603,924,962円
同期中における一部解約元本額	146,436,160,897円
期末元本額	1,009,167,603,728円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	299,455,172円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,047,283,914円

野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,727,203,488円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,646,566,321円
野村資産設計ファンド２０１５	327,383,639円
野村資産設計ファンド２０２０	370,258,309円
野村資産設計ファンド２０２５	453,216,967円
野村資産設計ファンド２０３０	429,076,712円
野村資産設計ファンド２０３５	275,772,310円
野村資産設計ファンド２０４０	318,728,254円
野村日本債券インデックスファンド	514,902,932円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	126,450,927,776円
のむラップ・ファンド（保守型）	28,197,856,152円
のむラップ・ファンド（普通型）	108,315,120,154円
のむラップ・ファンド（積極型）	14,411,003,546円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,413,422,657円
野村資産設計ファンド２０４５	52,604,163円
野村円債投資インデックスファンド	397,002,168円
野村インデックスファンド・国内債券	2,260,637,157円
マイ・ロード	49,429,023,964円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,412,777,405円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	26,233,919,554円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,612,838,367円
野村資産設計ファンド２０５０	37,555,248円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	27,679,084円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,272,602円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,603,786円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,546,273円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,711,637,570円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,273,437,051円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	37,126,304円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	17,216,070円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	95,121,855円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	29,871,806円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	9,205,226円
野村６資産均等バランス	14,285,859,703円
世界６資産分散ファンド	261,815,159円
野村資産設計ファンド２０６０	23,676,411円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	191,474,089,808円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	19,868,196,343円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	409,802,117円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	94,558,493円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,144,822,638円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	339,370,155円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,242,383円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,365,887円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	467,884円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,139,520,536円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	9,340,033円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,395,930円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	422,459,422円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	283,064,647円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,160,807,606円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	79,829,640円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,473,103,247円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	551,054,519円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,550,179円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,901,790,087円

マイバランス５０（確定拠出年金向け）	75,420,383,645 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	35,630,929,492 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	49,764,637,074 円
マイバランスＤＣ３０	22,195,293,985 円
マイバランスＤＣ５０	20,711,241,664 円
マイバランスＤＣ７０	8,875,560,112 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,150,320,031 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,420,170,856 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,999,546,622 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	6,043,022,596 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	568,238,504 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	98,438,009 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	145,097,633 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	416,325,897 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	183,395,501 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	64,560,312 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,436,725,007 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,522,368,379 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,224,655,860 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,406,929,068 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	38,543,007 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	574,567,235 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	974,817,393 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,632,467,556 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	578,871,926 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	17,040,985 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025 年 2 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 18 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	9,958,100,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５９回	3,500,000,000	3,482,220,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	19,908,600,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,976,780,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	7,500,000,000	7,466,625,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	3,000,000,000	2,984,970,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６９回	4,000,000,000	3,990,760,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	3,600,000,000	3,574,908,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,392,245,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,051,538,000	

		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,211,737,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５１回	1,500,000,000	1,475,445,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,971,160,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,830,170,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,810,300,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,905,440,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,944,410,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,601,380,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,344,130,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,441,025,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,877,840,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,168,385,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,670,030,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,853,200,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,743,400,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,912,120,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,781,390,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,296,750,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,938,890,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,453,875,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,932,230,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,815,140,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,854,470,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７５回	6,500,000,000	6,446,245,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,934,697,600	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,700,000,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	895,653,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,608,663,300	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,224,704,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,832,240,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,172,375,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,198,200,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,002,560,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,891,720,100	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,122,887,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	4,000,000,000	2,204,120,000	

		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,732,399,200	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,575,360,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,271,225,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	6,500,000,000	5,932,745,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	486,810,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,854,740,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	3,000,000,000	2,836,020,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	9,190,110,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,522,927,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	12,894,440,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,333,888,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,432,405,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,927,900,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,849,700,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,810,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,382,905,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,370,633,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	973,170,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	970,030,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,767,390,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,710,160,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,401,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,400,660,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	4,000,000,000	3,817,280,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,321,220,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	12,299,950,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,188,535,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,019,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	6,000,000,000	5,605,800,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	8,842,790,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,407,170,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	7,908,485,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,412,960,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,396,540,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	22,604,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,273,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,473,890,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,400,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,535,800,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	5,500,000,000	5,370,420,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	4,500,000,000	4,302,585,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７７回	4,000,000,000	3,920,680,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,154,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	531,955,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	169,860,800	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,540,042,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	159,736,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	972,909,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	646,152,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	104,183,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	268,217,100	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	246,975,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	681,892,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	766,843,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,151,356,100	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	871,816,000	

		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,098,490,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,555,056,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,634,580,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,376,990,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,674,387,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	846,507,200	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	323,871,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	659,820,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	924,033,600	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	769,839,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	538,840,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	924,919,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,263,033,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,097,340,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,167,640,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,673,425,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,793,041,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,259,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,452,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,706,820,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,333,396,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,535,980,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,280,450,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,557,504,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,382,136,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,259,648,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,903,580,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,848,170,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	946,950,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,890,280,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,185,875,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,541,168,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,566,601,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	886,020,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,766,380,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,869,000,000	

		国庫債券　利付（３０年）第５２回	500,000,000	360,060,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,247,324,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,299,939,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,141,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,288,430,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,509,060,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,253,600,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,189,700,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,259,247,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,447,220,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,050,350,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,316,195,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,632,800,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,487,784,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	5,500,000,000	3,576,265,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,394,315,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,346,621,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,879,632,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,808,364,600	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,861,758,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,715,575,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,392,180,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	2,964,120,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,396,010,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,451,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,567,370,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,276,820,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,155,510,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,122,770,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,755,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,113,670,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	10,000,000,000	9,731,100,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	4,281,255,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８５回	1,500,000,000	1,489,455,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	406,216,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,730,056,000	

		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	508,305,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,123,144,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	479,235,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,534,035,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	256,062,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	665,619,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,356,672,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,798,753,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,550,955,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,544,100,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,551,780,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,341,587,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,138,027,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	852,447,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	784,290,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,572,765,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	627,066,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	415,456,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,976,741,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	417,544,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	833,560,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,034,360,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	931,923,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,713,152,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	524,580,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	522,505,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	523,185,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,052,650,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,160,720,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,470,532,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,151,887,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	829,448,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	821,176,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	1,982,555,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	934,362,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,111,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,470,672,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,914,462,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,103,760,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,255,416,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,931,712,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,353,456,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,292,422,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	828,448,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,346,137,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	1,980,104,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	1,980,845,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	724,962,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	720,384,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,035,430,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	816,992,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,028,340,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,104,250,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,689,206,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	989,748,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,359,938,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,323,842,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,409,461,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,646,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,626,225,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,862,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,398,589,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,533,805,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	4,900,850,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,056,957,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	9,847,500,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,687,883,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,753,685,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,319,840,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	4,000,000,000	3,446,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,750,522,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,142,011,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,216,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,662,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	4,000,000,000	3,532,880,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,834,610,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,021,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,435,360,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	10,102,635,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	13,600,000,000	11,558,640,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,666,760,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,623,440,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	1,400,000,000	1,129,674,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	5,500,000,000	4,459,565,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,618,307,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	9,000,000,000	7,336,890,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,504,861,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,970,000,000	6,318,456,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,575,359,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,500,000,000	7,576,630,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,437,770,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,237,550,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,493,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	5,856,704,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,169,550,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,729,540,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,383,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,668,890,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,602,740,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	10,274,775,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,402,575,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９１回	500,000,000	495,425,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	98,612,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	98,353,000	

		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	98,902,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	195,650,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,129,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	96,828,000	
		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,310,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	97,409,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,456,000	
	小計	銘柄数：285 組入時価比率：84.1%	1,098,470,000,000	1,024,876,526,100 84.5%	
	合計			1,024,876,526,100	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７６０回	100,000,000	98,720,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	98,767,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	491,790,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	97,493,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	194,398,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	95,418,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	94,856,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	188,496,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	120,645,200	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	371,556,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	477,250,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	95,770,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	108,457,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	211,204,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	98,537,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	202,824,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,705,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,299,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	104,447,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	206,932,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	207,522,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	291,667,600	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	105,142,000	

		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	103,094,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	101,758,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	202,778,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	100,317,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	97,446,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	86,811,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	196,532,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,169,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,015,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	87,208,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	215,520,000	198,705,129	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	192,454,000	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	284,169,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	92,760,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	97,513,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	95,823,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	286,014,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	98,794,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	195,830,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	189,666,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	320,462,835	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	167,320,800	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	92,990,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	110,044,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	308,145,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,836,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,070,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	209,170,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	102,866,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	205,928,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	200,042,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	99,147,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	84,982,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	80,251,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	78,037,000	

		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	79,354,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	100,668,900	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,110,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	174,809,610	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	123,190,600	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	94,661,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	131,947,200	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	131,224,800	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	139,971,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	186,126,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	93,350,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	165,959,200	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	150,260,760	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	104,610,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	104,870,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	104,957,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	103,741,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	229,098,400	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	80,195,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	158,444,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	395,568,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,021,440	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	196,782,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	208,484,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	99,754,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	193,350,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	97,707,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	188,076,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	172,438,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,306,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	78,960,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	77,802,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	97,739,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	93,004,000	

		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	94,743,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	211,904,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	303,543,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	201,998,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	499,410,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	97,645,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	103,612,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	104,991,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	206,848,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,960,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	101,261,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	100,697,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	99,166,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	79,976,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	81,936,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,602,586	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	297,831,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,489,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	166,975,620	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,202,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	296,778,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	303,348,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	200,102,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	97,516,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	67,472,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,493,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	206,136,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	199,892,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	87,971,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	160,920,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	160,082,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	103,420,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	103,577,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	207,458,000	

		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,117,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	102,730,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	403,884,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	103,573,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	118,760,400	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	406,256,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	100,714,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	94,884,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	197,338,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	293,388,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	90,055,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,145,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	97,977,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	194,214,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	159,586,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	197,164,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	97,951,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	207,038,079	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	94,627,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	282,507,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	134,954,400	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	79,094,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	80,214,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	78,011,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	98,877,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	194,594,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	95,438,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	283,941,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	93,524,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	94,880,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	198,004,000	

		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	196,798,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	94,458,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	162,728,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	148,482,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	65,764,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	176,212,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	174,400,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,242,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	101,745,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	193,102,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	175,710,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	88,092,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	79,716,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	200,000,000	158,968,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,325,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	101,075,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	195,358,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	268,296,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	177,302,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	109,986,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	95,127,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	76,169,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	65,102,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	312,513,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	103,614,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	309,120,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	315,696,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	102,303,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	100,675,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	88,061,000	

		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	156,482,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	197,536,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	97,958,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	97,583,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	285,045,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,016,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	93,182,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	189,382,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	167,317,567	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	104,996,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	205,476,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	302,688,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	99,142,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	87,745,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	86,669,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	237,315,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	194,008,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	80,015,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	112,878,000	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	281,814,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,391,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	197,470,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	94,474,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	195,252,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	94,370,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	296,253,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	102,712,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	80,110,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,823,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	198,566,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	297,561,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	296,454,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	589,896,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４	100,000,000	97,103,000	

		回			
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	388,696,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	291,054,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	588,149,800	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	96,237,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	287,316,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	381,372,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	285,723,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	104,572,600	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	94,938,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	188,862,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	100,000,000	94,750,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	283,941,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	281,745,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	375,344,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	278,172,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	233,212,500	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	279,444,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	95,344,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	96,169,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	486,155,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	476,825,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	191,668,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	206,202,420	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	104,265,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	92,326,000	

		堺市　公募第３回	100,000,000	92,591,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	190,988,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	95,418,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	93,516,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	76,520,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	98,596,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	294,894,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,207,440	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	97,889,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	97,879,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	190,760,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	79,384,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	96,396,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	283,959,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	280,953,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	101,298,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	202,502,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	310,872,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	104,987,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,223,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	205,648,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	96,118,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	87,476,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	196,020,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	97,598,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	194,620,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	189,090,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	283,992,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	98,795,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	196,814,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	77,239,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	102,551,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	193,326,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	95,507,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	86,721,000	

		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	85,721,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,193,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,086,275	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	98,323,166	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	205,348,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	103,637,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	98,589,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	174,734,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	79,629,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	103,724,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	103,424,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	100,724,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	200,042,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,410,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	148,482,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	78,777,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	67,429,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	296,043,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,240,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	189,964,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	217,570,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,386,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	104,481,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	103,217,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	98,871,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	95,573,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	87,058,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	171,584,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	104,401,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	202,330,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	103,445,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	206,606,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年	100,000,000	86,961,000	

		度第４回			
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	65,206,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	79,889,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	92,788,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	93,712,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	209,310,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	151,036,800	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	206,984,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	101,206,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	100,858,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	98,845,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	96,148,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	87,284,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	88,856,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	73,731,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	197,616,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	225,280,400	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	97,937,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	187,836,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	190,764,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	207,026,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	102,942,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	100,489,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	208,806,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	104,112,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	100,169,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	63,948,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	159,952,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	155,676,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	78,553,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年	241,000,000	231,989,010	

		度第６回			
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	93,116,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	95,380,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	305,311,380	
		相模原市　公募令和２年度第１回	100,000,000	94,228,000	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,906,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	152,967,950	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	190,760,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,362,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	189,884,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	93,171,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	195,778,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	291,027,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	94,939,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	166,430,682	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	282,591,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	92,861,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	108,380,866	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	97,255,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	78,184,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	78,547,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	85,277,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	104,126,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	313,632,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	94,813,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	86,573,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	103,833,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	97,568,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	86,594,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	302,058,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	95,499,000	

	小計	銘柄数：374 組入時価比率：4.8%	61,655,750,000	58,968,635,415 4.9%	
	合計			58,968,635,415	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	115,241,490	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	302,886,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	100,096,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	99,034,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	96,816,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	93,375,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	56,258,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	99,184,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	396,636,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	196,884,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,324,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	293,988,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	194,110,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	291,465,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	116,570,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	396,680,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	374,328,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	126,968,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	394,552,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	326,090,250	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	410,877,600	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	288,456,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	188,706,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	444,592,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	109,070,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	305,313,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	102,252,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	516,760,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	109,705,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	217,962,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	313,371,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	250,839,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	400,000,000	421,320,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	104,993,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	104,670,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	102,384,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	205,500,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	356,881,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	619,122,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	99,409,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	266,637,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	89,389,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	96,275,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	89,873,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	96,861,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	97,939,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	192,884,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	95,572,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	95,140,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	116,436,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	86,668,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	66,105,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	128,822,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	54,214,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３３回	100,000,000	56,675,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３４回	200,000,000	121,648,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	131,190,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	104,365,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	208,828,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	208,990,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	210,096,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	209,514,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	104,348,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	207,740,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	102,307,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	314,142,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	103,752,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	102,807,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	97,232,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	102,741,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	307,368,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	294,858,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	204,930,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	102,505,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	102,971,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	100,409,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	100,395,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	94,081,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	93,749,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	99,292,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	99,296,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	98,380,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	95,116,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	483,265,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	479,675,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	193,566,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	96,707,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	95,738,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	149,826,730	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	86,027,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	175,932,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	110,000,000	108,469,900	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	396,934,850	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	264,162,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,241,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	588,786,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	97,891,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	74,866,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	488,740,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	127,730,240	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	73,150,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	97,220,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	194,140,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	97,170,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	259,101,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	119,096,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８６回	300,000,000	160,080,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	64,099,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	107,360,170	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	64,620,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	103,044,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０３回	202,000,000	190,524,380	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	237,015,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３５回	100,000,000	89,293,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	441,115,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	487,540,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	192,504,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	458,270,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	191,842,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	187,050,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	480,155,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	110,538,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	554,815,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	111,662,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	400,000,000	449,396,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	103,535,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	313,704,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	104,203,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	102,088,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	314,979,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	419,452,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	308,070,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	206,962,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	103,200,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	303,558,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	101,029,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	101,037,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	204,752,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	302,730,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	100,715,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	99,980,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	102,288,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	101,351,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	200,268,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	200,172,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	298,821,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	297,723,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	298,512,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	97,989,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	197,828,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	98,452,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	95,857,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	193,762,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	187,770,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,049,960	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,065,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	98,999,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	85,497,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	168,368,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	295,914,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	88,747,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	134,868,280	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	196,740,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	294,819,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	119,886,960	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	105,754,680	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	391,956,000	
		地方公共団体金融機構債券　第６回	200,000,000	145,288,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	152,834,790	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	84,856,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,035,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	106,850,700	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第７回	100,000,000	75,256,000	

		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	120,200,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券　第１１９回	116,000,000	111,121,040	
		政保　地方公共団体金融機構債券　第１２０回	103,000,000	98,147,670	
		政保　地方公共団体金融機構債券　第１２１回	100,000,000	94,936,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第９回	200,000,000	126,862,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	53,843,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１２回	200,000,000	133,446,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１３９回	300,000,000	280,962,000	
		地方公共団体金融機構債券　第８９回	100,000,000	79,942,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第１３回	100,000,000	66,395,000	
		地方公共団体金融機構債券　第９２回	500,000,000	389,535,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	65,813,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	92,636,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	200,000,000	170,566,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	189,844,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	94,762,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	102,619,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	102,699,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	206,660,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	100,000,000	103,875,000	
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	104,674,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,240,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	292,821,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,160,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	97,905,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	103,876,560	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第	270,000,000	253,111,500	

		６３回			
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	99,618,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	99,119,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	98,638,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	98,268,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	293,232,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	190,828,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	197,380,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	86,127,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	59,176,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	57,123,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	58,417,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	78,563,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	78,401,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	110,786,128	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	157,316,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	294,771,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	410,768,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	206,832,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	104,384,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	103,720,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	104,668,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	910,548,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	104,631,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	103,894,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	206,706,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	202,410,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	103,610,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	100,988,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	102,551,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	103,044,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	101,088,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	103,165,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	308,829,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	102,141,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	200,308,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	100,763,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	201,516,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	100,285,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	96,852,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,186,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	86,456,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	295,788,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,531,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	196,652,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,288,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	195,672,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	92,670,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	97,801,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	126,363,900	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	400,000,000	261,108,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	173,858,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	189,322,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	189,332,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	261,255,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	98,993,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	394,900,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,116,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,172,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	97,770,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	97,760,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	97,841,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	389,912,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	194,470,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	389,236,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	194,938,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	292,092,000	
		商工債券　利付第８９５回い号	100,000,000	98,294,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,059,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	395,484,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	98,766,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,244,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	97,911,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	293,280,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	97,482,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	97,252,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	292,710,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	97,302,000	
		しんきん中金債券　利付第４２１回	100,000,000	98,283,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	98,703,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	93,012,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	276,468,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	93,514,000	
		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	97,932,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	209,214,000	

		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	102,413,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	99,799,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	95,750,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	98,959,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,269,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	64,906,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	79,623,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	93,281,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	98,986,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	190,564,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	94,826,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	94,730,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	197,814,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	393,484,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	127,882,300	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	835,286,500	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	98,963,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	296,385,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	197,246,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	196,558,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	196,710,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	197,604,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	295,092,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	488,310,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	297,435,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	296,328,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	296,682,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,084,820,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,240,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	196,516,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	195,474,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	97,248,000	

		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	198,040,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	280,356,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	283,428,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	13,165,000	13,426,193	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	46,077,000	46,872,749	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	41,194,000	41,405,737	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	48,180,000	48,998,578	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	35,460,000	35,762,473	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	23,480,000	23,828,678	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	44,412,000	45,246,501	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	51,807,000	52,019,408	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	78,498,000	77,812,712	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	68,553,000	68,529,691	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	46,118,000	45,929,838	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	16,524,000	16,735,507	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	40,408,000	40,871,075	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	27,039,000	26,569,873	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	59,898,000	58,728,791	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	128,740,000	126,788,301	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	81,021,000	80,404,430	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	16,794,000	17,075,131	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	17,353,000	17,636,374	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	16,406,000	16,719,190	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	15,594,000	15,877,810	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	44,280,000	44,448,264	

		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	63,423,000	63,706,500	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	21,240,000	21,351,722	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	50,898,000	50,458,241	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	48,912,000	49,688,722	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	47,985,000	48,642,874	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	53,292,000	53,896,864	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	85,415,000	86,197,401	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	156,300,000	158,424,117	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	47,434,000	47,556,379	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	85,008,000	83,977,703	
		貸付債権担保第６７回住宅金融支援機構債券	298,430,000	292,613,599	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	76,644,000	75,462,915	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	61,356,000	60,776,799	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	50,334,000	50,012,869	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	129,340,000	126,208,678	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	219,807,000	214,401,945	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	34,354,000	33,219,287	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	35,052,000	33,913,160	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	36,455,000	35,117,101	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	77,286,000	73,602,549	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	83,380,000	78,441,402	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	44,062,000	41,981,832	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	46,781,000	44,250,615	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	138,276,000	131,492,179	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	145,152,000	138,286,310	

		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	97,932,000	93,034,420	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	47,824,000	45,323,761	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	48,679,000	46,285,940	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	223,392,000	204,928,651	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	287,860,000	261,903,663	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	252,352,000	229,685,743	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	314,395,000	287,004,907	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	188,172,000	171,605,337	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	126,300,000	115,649,121	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	126,966,000	115,881,868	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	62,993,000	57,595,759	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	126,986,000	115,947,107	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	63,507,000	57,558,299	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	64,283,000	58,309,180	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	65,611,000	59,544,606	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	259,384,000	234,898,150	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	197,616,000	178,607,316	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	131,444,000	118,720,220	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	135,504,000	122,484,775	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	137,534,000	123,263,472	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	68,450,000	61,325,724	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	69,441,000	62,433,014	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	69,118,000	61,770,065	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	215,076,000	191,017,598	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	213,282,000	189,383,751	

		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	218,337,000	193,287,195	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	380,235,000	332,907,149	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	232,446,000	204,134,077	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	154,012,000	136,141,987	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	155,742,000	137,105,912	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	155,956,000	137,712,267	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	241,266,000	212,844,865	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	246,756,000	216,898,524	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	163,144,000	143,871,799	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	245,706,000	217,656,203	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	163,286,000	144,514,641	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	163,156,000	144,220,114	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	250,248,000	220,793,810	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	413,380,000	364,377,934	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	255,474,000	225,307,630	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	258,114,000	227,062,885	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	257,415,000	225,642,266	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	171,838,000	151,736,390	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	256,773,000	228,720,549	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	258,681,000	229,550,932	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	172,706,000	154,117,653	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	525,204,000	468,355,919	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	266,667,000	238,792,298	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	179,806,000	163,535,355	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	185,930,000	172,894,447	

		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	282,468,000	266,209,141	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	187,106,000	177,986,453	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	374,520,000	354,153,602	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	471,495,000	443,954,977	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	285,759,000	271,262,445	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	478,475,000	455,847,917	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	192,162,000	186,099,288	
	小計	銘柄数：423 組入時価比率：6.0%	77,136,581,000	73,075,882,716 6.0%	
	合計			73,075,882,716	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	94,380,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,182,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	296,190,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	95,277,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	98,929,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	196,240,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,197,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	98,376,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	96,575,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	98,634,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	197,772,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	97,496,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２７回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,400,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,210,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,519,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	96,881,000	

		韓国輸出入銀行保証　大韓航空　第４回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,436,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	200,000,000	198,670,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	98,194,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	195,886,000	
		オーストラリア・ニュージーランド銀行　第１２回円貨社債	200,000,000	198,204,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,670,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,679,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,018,000	
		鹿島建設　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,139,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,335,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,466,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,677,000	
		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,668,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	278,538,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,990,000	
		積水ハウス　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,545,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,320,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,032,000	
		日本ハム　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,975,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,656,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,561,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	95,091,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,631,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,864,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,431,000	

		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,341,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	96,840,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,575,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,861,000	
		東洋紡　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,126,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	93,141,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,396,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,110,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,306,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,794,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,345,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	193,970,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,094,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,265,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,090,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,767,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,682,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,132,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,688,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,342,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,764,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,840,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,692,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,792,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,417,000	

		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,672,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,125,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	69,913,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,537,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,634,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,431,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,648,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,192,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,492,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,923,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,301,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,818,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,590,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,118,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,412,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,852,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,273,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	276,561,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	98,988,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	97,562,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,904,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,519,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,083,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,496,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,816,000	

		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,080,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,524,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,297,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,891,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,496,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,168,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,539,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,374,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,931,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,419,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,520,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,254,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,824,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,509,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,933,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,614,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,463,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,823,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,369,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,096,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,423,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,611,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,996,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,042,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,732,000	

		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,830,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,806,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,276,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,950,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,330,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,568,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,784,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,131,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,404,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,724,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,235,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,357,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,040,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,593,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,668,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,414,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,926,000	
		オムロン　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,021,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,083,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,802,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,008,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,668,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,702,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,851,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,457,000	

		ソニー　第３９回	100,000,000	98,650,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	97,412,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	94,586,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,225,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,944,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,990,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	295,716,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,485,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,526,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,600,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,267,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,470,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	693,693,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	279,747,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,805,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,779,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,843,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,978,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,491,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,671,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,385,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,434,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,791,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,255,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,167,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,502,000	

		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,127,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,878,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,757,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,324,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,504,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,915,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,623,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,986,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,212,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	100,853,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,686,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,545,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,026,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,978,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,033,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,639,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,352,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,481,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	97,694,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,022,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	105,037,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	101,959,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	97,381,000	
		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,684,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,097,000	

		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	102,451,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,703,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,367,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,700,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,357,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,920,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,756,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,255,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,543,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	195,088,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	754,992,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,105,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,365,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,027,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,376,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,863,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,322,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,680,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,038,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,856,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,357,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,654,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,407,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,123,000	
		ホンダファイナンス　第８８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,837,000	

		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,934,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,538,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,749,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	792,304,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,897,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,701,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,950,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,817,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,866,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	182,884,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,038,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,695,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,640,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,581,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,760,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,622,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,816,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,125,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	392,300,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,748,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,884,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,927,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,227,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,407,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション　第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,674,000	

		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,114,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,848,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,238,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,077,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,872,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	208,582,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,024,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,446,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,791,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	92,682,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,524,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,223,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,330,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,997,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,914,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,520,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,005,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,587,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,001,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	83,164,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	91,019,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,571,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	104,293,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,434,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,488,000	

		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,540,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,932,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,318,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,713,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,116,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,311,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	208,436,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,823,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,997,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,663,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,077,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,453,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,411,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,332,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,336,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,534,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	85,236,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	126,830,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	107,588,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,540,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	46,506,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,080,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,240,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,757,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	113,502,000	

		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,735,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,580,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	309,567,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,739,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,810,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,980,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	160,652,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,354,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	208,488,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,570,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,203,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,800,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,049,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	86,316,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	74,701,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	74,425,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	62,416,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	48,661,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	78,853,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	68,980,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	186,064,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,606,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	397,796,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	87,756,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,491,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,932,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,931,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順	100,000,000	87,155,000	

		位特約付			
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,525,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,744,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,549,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	137,366,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,192,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,019,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,266,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,365,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,684,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,947,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,149,000	
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,180,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,833,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,913,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,674,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,353,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,640,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,154,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	100,659,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	99,044,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,442,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	191,040,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	85,093,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	83,132,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	98,553,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	294,402,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	83,002,000	

		関西電力　第５２２回	200,000,000	194,478,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	93,979,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	93,233,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	84,639,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	94,419,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	85,677,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	97,943,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	83,488,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	95,852,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	566,496,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	94,285,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	93,595,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	84,041,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,086,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	97,739,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,283,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	166,312,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	95,792,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	85,861,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	87,056,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	98,646,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	96,420,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	284,520,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	197,968,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	80,543,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	186,026,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	188,648,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	97,714,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	86,351,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	69,298,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	94,238,000	
		四国電力　第３３２回	100,000,000	98,500,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,088,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,509,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	96,174,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	83,487,000	

		九州電力　第４８１回	300,000,000	286,170,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	190,054,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	296,730,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	96,442,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	297,903,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	128,129,300	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	86,911,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	87,591,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	83,500,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	94,387,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,292,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,498,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,337,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,047,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,396,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,626,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,374,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,750,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	98,952,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	295,125,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	287,508,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	97,723,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	276,570,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	97,746,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	92,847,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	367,112,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	282,915,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	255,087,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	93,555,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	172,206,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	94,931,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	95,425,000	

		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	94,427,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	200,000,000	197,478,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,359,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,642,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	377,928,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,618,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,323,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,364,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	49,286,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,605,000	
		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	54,664,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,886,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	64,968,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	131,454,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,861,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,832,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,139,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,494,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,620,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,729,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,300,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,729,000	
	小計	銘柄数：437 組入時価比率：4.6%	59,230,000,000	55,539,625,300 4.6%	
	合計			55,539,625,300	
合計				1,212,460,669,531	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月 18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	4,916,956,458
コール・ローン	2,162,195,281
株式	2,835,620,586,446
投資証券	51,014,465,001
派生商品評価勘定	349,353,217
未収入金	99,636,244
未収配当金	1,876,487,701
未収利息	28,886
差入委託証拠金	19,279,429,661
流動資産合計	2,915,319,138,895
資産合計	2,915,319,138,895
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,579,307
未払金	273,175,907
未払解約金	455,247,962
その他未払費用	5,911,400
流動負債合計	738,914,576
負債合計	738,914,576
純資産の部	
元本等	
元本	371,476,697,708
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,543,103,526,611
元本等合計	2,914,580,224,319
純資産合計	2,914,580,224,319
負債純資産合計	2,915,319,138,895

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 2月 18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.8459円
(10,000口当たり純資産額)	(78,459円)

(金融商品に関する注記)
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 18日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 18日現在

期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	334,396,043,485円
同期中における追加設定元本額	65,806,164,622円
同期中における一部解約元本額	28,725,510,399円
期末元本額	371,476,697,708円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	16,890,309円
バランスセレクト５０	54,297,728円
バランスセレクト７０	78,561,836円
野村外国株式インデックスファンド	437,928,988円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,744,346,968円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,638,802,522円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,230,396,568円
野村資産設計ファンド２０１５	4,986,817円
野村資産設計ファンド２０２０	5,639,277円
野村資産設計ファンド２０２５	8,004,832円
野村資産設計ファンド２０３０	14,685,015円
野村資産設計ファンド２０３５	15,663,266円
野村資産設計ファンド２０４０	27,973,000円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	32,835,445,083円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,286,162,147円
のむラップ・ファンド（普通型）	18,971,954,731円
のむラップ・ファンド（積極型）	25,365,634,913円
野村資産設計ファンド２０４５	6,603,927円
野村インデックスファンド・外国株式	9,967,630,399円
マイ・ロード	1,334,460,357円
ネクストコア	8,325,713円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	148,849,837円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,269,786,960円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	269,503,401円
野村資産設計ファンド２０５０	7,261,490円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,271,749円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	986,559円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	957,618円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	939,765円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	500,911,367円

のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,452,567,792 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,708,385 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,793,928 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	28,709,630 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	15,679,181 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	52,705,611 円
野村６資産均等バランス	2,212,527,772 円
野村つみたて外国株投信	20,440,636,943 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,114,915,224 円
世界６資産分散ファンド	40,548,720 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,591,857 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,377,748,076 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	5,685,517,536 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,474,230,889 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,306,628,006 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	52,894,128 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,584,429 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	211,673,086 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	174,300,481 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	390,093 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,568,592 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	398,252 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,446,662 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	239,581,505 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,113,788 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,347,713 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	43,851,018 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,438,243,934 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,181,820 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	921,081,777 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,723,183,581 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	447,296 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	957,161 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,536,098 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,149,757 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	120,046,399,529 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,355,731,524 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,888,451,377 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,913,636,046 円
マイバランスＤＣ３０	629,736,940 円
マイバランスＤＣ５０	1,609,177,637 円
マイバランスＤＣ７０	1,717,852,475 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	53,403,891,105 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	542,066,126 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	8,998,495 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	565,346,536 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	419,391,031 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	534,947,207 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	22,007,640 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,437,415 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	78,674,496 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,249,140 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	16,099,568 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	12,484,567 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	312,077,844 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	266,096,378 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	194,541,193 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	272,412,757 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	12,359,803 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	111,261,705 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	90,608,196 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	59,118,433 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	89,676,512 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,299,901 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	192,346,225 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025 年 2 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	272,000	46.40	12,620,800.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	26.16	6,252,240.00	
		SCHLUMBERGER LTD	392,000	41.75	16,366,000.00	
		APA CORPORATION	105,000	23.14	2,429,700.00	
		CHENIERE ENERGY INC	61,300	213.52	13,088,776.00	
		CHEVRON CORP	475,700	155.34	73,895,238.00	
		CONOCOPHILLIPS	357,800	96.26	34,441,828.00	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	27.52	5,504,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	34.64	5,784,880.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	51,600	156.99	8,100,684.00	
		EOG RESOURCES INC	155,100	129.31	20,055,981.00	
		EQT CORP	155,000	53.43	8,281,650.00	
		EXPAND ENERGY CORP	55,400	105.33	5,835,282.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,215,400	108.24	131,554,896.00	
		HESS CORP	76,100	146.55	11,152,455.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	38.01	1,520,400.00	
		KINDER MORGAN INC	542,000	26.55	14,390,100.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	91,600	156.06	14,295,096.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	169,000	48.06	8,122,140.00	
		ONEOK INC	169,000	97.85	16,536,650.00	
		OVINTIV INC	75,000	44.13	3,309,750.00	
		PHILLIPS 66	115,600	128.04	14,801,424.00	

	TARGA RESOURCES CORP	57,600	205.36	11,828,736.00	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,230	1,372.40	7,177,652.00	
	VALERO ENERGY CORP	87,800	135.31	11,880,218.00	
	WILLIAMS COS	330,000	56.98	18,803,400.00	
	AIR PRODUCTS	60,700	316.12	19,188,484.00	
	ALBEMARLE CORP	33,300	81.21	2,704,293.00	
	CELANESE CORP-SERIES A	27,800	68.06	1,892,068.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	82.48	4,124,000.00	
	CORTEVA INC	188,000	63.96	12,024,480.00	
	DOW INC	193,000	38.67	7,463,310.00	
	DUPONT DE NEMOURS INC	113,100	83.25	9,415,575.00	
	EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	101.01	3,050,502.00	
	ECOLAB INC	70,500	264.74	18,664,170.00	
	INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68,300	85.58	5,845,114.00	
	LINDE PLC	130,800	457.00	59,775,600.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	76.70	5,438,030.00	
	MOSAIC CO/THE	85,000	26.51	2,253,350.00	
	PPG INDUSTRIES	62,100	117.75	7,312,275.00	
	RPM INTERNATIONAL INC	35,800	123.46	4,419,868.00	
	SHERWIN-WILLIAMS	65,300	356.86	23,302,958.00	
	WESTLAKE CORPORATION	9,400	115.27	1,083,538.00	
	CRH PLC	186,500	108.30	20,197,950.00	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,600	527.38	8,754,508.00	
	VULCAN MATERIALS CO	36,700	270.46	9,925,882.00	
	AMCOR PLC	403,000	10.07	4,058,210.00	
	AVERY DENNISON CORP	22,100	181.61	4,013,581.00	
	BALL CORP	84,000	49.85	4,187,400.00	
	CROWN HOLDINGS INC	33,700	88.03	2,966,611.00	
	IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	136,000	56.12	7,632,320.00	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	23,600	212.50	5,015,000.00	
	SMURFIT WESTROCK PLC	142,000	53.65	7,618,300.00	
	FREEPORT-MCMORAN INC	390,000	39.47	15,393,300.00	
	NEWMONT CORP	313,000	46.54	14,567,020.00	
	NUCOR CORP	63,300	137.77	8,720,841.00	
	RELIANCE INC	14,700	297.69	4,376,043.00	
	STEEL DYNAMICS	38,500	135.83	5,229,455.00	

	AXON ENTERPRISE INC	19,700	683.41	13,463,177.00	
	BOEING CO	199,900	184.42	36,865,558.00	
	GENERAL DYNAMICS	63,300	241.94	15,314,802.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	297,000	208.27	61,856,190.00	
	HEICO CORP	12,000	220.85	2,650,200.00	
	HEICO CORP-CLASS A	20,600	177.68	3,660,208.00	
	HOWMET AEROSPACE INC	105,400	133.42	14,062,468.00	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	161.27	1,709,462.00	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	52,100	197.61	10,295,481.00	
	LOCKHEED MARTIN	58,400	423.19	24,714,296.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	38,300	438.90	16,809,870.00	
	RTX CORP	364,700	122.41	44,642,927.00	
	TEXTRON INC	49,600	72.28	3,585,088.00	
	TRANSDIGM GROUP INC	15,310	1,314.19	20,120,248.90	
	ALLEGION PLC	24,300	133.39	3,241,377.00	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	153.90	4,786,290.00	
	CARLISLE COS INC	12,300	357.81	4,401,063.00	
	CARRIER GLOBAL CORP	220,000	65.13	14,328,600.00	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	68.95	2,413,250.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	183,000	89.77	16,427,910.00	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	8,800	622.20	5,475,360.00	
	MASCO CORP	58,000	78.39	4,546,620.00	
	OWENS CORNING INC	22,800	179.38	4,089,864.00	
	SMITH (A.O.) CORP	31,200	66.22	2,066,064.00	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	62,100	363.26	22,558,446.00	
	AECOM	37,700	100.41	3,785,457.00	
	EMCOR GROUP INC	12,600	426.29	5,371,254.00	
	QUANTA SERVICES INC	40,300	285.45	11,503,635.00	
	AMETEK INC	63,500	183.54	11,654,790.00	
	EATON CORP PLC	109,300	309.17	33,792,281.00	
	EMERSON ELEC	157,700	123.34	19,450,718.00	
	GE VERNOVA INC	75,500	367.59	27,753,045.00	
	HUBBELL INC	14,600	390.14	5,696,044.00	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	294.40	9,096,960.00	
	VERTIV HOLDINGS CO	96,000	108.05	10,372,800.00	

	3M CORP	149,900	148.62	22,278,138.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	178,300	202.75	36,150,325.00	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	40.50	1,863,000.00	
	CATERPILLAR INC DEL	132,900	353.32	46,956,228.00	
	CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.81	3,164,070.00	
	CUMMINS INC	37,200	373.78	13,904,616.00	
	DEERE & COMPANY	71,300	480.22	34,239,686.00	
	DOVER CORP	36,800	202.33	7,445,744.00	
	FORTIVE CORP	96,000	80.60	7,737,600.00	
	GRACO INC	47,000	85.80	4,032,600.00	
	IDEX CORP	20,000	195.21	3,904,200.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS INC	81,000	258.11	20,906,910.00	
	INGERSOLL-RAND INC	108,200	85.72	9,274,904.00	
	NORDSON CORP	14,900	216.42	3,224,658.00	
	OTIS WORLDWIDE CORP	111,000	96.74	10,738,140.00	
	PACCAR	143,400	105.96	15,194,664.00	
	PARKER HANNIFIN CORP	35,100	700.25	24,578,775.00	
	PENTAIR PLC	45,100	96.73	4,362,523.00	
	SNAP-ON INC	14,500	338.92	4,914,340.00	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	87.10	3,658,200.00	
	TORO CO	29,000	80.54	2,335,660.00	
	WABTEC CORP	47,800	188.19	8,995,482.00	
	XYLEM INC	67,500	129.38	8,733,150.00	
	AERCAP HOLDINGS NV	52,400	100.70	5,276,680.00	
	FASTENAL CO	157,000	74.78	11,740,460.00	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	55,200	184.25	10,170,600.00	
	GRAINGER(W.W.) INC	12,040	1,027.73	12,373,869.20	
	UNITED RENTALS INC	17,900	741.26	13,268,554.00	
	WATSCO INC	9,400	483.69	4,546,686.00	
	CINTAS CORP	99,100	204.22	20,238,202.00	
	COPART INC	237,000	59.39	14,075,430.00	
	REPUBLIC SERVICES INC-CL A	60,200	231.37	13,928,474.00	
	ROLLINS INC	81,000	50.73	4,109,130.00	
	VERALTO CORP	68,400	97.99	6,702,516.00	
	WASTE CONNECTIONS INC	71,300	189.04	13,478,552.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	110,300	227.73	25,118,619.00	

	C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	99.49	3,233,425.00	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	113.65	4,227,780.00	
	FEDEX CORPORATION	63,400	267.77	16,976,618.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	199,600	116.22	23,197,512.00	
	DELTA AIR LINES INC	42,000	65.39	2,746,380.00	
	SOUTHWEST AIRLINES	44,000	30.28	1,332,320.00	
	CSX CORP	530,000	33.37	17,686,100.00	
	GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	4.90	2,695,000.00	
	HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	169.98	3,807,552.00	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	54.17	2,383,480.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	61,300	255.99	15,692,187.00	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	53,400	206.34	11,018,556.00	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	66.41	1,593,840.00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	519,000	79.42	41,218,980.00	
	UNION PAC CORP	167,100	249.22	41,644,662.00	
	APTIV PLC	72,000	67.00	4,824,000.00	
	FORD MOTOR COMPANY	1,059,000	9.48	10,039,320.00	
	GENERAL MOTORS CO	310,000	48.37	14,994,700.00	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	14.03	2,890,180.00	
	TESLA INC	786,100	355.84	279,725,824.00	
	DR HORTON INC	79,100	130.57	10,328,087.00	
	GARMIN LTD	41,400	212.62	8,802,468.00	
	LENNAR CORP-A	63,700	123.84	7,888,608.00	
	NVR INC	830	7,365.72	6,113,547.60	
	PULTEGROUP INC	56,000	107.43	6,016,080.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	155.07	6,435,405.00	
	LULULEMON ATHLETICA INC	30,900	366.68	11,330,412.00	
	NIKE INC-B	325,000	73.04	23,738,000.00	
	AIRBNB INC-CLASS A	119,200	161.42	19,241,264.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	9,190	5,044.40	46,358,036.00	
	CARNIVAL CORP	277,000	26.23	7,265,710.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	374,000	57.08	21,347,920.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	191.19	6,079,842.00	
	DOMINOS PIZZA INC	9,300	476.66	4,432,938.00	
	DOORDASH INC-A	83,500	213.38	17,817,230.00	

	DRAFTKINGS INC	120,000	53.49	6,418,800.00	
	EXPEDIA GROUP INC	33,800	202.38	6,840,444.00	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	48,000	298.81	14,342,880.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	67,900	265.87	18,052,573.00	
	HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	142.75	1,841,475.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	43.37	4,293,630.00	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	65,400	283.52	18,542,208.00	
	MCDONALD'S CORP	196,500	308.55	60,630,075.00	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	39.81	2,587,650.00	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	66,300	263.09	17,442,867.00	
	STARBUCKS CORP	308,500	112.55	34,721,675.00	
	WYNN RESORTS LTD	28,400	88.82	2,522,488.00	
	YUM BRANDS INC	77,900	147.91	11,522,189.00	
	GENUINE PARTS CO	38,100	124.90	4,758,690.00	
	LKQ CORP	68,000	39.11	2,659,480.00	
	POOL CORP	10,500	344.28	3,614,940.00	
	AMAZON.COM INC	2,581,800	228.68	590,406,024.00	
	EBAY INC	132,000	69.90	9,226,800.00	
	GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	62.84	1,759,520.00	
	MERCADOLIBRE INC	12,540	2,109.99	26,459,274.60	
	AUTOZONE	4,630	3,458.55	16,013,086.50	
	BEST BUY COMPANY INC	55,100	91.10	5,019,610.00	
	BURLINGTON STORES INC	17,200	245.10	4,215,720.00	
	CARMAX INC	40,000	88.90	3,556,000.00	
	CARVANA CO	30,400	285.33	8,674,032.00	
	DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	238.36	3,670,744.00	
	HOME DEPOT	271,800	409.50	111,302,100.00	
	LOWES COS INC	155,600	251.79	39,178,524.00	
	OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,840	1,318.80	20,889,792.00	
	ROSS STORES INC	90,900	138.76	12,613,284.00	
	TJX COS INC	309,400	124.34	38,470,796.00	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	148,000	57.14	8,456,720.00	
	ULTA BEAUTY INC	13,000	365.14	4,746,820.00	
	WILLIAMS SONOMA INC	34,700	214.60	7,446,620.00	
	ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	20.83	2,187,150.00	

	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	121,210	1,071.85	129,918,938.50	
	DOLLAR GENERAL CORP	57,300	72.56	4,157,688.00	
	DOLLAR TREE INC	55,100	71.56	3,942,956.00	
	KROGER CO	189,000	65.13	12,309,570.00	
	SYSCO CORP	132,000	71.10	9,385,200.00	
	TARGET CORP	125,900	127.88	16,100,092.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	9.70	1,949,700.00	
	WALMART INC	1,209,500	104.04	125,836,380.00	
	BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	31.15	1,401,750.00	
	COCA COLA CO	1,121,000	68.87	77,203,270.00	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	58,000	84.90	4,924,200.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	45,100	162.94	7,348,594.00	
	KEURIG DR PEPPER INC	317,000	31.65	10,033,050.00	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	60.36	3,138,720.00	
	MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	49.25	9,702,250.00	
	PEPSICO INC	375,900	143.39	53,900,301.00	
	ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	46.10	5,993,000.00	
	BUNGE GLOBAL SA	36,200	70.50	2,552,100.00	
	CONAGRA BRANDS INC	135,000	25.28	3,412,800.00	
	GENERAL MILLS	148,000	58.84	8,708,320.00	
	HERSHEY CO/THE	39,400	157.88	6,220,472.00	
	HORMEL FOODS CORP	86,000	28.46	2,447,560.00	
	JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	102.03	2,989,479.00	
	KELLANOVA	73,000	82.26	6,004,980.00	
	KRAFT HEINZ CO/THE	247,000	28.92	7,143,240.00	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	40,000	58.46	2,338,400.00	
	MCCORMICK & CO INC.	71,000	76.96	5,464,160.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	364,000	60.82	22,138,480.00	
	THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	38.60	2,007,200.00	
	TYSON FOODS INC-CL A	78,000	57.10	4,453,800.00	
	ALTRIA GROUP INC	465,000	53.29	24,779,850.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	425,900	150.46	64,080,914.00	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	66,600	105.00	6,993,000.00	
	CLOROX CO	32,700	147.92	4,836,984.00	
	COLGATE PALMOLIVE CO.	212,000	86.04	18,240,480.00	
	KIMBERLY-CLARK CORP	93,200	132.67	12,364,844.00	

	PROCTER & GAMBLE CO	642,900	162.89	104,721,981.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	68.69	4,299,994.00	
	KENVUE INC	530,000	21.93	11,622,900.00	
	ABBOTT LABORATORIES	476,600	130.61	62,248,726.00	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	206.77	3,949,307.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	30.82	4,407,260.00	
	BECTON,DICKINSON	78,200	224.80	17,579,360.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	403,800	106.11	42,847,218.00	
	COOPER COS INC/THE	53,500	88.10	4,713,350.00	
	DEXCOM INC	110,000	89.07	9,797,700.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	165,000	76.19	12,571,350.00	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	125,000	92.21	11,526,250.00	
	HOLOGIC INC	62,400	63.24	3,946,176.00	
	IDEXX LABORATORIES INC	22,100	444.53	9,824,113.00	
	INSULET CORP	18,600	280.56	5,218,416.00	
	INTUITIVE SURGICAL INC	97,400	595.55	58,006,570.00	
	MEDTRONIC PLC	349,000	92.81	32,390,690.00	
	RESMED INC	40,700	232.98	9,482,286.00	
	SOLVENTUM CORP	39,000	74.24	2,895,360.00	
	STERIS PLC	26,200	219.34	5,746,708.00	
	STRYKER CORP	93,300	385.18	35,937,294.00	
	TELEFLEX INC	12,800	167.43	2,143,104.00	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	100.52	5,397,924.00	
	CARDINAL HEALTH INC	67,300	126.21	8,493,933.00	
	CENCORA INC	47,600	242.63	11,549,188.00	
	CENTENE CORP	140,000	56.86	7,960,400.00	
	CVS HEALTH CORP	341,000	65.83	22,448,030.00	
	DAVITA INC	12,300	157.42	1,936,266.00	
	ELEVANCE HEALTH INC	63,800	389.25	24,834,150.00	
	HCA HEALTHCARE INC	52,900	316.21	16,727,509.00	
	HENRY SCHEIN INC	34,000	76.00	2,584,000.00	
	HUMANA INC	33,500	253.83	8,503,305.00	
	LABCORP HOLDINGS INC	22,700	246.49	5,595,323.00	
	MCKESSON CORP	35,100	593.69	20,838,519.00	
	MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	272.28	4,247,568.00	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	168.77	4,928,084.00	

	THE CIGNA GROUP	76,300	292.32	22,304,016.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	252,600	523.51	132,238,626.00	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	181.54	2,886,486.00	
	ABBVIE INC	483,400	192.87	93,233,358.00	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	35,400	256.45	9,078,330.00	
	AMGEN INC	147,300	291.16	42,887,868.00	
	BIOGEN INC	38,800	137.33	5,328,404.00	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	64.85	3,216,560.00	
	EXACT SCIENCES CORP	49,000	49.31	2,416,190.00	
	GILEAD SCIENCES INC	341,600	104.08	35,553,728.00	
	INCYTE CORP	42,000	70.42	2,957,640.00	
	MODERNA INC	89,000	32.99	2,936,110.00	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	115.02	3,186,054.00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	29,300	673.60	19,736,480.00	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	370.58	4,150,496.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS	70,300	459.00	32,267,700.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	557,000	53.90	30,022,300.00	
	ELI LILLY & CO.	220,900	844.27	186,499,243.00	
	JOHNSON & JOHNSON	658,700	156.15	102,856,005.00	
	MERCK & CO INC	694,000	83.01	57,608,940.00	
	PFIZER INC	1,554,000	25.53	39,673,620.00	
	ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	32.36	3,494,880.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	311,000	16.25	5,053,750.00	
	VIATRIS INC	324,000	10.80	3,499,200.00	
	ZOETIS INC	123,600	157.52	19,469,472.00	
	BANK OF AMERICA CORP	1,912,000	46.96	89,787,520.00	
	CITIGROUP	523,000	84.61	44,251,030.00	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	46.35	5,793,750.00	
	FIFTH THIRD BANCORP	187,000	44.06	8,239,220.00	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	2,141.49	5,760,608.10	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	16.73	6,474,510.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	778,000	276.59	215,187,020.00	
	KEYCORP	260,000	17.72	4,607,200.00	
	M & T BANK CORP	46,000	198.82	9,145,720.00	
	PNC FINANCIAL	107,500	193.91	20,845,325.00	
	REGIONS FINANCIAL CORP	252,000	24.32	6,128,640.00	

	TRUIST FINANCIAL CORP	366,000	46.81	17,132,460.00	
	US BANCORP	422,000	47.75	20,150,500.00	
	WELLS FARGO CO	932,000	79.98	74,541,360.00	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	109,900	162.81	17,892,819.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	362,400	479.59	173,803,416.00	
	BLOCK INC	149,000	84.00	12,516,000.00	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	33.18	2,521,680.00	
	CORPAY INC	18,100	377.31	6,829,311.00	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	55.34	4,648,560.00	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	68.98	10,209,040.00	
	FISERV INC	158,000	230.60	36,434,800.00	
	GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	105.63	7,341,285.00	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	166.47	3,229,518.00	
	MASTERCARD INC	225,700	564.76	127,466,332.00	
	PAYPAL HOLDINGS INC	264,700	77.97	20,638,659.00	
	TOAST INC-CLASS A	109,000	40.49	4,413,410.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	456,900	353.81	161,655,789.00	
	AFLAC INC	145,500	103.34	15,035,970.00	
	ALLSTATE CORP	72,300	187.63	13,565,649.00	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	123.28	2,465,600.00	
	AMERICAN INTL GROUP	178,000	74.34	13,232,520.00	
	AON PLC	52,900	386.99	20,471,771.00	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	103,400	88.20	9,119,880.00	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	68,100	321.50	21,894,150.00	
	ASSURANT INC	14,600	202.96	2,963,216.00	
	BROWN & BROWN INC	66,500	110.60	7,354,900.00	
	CHUBB LTD	105,500	264.52	27,906,860.00	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	136.97	5,643,164.00	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	388.95	2,683,755.00	
	EVEREST GROUP LTD	11,400	332.69	3,792,666.00	
	FNF GROUP	69,000	57.95	3,998,550.00	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES	80,700	111.98	9,036,786.00	
	LOEWS CORP	49,000	83.01	4,067,490.00	
	MARKEL GROUP INC	3,520	1,868.01	6,575,395.20	
	MARSH & MCLENNAN COS	135,000	228.83	30,892,050.00	
	METLIFE INC	163,000	81.70	13,317,100.00	

	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	85.65	5,207,520.00	
	PROGRESSIVE CO	160,600	262.60	42,173,560.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	98,900	111.56	11,033,284.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	62,900	238.30	14,989,070.00	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	320.40	8,875,080.00	
	WR BERKLEY CORP	83,000	60.35	5,009,050.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	171,100	388.00	66,386,800.00	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	100.01	4,160,416.00	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	84,000	171.16	14,377,440.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	133,000	90.70	12,063,100.00	
	EPAM SYSTEMS INC	15,400	266.12	4,098,248.00	
	GARTNER INC	21,200	514.67	10,911,004.00	
	GODADDY INC - CLASS A	37,800	182.19	6,886,782.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	252,300	261.28	65,920,944.00	
	MONGODB INC	20,700	289.63	5,995,341.00	
	OKTA INC	42,900	96.29	4,130,841.00	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	81,600	187.60	15,308,160.00	
	TWILIO INC - A	40,700	125.17	5,094,419.00	
	VERISIGN INC	23,700	229.24	5,432,988.00	
	WIX.COM LTD	14,100	223.70	3,154,170.00	
	ADOBE INC	120,600	460.16	55,495,296.00	
	ANSYS INC	24,000	338.93	8,134,320.00	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	56,300	510.13	28,720,319.00	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	264.78	1,906,416.00	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	44,200	313.10	13,839,020.00	
	AUTODESK INC.	58,200	302.72	17,618,304.00	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	47.25	1,890,000.00	
	CADENCE DESIGN SYS INC	74,700	295.19	22,050,693.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	222.09	5,485,623.00	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	63,500	451.74	28,685,490.00	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	413.31	4,877,058.00	
	DATADOG INC - CLASS A	76,400	131.01	10,009,164.00	
	DOCUSIGN INC	56,000	87.34	4,891,040.00	
	DYNATRACE INC	84,000	61.30	5,149,200.00	
	FAIR ISAAC CORP	6,720	1,799.19	12,090,556.80	

	FORTINET INC	179,100	111.64	19,994,724.00	
	GEN DIGITAL INC	154,000	27.72	4,268,880.00	
	HUBSPOT INC	13,500	811.95	10,961,325.00	
	INTUIT INC	76,900	587.38	45,169,522.00	
	MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	16,500	190.41	3,141,765.00	
	MICROSOFT CORP	1,929,900	408.43	788,229,057.00	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	49,500	337.73	16,717,635.00	
	MONDAY.COM LTD	10,100	318.50	3,216,850.00	
	NUTANIX INC - A	67,000	70.47	4,721,490.00	
	ORACLE CORPORATION	455,200	174.16	79,277,632.00	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	557,400	119.16	66,419,784.00	
	PALO ALTO NETWORKS INC	178,700	200.03	35,745,361.00	
	PTC INC	32,200	171.10	5,509,420.00	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	29,100	573.58	16,691,178.00	
	SALESFORCE INC	261,700	326.54	85,455,518.00	
	SAMSARA INC-CL A	62,000	58.96	3,655,520.00	
	SERVICENOW INC	56,440	986.63	55,685,397.20	
	SYNOPSYS INC	41,900	522.53	21,894,007.00	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	11,800	641.70	7,572,060.00	
	WORKDAY INC-CLASS A	57,800	258.05	14,915,290.00	
	ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	85.10	5,786,800.00	
	ZSCALER INC	24,500	212.70	5,211,150.00	
	ARISTA NETWORKS INC	290,600	106.87	31,056,422.00	
	CISCO SYSTEMS	1,093,000	64.87	70,902,910.00	
	F5 INC	15,300	310.18	4,745,754.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	89,000	36.55	3,252,950.00	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	45,900	438.14	20,110,626.00	
	APPLE INC	4,155,200	244.60	1,016,361,920.00	
	DELL TECHNOLOGIES-C	87,300	114.38	9,985,374.00	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	353,000	21.71	7,663,630.00	
	HP INC	257,000	33.64	8,645,480.00	
	NETAPP INC	54,500	119.06	6,488,770.00	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	67.80	5,559,600.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	58,000	101.47	5,885,260.00	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	142,000	47.91	6,803,220.00	
	WESTERN DIGITAL CORP	95,000	68.39	6,497,050.00	

	AMPHENOL CORP-CL A	328,000	68.88	22,592,640.00	
	CDW CORPORATION	35,400	189.39	6,704,406.00	
	CORNING INC	225,000	52.54	11,821,500.00	
	JABIL INC	31,000	169.65	5,259,150.00	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46,200	183.46	8,475,852.00	
	TE CONNECTIVITY PLC	81,700	152.77	12,481,309.00	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,500	489.73	6,121,625.00	
	TRIMBLE INC	68,000	74.29	5,051,720.00	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,600	318.36	4,329,696.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	443,600	113.10	50,171,160.00	
	ANALOG DEVICES INC	135,200	214.61	29,015,272.00	
	APPLIED MATERIALS	226,100	169.20	38,256,120.00	
	BROADCOM INC	1,213,100	233.04	282,700,824.00	
	ENPHASE ENERGY INC	35,100	63.94	2,244,294.00	
	ENTEGRIS INC	41,100	107.12	4,402,632.00	
	FIRST SOLAR INC	27,500	159.76	4,393,400.00	
	INTEL CORP	1,175,000	23.60	27,730,000.00	
	KLA CORP	36,500	750.74	27,402,010.00	
	LAM RESEARCH CORP	353,000	82.75	29,210,750.00	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	238,100	106.51	25,360,031.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	148,000	55.76	8,252,480.00	
	MICRON TECHNOLOGY	301,800	99.52	30,035,136.00	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	13,500	684.93	9,246,555.00	
	NVIDIA CORP	6,704,000	138.85	930,850,400.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	68,800	224.14	15,420,832.00	
	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	51.83	5,960,450.00	
	QORVO INC	24,800	76.16	1,888,768.00	
	QUALCOMM INC	305,300	172.23	52,581,819.00	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	65.93	2,914,106.00	
	TERADYNE INC	44,900	113.25	5,084,925.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	250,300	183.03	45,812,409.00	
	AT & T INC	1,965,000	25.87	50,834,550.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,154,000	40.99	47,302,460.00	
	T-MOBILE US INC	144,100	270.81	39,024,441.50	
	ALLIANT ENERGY CORP	72,000	61.33	4,415,760.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	144,500	101.83	14,714,435.00	

CONSTELLATION ENERGY	85,200	317.30	27,033,960.00	
DUKE ENERGY CORP	212,300	111.60	23,692,680.00	
EDISON INTERNATIONAL	106,000	50.06	5,306,360.00	
ENTERGY CORP	118,000	82.49	9,733,820.00	
EVERGY INC	63,000	66.66	4,199,580.00	
EVERSOURCE ENERGY	99,000	61.54	6,092,460.00	
EXELON CORPORATION	275,000	42.85	11,783,750.00	
FIRSTENERGY CORP	149,000	40.00	5,960,000.00	
NEXTERA ENERGY INC	564,000	68.06	38,385,840.00	
NRG ENERGY INC	55,000	107.60	5,918,000.00	
PG&E CORP	559,000	15.29	8,547,110.00	
PPL CORPORATION	206,000	33.73	6,948,380.00	
SOUTHERN CO.	298,000	85.58	25,502,840.00	
XCEL ENERGY INC	153,000	68.61	10,497,330.00	
ATMOS ENERGY CORP	41,400	146.51	6,065,514.00	
AMEREN CORPORATION	73,000	98.07	7,159,110.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	174,000	33.41	5,813,340.00	
CMS ENERGY CORP	83,000	68.81	5,711,230.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	92,700	94.92	8,799,084.00	
DOMINION ENERGY INC	232,000	55.59	12,896,880.00	
DTE ENERGY COMPANY	57,800	129.04	7,458,512.00	
NISOURCE INC	124,000	39.68	4,920,320.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	135,000	83.70	11,299,500.00	
SEMPRA	173,000	84.10	14,549,300.00	
WEC ENERGY GROUP INC	86,500	102.97	8,906,905.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	52,900	125.66	6,647,414.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	35.20	2,323,200.00	
ALLY FINANCIAL INC	73,000	38.38	2,801,740.00	
AMERICAN EXPRESS CO	155,900	311.04	48,491,136.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	105,100	202.16	21,247,016.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	69,400	195.97	13,600,318.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	65.21	6,847,050.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	27,100	545.93	14,794,703.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	51,800	186.18	9,644,124.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	203,000	87.84	17,831,520.00	
BLACKROCK INC	40,630	973.92	39,570,369.60	

	BLACKSTONE INC	197,700	164.84	32,588,868.00	
	CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	51.77	3,365,050.00	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	202.33	5,564,075.00	
	CME GROUP INC	98,200	245.48	24,106,136.00	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	52,700	274.31	14,456,137.00	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	456.09	4,788,945.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.53	1,539,750.00	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	121.82	2,070,940.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP	86,500	660.55	57,137,575.00	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	156,500	166.71	26,090,115.00	
	KKR & CO INC-A	170,800	140.56	24,007,648.00	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	373.98	7,554,396.00	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	193.49	1,896,202.00	
	MOODYS CORP	45,100	522.84	23,580,084.00	
	MORGAN STANLEY	332,700	138.95	46,228,665.00	
	MSCI INC	21,200	572.63	12,139,756.00	
	NASDAQ INC	116,000	80.91	9,385,560.00	
	NORTHERN TRUST CORP	55,600	110.77	6,158,812.00	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	54,400	159.84	8,695,296.00	
	ROBINHOOD MARKETS INC -A	146,000	65.28	9,530,880.00	
	S&P GLOBAL INC	87,800	539.69	47,384,782.00	
	SCHWAB(CHARLES)CORP	472,000	80.34	37,920,480.00	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	82.28	2,632,960.00	
	STATE STREET CORP	78,800	99.16	7,813,808.00	
	T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	107.17	6,515,936.00	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	127.03	3,849,009.00	
	AES CORP	195,000	9.93	1,936,350.00	
	VISTRA CORP	93,900	167.66	15,743,274.00	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	41,200	234.00	9,640,800.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	79,600	134.67	10,719,732.00	
	AVANTOR INC	185,000	17.87	3,305,950.00	
	BIO TECHNE CORP	42,000	65.94	2,769,480.00	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	277.16	1,413,516.00	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	14,300	151.99	2,173,457.00	
	DANAHER CORP	178,400	206.30	36,803,920.00	
	ILLUMINA INC	41,800	100.24	4,190,032.00	

	IQVIA HOLDINGS INC	49,200	193.44	9,517,248.00	
	METTLER-TOLEDO INTL	5,740	1,271.91	7,300,763.40	
	REVVITY INC	32,500	112.26	3,648,450.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	104,700	531.85	55,684,695.00	
	WATERS CORP	15,700	369.73	5,804,761.00	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	214.73	4,165,762.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	111,900	308.15	34,481,985.00	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	117.73	4,132,323.00	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	31,200	240.33	7,498,296.00	
	DAYFORCE INC	44,000	66.42	2,922,480.00	
	EQUIFAX INC	33,100	249.50	8,258,450.00	
	JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	128.88	4,317,480.00	
	LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	132.26	4,562,970.00	
	PAYCHEX INC	89,500	147.25	13,178,875.00	
	PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	209.22	2,929,080.00	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	88.66	5,230,940.00	
	TRUNSUNION	53,100	99.74	5,296,194.00	
	VERISK ANALYTICS INC	38,200	293.48	11,210,936.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	25,800	360.27	9,294,966.00	
	COMCAST CORP-CL A	1,060,000	35.39	37,513,400.00	
	FOX CORP-CLASS A	61,000	55.63	3,393,430.00	
	FOX CORP-CLASS B	39,000	52.39	2,043,210.00	
	INTERPUBRIC GROUP	104,000	27.05	2,813,200.00	
	NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	30.21	3,292,890.00	
	OMNICOM GROUP	52,100	82.17	4,281,057.00	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	121,700	80.16	9,755,472.00	
	DISNEY (WALT) CO	496,900	110.38	54,847,822.00	
	ELECTRONIC ARTS	67,100	129.40	8,682,740.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	98.50	5,516,000.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	153.76	6,796,192.00	
	NETFLIX INC	117,420	1,058.60	124,300,812.00	
	ROBLOX CORP -CLASS A	132,000	66.75	8,811,000.00	
	ROKU INC	35,000	99.07	3,467,450.00	
	SEA LTD-ADR	100,200	134.95	13,521,990.00	
	SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	41,800	638.18	26,675,924.00	

		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	48,600	208.76	10,145,736.00	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	631,000	10.34	6,524,540.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,601,800	185.23	296,701,414.00	
		ALPHABET INC-CL C	1,374,300	186.87	256,815,441.00	
		MATCH GROUP INC	68,000	34.69	2,358,920.00	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	597,400	736.67	440,086,658.00	
		PINTEREST INC- CLASS A	164,000	38.87	6,374,680.00	
		SNAP INC-A	295,000	10.85	3,200,750.00	
		CBRE GROUP INC	82,900	143.73	11,915,217.00	
		COSTAR GROUP INC	110,000	74.06	8,146,600.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	4.49	1,526,600.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	41,000	79.97	3,278,770.00	
	小計	銘柄数：569			14,494,814,597.10 (2,198,428,529,942) 77.6%	
		組入時価比率：75.4%				
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	26.61	4,310,820.00	
		CAMECO CORP	119,000	66.88	7,958,720.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	583,000	42.67	24,876,610.00	
		CENOVUS ENERGY INC	369,000	21.68	7,999,920.00	
		ENBRIDGE INC	593,000	61.08	36,220,440.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	98.25	4,716,000.00	
		KEYERA CORP	68,000	42.05	2,859,400.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	22.98	1,539,660.00	
		PARKLAND CORP	36,000	38.41	1,382,760.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	163,000	51.36	8,371,680.00	
		SUNCOR ENERGY INC	344,000	56.05	19,281,200.00	
		TC ENERGY CORP	287,000	65.14	18,695,180.00	
		TOURMALINE OIL CORP	98,000	67.58	6,622,840.00	
		NUTRIEN LTD	138,000	72.15	9,956,700.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	69.91	2,936,220.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	137,000	135.79	18,603,230.00	
		BARRICK GOLD	471,000	25.43	11,977,530.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.56	3,618,600.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	53,300	196.12	10,453,196.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	16.66	3,148,740.00	

	KINROSS GOLD CORP	332,000	15.99	5,308,680.00	
	LUNDIN MINING CORP	220,000	12.33	2,712,600.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	34.63	3,324,480.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	61.08	7,512,840.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	122,000	95.71	11,676,620.00	
	WEST FRASER TIMBER	14,200	113.01	1,604,742.00	
	CAE INC	92,000	37.99	3,495,080.00	
	STANTEC INC	29,100	109.56	3,188,196.00	
	WSP GLOBAL INC	34,800	249.23	8,673,204.00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	121.10	2,748,970.00	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.62	3,205,440.00	
	GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	65.99	4,091,380.00	
	RB GLOBAL INC	51,100	136.43	6,971,573.00	
	AIR CANADA	43,000	17.75	763,250.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	146,400	144.04	21,087,456.00	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	255,000	109.88	28,019,400.00	
	TFI INTERNATIONAL INC	20,900	182.50	3,814,250.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	53.61	4,181,580.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	72.20	3,104,600.00	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	85,000	91.45	7,773,250.00	
	CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	143.99	2,044,658.00	
	DOLLARAMA INC	75,800	139.48	10,572,584.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	205,000	72.35	14,831,750.00	
	EMPIRE CO LTD A	39,000	42.35	1,651,650.00	
	LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	178.36	7,259,252.00	
	METRO INC/CN	58,000	91.43	5,302,940.00	
	WESTON(GEORGE)LTD	15,200	222.17	3,376,984.00	
	SAPUTO INC	70,000	24.33	1,703,100.00	
	BANK OF MONTREAL	200,800	143.21	28,756,568.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	335,000	72.59	24,317,650.00	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	258,000	88.01	22,706,580.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	106,900	126.23	13,493,987.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	387,900	168.67	65,427,093.00	
	TORONTO DOMINION BANK	476,000	84.64	40,288,640.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,070.19	11,924,294.40	

		GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	51.59	3,766,070.00	
		IA FINANCIAL CORP INC	24,100	130.32	3,140,712.00	
		INTACT FINANCIAL CORP	49,500	288.21	14,266,395.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	481,000	42.07	20,235,670.00	
		POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	47.62	7,238,240.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	157,000	78.20	12,277,400.00	
		CGI INC	56,900	170.71	9,713,399.00	
		SHOPIFY INC - CLASS A	332,600	181.92	60,506,592.00	
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,500	4,934.84	27,141,620.00	
		DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	165.19	3,948,041.00	
		OPEN TEXT CORP	70,000	40.25	2,817,500.00	
		BCE INC	20,000	33.78	675,600.00	
		QUEBECOR INC-CL B	47,000	32.57	1,530,790.00	
		TELUS CORP	118,600	21.80	2,585,480.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	39.75	4,094,250.00	
		EMERA INC	76,000	56.53	4,296,280.00	
		FORTIS INC	132,000	63.64	8,400,480.00	
		HYDRO ONE LTD	88,000	44.97	3,957,360.00	
		ALTAGAS LTD	84,000	34.50	2,898,000.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	33.89	1,321,710.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	84.78	8,478,000.00	
		BROOKFIELD CORP	376,000	86.25	32,430,000.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	44.95	943,950.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	110.18	1,862,042.00	
		TMX GROUP LTD	76,000	50.63	3,847,880.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	39.29	1,493,020.00	
		THOMSON REUTERS CORP	42,100	246.24	10,366,704.00	
		FIRSTSERVICE CORP	11,800	248.65	2,934,070.00	
	小計	銘柄数：83			849,612,022.40	
					(90,789,540,713)	
		組入時価比率：3.1%			3.2%	
	ユーロ	TENARIS SA	109,000	18.76	2,044,840.00	
		ENI SPA	633,000	14.07	8,910,108.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	15.54	1,880,340.00	
		NESTE OYJ	116,000	9.65	1,119,864.00	
		OMV AG	38,000	40.80	1,550,400.00	

	REPSOL SA	314,000	12.12	3,805,680.00	
	TOTALENERGIES SE	592,000	58.90	34,868,800.00	
	AIR LIQUIDE SA	157,500	174.00	27,405,000.00	
	AKZO NOBEL	48,000	59.84	2,872,320.00	
	ARKEMA	16,800	83.30	1,399,440.00	
	BASF SE	247,000	50.87	12,564,890.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	59.20	3,078,400.00	
	DSM-FIRMENICH AG	52,300	106.05	5,546,415.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	19.69	1,457,430.00	
	SYENSQO SA	19,300	83.46	1,610,778.00	
	SYMRISE AG	36,100	98.82	3,567,402.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	36,700	147.55	5,415,085.00	
	ARCELORMITTAL	128,000	27.87	3,567,360.00	
	STORA ENSO OYJ-R	163,000	11.20	1,826,415.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	150,000	29.74	4,461,000.00	
	AIRBUS SE	161,800	170.50	27,586,900.00	
	DASSAULT AVIATION SA	4,700	233.00	1,095,100.00	
	LEONARDO SPA	115,000	34.26	3,939,900.00	
	MTU AERO ENGINES AG	14,600	342.00	4,993,200.00	
	RHEINMETALL AG	12,000	931.60	11,179,200.00	
	SAFRAN SA	99,800	252.10	25,159,580.00	
	THALES SA	25,000	178.30	4,457,500.00	
	COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	125,000	97.56	12,195,000.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	40,000	69.00	2,760,000.00	
	ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	47,792	51.00	2,437,392.00	
	BOUYGUES	49,000	32.38	1,586,620.00	
	EIFFAGE SA	22,000	90.76	1,996,720.00	
	FERROVIAL SE	126,743	43.18	5,472,762.74	
	VINCI	136,900	109.20	14,949,480.00	
	LEGRAND SA	70,500	107.60	7,585,800.00	
	PRYSMIAN SPA	79,000	68.98	5,449,420.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	150,000	245.95	36,892,500.00	
	SIEMENS ENERGY AG	172,000	63.60	10,939,200.00	
	SIEMENS AG	208,400	227.00	47,306,800.00	
	ALSTOM	99,000	20.59	2,038,410.00	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133,000	42.93	5,709,690.00	

	GEA GROUP AG	41,000	53.90	2,209,900.00	
	KNORR-BREMSE AG	18,600	80.75	1,501,950.00	
	KONE OYJ	92,000	53.32	4,905,440.00	
	METSO CORPORATION	163,000	10.86	1,770,180.00	
	RATIONAL AG	1,360	862.50	1,173,000.00	
	WARTSILA OYJ	132,000	18.31	2,416,920.00	
	BRENNTAG SE	34,100	64.34	2,193,994.00	
	IMCD NV	14,600	150.55	2,198,030.00	
	REXEL SA	65,000	26.55	1,725,750.00	
	DHL GROUP	280,000	36.86	10,320,800.00	
	INPOST SA	57,000	17.14	976,980.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	6.74	1,282,120.00	
	ADP	9,000	117.30	1,055,700.00	
	AENA SME SA	20,500	219.00	4,489,500.00	
	GETLINK	87,000	15.90	1,383,735.00	
	CONTINENTAL AG	31,000	69.88	2,166,280.00	
	MICHELIN (CGDE)	179,000	33.60	6,014,400.00	
	BAYER MOTOREN WERK	81,000	84.08	6,810,480.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	78.80	1,182,000.00	
	DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	57.84	1,850,880.00	
	FERRARI NV	34,200	487.90	16,686,180.00	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	61.50	12,546,000.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	38.06	1,560,460.00	
	RENAULT SA	52,000	52.36	2,722,720.00	
	STELLANTIS NV	524,000	13.43	7,038,368.00	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	56,900	100.40	5,712,760.00	
	SEB SA	5,400	91.00	491,400.00	
	ADIDAS AG	44,800	259.80	11,639,040.00	
	HERMES INTERNATIONAL	8,640	2,809.00	24,269,760.00	
	KERING SA	20,900	280.10	5,854,090.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	75,400	701.50	52,893,100.00	
	MONCLER SPA	65,000	65.66	4,267,900.00	
	PUMA SE	30,000	29.72	891,600.00	
	ACCOR SA	54,000	50.14	2,707,560.00	
	AMADEUS IT GROUP SA	122,000	71.94	8,776,680.00	

	DELIVERY HERO SE	47,000	32.35	1,520,450.00	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	37.14	891,360.00	
	SODEXO	23,500	72.90	1,713,150.00	
	D'IETEREN GROUP	5,400	162.30	876,420.00	
	PROSUS NV	375,000	44.49	16,685,625.00	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	301,000	55.08	16,579,080.00	
	ZALANDO SE	60,000	39.86	2,391,600.00	
	CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.97	1,997,710.00	
	JERONIMO MARTINS	82,000	19.67	1,612,940.00	
	KESKO OYJ-B SHS	70,000	17.94	1,256,150.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	258,000	34.30	8,849,400.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	246,000	50.72	12,477,120.00	
	DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.34	844,668.00	
	HEINEKEN HOLDING NV	35,000	68.85	2,409,750.00	
	HEINEKEN NV	79,000	79.06	6,245,740.00	
	PERNOD RICARD SA	56,200	99.72	5,604,264.00	
	DANONE	179,000	68.02	12,175,580.00	
	JDE PEET'S BV	31,000	16.98	526,380.00	
	KERRY GROUP PLC-A	41,900	98.40	4,122,960.00	
	LOTUS BAKERIES	110	9,260.00	1,018,600.00	
	HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.40	1,964,160.00	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	84.92	4,076,160.00	
	BEIERSDORF AG	26,400	127.20	3,358,080.00	
	LOREAL-ORD	65,500	343.00	22,466,500.00	
	BIOMERIEUX	11,000	115.50	1,270,500.00	
	CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	55.10	595,080.00	
	DIASORIN ITALIA SPA	6,000	100.55	603,300.00	
	ESSILORLUXOTTICA	81,800	294.10	24,057,380.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	216,352	27.00	5,841,504.00	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	57.42	4,421,340.00	
	AMPLIFON SPA	30,000	26.29	788,700.00	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	45.13	2,617,540.00	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	118,000	37.27	4,397,860.00	
	ARGENX SE	16,300	614.60	10,017,980.00	
	GRIFOLS SA	89,000	9.45	841,406.00	
	BAYER AG-REG	275,000	21.39	5,883,625.00	

	IPSEN	9,000	111.80	1,006,200.00	
	MERCK KGAA	35,200	135.45	4,767,840.00	
	ORION OYJ	30,000	51.84	1,555,200.00	
	RECORDATI SPA	29,000	59.75	1,732,750.00	
	SANOFI	313,400	104.04	32,606,136.00	
	UCB SA	35,300	182.25	6,433,425.00	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	16.91	2,029,800.00	
	AIB GROUP PLC	580,000	6.17	3,581,500.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,587,000	12.19	19,353,465.00	
	BANCO BPM SPA	340,000	8.81	2,996,080.00	
	BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.48	3,802,050.00	
	BANCO SANTANDER SA	4,230,000	5.81	24,576,300.00	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	9.77	2,590,640.00	
	BNP PARIBAS	278,000	69.83	19,412,740.00	
	BPER BANCA	290,000	6.61	1,917,480.00	
	CAIXABANK	1,120,000	6.38	7,145,600.00	
	COMMERZBANK AG	253,000	19.47	4,925,910.00	
	CREDIT AGRICOLE SA	289,000	15.33	4,431,815.00	
	ERSTE GROUP BANK AG	94,000	67.50	6,345,000.00	
	FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	18.00	2,826,000.00	
	ING GROEP NV	896,000	16.38	14,681,856.00	
	INTESA SANPAOLO	4,000,000	4.46	17,876,000.00	
	KBC GROEP NV	64,000	82.00	5,248,000.00	
	MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	16.66	2,349,765.00	
	NORDEA BANK ABP	860,000	12.13	10,431,800.00	
	SOCIETE GENERALE	197,000	36.99	7,288,015.00	
	UNICREDIT SPA	399,000	47.61	18,996,390.00	
	ADYEN NV	5,840	1,841.20	10,752,608.00	
	EDENRED	68,000	33.77	2,296,360.00	
	EURAZEO SE	10,700	80.40	860,280.00	
	EXOR NV	27,500	96.45	2,652,375.00	
	GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	68.45	1,464,830.00	
	NEXI SPA	180,000	4.78	861,300.00	
	SOFINA SA	3,700	234.00	865,800.00	
	AEGON LTD	390,000	6.35	2,476,500.00	

	AGEAS	43,000	50.45	2,169,350.00	
	ALLIANZ SE-REG	106,600	327.40	34,900,840.00	
	ASR NEDERLAND NV	43,000	48.28	2,076,040.00	
	AXA SA	481,000	37.59	18,080,790.00	
	GENERALI	262,000	32.28	8,457,360.00	
	HANNOVER RUECK SE	16,300	254.90	4,154,870.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	36,800	532.80	19,607,040.00	
	NN GROUP NV	73,000	45.00	3,285,000.00	
	POSTE ITALIANE SPA	120,000	14.83	1,779,600.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	680,000	8.04	5,471,280.00	
	TALANX AG	17,700	86.50	1,531,050.00	
	UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	14.30	1,673,100.00	
	BECHTLE AG	20,000	34.46	689,200.00	
	CAPGEMINI SA	43,000	185.45	7,974,350.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	180,000	40.40	7,272,000.00	
	NEMETSCHEK SE	16,900	123.80	2,092,220.00	
	SAP SE	285,900	280.10	80,080,590.00	
	NOKIA OYJ	1,450,000	4.79	6,952,025.00	
	ASM INTERNATIONAL NV	13,100	577.40	7,563,940.00	
	ASML HOLDING NV	109,400	727.80	79,621,320.00	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	21,700	119.05	2,583,385.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	355,000	37.92	13,461,600.00	
	STMICROELECTRONICS NV	193,000	23.21	4,480,495.00	
	CELLNEX TELECOM SA	148,000	31.24	4,623,520.00	
	DEUTSCHE TELEKOM-REG	950,000	34.04	32,338,000.00	
	ELISA OYJ	42,000	43.04	1,807,680.00	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.49	920,530.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.46	3,535,320.00	
	ORANGE SA	515,000	10.93	5,628,950.00	
	TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.27	737,640.00	
	TELEFONICA SA	1,070,000	4.14	4,434,080.00	
	ACCIONA S.A.	5,800	109.50	635,100.00	
	ELIA GROUP SA/NV	8,726	63.85	557,155.10	
	ENDESA S.A.	91,000	21.47	1,953,770.00	
	ENEL SPA	2,240,000	6.83	15,308,160.00	
	ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	2.90	2,325,600.00	

		FORTUM OYJ	119,000	14.45	1,719,550.00	
		IBERDROLA SA	1,677,000	13.36	22,413,105.00	
		REDEIA CORP SA	107,000	16.53	1,768,710.00	
		TERNA SPA	365,000	7.81	2,852,110.00	
		VERBUND AG	16,900	70.55	1,192,295.00	
		SNAM SPA	510,000	4.42	2,254,710.00	
		E.ON SE	621,000	11.52	7,157,025.00	
		ENGIE	499,000	15.59	7,779,410.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	194,000	27.71	5,375,740.00	
		AMUNDI SA	17,000	69.25	1,177,250.00	
		CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	23.20	1,322,400.00	
		DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	19.69	10,101,996.00	
		DEUTSCHE BOERSE AG	50,800	245.20	12,456,160.00	
		EURONEXT NV	21,200	117.60	2,493,120.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	8.63	759,370.53	
		RWE AG	176,000	28.47	5,010,720.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	49.64	1,737,400.00	
		QIAGEN N.V.	55,416	38.26	2,120,493.24	
		SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	244.90	1,763,280.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	208.60	1,773,100.00	
		BUREAU VERITAS SA	82,000	31.04	2,545,280.00	
		RANDSTAD NV	32,000	38.40	1,228,800.00	
		TELEPERFORMANCE	13,300	100.80	1,340,640.00	
		WOLTERS KLUWER	65,400	178.30	11,660,820.00	
		PUBLICIS GROUPE	61,200	106.15	6,496,380.00	
		BOLLORE SE	210,000	5.83	1,225,350.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	100.40	1,566,240.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	28.73	6,349,330.00	
		SCOUT24 SE	22,000	95.40	2,098,800.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	77.28	1,545,600.00	
		VONOVIA SE	198,000	29.09	5,759,820.00	
	小計	銘柄数：214			1,552,314,625.61	
					(246,616,224,570)	
		組入時価比率：8.5%			8.8%	
	英ポンド	BP PLC	4,410,000	4.62	20,407,275.00	
		SHELL PLC-NEW	1,700,000	26.87	45,679,000.00	

	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	32.00	1,120,000.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	343,000	24.73	8,484,105.00	
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	18.36	1,836,000.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	17.45	924,850.00	
	GLENCORE PLC	2,870,000	3.50	10,056,480.00	
	RIO TINTO PLC-REG	310,000	50.85	15,763,500.00	
	MONDI PLC	115,727	13.19	1,527,017.76	
	BAE SYSTEMS PLC	816,000	13.38	10,918,080.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	6.43	2,187,560.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,300,000	6.35	14,614,200.00	
	DCC PLC	25,000	54.25	1,356,250.00	
	SMITHS GROUP PLC	93,000	21.04	1,956,720.00	
	SPIRAX GROUP PLC	18,900	78.35	1,480,815.00	
	ASHTEAD GROUP PLC	121,000	51.12	6,185,520.00	
	BUNZLE	91,000	34.40	3,130,400.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	4.23	2,882,520.00	
	BARRATT REDROW PLC	360,000	4.47	1,612,440.00	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS	27,982	37.74	1,056,040.68	
	PERSIMMON PLC	91,000	12.33	1,122,030.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.15	1,132,390.00	
	COMPASS GROUP PLC	468,000	28.43	13,305,240.00	
	ENTAIN PLC	162,000	7.64	1,238,328.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	42,500	106.95	4,545,375.00	
	WHITBREAD PLC	46,000	26.78	1,231,880.00	
	NEXT PLC	33,800	101.45	3,429,010.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.85	523,624.00	
	KINGFISHER PLC	520,000	2.56	1,333,280.00	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.58	2,079,300.00	
	SAINSBURY	520,000	2.61	1,359,280.00	
	TESCO PLC	1,900,000	3.97	7,543,000.00	
	COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	32.62	2,055,060.00	
	DIAGEO PLC	608,000	21.51	13,081,120.00	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	19.35	1,702,800.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	548,000	30.25	16,577,000.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	27.80	6,032,600.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	190,000	53.24	10,115,600.00	

HALEON PLC	2,330,000	3.94	9,180,200.00	
UNILEVER PLC	681,000	43.80	29,827,800.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.31	2,475,600.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	424,600	117.14	49,737,644.00	
GSK PLC	1,132,000	14.19	16,068,740.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	23.18	1,112,640.00	
BARCLAYS PLC	3,980,000	3.04	12,115,120.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,988,000	8.81	43,959,244.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,800,000	0.62	10,570,560.00	
NATWEST GROUP PLC	1,920,000	4.39	8,428,800.00	
STANDARD CHARTERED PLC	585,000	11.25	6,581,250.00	
M&G PLC	590,000	2.12	1,255,520.00	
WISE PLC - A	189,000	10.91	2,061,990.00	
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	28.59	1,972,710.00	
AVIVA PLC	760,000	5.10	3,882,080.00	
LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.41	3,917,160.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.04	857,650.00	
PRUDENTIAL PLC	735,000	7.30	5,366,970.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	279,000	13.24	3,695,355.00	
HALMA PLC	100,000	29.49	2,949,000.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.51	2,546,040.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.65	3,951,368.00	
SSE PLC	307,000	14.97	4,595,790.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.36	1,949,805.00	
NATIONAL GRID PLC	1,324,000	9.55	12,649,496.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	24.73	1,854,750.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	9.90	1,881,760.00	
3I GROUP PLC	267,000	41.31	11,029,770.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	103,000	11.00	1,133,000.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	129,400	117.25	15,172,150.00	
SCHRODERS PLC	189,176	3.84	727,949.24	
PEARSON	164,000	13.55	2,222,200.00	
EXPERIAN PLC	254,000	39.44	10,017,760.00	
INTERTEK GROUP PLC	43,000	53.00	2,279,000.00	
RELX PLC	512,000	40.48	20,725,760.00	

		INFORMA PLC	360,000	8.96	3,225,600.00	
		WPP PLC	287,000	7.75	2,224,824.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.85	1,971,354.00	
	小計	銘柄数：77 組入時価比率：3.7%			557,760,099.68 (106,699,507,068) 3.8%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	10.84	574,520.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	651.50	1,283,455.00	
		GIVAUDAN-REG	2,540	4,042.00	10,266,680.00	
		SIKA AG-REG	41,900	240.20	10,064,380.00	
		HOLCIM LTD	141,500	99.34	14,056,610.00	
		SIG GROUP AG	88,000	20.42	1,796,960.00	
		GEBERIT AG-REG	9,300	536.00	4,984,800.00	
		ABB LTD	435,000	51.86	22,559,100.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	262.50	1,548,750.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	273.60	3,091,680.00	
		VAT GROUP AG	7,200	356.80	2,568,960.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	209.70	2,726,100.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	146,500	182.90	26,794,850.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	169.95	1,427,580.00	
		AVOLTA AG	22,000	42.04	924,880.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	1,039.00	997,440.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	10,720.00	2,926,560.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	104,200.00	2,917,600.00	
		NESTLE SA-REG	718,000	82.42	59,177,560.00	
		ALCON INC	137,000	81.68	11,190,160.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	13,400	299.00	4,006,600.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	128.85	4,033,005.00	
		GALDERMA GROUP AG	22,200	114.50	2,541,900.00	
		NOVARTIS AG-REG	540,000	95.74	51,699,600.00	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	192,400	294.30	56,623,320.00	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	316.20	2,624,460.00	
		SANDOZ GROUP AG	115,000	42.94	4,938,100.00	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	94.40	849,600.00	
		BALOISE HOLDING AG	11,300	168.80	1,907,440.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	161.00	1,593,900.00	

		SWISS LIFE HOLDING AG	7,800	773.00	6,029,400.00	
		SWISS RE LTD	83,400	140.90	11,751,060.00	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	40,200	567.80	22,825,560.00	
		TEMENOS AG-REG	16,400	78.80	1,292,320.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	94.18	3,814,290.00	
		SWISSCOM AG-REG	7,000	495.80	3,470,600.00	
		BKW AG	6,200	152.60	946,120.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	59.50	3,213,000.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,250	1,420.50	8,878,125.00	
		UBS GROUP AG	903,000	30.43	27,478,290.00	
		BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	58.10	458,990.00	
		LONZA AG-REG	19,600	601.80	11,795,280.00	
		ADECCO GROUP AG-REG	46,000	22.02	1,012,920.00	
		SGS SA-REG	41,500	96.72	4,013,880.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	20,000	107.60	2,152,000.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：2.4%			421,828,385.00 (70,968,407,492) 2.5%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	76,000	388.40	29,518,400.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	433.80	10,411,200.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	153.00	23,868,000.00	
		SAAB AB-B	84,800	284.15	24,095,920.00	
		ASSA ABLOY AB-B	279,000	332.60	92,795,400.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	42.77	19,246,500.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	257.70	23,966,100.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	306.70	13,188,100.00	
		LIFCO AB-B SHS	62,000	396.80	24,601,600.00	
		ALFA LAVAL AB	76,000	471.50	35,834,000.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	743,000	187.65	139,423,950.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	433,000	163.95	70,990,350.00	
		EPIROC AB - A	181,000	216.90	39,258,900.00	
		EPIROC AB - B	103,000	191.50	19,724,500.00	
		INDUTRADE AB	74,000	325.60	24,094,400.00	
		SANDVIK AB	297,000	238.50	70,834,500.00	
		SKF AB-B SHARES	88,000	234.90	20,671,200.00	

		TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	430.80	23,263,200.00	
		VOLVO AB-A SHS	50,000	331.20	16,560,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	433,000	331.10	143,366,300.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	68,000	345.20	23,473,600.00	
		BEIJER REF AB	113,000	170.40	19,255,200.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	156.80	21,772,777.60	
		EVOLUTION AB	47,800	848.80	40,572,640.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	150.45	23,319,750.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	285.30	46,789,200.00	
		GETINGE AB-B SHS	70,000	212.30	14,861,000.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	316.00	15,845,188.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	428,000	168.10	71,946,800.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	132.05	52,687,950.00	
		SWEDBANK AB	226,000	257.00	58,082,000.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	409.60	12,697,600.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	408.70	16,348,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	478,000	324.05	154,895,900.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	555.50	11,110,000.00	
		ERICSSON LM-B	760,000	85.12	64,691,200.00	
		HEXAGON AB-B SHS	557,000	129.85	72,326,450.00	
		TELIA CO AB	680,000	33.87	23,031,600.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	123.10	17,972,600.00	
		EQT AB	101,000	367.80	37,147,800.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	78.34	14,101,200.00	
		SAGAX AB-B	62,000	233.80	14,495,600.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：0.8%			1,693,136,575.60 (24,008,676,642) 0.8%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	237.10	19,442,200.00	
		EQUINOR ASA	225,000	252.65	56,846,250.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	327.20	15,378,400.00	
		NORSK HYDRO	400,000	67.52	27,008,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,230.00	29,643,000.00	
		MOWI ASA	124,000	221.00	27,404,000.00	
		ORKLA ASA	180,000	108.00	19,440,000.00	

		SALMAR ASA	21,000	589.00	12,369,000.00	
		DNB BANK ASA	241,000	242.80	58,514,800.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	230.00	11,960,000.00	
		TELENOR ASA	165,000	138.60	22,869,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.1%			300,874,650.00 (4,106,938,972) 0.1%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	407.50	38,311,520.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,846.00	7,399,600.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	273,000	96.82	26,431,860.00	
		DSV A/S	56,100	1,454.00	81,569,400.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,730.00	8,445,600.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,000.00	14,640,000.00	
		PANDORA A/S	22,000	1,257.50	27,665,000.00	
		CARLSBERG B	27,400	845.20	23,158,480.00	
		COLOPLAST-B	34,300	793.80	27,227,340.00	
		DEMANT A/S	25,000	268.20	6,705,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,509.50	25,510,550.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	772.00	12,969,600.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	882,000	569.40	502,210,800.00	
		DANSKE BANK AS	189,000	232.00	43,848,000.00	
		TRYG A/S	94,000	150.50	14,147,000.00	
		ORSTED A/S	49,000	298.40	14,621,600.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.6%			874,861,350.00 (18,634,546,755) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	6.90	6,141,000.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	528,000	23.84	12,587,520.00	
		ORICA LTD	127,000	17.15	2,178,050.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	50.97	5,912,520.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,392,000	40.80	56,793,600.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	25.25	3,080,500.00	
		FORTESCUE LTD	471,000	19.41	9,142,110.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	42,000	32.48	1,364,160.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	17.91	5,677,470.00	
		RIO TINTO LTD	103,000	120.94	12,456,820.00	

SOUTH32 LTD	1,250,000	3.69	4,612,500.00	
REECE LTD	65,000	22.27	1,447,550.00	
SGH LTD	55,000	54.45	2,994,750.00	
BRAMBLES LTD	374,000	19.41	7,259,340.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	9.20	2,024,000.00	
TRANSURBAN GROUP	860,000	13.43	11,549,800.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	152,000	78.32	11,904,640.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	4.97	3,131,100.00	
WESFARMERS LIMITED	308,000	79.11	24,365,880.00	
COLES GROUP LTD	372,000	19.78	7,358,160.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.43	1,860,600.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	329,000	30.88	10,159,520.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	10.91	2,203,820.00	
COCHLEAR LTD	18,300	275.00	5,032,500.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	35.20	1,689,600.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	28.99	3,710,720.00	
CSL LIMITED	132,000	258.30	34,095,600.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	815,000	31.16	25,395,400.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	458,700	164.97	75,671,739.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	839,000	40.52	33,996,280.00	
WESTPAC BANKING CORP	939,000	33.30	31,268,700.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	34.10	1,943,700.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	7.59	5,009,400.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.95	2,725,500.00	
QBE INSURANCE	407,000	20.11	8,184,770.00	
SUNCORP GROUP LTD	289,374	18.50	5,353,419.00	
WISETECH GLOBAL LTD	49,000	123.71	6,061,790.00	
XERO LIMITED	41,000	184.99	7,584,590.00	
TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	3.88	4,384,400.00	
ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.60	4,770,000.00	
APA GROUP	350,000	6.72	2,352,000.00	
ASX LTD	53,000	68.24	3,616,720.00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	100,000	237.11	23,711,000.00	
PRO MEDICUS LTD	16,300	282.52	4,605,076.00	
COMPUTERSHARE LTD	151,000	42.94	6,483,940.00	
CAR GROUP LTD	108,000	38.25	4,131,000.00	

		REA GROUP LTD	14,500	267.65	3,880,925.00	
		SEEK LTD	87,000	24.23	2,108,010.00	
	小計	銘柄数：48			513,972,189.00	
					(49,485,242,356)	
		組入時価比率：1.7%			1.7%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	8.55	4,104,000.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	35.78	5,724,800.00	
		INFRATIL LTD	240,000	10.97	2,634,000.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.49	1,233,100.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	6.06	2,181,600.00	
	小計	銘柄数：5			15,877,500.00	
					(1,378,960,875)	
		組入時価比率：0.0%			0.0%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	39.45	28,800,078.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	65.80	6,843,200.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	106.00	38,796,000.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	18.06	6,862,800.00	
		MTR CORP	390,000	25.10	9,789,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	30.05	17,729,500.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	17.24	11,447,360.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.88	12,346,859.28	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	27.05	27,591,000.00	
		HANG SENG BANK	216,000	105.00	22,680,000.00	
		AIA GROUP LTD	2,980,000	55.25	164,645,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	9.73	10,407,208.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	51.95	8,831,500.00	
		CLP HLDGS	428,000	64.55	27,627,400.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	49.50	19,305,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.10	17,875,336.30	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	333,000	340.80	113,486,400.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	33.65	18,508,846.00	
		HENDERSON LAND	390,443	21.75	8,492,135.25	
		SINO LAND CO.LTD	1,170,000	7.79	9,114,300.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	71.65	28,373,400.00	

		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	18.36	4,590,000.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.92	9,561,600.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.4%			623,703,922.83 (12,155,989,455) 0.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	5.00	2,350,000.00	
		KEPPEL LTD	430,000	6.85	2,945,500.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	3.09	2,132,100.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.42	2,696,400.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.78	1,099,800.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.27	1,700,400.00	
		DBS GROUP HLDGS	544,000	45.00	24,480,000.00	
		OCBC-ORD	921,000	17.58	16,191,180.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	343,000	38.61	13,243,230.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.32	6,673,200.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	5.43	1,520,400.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	12.97	2,983,100.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.54	1,828,800.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			79,844,110.00 (9,023,981,312) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	20.61	3,915,900.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	1,039.70	7,589,810.00	
		BANK HAPOALIM BM	351,000	48.00	16,848,000.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	46.71	18,777,420.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	27.38	9,583,000.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	170.10	6,633,900.00	
		NICE LTD	17,900	620.30	11,103,370.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	301.90	3,622,800.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			78,074,200.00 (3,324,040,294) 0.1%	
合計					2,835,620,586,446 (2,835,620,586,446)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,900	3,974,215.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,242,080.00	
		AMERICAN TOWER CORP	128,400	24,316,392.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	152,000	3,226,960.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,200	8,340,970.00	
		BXP INC	43,000	3,047,840.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,274,425.00	
		CROWN CASTLE INC	120,000	10,555,200.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	88,700	14,571,636.00	
		EQUINIX INC	26,100	24,366,960.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,271,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	94,000	6,695,620.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,800	5,132,986.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	57,900	8,969,868.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,548,530.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,624,150.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	3,146,880.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	5,028,800.00	
		IRON MOUNTAIN INC	80,800	7,709,128.00	
		KIMCO REALTY CORP	179,000	3,902,200.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,835,600.00	
		PROLOGIS INC	252,200	30,478,370.00	
		PUBLIC STORAGE	43,200	12,847,680.00	
		REALTY INCOME CORP	237,000	12,914,130.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,327,640.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	30,100	6,181,637.00	

		SIMON PROPERTY GROUP INC	88,400	16,358,420.00	
		SUN COMMUNITIES INC	33,900	4,237,161.00	
		UDR INC	88,000	3,779,600.00	
		VENTAS INC	115,000	7,650,950.00	
		VICI PROPERTIES INC	280,000	8,503,600.00	
		WELLTOWER INC	170,000	25,494,900.00	
		WEYERHAEUSER CO	196,000	5,803,560.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,580,090.00	
	小計	銘柄数：34	3,518,900	295,939,178.00	
				(44,885,095,127)	
		組入時価比率：1.5%		88.0%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	853,230.00	
	小計	銘柄数：1	21,000	853,230.00	
				(91,176,157)	
		組入時価比率：0.0%		0.2%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	857,650.00	
		GECINA SA	11,700	1,090,440.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,762,920.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,448,000.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	954,000.00	
	小計	銘柄数：5	163,300	7,113,010.00	
				(1,130,043,898)	
		組入時価比率：0.0%		2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,057,500.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,514,564.00	
	小計	銘柄数：2	531,000	3,572,064.00	
				(683,335,843)	
		組入時価比率：0.0%		1.3%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	472,000	16,628,560.00	
		GPT GROUP	530,000	2,575,800.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	2,419,800.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	5,022,000.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	3,354,200.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,244,200.00	
	小計	銘柄数：6	5,042,000	32,244,560.00	
				(3,104,506,236)	

		組入時価比率：0.1%		6.1%	
	香港ドル	LINK REIT	690,000	23,943,000.00	
	小計	銘柄数：1	690,000	23,943,000.00	
				(466,649,070)	
		組入時価比率：0.0%		0.9%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,647,202.80	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,136,363.56	
	小計	銘柄数：2	2,614,062	5,783,566.36	
				(653,658,670)	
		組入時価比率：0.0%		1.3%	
	合計			51,014,465,001	
				(51,014,465,001)	
合計				51,014,465,001	
				(51,014,465,001)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 18日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	24,594,182,568	－	24,940,512,699	346,330,131
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,400,014,921	－	1,398,458,700	△1,556,221
米ドル	1,244,546,896	－	1,243,442,000	△1,104,896
スイスフラン	84,378,150	－	84,120,200	△257,950
スウェーデンクローナ	71,089,875	－	70,896,500	△193,375
合計	－	－	－	344,773,910

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 2月 18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	677,069,164
コール・ローン	1,691,548,710
国債証券	974,800,656,292
派生商品評価勘定	23,790
未収利息	9,372,823,585
前払費用	1,840,624,593
その他未収収益	22,081,761
流動資産合計	988,404,827,895
資産合計	988,404,827,895
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,643,151
未払金	1,519,202,199
未払解約金	165,266,172
その他未払費用	9,653,737
流動負債合計	1,699,765,259
負債合計	1,699,765,259
純資産の部	
元本等	
元本	329,724,017,797
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	656,981,044,839
元本等合計	986,705,062,636
純資産合計	986,705,062,636
負債純資産合計	988,404,827,895

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9925円
(10,000口当たり純資産額)	(29,925円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	222,703,593,532円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3． 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	234,462,840,858円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 18日現在
1． 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 18日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	288,983,684,987円
同期中における追加設定元本額	71,504,904,703円
同期中における一部解約元本額	30,764,571,893円
期末元本額	329,724,017,797円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	66,192,906円
バランスセレクト５０	71,024,106円
バランスセレクト７０	81,984,854円
野村外国債券インデックスファンド	218,586,486円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,032,358,437円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,905,288,479円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,898,218,783円
野村資産設計ファンド２０１５	16,311,667円
野村資産設計ファンド２０２０	18,441,401円
野村資産設計ファンド２０２５	26,335,021円
野村資産設計ファンド２０３０	44,750,367円
野村資産設計ファンド２０３５	37,470,694円
野村資産設計ファンド２０４０	59,533,898円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	81,498,090,905円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,298,960,455円
のむラップ・ファンド（普通型）	45,220,551,334円
のむラップ・ファンド（積極型）	19,209,382,959円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	306,560,234円
野村資産設計ファンド２０４５	12,412,238円
野村インデックスファンド・外国債券	1,164,479,948円
マイ・ロード	5,631,874,212円
ネクストコア	44,401,645円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	388,138,472円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,354,610,292円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,174,496,253円
野村資産設計ファンド２０５０	11,298,675円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,757,245円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,287,276円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,005,723円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,666,341円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,473,242,343円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,114,404,222円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,330,187円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,146,883円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,172,528円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	476,662円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	3,620,094円
野村６資産均等バランス	5,769,830,642円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,855,220,992円
世界６資産分散ファンド	105,734,377円

野村資産設計ファンド２０６０	7,077,475 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	16,571,277,765 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	5,496,643,620 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,276,304 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	661,076,766 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	152,509,223 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	647,678,126 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	228,567,980 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,016,363 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,462,081 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	188,659 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,113,846,510 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,659,030 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,504,267 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	149,102,214 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,387,690 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,875,173,106 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	32,193,915 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	778,532,178 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,423,938,836 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,499,523 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,756,383 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,510,923 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,469,974 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	657,194,140 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,237,117,509 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,599,372,532 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,139,687,297 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,665,788,185 円
マイバランスＤＣ３０	2,426,958,611 円
マイバランスＤＣ５０	2,074,899,173 円
マイバランスＤＣ７０	1,781,362,645 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,236,613,709 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,894,871,505 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	375,583,279 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	622,948,927 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,419,247,576 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	625,314,084 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	38,271,981 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	99,450,096 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	58,636,005 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	43,429,722 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	34,276,581 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	19,432,021 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	573,773,102 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	300,162,705 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	207,601,758 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	284,147,915 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	11,525,835 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	116,092,786 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	78,785,438 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	385,461,369 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	233,925,787 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,443,184 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025年２月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年２月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	41,350,000.00	42,087,353.20	
		US TREASURY BOND	22,050,000.00	23,120,631.13	
		US TREASURY BOND	22,850,000.00	23,586,377.81	
		US TREASURY BOND	100,000.00	98,593.75	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,478,093.75	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,936,156.76	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,296.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,470.70	
		US TREASURY N/B	18,430,000.00	17,765,152.49	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,449.22	
		US TREASURY N/B	19,400,000.00	19,054,815.80	
		US TREASURY N/B	55,100,000.00	53,020,834.56	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,718.76	
		US TREASURY N/B	700,000.00	701,572.27	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,143,171.87	
		US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,506,127.89	
		US TREASURY N/B	30,980,000.00	29,715,991.21	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,681,814.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,212.89	
		US TREASURY N/B	300,000.00	292,007.82	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,147,687.56	
		US TREASURY N/B	67,000,000.00	67,480,256.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,816.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,859.38	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,050,929.66	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,004,589.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,318.36	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	7,347,952.84	
		US TREASURY N/B	12,200,000.00	11,580,945.16	

		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,060,438.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,150.39	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	46,351,508.72	
		US TREASURY N/B	20,360,000.00	19,307,007.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,541.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,947.27	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,042,293.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,556.64	
		US TREASURY N/B	58,600,000.00	56,092,330.20	
		US TREASURY N/B	41,700,000.00	39,571,832.16	
		US TREASURY N/B	60,700,000.00	58,408,338.27	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,106,380.88	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,403,066.60	
		US TREASURY N/B	44,270,000.00	42,002,025.76	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,101,912.13	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,570.31	
		US TREASURY N/B	67,550,000.00	63,933,697.24	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,515.63	
		US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,356,494.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,189.45	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,097,121.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,978.52	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,049,339.83	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,964.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,722.66	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,488.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,464.84	
		US TREASURY N/B	43,700,000.00	40,284,228.83	
		US TREASURY N/B	350,000.00	338,980.46	
		US TREASURY N/B	66,200,000.00	63,546,829.78	
		US TREASURY N/B	12,850,000.00	12,911,237.96	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,987,915.64	
		US TREASURY N/B	500,000.00	482,285.15	
		US TREASURY N/B	300,000.00	274,863.27	
		US TREASURY N/B	300,000.00	293,343.75	
		US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,494,125.00	

		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,781,500.00	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,525.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,265.63	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,680,574.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,664.06	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,363,920.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,644.53	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,382,955.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,949.22	
		US TREASURY N/B	500,000.00	451,210.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,949.22	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,612,500.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,863.28	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,531,687.52	
		US TREASURY N/B	30,750,000.00	28,023,339.07	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,203.13	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,498,886.07	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,113.28	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,246,283.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,667.97	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	53,041,173.26	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	63,819,218.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,980.47	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	53,384,288.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,101.56	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	59,899,022.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,457.03	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,252,978.84	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	42,059,774.61	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,218.75	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,085,527.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,054.69	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,048,531.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,914.06	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,219,379.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,273.44	

		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,208,531.46	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	26,442,832.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,996.09	
		US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,761,748.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,859.38	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,835,953.12	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,215,438.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,738.28	
		US TREASURY N/B	40,750,000.00	37,786,073.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,250.00	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,692,804.83	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,742,661.24	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,176,894.72	
		US TREASURY N/B	20,000,000.00	19,146,876.00	
		US TREASURY N/B	13,600,000.00	12,670,312.16	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,830,898.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,214.84	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,982,033.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,082.03	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,862,031.20	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,434,155.96	
		US TREASURY N/B	50,000.00	44,595.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,003.91	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	8,962,353.63	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,496.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,269.53	
		US TREASURY N/B	16,750,000.00	14,634,657.57	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,220,705.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,833,576.94	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,999,787.54	
		US TREASURY N/B	35,900,000.00	39,083,321.21	
		US TREASURY N/B	61,100,000.00	50,529,223.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,160.16	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,739,492.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,253.91	
		US TREASURY N/B	44,080,000.00	36,112,883.82	

		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,516,240.97	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,835,430.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,519.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,996.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,777.34	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,392,363.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	105,292.97	
		US TREASURY N/B	100,000.00	83,175.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,312.50	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,043,144.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,062.50	
		US TREASURY N/B	14,950,000.00	15,139,211.68	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,977,187.44	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	824,843.80	
		US TREASURY N/B	57,250,000.00	48,590,937.50	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	58,158,261.02	
		US TREASURY N/B	74,500,000.00	66,636,755.95	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	10,994,374.72	
		US TREASURY N/B	51,800,000.00	48,578,687.50	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,085,174.83	
		US TREASURY N/B	50,950,000.00	48,904,041.61	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	30,100,782.00	
		US TREASURY N/B	57,150,000.00	55,203,328.12	
		US TREASURY N/B	39,750,000.00	39,473,614.27	
		US TREASURY N/B	19,050,000.00	18,706,206.55	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,015.63	
		US TREASURY N/B	2,650,000.00	2,780,222.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,812.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,179.69	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,421.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,914.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,445.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,976.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,148.44	
		US TREASURY N/B	200,000.00	123,281.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,531.25	

		US TREASURY N/B	600,000.00	366,281.28	
		US TREASURY N/B	400,000.00	382,000.00	
		US TREASURY N/B	5,050,000.00	3,197,281.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,062.50	
		US TREASURY N/B	200,000.00	136,984.38	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,703.13	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,918,907.28	
		US TREASURY N/B	26,300,000.00	17,403,204.44	
		US TREASURY N/B	400,000.00	327,656.24	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	39,681,484.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,625.00	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	23,266,296.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,851.56	
		US TREASURY N/B	500,000.00	414,023.45	
		US TREASURY N/B	200,000.00	153,031.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,031.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	76,148.44	
		US TREASURY N/B	13,890,000.00	11,169,512.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,718.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,515.63	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,203.13	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,632.81	
		US TREASURY N/B	45,100,000.00	38,726,102.69	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	7,097,687.50	
		US TREASURY N/B	40,450,000.00	32,006,062.50	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	26,366,225.71	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,680,843.75	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,546,095.02	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,516,437.68	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,674,562.56	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,552,329.46	
		US TREASURY N/B	51,650,000.00	34,048,651.02	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,295,000.00	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,289,375.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,507,656.20	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,180,390.34	

		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,509,422.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,828.13	
		US TREASURY N/B	25,650,000.00	19,588,184.23	
		US TREASURY N/B	500,000.00	372,382.80	
		US TREASURY N/B	48,200,000.00	38,375,485.58	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	32,730,468.75	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,964,812.50	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,263,836.67	
		US TREASURY N/B	300,000.00	194,601.57	
		US TREASURY N/B	51,100,000.00	30,312,678.41	
		US TREASURY N/B	200,000.00	99,734.38	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	17,377,328.94	
		US TREASURY N/B	22,300,000.00	12,670,929.13	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,122,597.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	58,367.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,351.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,851.56	
		US TREASURY N/B	14,350,000.00	10,216,526.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,046.88	
		US TREASURY N/B	500,000.00	501,953.15	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,146,593.92	
		US TREASURY N/B	47,250,000.00	43,798,533.97	
	小計	銘柄数：231 組入時価比率：46.8%	3,413,720,000.00	3,044,439,411.82 (461,750,125,590) 47.3%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	26,380,000.00	26,799,178.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,533,362.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,610,000.00	2,616,211.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,433.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	295,479.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,357,468.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,071,297.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,397,104.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,302,574.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,124,684.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	244,487.50	

		CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,711,276.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,675,315.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,123.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,095,975.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,548.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	7,004,008.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,050,000.00	7,908,614.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,487,112.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,044.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	7,998,525.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,375,960.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	25,478,662.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,350,000.00	4,495,377.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,982,856.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,050,000.00	2,249,526.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	8,034,735.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,643,670.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	11,252,658.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	1,969,632.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	671,205.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,146,986.00	
	小計	銘柄数：32	185,400,000.00	184,312,089.20	
				(19,695,589,851)	
		組入時価比率：2.0%		2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	131,600,000.00	127,268,938.72	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	27,285,381.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	118,700,000.00	110,778,235.01	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	98,793,857.96	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,810,200.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	81,570,517.74	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	147,490,007.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	59,908,730.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	345,320.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	32,703,190.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	52,273,350.81	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	96,500,000.00	86,017,388.35	

		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	73,001,190.33	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	94,592,893.25	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	1,124,200,000.00	1,026,839,200.17 (7,669,564,669) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,449.30	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,043.42	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,651.80	
		BELGIUM KINGDOM	3,650,000.00	3,681,290.35	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,868,191.50	
		BELGIUM KINGDOM	15,500,000.00	16,747,471.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,970.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,930,626.16	
		BELGIUM KINGDOM	850,000.00	855,025.20	
		BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	3,969,254.40	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	85,887.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	130,600.00	
		BELGIUM KINGDOM	10,000,000.00	11,108,670.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,235,324.30	
		BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,607,613.50	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,808,473.30	
		BELGIUM KINGDOM	2,250,000.00	1,577,050.65	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,429,277.97	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	17,313,365.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	324,766.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,901.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	23,700,000.00	24,922,379.64	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,523.92	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,837,700.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,380.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,500,000.00	34,634,722.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,365.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,635.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,550,000.00	5,175,375.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,981.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,620.00	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	546,800.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,795.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	45,400,000.00	47,119,502.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,950,000.00	2,731,552.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,750,000.00	12,775,500.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,789.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950,000.00	916,856.11	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,750,000.00	10,952,350.47	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,725.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,480.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,503.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,450,000.00	20,258,024.96	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,850,000.00	3,964,402.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,667.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	900,897.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,993,718.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,050,000.00	15,251,061.28	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,173,358.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,369,277.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	4,019,317.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,417.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	425,628.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,800,000.00	13,269,084.16	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,600,000.00	7,937,375.16	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	195,250.00	
		BUNDESOBLIGATION	100,000.00	96,675.00	
		BUNDESOBLIGATION	8,450,000.00	8,517,177.50	
		BUNDESOBLIGATION	2,050,000.00	2,041,697.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,425.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,470.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,150,000.00	8,969,075.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,235.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,430.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,835.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,470.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,895.00	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,420,000.00	35,968,608.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	2,315,295.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,650,000.00	40,727,610.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,600,000.00	2,217,020.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,000,000.00	19,902,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,150,000.00	26,428,272.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,409,484.07	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,870,000.00	37,833,514.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,750,000.00	17,294,763.75	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,347,577.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,734.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,450,000.00	2,361,065.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	74,820.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	253,850.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,700,000.00	20,999,470.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,805,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,150,000.00	1,340,740.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,324.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,510.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	45,150,000.00	45,884,301.54	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,487,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	51,300,000.00	51,824,799.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,735,170.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,220.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,950,000.00	14,272,245.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	37,000,000.00	37,377,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	198,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,600,000.00	5,628,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,150,000.00	26,790,675.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,950,000.00	19,675,785.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	11,262,300.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,277,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,850,000.00	11,094,125.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,530.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,650,000.00	17,410,905.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,000,000.00	26,946,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,800,000.00	11,358,360.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,050,000.00	22,588,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	116,950.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	203,940.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,300,000.00	5,295,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	136,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000.00	49,203,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000.00	4,833,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,700,000.00	13,484,860.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,128,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	31,450,000.00	35,425,280.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,199,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,750,000.00	10,834,925.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	568,425.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,930.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,040.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	508,995.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	183,220.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,450,000.00	12,930,485.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	301,320.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,550,000.00	2,700,705.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,371,960.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	401,940.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	361,880.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,630.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,450,000.00	17,792,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	6,765,948.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,347,178.78	
		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,469,675.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,650,000.00	1,679,025.15	
		FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,703,630.75	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,130,253.15	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,061,243.90	
		FINNISH GOVERNMENT	3,950,000.00	3,625,778.86	
		FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	355,785.50	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,727,170.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,563,781.50	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	5,028,899.20	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	374,489.20	
		FINNISH GOVERNMENT	850,000.00	854,505.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	297,000.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	195,772.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	501,942.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,571.82	
		FRANCE (GOVT OF)	7,800,000.00	7,450,805.69	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,688.47	
		FRANCE (GOVT OF)	17,000,000.00	17,054,930.40	
		FRANCE (GOVT OF)	850,000.00	808,803.47	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,674.80	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,649.40	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,635.60	
		FRANCE (GOVT OF)	7,400,000.00	6,544,560.00	
		FRANCE (GOVT OF)	43,350,000.00	43,465,787.85	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,200.00	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	149,716.72	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,369,249.60	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,258.20	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,428,930.00	

		FRANCE (GOVT OF)	14,600,000.00	11,866,880.00	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	232,200.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	407,936.50	
		FRANCE (GOVT OF)	2,900,000.00	2,496,163.40	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	582,351.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	74,958.60	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	130,200.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	50,644.40	
		FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	196,560.00	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,467,240.00	
		FRANCE (GOVT OF)	20,100,000.00	18,401,550.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,050,000.00	629,772.15	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,810.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	101,420.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,750,000.00	20,948,162.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000.00	49,628,700.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	324,274.30	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	40,000,000.00	47,648,899.99	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000.00	51,391,692.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,000,000.00	22,399,345.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,800,000.00	35,789,023.80	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	95,615.75	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,200,000.00	24,312,880.80	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	418,987.80	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,650,000.00	1,578,818.50	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	2,915,988.30	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,850,000.00	1,825,908.37	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	191,779.20	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	103,784.40	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,244,570.79	
		IRISH TSY 1.10% 2029	2,100,000.00	1,994,528.55	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,515,875.00	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,679.20	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,718,080.00	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	98,542.44	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,440,327.34	

		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,172,163.95	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,726.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,360.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	20,874,656.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,060.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,923,600.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	91,374.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,639,568.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,052,878.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,887,107.62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	248,999.25	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,283,500.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	12,243,534.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	8,900,000.00	6,221,100.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	359,857.15	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	335,181.21	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,692,978.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,700,000.00	4,758,360.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,950,000.00	1,880,751.99	
		OBRIGACOES DO TESOURO	10,000,000.00	9,325,385.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,850,000.00	9,828,339.85	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,200,000.00	1,197,000.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,200,000.00	3,239,360.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,650,000.00	3,346,605.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	654,973.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,050,000.00	11,183,605.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,150,000.00	4,547,450.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,850,000.00	6,120,270.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,773,800.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,450,000.00	3,485,880.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	10,957,290.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,750,000.00	5,303,280.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,796,599.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,550,000.00	3,496,040.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,290,070.00	
		SPANISH GOVERNMENT	36,250,000.00	43,257,125.00	

		SPANISH GOVERNMENT	16,950,000.00	18,530,672.25	
	小計	銘柄数：248 組入時価比率：29.0%	1,732,230,000.00	1,803,914,743.14 (286,587,935,242) 29.3%	
	英ポンド	UK TREASURY	300,000.00	289,772.16	
		UK TREASURY	100,000.00	94,343.16	
		UK TREASURY	150,000.00	140,632.60	
		UK TREASURY	100,000.00	100,698.19	
		UK TREASURY	190,000.00	170,341.63	
		UK TREASURY	200,000.00	183,922.34	
		UK TREASURY	100,000.00	106,964.06	
		UK TREASURY	100,000.00	87,202.79	
		UK TREASURY	200,000.00	173,398.30	
		UK TREASURY	500,000.00	406,630.95	
		UK TREASURY	500,000.00	514,378.95	
		UK TREASURY	100,000.00	78,001.67	
		UK TREASURY	160,000.00	159,521.08	
		UK TREASURY	100,000.00	75,222.46	
		UK TREASURY	80,000.00	79,994.32	
		UK TREASURY	1,480,000.00	1,433,556.56	
		UK TREASURY	100,000.00	72,497.07	
		UK TREASURY	19,550,000.00	17,724,239.18	
		UK TREASURY	20,940,000.00	20,902,113.25	
		UK TREASURY	20,200,000.00	19,000,120.00	
		UK TREASURY	500,000.00	465,248.45	
		UK TREASURY	320,000.00	302,678.04	
		UK TREASURY	8,070,000.00	6,525,293.86	
		UK TREASURY	11,250,000.00	10,046,250.00	
		UK TREASURY	100,000.00	53,079.94	
		UK TREASURY	100,000.00	54,820.00	
		UK TREASURY	100,000.00	88,361.33	
		UK TREASURY	550,000.00	248,379.94	
		UK TREASURY	100,000.00	80,276.64	
		UK TREASURY	600,000.00	281,554.62	
		UK TREASURY	9,450,000.00	7,529,046.52	
		UK TREASURY	550,000.00	264,362.45	

		UK TREASURY	100,000.00	48,540.00	
		UK TREASURY	100,000.00	82,981.67	
		UK TREASURY	19,250,000.00	15,867,141.67	
		UK TREASURY	100,000.00	57,479.05	
		UK TREASURY	2,650,000.00	1,965,692.35	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	14,264.41	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	360,155.26	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	78,522.60	
		UNITED KINGDOM GILT	11,720,000.00	11,706,241.89	
		UNITED KINGDOM GILT	18,170,000.00	18,012,595.10	
		UNITED KINGDOM GILT	10,900,000.00	10,947,306.00	
		UNITED KINGDOM GILT	14,090,000.00	14,223,602.78	
		UNITED KINGDOM GILT	30,080,000.00	29,974,569.60	
		UNITED KINGDOM GILT	4,300,000.00	4,321,283.28	
		UNITED KINGDOM GILT	11,100,000.00	10,882,884.00	
		UNITED KINGDOM GILT	3,350,000.00	3,382,100.37	
		UNITED KINGDOM GILT	6,040,000.00	5,736,511.14	
		UNITED KINGDOM GILT	19,800,000.00	19,184,077.44	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	65,882.61	
		UNITED KINGDOM GILT	31,900,000.00	28,339,861.10	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	148,010.17	
	小計	銘柄数：53	281,900,000.00	263,132,605.00	
				(50,337,267,336)	
		組入時価比率：5.1%		5.2%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,692,200.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,165,100.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,786,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	16,300,000.00	14,357,300.80	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,499,300.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,768,500.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,497,190.00	
	小計	銘柄数：7	118,800,000.00	115,765,590.80	
				(1,641,556,077)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,538,359.20	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	9,135,200.00	

		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,913,080.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	26,615,907.60	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,670,628.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	3,992,828.60	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	34,969,984.95	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,140,561.25	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,144,650.00	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	120,500,000.00	110,121,199.60 (1,503,154,374) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	9,200,000.00	9,262,586.68	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,720,432.15	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,182,865.00	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,735,717.34	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	54,639,414.75	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,243,605.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	93,350,000.00	99,784,620.92 (2,125,412,425) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,415,250.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,433,829.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,105,972.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,615,577.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,272,053.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,989,663.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,823,002.10	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,555,260.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	25,700,000.00	20,450,196.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,639,214.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,583,872.65	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,074,630.80	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.6%	156,700,000.00	144,958,524.20 (5,537,096,715) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,480,000.00	16,541,470.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,599,740.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,647,866.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,856,050.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,824,608.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,070,000.00	2,990,425.60	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,308,145.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,300,000.00	19,763,631.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,669,122.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,006,609.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	887,260.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	487,722.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,579,293.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	22,649,536.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	269,862.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,965.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,532,059.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,745,600.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,764,130.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,910,700.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,906,023.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,484,067.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,315,060.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,394,465.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%	135,440,000.00	123,228,410.50 (11,864,431,362) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	750,000.00	717,975.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,149,600.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,049,070.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,452,620.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,248,960.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,850,000.00	1,572,601.56	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	255,420.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,393,845.29	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,956,695.40	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,210,310.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,649,180.00	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	650,400.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	33,950,000.00	30,306,677.25 (2,632,134,919) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	731,150.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,520,000.00	2,499,812.52	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	487,675.15	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,128,502.25	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	351,225.91	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	199,300.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,458,729.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,643,660.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	371,760.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,091,130.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	3,936,480.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	839,375.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,968,050.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,206,650.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	33,780,000.00	32,913,499.83 (3,719,883,750) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,401,876.08	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,251.53	
		MALAYSIA GOVERNMENT	5,900,000.00	5,913,868.54	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,505,623.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	8,886,255.84	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,082,989.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	10,128,432.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,642,697.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,812,411.36	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,236,173.28	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	517,888.15	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,035,793.92	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,996,063.16	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,253,024.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,536,999.34	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,226,905.56	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,725,124.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,096,593.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	390,000.72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,963,255.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,439,309.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,952,824.31	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	313,527.42	
	小計	銘柄数：23	138,630,000.00	144,163,889.07	
				(4,926,022,423)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	61,000,000.00	61,661,490.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	132,300,000.00	133,230,439.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,304,354.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,370,842.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,304,767.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,153,262.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,257,755.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	178,000,000.00	181,075,163.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	34,791,305.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,624,600.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,317,468.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,742,267.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000.00	488,918,604.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,301,335.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,552,812.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,926,112.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,700,000.00	33,722,204.93	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	97,300,428.87	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,295,644.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,847,984.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,321,192.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,591,910.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,780,780.67	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,845,680.88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	57,003,424.54	

		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	137,976,088.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,799,493.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,853,437.27	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,944,057.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,389,110.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,109,048.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,994,634.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,505,465.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,328,793.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,822,191.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,517,165.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,837,208.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,263,084.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,176,765.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,623,340.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	21,400,000.00	21,214,329.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,511,646.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,929,119.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,936,047.69	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	53,514,022.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,811,221.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,690,674.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,682,209.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,538,839.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,684,775.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	163,300,000.00	171,875,307.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,427,180.51	
		CHINA GOVERNMENT BOND	71,900,000.00	74,153,676.74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	20,473,500.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	47,907,450.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	113,238,196.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	82,775,840.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	87,428,081.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	157,200,000.00	194,874,441.96	
	小計	銘柄数：59	5,061,500,000.00	5,332,048,274.09 (111,300,109,263)	

		組入時価比率：11.3%		11.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,265,590.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,718,168.60	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,783,733.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,780,908.84	
		ISRAEL FIXED BOND	9,100,000.00	8,529,504.62	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,477,991.10	
		ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,978,686.69	
		ISRAEL FIXED BOND	15,100,000.00	12,429,244.88	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,298,330.08	
		ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,480,188.50	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,660,381.01	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,047,990.11	
	小計	銘柄数：12	88,750,000.00	82,450,717.93	
				(3,510,372,296)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
合計				974,800,656,292	
				(974,800,656,292)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2025年 2月 18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3,292,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	

		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	2,040,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,400,000	
		US TREASURY N/B	2,700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,317,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	48,595,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	4,565,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	

		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	29,707,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	8,920,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	11,500,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,210,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,200,000	
		FRANCE (GOVT OF)	10,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,082,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,542,500	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 18日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
買建	1,366,006,225	－	1,360,386,864	△5,619,361
米ドル	661,534,510	－	658,464,586	△3,069,924
カナダドル	75,501,721	－	75,010,174	△491,547
ユーロ	398,655,540	－	397,301,370	△1,354,170
英ポンド	72,986,405	－	72,876,879	△109,526
人民元	157,328,049	－	156,733,855	△594,194
合計	1,366,006,225	－	1,360,386,864	△5,619,361

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月 18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,119,929,888
コール・ローン	70,766,401
投資証券	220,306,919,770
派生商品評価勘定	32,835,397
未収入金	76,345,431
未収配当金	404,078,864
未収利息	945
差入委託証拠金	474,670,156
流動資産合計	222,485,546,852
資産合計	222,485,546,852
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,174,290
未払金	452,409,733
未払解約金	18,993,333
その他未払費用	496,000
流動負債合計	477,073,356
負債合計	477,073,356

純資産の部	
元本等	
元本	73,775,769,001
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	148,232,704,495
元本等合計	222,008,473,496
純資産合計	222,008,473,496
負債純資産合計	222,485,546,852

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 18日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0092円
(10,000口当たり純資産額)	(30,092円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 18日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	59,000,888,985円
同期中における追加設定元本額	17,973,540,018円
同期中における一部解約元本額	3,198,660,002円
期末元本額	73,775,769,001円
期末元本額の内訳＊	
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	8,679,817,890円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,605,309,412円
のむラップ・ファンド（普通型）	20,000,823,669円
のむラップ・ファンド（積極型）	17,297,973,692円
マイ・ロード	794,006,689円
野村世界ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,616,347,752円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	553,183,013円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,989,240,116円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	660,009,822円
野村世界ＲＥＩＴインデックスファンド（確定拠出年金向け）	19,579,056,946円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2025年2月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	344	38,872,000	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	480	40,416,000	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	704	77,158,400	
		東海道リート投資法人　投資証券	207	21,507,300	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	462	261,030,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	1,483	192,345,100	
		産業ファンド投資法人　投資証券	2,361	276,000,900	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,699	380,828,900	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	662	224,418,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	4,587	566,953,200	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	642	168,460,800	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	2,227	510,428,400	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	548	112,997,600	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	210	51,345,000	
		イオンリート投資法人　投資証券	1,670	206,412,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	1,138	163,530,600	
		日本リート投資法人　投資証券	1,723	140,941,400	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	4,031	309,177,700	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	258	33,359,400	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	331	35,615,600	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	692	65,601,600	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	4,027	581,096,100	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	230	28,129,000	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	1,739	242,764,400	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	2,498	131,394,800	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	273	29,893,500	

		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	3,006	305,109,000	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	241	16,388,000	
		投資法人みらい　投資証券	1,875	78,468,750	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	468	164,736,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	600	88,440,000	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	206	23,999,000	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	869	76,819,600	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	7,938	996,219,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	6,637	724,760,400	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	6,716	629,960,800	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	2,585	443,327,500	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	930	327,825,000	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	1,379	182,441,700	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	888	149,006,400	
		グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	891	95,069,700	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	2,903	435,159,700	
		森トラストリート投資法人　投資証券	2,305	144,754,000	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	7,100	456,530,000	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	2,384	184,760,000	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	977	124,762,900	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,577	227,291,400	
		福岡リート投資法人　投資証券	735	107,677,500	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	3,819	575,905,200	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	885	73,809,000	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	644	187,339,600	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	647	93,750,300	
		スターツプロシード投資法人　投資	214	37,064,800	

		証券			
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	2,133	515,546,100	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	4,727	323,326,800	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	2,290	203,123,000	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	1,114	139,918,400	
	小計	銘柄数：57	106,909	13,023,967,250	
		組入時価比率：5.9%		5.9%	
	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	110,000	2,626,800.00	
		AGREE REALTY CORP	96,200	6,830,200.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	68,000	1,209,040.00	
		ALEXANDERS INC	1,900	389,139.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	144,500	13,705,825.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	11,000	180,730.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	43,000	958,040.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	143,000	4,024,020.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	296,000	10,431,040.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	242,000	5,178,800.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	121,000	1,073,270.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	209,000	3,183,070.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	75,000	711,000.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	132,100	28,844,035.00	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	46,000	120,520.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	163,000	795,440.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	281,000	7,775,270.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	173,000	2,655,550.00	
		BRT APARTMENTS CORP	11,000	194,370.00	
		BXP INC	135,300	9,590,064.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	99,200	11,811,744.00	
		CARETRUST REIT INC	175,000	4,623,500.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	13,000	429,260.00	
		CENTERSPACE	15,300	954,108.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	43,000	362,490.00	
		CITY OFFICE REIT INC	36,000	181,080.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	24,000	477,360.00	

		COPT DEFENSE PROPERTIES	104,000	2,837,120.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	156,000	4,672,200.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	25,000	513,250.00	
		CUBESMART	211,000	8,777,600.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	88,000	2,177,120.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	196,000	1,685,600.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	824,700	461,832.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	289,900	47,624,772.00	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	190,000	513,000.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	157,000	2,670,570.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	240,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	92,000	977,960.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	46,000	8,262,060.00	
		ELME COMMUNITIES	82,000	1,412,860.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	123,000	1,120,530.00	
		EPR PROPERTIES	70,400	3,397,504.00	
		EQUINIX INC	89,680	83,725,248.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	93,000	159,960.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	177,900	11,638,218.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	317,000	22,579,910.00	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	163,000	5,097,010.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	59,700	17,215,689.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	197,100	30,534,732.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	37,000	436,970.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	71,200	7,478,136.00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	122,400	6,806,664.00	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	89,000	2,470,640.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	65,000	130,000.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	254,700	12,380,967.00	
		GETTY REALTY CORP	47,000	1,424,100.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	42,000	680,820.00	
		GLADSTONE LAND CORP	29,000	336,980.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	60,000	495,600.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	184,000	1,308,240.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	328,000	5,408,720.00	

		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	650,000	12,733,500.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	99,000	2,888,820.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	650,000	10,653,500.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	125,000	348,750.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	207,000	4,245,570.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	49,000	196,490.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	26,500	1,937,150.00	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	72,000	2,170,800.00	
		INVITATION HOMES INC	529,000	16,626,470.00	
		IRON MOUNTAIN INC	272,400	25,989,684.00	
		JBG SMITH PROPERTIES	79,000	1,200,010.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	570,000	131,100.00	
		KILROY REALTY CORP	98,000	3,421,180.00	
		KIMCO REALTY CORP	626,000	13,646,800.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	205,000	4,585,850.00	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	81,800	10,637,272.00	
		LINEAGE INC	55,200	3,111,624.00	
		LTC PROPERTIES INC	41,000	1,411,220.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	271,000	2,300,790.00	
		MACERICH CO /THE	229,000	4,694,500.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,139,999	108,299.90	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	555,000	2,747,250.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	108,600	17,050,200.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	9,000	133,380.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	66,000	2,467,080.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	42,200	2,852,298.00	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	14,000	449,400.00	
		NETSTREIT CORP	76,000	1,054,880.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	34,613	175,487.91	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	21,000	843,360.00	
		NNN REIT INC	175,000	7,077,000.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	32,000	29,145.60	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	251,000	9,136,400.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	15,000	390,000.00	
		ORION OFFICE REIT INC	43,000	173,290.00	

		OUTFRONT MEDIA INC	126,000	2,428,020.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	172,000	810,120.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	191,000	2,460,080.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	32,000	346,560.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	109,000	1,326,530.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	113,000	4,133,540.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	117,000	855,270.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	35,000	583,800.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	19,000	248,520.00	
		PRIME US REIT	900,000	154,800.00	
		PROLOGIS INC	860,800	104,027,680.00	
		PUBLIC STORAGE	146,500	43,569,100.00	
		REALTY INCOME CORP	813,700	44,338,513.00	
		REGENCY CENTERS CORP	151,900	10,988,446.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	207,000	8,350,380.00	
		RLJ LODGING TRUST	138,000	1,319,280.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	55,800	5,713,362.00	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	218,000	3,601,360.00	
		SAFEHOLD INC	44,000	748,880.00	
		SAUL CENTERS INC	11,100	403,374.00	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	143,000	374,660.00	
		SILA REALTY TRUST INC	52,000	1,318,720.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	285,100	52,757,755.00	
		SITE CENTERS CORP	44,000	645,040.00	
		SL GREEN REALTY CORP	66,100	4,265,433.00	
		STAG INDUSTRIAL INC	170,000	5,960,200.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	103,000	672,590.00	
		SUN COMMUNITIES INC	111,300	13,911,387.00	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	188,000	2,105,600.00	
		TANGER INC	102,000	3,493,500.00	
		TERRENO REALTY CORP	92,200	6,151,584.00	
		UDR INC	279,000	11,983,050.00	
		UMH PROPERTIES INC	67,000	1,208,010.00	
		UNITI GROUP INC	222,000	1,292,040.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	11,500	449,075.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	116,000	2,405,840.00	

		VENTAS INC	389,400	25,906,782.00	
		VERIS RESIDENTIAL INC	75,000	1,200,000.00	
		VICI PROPERTIES INC	980,000	29,762,600.00	
		VORNADO REALTY TRUST	154,000	6,520,360.00	
		WELLTOWER INC	549,800	82,453,506.00	
		WHITESTONE REIT	40,000	542,800.00	
		WP CAREY INC	203,400	11,937,546.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	92,000	1,331,240.00	
	小計	銘柄数：141	24,744,092	1,089,403,831.41	
				(165,229,879,109)	
		組入時価比率：74.4%		75.0%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	60,000	1,022,400.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	40,000	307,600.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	23,100	1,478,169.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	78,000	3,169,140.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	152,000	2,074,800.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	54,000	760,860.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	53,000	773,270.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	128,000	1,502,720.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	5,500	103,290.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	98,000	1,628,760.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	27,800	1,890,956.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	111,000	1,110,000.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	64,000	628,480.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	53,000	856,480.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	16,000	209,120.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	14,100	231,945.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	34,000	248,880.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	109,000	529,740.00	
		PRIMARIS REIT	43,500	667,725.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	138,000	2,590,260.00	
		SLATE GROCERY REIT	28,000	396,760.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	66,000	1,663,200.00	
	小計	銘柄数：22	1,396,000	23,844,555.00	
				(2,548,029,147)	

		組入時価比率：1.1%		1.2%	
	ユーロ	AEDIFICA	44,800	2,679,040.00	
		ALTAREA	4,700	496,320.00	
		CARE PROPERTY INVEST	33,000	363,660.00	
		CARMILA	49,000	859,460.00	
		COFINIMMO	35,400	1,913,370.00	
		COVIVIO	50,100	2,527,545.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	39,306	945,309.30	
		GECINA SA	49,100	4,576,120.00	
		HAMBORNER REIT AG	59,000	388,810.00	
		ICADE	28,000	638,960.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	41,000	116,645.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	317,000	1,759,350.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	490,000	487,550.00	
		KLEPIERRE	205,000	6,125,400.00	
		MERCIALYS	81,000	852,930.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	361,000	3,916,850.00	
		MONTEA	18,888	1,250,385.60	
		NSI NV	16,700	369,905.00	
		RETAIL ESTATES	11,200	641,760.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	28,100	923,085.00	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTATE	320,000	505,600.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	94,100	7,528,000.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	163,000	3,455,600.00	
		WERELDHAVE NV	31,000	470,580.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	33,000	919,050.00	
	小計	銘柄数：25	2,603,394	44,711,284.90	
				(7,103,281,832)	
		組入時価比率：3.2%		3.2%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	420,000	28,140.00	
		AEW UK REIT PLC	120,000	120,000.00	
		ASSURA PLC	2,760,000	1,173,000.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	179,000	1,664,700.00	
		BRITISH LAND	942,000	3,496,704.00	
		CARE REIT PLC	450,000	369,900.00	

		CLS HOLDINGS PLC	150,000	108,000.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	380,000	290,700.00	
		DERWENT LONDON PLC	102,000	1,995,120.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	660,000	553,080.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	390,000	1,127,100.00	
		HAMMERSON PLC	413,000	1,198,526.00	
		HELICAL PLC	93,000	174,840.00	
		INTU PROPERTIES PLC	335,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	696,000	4,089,000.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	230,000	80,040.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,930,000	3,684,370.00	
		NEWRIVER REIT PLC	410,000	299,710.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	500,000	327,500.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	1,290,000	1,230,660.00	
		PRS REIT PLC/THE	530,000	604,200.00	
		REGIONAL REIT LTD	140,000	164,360.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	200,000	1,165,000.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	400,000	199,200.00	
		SEGRO PLC	1,265,000	9,062,460.00	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	1,800,000	2,246,400.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	300,000	179,100.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	1,150,000	822,250.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	540,000	463,860.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	2,290,000	3,398,360.00	
		UNITE GROUP PLC	383,000	3,311,035.00	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	410,000	479,700.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	370,000	310,800.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	124,000	562,340.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：3.9%	22,352,000	44,980,155.00 (8,604,703,651) 3.9%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	360,000	437,400.00	
		ABACUS STORAGE KING	450,000	555,750.00	
		ARENA REIT	350,000	1,389,500.00	
		BWP TRUST	530,000	1,876,200.00	

		CENTURIA CAPITAL GROUP	730,000	1,266,550.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	520,000	1,523,600.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	390,000	458,250.00	
		CHARTER HALL GROUP	437,000	7,232,350.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	630,000	2,494,800.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	510,000	1,774,800.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	290,000	864,200.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	1,170,000	497,250.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	170,000	474,300.00	
		DEXUS/AU	1,000,000	7,820,000.00	
		GOODMAN GROUP	1,776,000	62,568,480.00	
		GPT GROUP	1,770,000	8,602,200.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	250,000	622,500.00	
		HEALTHCO REIT	380,000	400,900.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	1,670,000	2,037,400.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	340,000	1,995,800.00	
		MIRVAC GROUP	3,720,000	8,258,400.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	1,290,000	2,928,300.00	
		REGION RE LTD	1,100,000	2,354,000.00	
		RURAL FUNDS GROUP	350,000	607,250.00	
		SCENTRE GROUP	4,820,000	17,930,400.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	2,220,000	12,010,200.00	
		VICINITY CENTRES	3,650,000	8,358,500.00	
		WAYPOINT REIT	640,000	1,574,400.00	
	小計	銘柄数：28	31,513,000	158,913,680.00	
				(15,300,209,110)	
		組入時価比率：6.9%		6.9%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	970,000	1,973,950.00	
	小計	銘柄数：1	970,000	1,973,950.00	
				(171,437,557)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	1,800,000	3,168,000.00	
		FORTUNE REIT	1,500,000	6,180,000.00	
		LINK REIT	2,391,100	82,971,170.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	798,000	1,468,320.00	

		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,899,700	1,709,730.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.8%	8,388,800	95,497,220.00 (1,861,240,817) 0.8%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	540,000	680,400.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	3,299,982	8,480,953.74	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	2,370,044	2,085,638.72	
		CAPITALAND CHINA TRUST	1,050,012	719,258.22	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	5,200,029	10,296,057.42	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	610,040	503,283.00	
		EC WORLD REIT	120,000	16,800.00	
		ESR-REIT	5,699,989	1,424,997.25	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	1,010,000	606,000.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,110,007	2,342,114.77	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	2,649,990	2,318,741.25	
		KEPPEL DC REIT	1,669,981	3,557,059.53	
		KEPPEL REIT	2,270,000	1,861,400.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	1,560,000	787,800.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,960,000	3,998,400.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	3,189,991	3,923,688.93	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	2,160,024	2,570,428.56	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,100,000	577,500.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	400,000	1,568,000.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	540,000	369,900.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	1,250,000	606,250.00	
		SUNTEC REIT	2,010,000	2,371,800.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：2.6%	42,770,089	51,666,471.39 (5,839,344,596) 2.7%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	147,000	712,215,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	60,000	255,000,000.00	
		JR REIT XXVII	150,000	372,750,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	39,959	163,232,515.00	
		LOTTE REIT CO LTD	110,607	359,472,750.00	

		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	103,971	601,992,090.00	
		SK REITS CO LTD	150,000	756,000,000.00	
	小計	銘柄数：7	761,537	3,220,662,355.00	
				(338,813,679)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	760,000	1,570,920.00	
		REIT 1 LTD	159,000	3,119,580.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	220,000	2,027,300.00	
	小計	銘柄数：3	1,139,000	6,717,800.00	
				(286,013,022)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
合計				220,306,919,770	
				(207,282,952,520)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	1,290,229,561	－	1,318,047,807	27,812,086
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	83,952,710	－	83,801,731	△150,979
米ドル	15,189,700	－	15,163,640	△26,060
ユーロ	34,980,660	－	34,946,846	△33,814
豪ドル	33,782,350	－	33,691,245	△91,105
合計	－	－	－	27,661,107

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

のむラップ・ファンド（保守型）
のむラップ・ファンド（普通型）
のむラップ・ファンド（積極型）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期中間計算期間(2025 年 2 月 19 日から 2025 年 8 月 18 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）
のむラップ・ファンド（やや積極型）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 10 期中間計算期間(2025 年 2 月 19 日から 2025 年 8 月 18 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１０月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の２０２５年８月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2025年 2月18日現在)	第16期中間計算期間末 (2025年 8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,125,852,583	993,042,086
親投資信託受益証券	66,354,728,916	66,850,202,786
未収利息	15,041	13,274
流動資産合計	67,480,596,540	67,843,258,146
資産合計	67,480,596,540	67,843,258,146
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,943,839	－
未払解約金	71,971,415	92,170,066
未払受託者報酬	10,932,952	10,804,090
未払委託者報酬	382,653,220	378,143,002
その他未払費用	1,093,234	1,080,343
流動負債合計	505,594,660	482,197,501
負債合計	505,594,660	482,197,501
純資産の部		
元本等		
元本	38,943,839,592	38,871,834,660
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	28,031,162,288	28,489,225,985
（分配準備積立金）	6,759,969,674	6,327,890,213
元本等合計	66,975,001,880	67,361,060,645
純資産合計	66,975,001,880	67,361,060,645
負債純資産合計	67,480,596,540	67,843,258,146

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日	第16期中間計算期間 自　2025年 2月19日 至　2025年 8月18日
営業収益		
受取利息	407,206	2,089,394
有価証券売買等損益	1,251,791,895	875,139,170
営業収益合計	1,252,199,101	877,228,564
営業費用		
支払利息	3,969	－
受託者報酬	10,271,233	10,804,090
委託者報酬	359,493,015	378,143,002
その他費用	1,027,056	1,080,343

営業費用合計	370,795,273	390,027,435
営業利益又は営業損失（△）	881,403,828	487,201,129
経常利益又は経常損失（△）	881,403,828	487,201,129
中間純利益又は中間純損失（△）	881,403,828	487,201,129
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	75,073,897	△79,451,800
期首剰余金又は期首欠損金（△）	24,574,853,165	28,031,162,288
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,546,565,794	1,786,826,909
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,546,565,794	1,786,826,909
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,203,658,927	1,895,416,141
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,203,658,927	1,895,416,141
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	26,724,089,963	28,489,225,985

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 2月 19日から2025年 8月 18日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 38,943,839,592口	1． 中間計算期間の末日における受益権の総数 38,871,834,660口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.7198円	1口当たり純資産額 1.7329円
（10,000口当たり純資産額） （17,198円）	（10,000口当たり純資産額） （17,329円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日		第16期中間計算期間 自 2025年 2月 19日 至 2025年 8月 18日	
期首元本額	35,874,003,035円	期首元本額	38,943,839,592円
期中追加設定元本額	9,118,872,601円	期中追加設定元本額	2,583,229,394円
期中一部解約元本額	6,049,036,044円	期中一部解約元本額	2,655,234,326円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１０月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の２０２５年８月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第９期 （2025年 2月 18日現在）	第10期中間計算期間末 （2025年 8月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	403,608,034	495,170,918
親投資信託受益証券	18,367,785,288	20,912,622,963
未収利息	5,392	6,619
流動資産合計	18,771,398,714	21,407,800,500
資産合計	18,771,398,714	21,407,800,500
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,426,488	－
未払解約金	8,501,800	11,254,316
未払受託者報酬	2,797,421	3,204,266
未払委託者報酬	104,903,207	120,160,082
その他未払費用	279,686	320,369
流動負債合計	128,908,602	134,939,033
負債合計	128,908,602	134,939,033
純資産の部		
元本等		
元本	12,426,488,603	13,954,012,826
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,216,001,509	7,318,848,641
（分配準備積立金）	1,672,747,868	1,601,020,653
元本等合計	18,642,490,112	21,272,861,467
純資産合計	18,642,490,112	21,272,861,467
負債純資産合計	18,771,398,714	21,407,800,500

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第９期中間計算期間 自　2024年 2月 20日 至　2024年 8月 19日	第10期中間計算期間 自　2025年 2月 19日 至　2025年 8月 18日
営業収益		
受取利息	97,396	707,831
有価証券売買等損益	300,565,707	504,605,375
営業収益合計	300,663,103	505,313,206
営業費用		
支払利息	747	－
受託者報酬	2,049,994	3,204,266
委託者報酬	76,874,646	120,160,082
その他費用	204,944	320,369

営業費用合計	79,130,331	123,684,717
営業利益又は営業損失（△）	221,532,772	381,628,489
経常利益又は経常損失（△）	221,532,772	381,628,489
中間純利益又は中間純損失（△）	221,532,772	381,628,489
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	11,241,851	△13,030,996
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,155,700,008	6,216,001,509
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,673,359,740	1,007,698,214
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,673,359,740	1,007,698,214
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,281,020	299,510,567
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,281,020	299,510,567
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,868,069,649	7,318,848,641

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 2月 19日から2025年 8月 18日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第9期 2025年 2月 18日現在	第10期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 12,426,488,603口	1． 中間計算期間の末日における受益権の総数 13,954,012,826口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.5002円	1口当たり純資産額 1.5245円
（10,000口当たり純資産額） （15,002円）	（10,000口当たり純資産額） （15,245円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第9期 2025年 2月 18日現在	第10期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日		第10期中間計算期間 自 2025年 2月 19日 至 2025年 8月 18日	
期首元本額	7,205,366,511円	期首元本額	12,426,488,603円
期中追加設定元本額	6,059,464,993円	期中追加設定元本額	2,135,509,643円
期中一部解約元本額	838,342,901円	期中一部解約元本額	607,985,420円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１０月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の２０２５年８月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型)】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2025年 2月18日現在)	第16期中間計算期間末 (2025年 8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,177,411,528	10,706,395,528
親投資信託受益証券	525,195,104,230	593,919,664,620
未収利息	135,967	143,119
流動資産合計	535,372,651,725	604,626,203,267
資産合計	535,372,651,725	604,626,203,267
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	188,455,198	－
未払解約金	454,951,682	830,438,131
未払受託者報酬	81,537,312	89,805,504
未払委託者報酬	3,261,492,401	3,592,219,822
その他未払費用	8,153,669	8,980,485
流動負債合計	3,994,590,262	4,521,443,942
負債合計	3,994,590,262	4,521,443,942
純資産の部		
元本等		
元本	188,455,198,643	207,515,633,541
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	342,922,862,820	392,589,125,784
（分配準備積立金）	72,344,841,603	68,884,995,468
元本等合計	531,378,061,463	600,104,759,325
純資産合計	531,378,061,463	600,104,759,325
負債純資産合計	535,372,651,725	604,626,203,267

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日	第16期中間計算期間 自　2025年 2月19日 至　2025年 8月18日
営業収益		
受取利息	2,891,721	20,539,556
有価証券売買等損益	14,607,327,731	19,732,336,790
営業収益合計	14,610,219,452	19,752,876,346
営業費用		
支払利息	27,856	－
受託者報酬	65,828,842	89,805,504
委託者報酬	2,633,153,487	3,592,219,822
その他費用	6,582,824	8,980,485

営業費用合計	2,705,593,009	3,691,005,811
営業利益又は営業損失（△）	11,904,626,443	16,061,870,535
経常利益又は経常損失（△）	11,904,626,443	16,061,870,535
中間純利益又は中間純損失（△）	11,904,626,443	16,061,870,535
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	701,049,043	△329,324,311
期首剰余金又は期首欠損金（△）	215,037,083,785	342,922,862,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,726,816,648	51,369,445,785
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,726,816,648	51,369,445,785
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,013,387,942	18,094,377,667
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,013,387,942	18,094,377,667
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	285,954,089,891	392,589,125,784

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 2月 19日から2025年 8月 18日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 188,455,198,643口	1． 中間計算期間の末日における受益権の総数 207,515,633,541口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 2.8197円	1口当たり純資産額 2.8919円
（10,000口当たり純資産額） （28,197円）	（10,000口当たり純資産額） （28,919円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第15期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日		第16期中間計算期間 自 2025年 2月 19日 至 2025年 8月 18日	
期首元本額	131,079,931,086円	期首元本額	188,455,198,643円
期中追加設定元本額	77,818,593,684円	期中追加設定元本額	29,080,293,135円
期中一部解約元本額	20,443,326,127円	期中一部解約元本額	10,019,858,237円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１０月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の２０２５年８月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第９期 （2025年 2月 18日現在）	第10期中間計算期間末 （2025年 8月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,352,541,676	1,737,525,261
親投資信託受益証券	64,624,046,622	82,730,985,021
未収利息	18,069	23,226
流動資産合計	65,976,606,367	84,468,533,508
資産合計	65,976,606,367	84,468,533,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	31,526,578	－
未払解約金	14,940,988	96,199,534
未払受託者報酬	9,301,025	11,689,699
未払委託者報酬	395,293,496	496,812,160
その他未払費用	930,040	1,168,906
流動負債合計	451,992,127	605,870,299
負債合計	451,992,127	605,870,299
純資産の部		
元本等		
元本	31,526,578,351	38,954,077,910
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	33,998,035,889	44,908,585,299
（分配準備積立金）	7,571,520,120	7,267,526,302
元本等合計	65,524,614,240	83,862,663,209
純資産合計	65,524,614,240	83,862,663,209
負債純資産合計	65,976,606,367	84,468,533,508

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第９期中間計算期間 自　2024年 2月 20日 至　2024年 8月 19日	第10期中間計算期間 自　2025年 2月 19日 至　2025年 8月 18日
営業収益		
受取利息	306,721	2,918,349
有価証券売買等損益	1,378,158,317	3,799,353,699
営業収益合計	1,378,465,038	3,802,272,048
営業費用		
支払利息	2,273	－
受託者報酬	5,813,391	11,689,699
委託者報酬	247,069,108	496,812,160
その他費用	581,278	1,168,906

営業費用合計	253,466,050	509,670,765
営業利益又は営業損失（△）	1,124,998,988	3,292,601,283
経常利益又は経常損失（△）	1,124,998,988	3,292,601,283
中間純利益又は中間純損失（△）	1,124,998,988	3,292,601,283
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	58,553,650	△50,095,815
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,775,294,328	33,998,035,889
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,254,132,704	9,165,123,599
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,254,132,704	9,165,123,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	839,387,774	1,597,271,287
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	839,387,774	1,597,271,287
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	23,256,484,596	44,908,585,299

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 2月 19日から2025年 8月 18日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第9期 2025年 2月 18日現在	第10期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 31,526,578,351口	1． 中間計算期間の末日における受益権の総数 38,954,077,910口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 2.0784円	1口当たり純資産額 2.1529円
（10,000口当たり純資産額） （20,784円）	（10,000口当たり純資産額） （21,529円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第9期 2025年 2月 18日現在	第10期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第9期 自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 18日		第10期中間計算期間 自 2025年 2月 19日 至 2025年 8月 18日	
期首元本額	13,460,864,587円	期首元本額	31,526,578,351円
期中追加設定元本額	20,301,967,747円	期中追加設定元本額	8,931,453,378円
期中一部解約元本額	2,236,253,983円	期中一部解約元本額	1,503,953,819円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１０月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の２０２５年８月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年２月１９日から２０２５年８月１８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2025年 2月18日現在)	第16期中間計算期間末 (2025年 8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,392,085,450	8,960,451,327
親投資信託受益証券	363,313,442,066	421,089,845,466
未収利息	98,756	119,780
流動資産合計	370,705,626,272	430,050,416,573
資産合計	370,705,626,272	430,050,416,573
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	90,539,491	－
未払解約金	383,706,788	925,472,238
未払受託者報酬	54,359,506	62,276,622
未払委託者報酬	2,446,177,542	2,802,448,099
その他未払費用	5,435,887	6,227,603
流動負債合計	2,980,219,214	3,796,424,562
負債合計	2,980,219,214	3,796,424,562
純資産の部		
元本等		
元本	90,539,491,553	101,301,363,469
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	277,185,915,505	324,952,628,542
（分配準備積立金）	62,708,487,454	58,725,372,958
元本等合計	367,725,407,058	426,253,992,011
純資産合計	367,725,407,058	426,253,992,011
負債純資産合計	370,705,626,272	430,050,416,573

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　2024年 2月20日 至　2024年 8月19日	第16期中間計算期間 自　2025年 2月19日 至　2025年 8月18日
営業収益		
受取利息	1,936,778	15,327,236
有価証券売買等損益	13,572,689,042	19,441,057,000
営業収益合計	13,574,625,820	19,456,384,236
営業費用		
支払利息	18,778	－
受託者報酬	40,585,914	62,276,622
委託者報酬	1,826,366,144	2,802,448,099
その他費用	4,058,533	6,227,603

営業費用合計	1,871,029,369	2,870,952,324
営業利益又は営業損失（△）	11,703,596,451	16,585,431,912
経常利益又は経常損失（△）	11,703,596,451	16,585,431,912
中間純利益又は中間純損失（△）	11,703,596,451	16,585,431,912
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	927,785,961	△355,484,271
期首剰余金又は期首欠損金（△）	141,829,620,400	277,185,915,505
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,173,179,616	50,658,808,891
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,173,179,616	50,658,808,891
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,846,779,447	19,833,012,037
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,846,779,447	19,833,012,037
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	213,931,831,059	324,952,628,542

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 2月 19日から2025年 8月 18日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 90,539,491,553口	1． 中間計算期間の末日における受益権の総数 101,301,363,469口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 4.0615円	1口当たり純資産額 4.2078円
（10,000口当たり純資産額） (40,615円)	（10,000口当たり純資産額） (42,078円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 2025年 2月 18日現在	第16期中間計算期間末 2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第15期 自 2024年 2月20日 至 2025年 2月18日		第16期中間計算期間 自 2025年 2月19日 至 2025年 8月18日	
期首元本額	55,043,746,942円	期首元本額	90,539,491,553円
期中追加設定元本額	47,799,903,442円	期中追加設定元本額	17,304,449,895円
期中一部解約元本額	12,304,158,831円	期中一部解約元本額	6,542,577,979円

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

「のむラップ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 8月18日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,923,268,598
株式	872,886,953,210
派生商品評価勘定	498,946,012
未収入金	2,316,855,220
未収配当金	1,053,456,352
未収利息	466,842
その他未収収益	30,202,879
流動資産合計	911,710,149,113
資産合計	911,710,149,113
負債の部	
流動負債	
前受金	58,517,559
未払解約金	2,155,126,865
未払利息	5,991,073
有価証券貸借取引受入金	26,669,334,753
流動負債合計	28,888,970,250
負債合計	28,888,970,250
純資産の部	
元本等	
元本	244,715,091,603
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	638,106,087,260
元本等合計	882,821,178,863
純資産合計	882,821,178,863
負債純資産合計	911,710,149,113

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.6075円
(10,000口当たり純資産額)	(36,075円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	25,728,549,420円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 8月 18日現在	
期首	2025年 2月 19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	245,465,133,072円
同期中における追加設定元本額	17,217,242,514円
同期中における一部解約元本額	17,967,283,983円
期末元本額	244,715,091,603円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	59,176,853円
バランスセレクト５０	176,998,471円
バランスセレクト７０	313,293,598円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,315,172,418円

野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,052,678,013 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,283,048,127 円
野村資産設計ファンド２０１５	19,022,898 円
野村資産設計ファンド２０２０	20,261,093 円
野村資産設計ファンド２０２５	27,489,020 円
野村資産設計ファンド２０３０	52,787,698 円
野村資産設計ファンド２０３５	60,213,532 円
野村資産設計ファンド２０４０	109,735,154 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	17,800,828,241 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,330,412,107 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,008,441,959 円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,074,099,874 円
野村資産設計ファンド２０４５	24,481,930 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,182,500,392 円
マイ・ロード	1,663,030,251 円
ネクストコア	16,135,422 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	751,909,497 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,020,024,392 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	697,796,134 円
野村資産設計ファンド２０５０	28,607,349 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	4,925,161 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	3,710,938 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	3,672,239 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,724,929 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	486,155,984 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,792,314,274 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,113,852 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,387,139 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	21,014,481 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,668,949 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	37,302,368 円
野村６資産均等バランス	5,881,143,758 円
世界６資産分散ファンド	96,423,078 円
野村資産設計ファンド２０６０	27,841,941 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,199,901,381 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,375,899,818 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,673,490 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	81,063,092 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	156,144,885 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	75,868,326 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	594,149 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,856,256 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	145,604 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,054,717,303 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,392,891 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	16,566,675 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,555,107 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	58,323,516 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,633,771 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,864,813,240 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	14,008,838 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	924,411,002 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,776,828,195 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	916,301 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	109,779,747 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,206,311 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	19,746,374 円

バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	33,653,966 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	74,331,888 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,320,045,388 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	21,002,825,255 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,527,543,322 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,659,673,023 円
マイバランスＤＣ３０	2,953,281,342 円
マイバランスＤＣ５０	5,802,182,752 円
マイバランスＤＣ７０	7,565,576,837 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,157,760,371 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,141,518,667 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	112,824,213 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,425,361,693 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,959,680,725 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,107,266,547 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,857,907 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	10,116,988 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	214,268,008 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	59,971,686 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	73,302,081 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	57,644,099 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,344,240,510 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,131,249,044 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	920,527,851 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,337,672,937 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	61,757,812 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	545,807,337 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	189,078,127 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	218,290,675 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	236,627,608 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	37,563,158 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 8 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,365,943,040
国債証券	988,115,326,550
地方債証券	60,951,690,301
特殊債券	69,617,881,196
社債券	56,192,528,300
未収利息	3,166,330,151
前払費用	196,970,335
流動資産合計	1,183,606,669,873
資産合計	1,183,606,669,873
負債の部	
流動負債	
未払金	394,192,130

未払解約金	524,492,984
流動負債合計	918,685,114
負債合計	918,685,114
純資産の部	
元本等	
元本	998,525,179,880
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	184,162,804,879
元本等合計	1,182,687,984,759
純資産合計	1,182,687,984,759
負債純資産合計	1,183,606,669,873

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1844円
（10,000口当たり純資産額）	（11,844円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 8月 18日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 8月 18日現在	
期首	2025年 2月 19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,009,167,603,728円
同期中における追加設定元本額	117,662,600,839円
同期中における一部解約元本額	128,305,024,687円
期末元本額	998,525,179,880円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	270,988,950円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,283,307,286円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	23,558,898,612円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	10,889,396,041円
野村資産設計ファンド２０１５	327,454,626円
野村資産設計ファンド２０２０	348,809,562円

野村資産設計ファンド２０２５	473,243,630 円
野村資産設計ファンド２０３０	454,331,799 円
野村資産設計ファンド２０３５	302,309,686 円
野村資産設計ファンド２０４０	349,802,558 円
野村日本債券インデックスファンド	492,555,898 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	119,150,717,052 円
のむラップ・ファンド（保守型）	29,317,917,946 円
のむラップ・ファンド（普通型）	118,456,563,134 円
のむラップ・ファンド（積極型）	16,591,738,181 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,178,088,055 円
野村資産設計ファンド２０４５	56,196,607 円
野村円債投資インデックスファンド	322,685,885 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,182,217,464 円
マイ・ロード	51,140,628,507 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,438,296,514 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	29,027,901,602 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,513,905,180 円
野村資産設計ファンド２０５０	41,036,312 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,262,107 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	19,217,590 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	9,633,820 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,095,451 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	6,847,054,815 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,680,406,492 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	34,726,706 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	16,067,331 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	96,407,274 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	29,673,900 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	25,391,905 円
野村６資産均等バランス	16,874,638,364 円
世界６資産分散ファンド	276,652,909 円
野村資産設計ファンド２０６０	22,824,731 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	137,947,646,661 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	17,856,832,576 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	394,797,412 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	93,056,021 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,120,061,571 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	326,532,100 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	6,252,164 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,286,286 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	167,145 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,026,289,128 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,404,677 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,624,634 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	446,349,994 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	260,055,231 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,174,134,132 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	80,407,332 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	8,113,987,243 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	618,537,803 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	10,514,885 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	50,121,028,255 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	78,841,439,492 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	38,245,687,415 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	51,351,804,671 円

マイバランスＤＣ３０	22,920,840,282 円
マイバランスＤＣ５０	21,530,603,124 円
マイバランスＤＣ７０	9,398,078,240 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,150,760,634 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	5,269,262,168 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	15,462,647,763 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	7,293,932,791 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	649,305,073 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	116,114,173 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	175,649,218 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	516,228,153 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	233,675,501 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	82,698,022 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	6,951,286,682 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	3,115,672,465 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,555,549,663 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,705,784,988 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	50,628,845 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	696,034,994 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,130,248,851 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	8,350,363,231 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	678,952,876 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	47,902,237 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 8 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	6,424,752,758
コール・ローン	1,060,029,039
株式	3,131,909,097,227
投資証券	52,073,905,973
派生商品評価勘定	739,752,543
未収入金	11,230,675
未収配当金	2,595,673,295
未収利息	14,170
差入委託証拠金	26,092,040,109
流動資産合計	3,220,906,495,789
資産合計	3,220,906,495,789
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,463,357
未払解約金	971,567,002
その他未払費用	6,566,800
流動負債合計	980,597,159
負債合計	980,597,159
純資産の部	

元本等	
元本	392,457,478,545
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,827,468,420,085
元本等合計	3,219,925,898,630
純資産合計	3,219,925,898,630
負債純資産合計	3,220,906,495,789

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	8.2045円
(10,000口当たり純資産額)	(82,045円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 8月 18日現在
1． 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
先物取引
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
１）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 8月 18日現在	
期首	2025年 2月 19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	371,476,697,708円
同期中における追加設定元本額	37,545,262,863円
同期中における一部解約元本額	16,564,482,026円
期末元本額	392,457,478,545円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	12,955,859円
バランスセレクト５０	51,589,102円
バランスセレクト７０	75,374,724円
野村外国株式インデックスファンド	405,018,656円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,643,190,737円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,564,638,197円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,531,994,618円
野村資産設計ファンド２０１５	4,674,121円
野村資産設計ファンド２０２０	4,978,504円
野村資産設計ファンド２０２５	6,754,532円
野村資産設計ファンド２０３０	13,044,104円
野村資産設計ファンド２０３５	14,795,420円
野村資産設計ファンド２０４０	27,014,470円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	31,344,860,913円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,386,743,678円
のむラップ・ファンド（普通型）	22,943,334,137円
のむラップ・ファンド（積極型）	28,440,157,246円
野村資産設計ファンド２０４５	6,036,031円
野村インデックスファンド・外国株式	10,232,488,118円
マイ・ロード	1,471,171,651円
ネクストコア	7,551,907円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	150,878,710円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,630,347,214円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	156,537,693円

野村資産設計ファンド２０５０	7,069,038 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,217,028 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	913,641 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	902,397 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	924,994 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	606,004,740 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,468,887,931 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,981,223 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,220,755 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	24,592,623 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	11,738,611 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	45,509,465 円
野村６資産均等バランス	2,449,321,530 円
野村つみたて外国株投信	21,687,522,292 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,027,617,920 円
世界６資産分散ファンド	40,157,347 円
野村資産設計ファンド２０６０	6,857,816 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	5,261,586,303 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	8,468,778,663 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,718,085,142 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8,351,785,309 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	47,754,729 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	33,766,425 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	193,361,985 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	156,585,876 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	247,491 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,454,151 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	133,430 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,219,892 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	322,761,613 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,047,878 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,196,312 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,746,302 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,363,552,768 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,835,341 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	726,944,077 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,406,717,813 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	381,573 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	922,322 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	5,483,504 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	7,860,876 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	124,561,944,571 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,377,552,021 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,992,829,218 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,194,051,059 円
マイバランスＤＣ３０	633,136,145 円
マイバランスＤＣ５０	1,645,432,173 円
マイバランスＤＣ７０	1,783,347,040 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	54,600,907,791 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	534,777,039 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	38,734,355 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	606,582,076 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	408,074,319 円

マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	585,075,862 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	23,561,273 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	12,640,274 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	89,236,184 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,819,346 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	18,045,509 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	14,244,178 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	336,335,568 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	296,988,415 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	221,176,444 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	309,500,465 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	15,211,716 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	126,284,748 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	98,431,770 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	60,607,505 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	98,548,371 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	8,691,088 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	446,835,884 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 8 月 18 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,142,067,859
コール・ローン	738,735,851
国債証券	1,031,405,892,456
派生商品評価勘定	1,856,419
未収入金	187,996,916
未収利息	8,227,732,464
前払費用	1,335,247,451
その他未収収益	4,293,163
流動資産合計	1,044,043,822,579
資産合計	1,044,043,822,579
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	282,334
未払金	403,477,706
未払解約金	437,155,378
その他未払費用	4,544,999
流動負債合計	845,460,417
負債合計	845,460,417
純資産の部	
元本等	
元本	338,538,753,554
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	704,659,608,608

元本等合計	1,043,198,362,162
純資産合計	1,043,198,362,162
負債純資産合計	1,044,043,822,579

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0815円
(10,000口当たり純資産額)	(30,815円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	139,044,289,391円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3． 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	147,407,352,071円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 8月 18日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 8月 18日現在	
期首	2025年 2月 19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	329,724,017,797円
同期中における追加設定元本額	32,466,982,676円
同期中における一部解約元本額	23,652,246,919円
期末元本額	338,538,753,554円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	51,497,827円
バランスセレクト５０	68,821,429円
バランスセレクト７０	79,881,834円
野村外国債券インデックスファンド	207,497,793円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	2,899,431,383円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,626,682,335円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	4,183,401,684円
野村資産設計ファンド２０１５	15,508,384円
野村資産設計ファンド２０２０	16,527,030円
野村資産設計ファンド２０２５	22,422,874円
野村資産設計ファンド２０３０	43,036,822円
野村資産設計ファンド２０３５	36,818,051円
野村資産設計ファンド２０４０	59,643,129円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	78,249,960,008円
のむラップ・ファンド（保守型）	3,695,541,008円
のむラップ・ファンド（普通型）	47,464,208,293円
のむラップ・ファンド（積極型）	20,525,636,349円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	270,286,870円
野村資産設計ファンド２０４５	11,982,002円
野村インデックスファンド・外国債券	1,141,483,107円
マイ・ロード	4,856,153,185円
ネクストコア	57,091,946円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	399,341,536円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,630,128,455円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	808,278,430円
野村資産設計ファンド２０５０	11,661,519円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,677,548円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,056,951円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,023,068円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,687,026円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,396,047,787円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	6,061,643,401円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,847,589円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,704,327円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	5,020,556円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,586,924円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,296,802円
野村６資産均等バランス	6,482,336,386円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,851,320,650円
世界６資産分散ファンド	106,244,490円
野村資産設計ファンド２０６０	6,488,783円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,163,473,253円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10,630,057,404円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,212,934円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	606,710,602円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	142,934,340円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	602,414,983円

グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	209,074,204 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	654,771 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,196,908 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	64,184 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,937,694,572 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,841,101 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,417,950 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	149,973,565 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	99,906,476 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,803,576,727 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	30,876,444 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,115,319,755 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,096,754,583 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,028,731 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,098,171,825 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,676,326 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	7,248,676 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,282,109 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	647,000,352 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,344,554,585 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,744,391,325 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,421,138,809 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	29,838,302,323 円
マイバランスＤＣ３０	2,450,158,946 円
マイバランスＤＣ５０	2,121,882,969 円
マイバランスＤＣ７０	1,833,849,960 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,588,430,794 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	4,047,861,021 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	560,444,907 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	677,094,502 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,619,719,559 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	700,372,336 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	41,574,142 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	111,519,518 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	67,453,947 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	48,919,051 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	39,852,022 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	23,505,835 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	700,405,596 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	343,007,928 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	241,478,756 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	327,536,681 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	14,393,141 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	133,698,663 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	86,841,986 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	400,859,641 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	260,834,845 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	9,201,420 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2025 年 8 月 18 日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	616,022,210
コール・ローン	104,550,116
投資証券	229,766,673,564
派生商品評価勘定	14,209,695
未収入金	14,881,715
未収配当金	507,136,075
未収利息	1,397
差入委託証拠金	434,617,038
流動資産合計	231,458,091,810
資産合計	231,458,091,810
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,385,229
未払金	25,951,400
未払解約金	62,634,180
その他未払費用	547,400
流動負債合計	91,518,209
負債合計	91,518,209
純資産の部	
元本等	
元本	77,867,587,416
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	153,498,986,185
元本等合計	231,366,573,601
純資産合計	231,366,573,601
負債純資産合計	231,458,091,810

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式

	配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 8月 18日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9713円
(10,000口当たり純資産額)	(29,713円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 8月 18日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 8月 18日現在	
期首	2025年 2月 19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	73,775,769,001円
同期中における追加設定元本額	6,625,081,704円
同期中における一部解約元本額	2,533,263,289円
期末元本額	77,867,587,416円
期末元本額の内訳＊	
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	8,710,617,861円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,535,102,808円
のむラップ・ファンド（普通型）	20,654,162,857円
のむラップ・ファンド（積極型）	19,414,652,488円
マイ・ロード	812,952,864円
野村世界ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	2,079,142,232円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	597,474,636円

のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,562,714,186 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	707,669,397 円
野村世界ＲＥＩＴインデックスファンド（確定拠出年金向け）	19,793,098,087 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

のむラップ・ファンド（保守型）

2025 年 9 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	67,769,446,326円
Ⅱ　負債総額	668,105,123円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	67,101,341,203円
Ⅳ　発行済口数	38,311,320,973口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7515円

のむラップ・ファンド（やや保守型）

2025 年 9 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	22,464,083,034円
Ⅱ　負債総額	76,097,356円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,387,985,678円
Ⅳ　発行済口数	14,467,593,893口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5475円

のむラップ・ファンド（普通型）

2025 年 9 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	627,903,937,965円
Ⅱ　負債総額	1,807,619,436円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	626,096,318,529円
Ⅳ　発行済口数	212,200,159,229口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9505円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2025 年 9 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	91,569,008,609円
Ⅱ　負債総額	187,987,857円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	91,381,020,752円
Ⅳ　発行済口数	41,343,883,472口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2103円

のむラップ・ファンド（積極型）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	454,140,005,856円
Ⅱ　負債総額	1,304,965,602円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	452,835,040,254円
Ⅳ　発行済口数	104,484,989,832口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.3340円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	954,332,955,962円
Ⅱ　負債総額	69,985,115,318円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	884,347,840,644円
Ⅳ　発行済口数	241,519,346,834口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6616円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,243,600,417,612円
Ⅱ　負債総額	37,533,018,280円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,206,067,399,332円
Ⅳ　発行済口数	1,021,151,291,814口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1811円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	3,384,216,839,582円
Ⅱ　負債総額	7,145,675,942円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,377,071,163,640円
Ⅳ　発行済口数	395,554,764,451口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	8.5376円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,078,408,614,378円
Ⅱ　負債総額	2,378,022,053円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,076,030,592,325円
Ⅳ　発行済口数	342,728,019,158口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1396円

（参考）世界ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	244,298,139,415円
Ⅱ　負債総額	331,178,065円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	243,966,961,350円
Ⅳ　発行済口数	79,033,860,120口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0869円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制

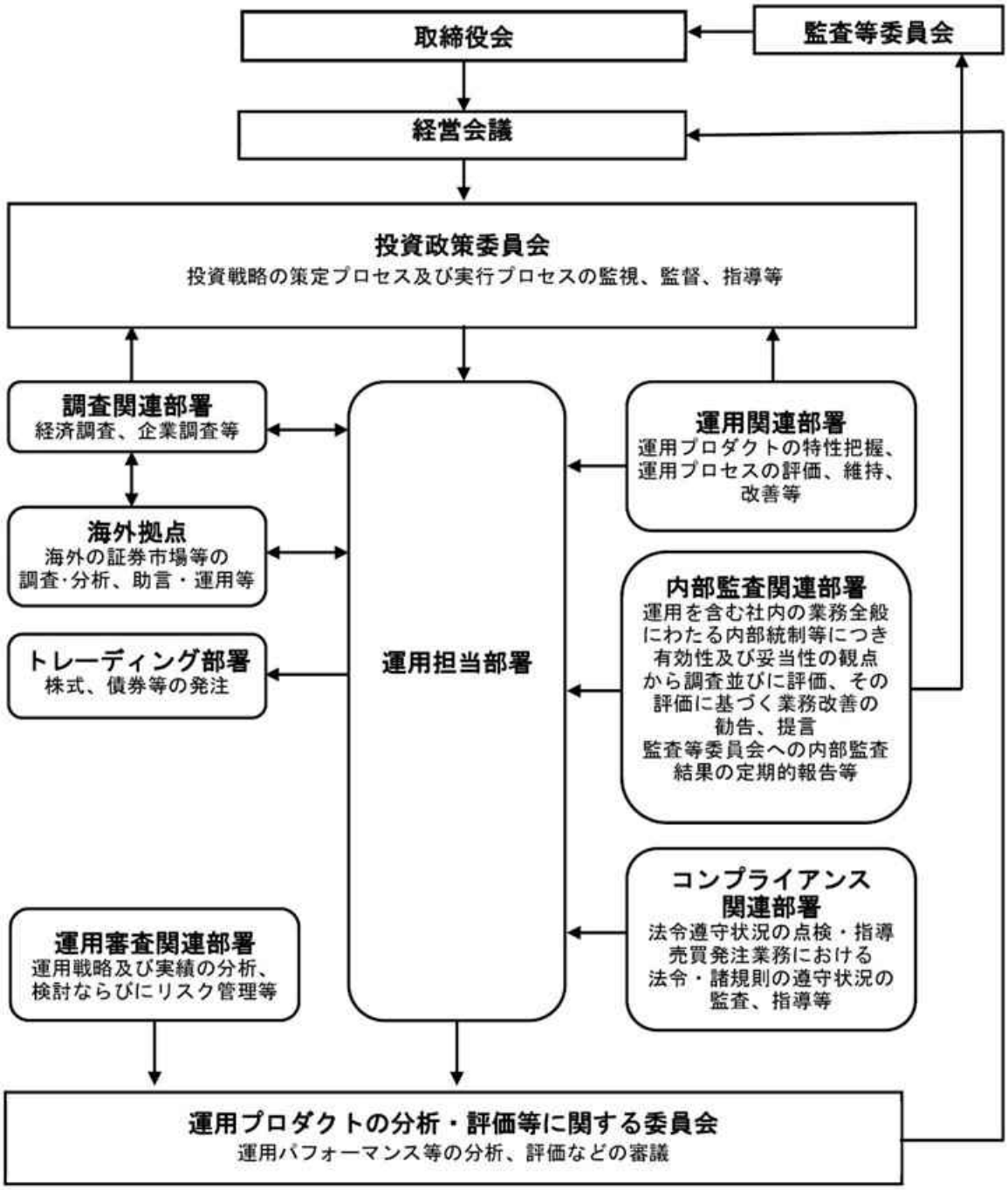
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192
単位型株式投資信託	129	721,300
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型公社債投資信託	376	618,921
合計	1,429	68,639,445

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

区分	注記番号	前事業年度 (2024年3月31日) 金額(百万円)		当事業年度 (2025年3月31日) 金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		－
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		－	
関係会社株式評価損		490		－	
固定資産除却損	※2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りの変更に関する注記］

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

［表示方法の変更に関する注記］

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

［追加情報］

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2024年3月31日）	当事業年度末 （2025年3月31日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939百万円	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,204百万円
※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214百万円 器具備品　733 合計　1,948	※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,528百万円 器具備品　792 合計　2,320

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050百万円	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　6,591百万円
※２．固定資産除却損 建物　-百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31	※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　- ソフトウェア　14 合計　14

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 （単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	－
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	－
資産計	46,880	46,880	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	－	－	－
金銭の信託	46,810	－	－	－
未収委託者報酬	34,911	－	－	－
未収運用受託報酬	7,066	－	－	－
短期貸付金	2,242	－	－	－
合計	99,208	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 （単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	46,810	－	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	－	70	－	70
資産計	－	46,880	－	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

当事業年度　（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

１．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

当事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	－	70	70

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産　百万円	繰延税金資産　百万円
賞与引当金　1,422	賞与引当金　1,840
退職給付引当金　855	退職給付引当金　824
関係会社株式評価減　1,162	関係会社株式評価減　1,281
未払事業税　360	未払事業税　547
投資有価証券評価減　11	投資有価証券評価減　12
減価償却超過額　323	減価償却超過額　331
時効後支払損引当金　186	時効後支払損引当金　192
関係会社株式売却損　505	関係会社株式売却損　509
ゴルフ会員権評価減　79	ゴルフ会員権評価減　81
資産除去債務　348	資産除去債務　451
未払社会保険料　116	未払社会保険料　135
その他　50	その他　38
繰延税金資産小計　5,422	繰延税金資産小計　6,245
評価性引当額　△1,848	評価性引当額　△1,973
繰延税金資産合計　3,573	繰延税金資産合計　4,271
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除去費用　△109	資産除去債務に対応する除去費用　△144
関係会社株式評価益　△85	関係会社株式評価益　△86
その他有価証券評価差額金　△146	その他有価証券評価差額金　△145
前払年金費用　△581	前払年金費用　△760
繰延税金負債合計　△922	繰延税金負債合計　△1,136
繰延税金資産の純額　2,651	繰延税金資産の純額　3,134
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率　31.0%	法定実効税率　31.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△3.9%
タックスヘイブン税制　1.2%	タックスヘイブン税制　1.3%
外国税額控除　△0.3%	外国税額控除　△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税　0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税　0.5%
その他　△0.2%	その他　△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率　28.2%
	3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2023年4月1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月1日 至　2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
見積もりの変更による増加	－	308
期末残高	1,123	1,431

４．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

［会計上の見積りの変更に関する注記］(1) に記載の通りであります。

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ･アセット･マネジメント U．S．A．インク	ニューヨーク	7,934,529(米ドル)	投資顧問業	直接 100%	－	有償減資(*2)	4,475	－	－

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3)	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　ノムラ･アセット･マネジメント U．S．A．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
（*３）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭	１株当たり純資産額　13,603円86銭 １株当たり当期純利益　7,398円11銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　38,105百万円 普通株式に係る当期純利益　38,105百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（のむラップ・ファンド（保守型））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（保守型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。
③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。
④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第44条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

第45条　＜削除＞

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第47条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型

（のむラップ・ファンド（やや保守型））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（やや保守型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資

等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

第46条　＜削除＞

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年11月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型

（のむラップ・ファンド（普通型））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の75%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（普通型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。
③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の123の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。
④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 44 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 44 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

第 45 条　＜削除＞

（公告）

第 46 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 47 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 48 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1 条　第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型

（のむラップ・ファンド（やや積極型））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の85%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（やや積極型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資

等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

第46条　＜削除＞

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年11月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型

（のむラップ・ファンド（積極型））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計には制限を設けません。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（積極型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界REITインデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。
③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の138の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。
④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 44 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 44 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

第 45 条　＜削除＞

（公告）

第 46 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 47 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 48 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1 条　第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや保守型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（やや積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（保守型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（普通型）年6%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年3%目標分配金受取型
追加型証券投資信託　のむラップ・ファンド（積極型）年6%目標分配金受取型

(国内株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 10 条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第 11 条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 16 条及び第 17 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 12 条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第 42 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第 43 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第 44 条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 45 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 10 条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第 11 条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 12 条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 10 条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第 11 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条及び第 18 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 12 条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 10 条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第 11 条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 12 条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（世界REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

⑵ 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第15条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
世界 REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第 2 条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 3 条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条　この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第 5 条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条　委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第 7 条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。
イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること
ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること
ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第15条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年1月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の支払いの時期）

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第42条　この信託は、受益者が第34条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資

法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第 43 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第 44 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第 45 条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 46 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成 20 年 2 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者　野村信託銀行株式会社